新潟県地域防災計画

（震災対策編）

令和８年３月修正

新 潟 県 防 災 会 議

震　災　対　策　編

目　　次

第１章　　総　則

第　1　節　計画作成の趣旨等 ---------- 1
第　2　節　県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 ------- 3
第　3　節　新潟県の特質と過去の地震災害---------- 13
第　4　節　複合災害時の対策 ---------- 35
第　5　節　地震被害の想定 ---------- 40
第　6　節　緊急地震速報と地震情報---------- 47

第２章　　災害予防

第　1　節　防災教育計画 ---------- 50
第　2　節　防災訓練計画 ---------- 56
第　3　節　自主防災組織育成計画 ---------- 60
第　4　節　防災都市計画 ---------- 63
第　5　節　集落孤立対策計画 ---------- 68

第　6　節　地盤災害予防計画 ---------- 71
第　7　節　建築物等災害予防計画 ---------- 79
第　8　節　道路・橋梁・ﾄﾝﾈﾙ等の地震対策 ---------- 84
第　9　節　港湾・漁港施設の地震対策 ---------- 87
第　10　節　空港の地震対策 ---------- 90

第　11　節　鉄道事業者の地震対策 ---------- 92
第　12　節　治山・砂防施設の地震対策 ---------- 95
第　13　節　河川・海岸施設の地震対策 ---------- 96
第　14　節　農地・農業用施設等の地震対策 ---------- 102
第　15　節　防災通信施設の整備と地震対策 ---------- 106

第　16　節　放送事業者の地震対策 ---------- 111
第　17　節　電気通信事業者の地震対策 ---------- 117
第　18　節　電力供給事業者の地震対策 ---------- 121
第　19　節　ガス事業者等の地震対策 ---------- 124
第　20　節　上水道の地震対策 ---------- 127

第　21　節　下水道等の地震対策 ---------- 131
第　22　節　工業用水道事業者の地震対策 ---------- 136
第　23　節　危険物等施設の地震対策 ---------- 138
第　24　節　津波災害予防計画 ---------- 143
第　25　節　地震火災予防計画 ---------- 144

第　26　節　廃棄物処理体制の整備 ---------- 148
第　27　節　救急・救助体制の整備 ---------- 151
第　28　節　医療救護体制の整備 ---------- 156
第　29　節　避難体制の整備 ---------- 163
第　30　節　要配慮者の安全確保計画 ---------- 174

第　31　節　食料・生活必需品等の確保計画 ---------- 183
第　32　節　学校の地震防災対策 ---------- 188
第　33　節　文化財の地震防災対策 ---------- 193
第　34　節　ボランティア受入れ体制の整備 ---------- 195
第　35　節　災害救助基金の積立及び運用計画 ---------- 198

第　36　節　事業所等の事業継続---------- 199
第　37　節　行政機関等の業務継続計画---------- 202

第３章　災害応急対策

災害応急対策ﾀｲﾑｽｹｼﾞｭｰﾙ ---------- 207

第 1 節　災害対策本部の組織・運営計画 ---------- 213
第 2 節　県及び防災関係機関の地震配備体制 ---------- 226
第 3 節　防災関係機関の相互協力体制 ---------- 228
第 4 節　災害時の通信確保 ---------- 239
第 5 節　津波避難計画 ---------- 247

第 6 節　被災状況等収集伝達計画 ---------- 248
第 7 節　広報計画 ---------- 254
第 8 節　住民等避難計画 ---------- 264
第 9 節　避難所運営計画 ---------- 269
第 10 節　避難所外避難者の支援計画 ---------- 277

第 11 節　自衛隊の災害派遣計画 ---------- 280
第 12 節　輸送計画 ---------- 284
第 13 節　警備・保安及び交通規制計画 ---------- 291
第 14 節　海上における災害応急対策 ---------- 302
第 15 節　災害時の空港運用及び航空管制 ---------- 307

第 16 節　消火活動計画 ---------- 309
第 17 節　救急・救助活動計画 ---------- 316
第 18 節　医療救護活動計画 ---------- 325
第 19 節　防疫及び保健衛生計画 ---------- 338
第 20 節　こころのケア対策計画 ---------- 344

第 21 節　児童生徒等に対するこころのケア対策計画 ---------- 348
第 22 節　廃棄物の処理計画 ---------- 350
第 23 節　トイレ対策計画 ---------- 356
第 24 節　入浴対策計画 ---------- 360
第 25 節　食料・生活必需品等供給計画 ---------- 363

第 26 節　要配慮者の応急対策 ---------- 370
第 27 節　建物の応急危険度判定計画 ---------- 376
第 28 節　宅地等の応急危険度判定計画 ---------- 382
第 29 節　学校における応急対策 ---------- 387
第 30 節　文化財応急対策 ---------- 393

第 31 節　障害物の処理計画 ---------- 396
第 32 節　遺体等の捜索・処理・埋葬計画 ---------- 401
第 33 節　愛玩動物の保護対策 ---------- 407
第 34 節　災害時の放送 ---------- 412
第 35 節　公衆通信の確保 ---------- 416

第 36 節　電力供給応急対策 ---------- 420
第 37 節　ガスの安全、供給対策 ---------- 423
第 38 節　給水・上水道施設応急対策 ---------- 427
第 39 節　下水道等応急対策 ---------- 435
第 40 節　工業用水道施設応急対策 ---------- 441

第 41 節　危険物等施設応急対策 ---------- 442
第 42 節　道路・橋梁・トンネル等の応急対策 ---------- 449
第 43 節　港湾・漁港施設の応急対策 ---------- 452
第 44 節　空港の応急対策 ---------- 456
第 45 節　鉄道事業者の応急対策 ---------- 458

第 46 節　治山・砂防施設等の応急対策 ---------- 463
第 47 節　河川・海岸施設の応急対策 ---------- 467
第 48 節　農地・農業用施設等の応急対策 ---------- 474
第 49 節　農林水産業応急対策 ---------- 479
第 50 節　商工業応急対策 ---------- 489

第 51 節　応急住宅対策 ---------- 492
第 52 節　ボランティアの受入れ計画 ---------- 501
第 53 節　義援金の受入れ・配分計画 ---------- 504
第 54 節　義援物資対策 ---------- 506
第 55 節　災害救助法による救助 ---------- 509

第４章　災害復旧・復興計画

第 1 節　民生安定化対策 ---------- 514
第 2 節　融資・貸付その他資金等による支援計画 ---------- 521
第 3 節　公共施設等災害復旧対策 ---------- 536
第 4 節　災害復興対策 ---------- 550

作成　　昭和６３年　８月　４日
修正　　平成　元年１１月　２日
修正　　平成　２年　９月　９日
修正　　平成　３年１１月　８日
修正　　平成　４年　９月２２日
修正　　平成　６年　３月２４日
修正　　平成　７年　３月２３日
修正　　平成　８年　３月２５日
修正　　平成　９年　８月１４日
修正　　平成１０年　５月１４日
修正　　平成１１年　５月２０日
修正　　平成１２年　６月１３日
修正　　平成１３年　６月２２日
修正　　平成１４年　６月２７日
修正　　平成１５年１１月１７日
修正　　平成１６年　９月３０日
修正　　平成１９年　７月２５日
修正　　平成２４年　８月２９日
修正　　平成２５年　３月２５日
修正　　平成２６年　３月２５日
修正　　平成２８年　３月２２日
修正　　平成３０年　３月２２日
修正　　平成３１年　３月２２日
修正　　令和　２年１０月２７日
修正　　令和　３年　３月２４日
修正　　令和　３年　６月２８日
修正　　令和　４年　３月３０日
修正　　令和　５年　３月３１日
修正　　令和　７年１０月３１日
修正　　令和　８年　３月２５日

第 １ 章　総　　則

第１節　　計画作成の趣旨等

１　計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、県、市町村、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、県の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 40 条の規定に基づき新潟県防災会議が策定した「新潟県地域防災計画」を構成し、本県における震災対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

新潟県地域防災計画は、本編の「震災対策編」並びに別冊の「津波災害対策編」、「風水害対策編」、「土砂災害対策編」、「原子力災害対策編」、「個別災害対策編」及び「資料編」で構成する。

３　関連計画との整合

この計画は、過去における大規模な地震等による災害の経験を礎に、本県の自然条件、社会条件等を踏まえ、本県における防災に関する計画を定めるものである。

また、国土強靭化基本法など他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図る。

４　計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、法第 40 条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

５　計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

６　共通用語等

(1) 本計画において用語の定義は、次のとおりである。

・自主防災組織　　住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。（法第２条の２関係）

・要配慮者　　高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。（法第８条第２項関係）

・避難行動要支援者　　要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者

であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（法第 49 条の 10 関係）

・地区防災計画　地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村等が活動の中心となる市町村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。（法第 42 条第３項及び第 42 条の２関係）

・避難場所　災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。

・指定緊急避難場所　避難場所のうち市町村が指定したもの。（法第 49 条の４から第 49 条の６まで及び第 49 条の８関係）

・避難所　避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。

・指定避難所　避難所のうち市町村が指定したもの。（法第 49 条の７及び第 49 条の８関係）

・罹災証明書　災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。（法第 90 条の２関係）

・被災者台帳　被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（法第 90 条の３関係）

(2) 第２章及び第３章の各節の冒頭では、計画に関連する主な関係機関を掲載している。県の関係部局及び県災害対策本部の関係部が複数にわたる場合、中心的な役割を果たすものを◎で示す。

第２節　　県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

１　基本理念

(1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本県の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって住民、地域、行政（防災関係機関）は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、県、市町村を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、住民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、住民、地域、行政（防災関係機関）の各主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

たとえ、大規模な地震が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い新潟県」を実現していく。

ア　住民等に求められる役割

(ｱ) 住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、住民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。

(ｲ) 住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

(ｳ) 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

(ｴ) 県及び市町村は、住民及び企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ　地域に求められる役割

(ｱ) 住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。

(ｲ) 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

(ｳ) 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。

(ｴ) 県及び市町村は、住民及び企業等による安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ　県、市町村及び防災関係機関に求められる役割

(ｱ) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。

ａ　専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

ｂ　業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備

ｃ　職員の教育・研修・訓練による習熟

ｄ　国の研修機関等及び県及び市町村の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築

ｅ　ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化

ｆ　災害対応業務のプログラム化、標準化

ｇ　緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築

ｈ　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用

(ｲ) 県、市町村及び防災関係機関は、平時から、住民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。

(ｳ) 県、市町村及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

(ｴ) 県、市町村及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

(ｵ) 県、市町村及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。

(ｶ) 県、市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(ｷ) 市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

(ｸ) 内閣府は，「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて，地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより，地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進する。

(ｹ) 県、市町村は、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努め

る。

エ　支援と協力による補完体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。また、登録被災者援護協力団体との平時からの連携に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

ア　各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本計画では、第２章及び第３章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ　計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(4) 複合災害への配慮

積雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について、各業務においてあらかじめ配慮する。本計画では、本章第４節「複合災害時の対策」において総括的な方針を示すほか、第２章及び第３章の関係節において具体的な対応策を示す。

(5) 計画の実効性の確保

県、市町村及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア　過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ　関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ　研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

(6) 県全体の防災力の計画的な向上

県は、市町村及び防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、住民・企業等にも広く参画を求めて、県全体の総合的な防災力向上を県民運動として推進する。

２　防災関係機関及び県民の責務

(1) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

ア　政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、ＮＰＯ、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ　災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

エ　市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

オ　平常時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。

カ　この計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

(2) 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町村、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民・企業等

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

住民・企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市町村、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

３　各機関の事務又は業務の大綱

新潟県の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、新潟県、県内各市町村、指定公共機関、指

定地方公共機関及び県内のその他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて新潟県の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
新 潟 県 （新 潟 県）	1　新潟県防災会議に関すること 2　市町村、指定公共機関又は指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること 3　災害予警報等情報伝達に関すること 4　被災状況に関する情報収集に関すること 5　災害広報に関すること 6　避難指示等に関すること 7　市町村の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8　市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 9　災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 10　災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 11　市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること 12　被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 13　被災要援護者に対する相談及び援護に関すること 14　公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 15　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16　緊急通行車両の確認に関すること 17　消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 18　自衛隊の災害派遣要請に関すること 19　他の都道府県に対する応援要請に関すること
（新潟県警察本部）	20　避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 21　交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 22　行方不明者調査及び死体の検視に関すること 23　犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
市 町 村	1　市町村防災会議に関すること 2　管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること 3　災害予警報等情報伝達に関すること 4　被災状況に関する情報収集に関すること 5　災害広報並びに高齢者等避難の発令、避難指示等に関すること 6　被災者の救助に関すること 7　県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 8　災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 9　消防活動及び浸水対策活動に関すること 10　被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること

機　関　名		処理すべき事務又は業務の大綱
		11　被災要援護者に対する相談及び援護に関すること 12　公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 13　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 14　消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 15　ガス、水道等公営事業の災害対策に関すること
指定地方行政機関	関東管区警察局	1　管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2　警察庁及び他管区警察局との連絡に関すること 3　管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること 4　警察通信の確保及び統制に関すること 5　津波・火山警報の伝達に関すること
	関東財務局	1　地方公共団体に対する災害融資に関すること 2　災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請に関すること 3　主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関すること 4　災害時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等に関すること
	関東信越厚生局	1　管内の被害情報の収集及び伝達に関すること 2　関係機関との連絡調整に関すること
	北陸農政局	1　国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること 2　農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること 3　農業用施設における事前防災の徹底に関すること 4　災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること
	関東森林管理局	1　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること 2　民有林直轄治山事業の実施に関すること 3　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
	関東経済産業局	1　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3　被災中小企業の振興のための各種援助措置に関すること
	東北経済産業局	電気の安定供給に関すること
	関東東北産業保安監督部	1　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること 2　鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
	関東東北産業保安監督部東北支部	被災電気事業施設の復旧促進措置に関すること
	北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送及び港湾荷役作業の確保に関すること
	新潟空港事務所	1　空港及び航空保安施設の管理運用に関すること 2　航空機による輸送の確保に関すること

機　関　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	第九管区海上保安本部	1　災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓蒙活動及び調査研究に関すること 2　災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること 3　災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること 4　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること
	（第九管区海上保安本部）	5　海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること 6　災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関すること
	東京管区気象台	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
	信越総合通信局	1　災害時における通信・放送の確保に関すること 2　災害時における非常通信に関すること 3　非常災害時における臨時災害放送局等の臨機の措置に関すること 4　災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車等及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること
	新潟行政評価事務所	1　被災者への生活支援情報の提供 2　専用電話を備えた相談窓口の開設 3　特別行政相談所の開設
	新潟労働局	災害時における産業安全確保に関すること
	北陸地方整備局	1　台風及び波浪から港湾及び地域住民を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関すること 2　港湾、航路及び港湾内運河並びに空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること 3　一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること 4　一級河川水系におけるダム設置者に対する管理及び防災上の指示監督に関すること 5　洪水予報指定河川（信濃川、阿賀野川、関川、荒川、姫川）の洪水予報業務に関すること 6　国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関すること 7　国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧に関すること 8　土砂災害緊急情報の発表等に関すること 9　荒川水系大石川及び信濃川水系三国川におけるダム管理に関すること

機　関　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関		10　直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関すること 11　一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること 12　国が行う海洋の汚染の防除に関すること 13　油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導に関すること 14　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
	関東地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3　放射性物質（2011 年 3 月 11 日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 4　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
	北陸地方測量部	1　災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用の支援・協力に関すること 2　国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用の支援・協力に関すること 3　地理情報システム活用の支援・協力に関すること 4　災害復旧・復興のための公共測量の技術的助言に関すること
	北関東防衛局	1　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊		1　防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2　災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3　災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること
指定公共機関	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
	ＮＴＴ東日本 株式会社ＮＴＴドコモ ＫＤＤＩ株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	1　電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2　災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること
	日本銀行	1　銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること 2　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること 3　金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5　各種措置に関する広報に関すること

機　関　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	日本赤十字社	1　災害時における医療救護に関すること 2　災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3　災害時の輸血用血液の供給に関すること 4　災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること 5　労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること
	日本放送協会	1　津波予警報、気象警報等の放送に関すること 2　災害時における広報活動に関すること
	東日本高速道路株式会社	1　高速自動車国道の防災管理に関すること 2　災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること 3　高速自動車国道の早期災害復旧に関すること
	電源開発株式会社	ダム施設等の防災管理及び災害復旧に関すること
	東北電力株式会社 東北電力ネットワーク株式会社	1　電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2　災害時における電力の供給の確保に関すること
	日本通運株式会社	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	日本郵便株式会社	災害時における郵政業務の確保、郵政業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること
指定地方公共機関	土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧に関すること
	新潟県土地改良事業団体連合会	各土地改良区との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整に関すること
	水防事務組合	水防施設、資機材の整備と管理及び水災の警戒防御に関すること
	北陸瓦斯株式会社 越後天然ガス株式会社 新発田ガス株式会社 蒲原瓦斯株式会社 佐渡瓦斯株式会社	1　都市ガス施設等の防災管理に関すること 2　災害時における都市ガスの安定的供給に関すること
	一般社団法人 新潟県ＬＰガス協会	1　ＬＰガス施設等の防災管理に関すること 2　災害時におけるＬＰガスの安定的供給に関すること
	新潟運輸株式会社 東部運送株式会社 中越運送株式会社 ﾌﾟﾘｳﾞｪ運輸株式会社 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 佐渡汽船運輸株式会社 新潟交通株式会社 越後交通株式会社 頸城自動車株式会社 蒲原鉄道株式会社 公益社団法人新潟県ﾄﾗｯｸ協会	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	北越急行株式会社 えちごトキめき鉄道株式会社	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
	佐渡汽船株式会社 粟島汽船株式会社	海上における安全輸送の確保及び災害時における海上輸送の確保に関すること

機　関　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方公共機関	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合ﾃﾚﾋﾞ 株式会社ﾃﾚﾋﾞ新潟放送網 株式会社新潟ﾃﾚﾋﾞ21 株式会社ｴﾌｴﾑﾗｼﾞｵ新潟 株式会社柏崎ｺﾐｭﾆﾃｨ放送 株式会社ｴﾌｴﾑ新津 株式会社けんと放送 株式会社ｴﾌｴﾑしばた 株式会社ｴﾌｴﾑ雪国 長岡移動電話ｼｽﾃﾑ株式会社 燕三条ｴﾌｴﾑ放送株式会社 ｴﾌｴﾑ角田山 ｺﾐｭﾆﾃｨ放送株式会社 ｴﾌｴﾑ上越株式会社 上越ｹｰﾌﾞﾙﾋﾞｼﾞｮﾝ株式会社 株式会社ｴﾇ・ｼｨ・ﾃｨ 株式会社佐渡ﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ	（１　津波警報、気象警報等の放送に関すること ２　災害時における広報活動に関すること　）
	株式会社新潟日報社	災害時における広報活動に関すること
	一般社団法人新潟県医師会 一般社団法人新潟県歯科医師会 公益社団法人新潟県薬剤師会	災害時における医療救護に関すること
	一般社団法人新潟県商工会議所連合会 新潟県商工会連合会	１　災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること ２　救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	公益社団法人新潟県看護協会	災害支援ナースの派遣に関すること
	公益社団法人新潟県助産師会	災害時における助産に関すること及び妊産婦、新生児等の保健指導に関すること
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	全国農業協同組合連合会 新潟県本部	災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること
	森林組合、 漁業協同組合、 農業協同組合等	１　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること ２　被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること ３　災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること
	病院、診療所	１　災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること ２　災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること
	ダム施設の管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること
	新潟県災害ボランティア調整会議	１　県災害ボランティア支援センターの設置・運営の支援協力に関すること ２　市町村災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰの支援に関すること
	新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	災害派遣福祉チーム（以下、「ＤＷＡＴ」という）の派遣に関すること

第３節　　新潟県の特質と過去の地震被害

１　新潟県の地質、地形などの特性

(1) 新潟県の地形

県境付近には 1,500 メートルから 3,000 メートル近い山が連なり、これらの山岳に源を発する阿賀野川、信濃川の下流部には、日本海沿岸随一の広大な新潟平野、鯖石川下流部には柏崎平野、関川下流部には高田平野が広がっているが、他はほとんど山地を形成している。

これらの平野のうち、沿岸に近い地域は、海岸平野の特性を反映し、砂地盤に富むので新潟地震にみられたような液状化現象の発生が考えられる。また、砂丘地背後の低湿地は、軟弱地盤であるので地盤沈下現象も災害要因として考えられる。

県境付近の山地は標高が高く、また急峻で谷が深くぜい弱な地質とあいまって、土砂の流出が大きい。また、中越・上越地区は、全国一の地すべり地帯となっており、これらの山地を縫うように渓流が発達している。これらの山地では、地震動に伴う地すべり、土石流等の土砂災害の発生が考えられる。

また、佐渡島は北に金北山を主峰とする大佐渡山地、南に小佐渡丘陵がほぼ並行に走り、中央に国仲平野が広がっている。

(2) 新潟県の地質

地質の違いによって、県内を大きく東部、中部、西部の３地域に分けることができる。

東部地域は、村上から新発田、小出さらに魚野川に沿って苗場山を結ぶ線で囲まれ、古生層と花崗岩類を中心とした地質からなる。

中部地域は、東部地域の境から、糸魚川＝静岡構造線（フォッサ・マグナ西縁）の間の地域で、新第三紀、第四紀層の津川層から寺泊層、椎谷層、西山層のほか、火山岩類や魚沼層群等からなる。

また、西部地域は、糸魚川＝静岡構造線以西で、中生層、古生層が広く分布し、他に相川層群や第四紀の火山岩類が見られる。

地 形 図

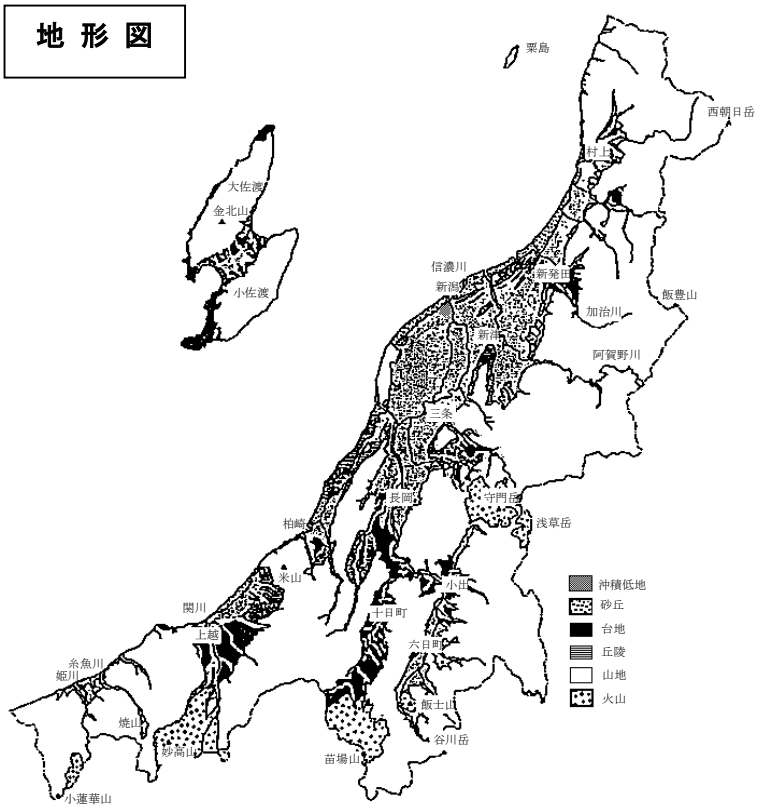
粟島
西朝日岳
村上
大佐渡
金北山
小佐渡
信濃川
新潟
新発田
飯豊山
加治川
阿賀野川
三条
長岡
守門岳
浅草岳
柏崎
米山
小出
関川
十日町
上越
六日町
糸魚川
姫川
飯士山
焼山
谷川岳
妙高山
苗場山
小蓮華山
沖積低地
砂丘
台地
丘陵
山地
火山

地 質 図

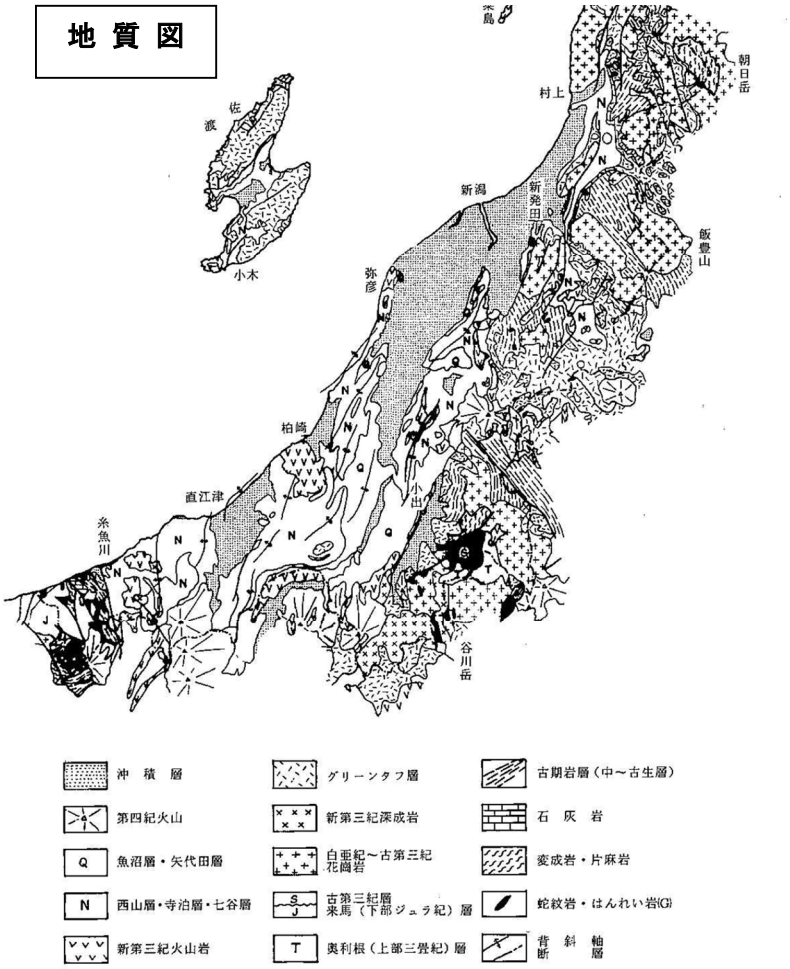
粟島
朝日岳
村上
佐渡
新潟
新発田
飯豊山
小木
弥彦
柏崎
直江津
小出
糸魚川
谷川岳
沖 積 層
第四紀火山
Q 魚沼層・矢代田層
N 西山層・寺泊層・七谷層
新第三紀火山岩
グリーンタフ層
新第三紀深成岩
白亜紀～古第三紀 花崗岩
古第三紀層 来馬（下部ジュラ紀）層
T 奥利根（上部三畳紀）層
古期岩層（中～古生層）
石 灰 岩
変成岩・片麻岩
蛇紋岩・はんれい岩(G)
背斜軸 向斜軸層

(3) 新潟県の活断層

ア　本県には、櫛形山脈断層帯をはじめ数多くの活断層が存在するとされている。

また、国の地震調査研究推進本部が、社会的、経済的に大きな影響を与えると考えられ調査対象とした全国の 114 活断層帯のうち、県内には、櫛形山脈断層帯、月岡断層帯、長岡平野西縁断層帯、十日町断層帯、六日町断層帯、高田平野断層帯が存在している。(位置図参照)

新潟県内の調査対象断層の位置図

イ　本県に関係する主要活断層帯の長期評価の概要（地震調査研究推進本部地震調査委員会による）

断層帯名 （起震断層/活動区間）	予想地震規模 （M）	ランク	地震発生確率 （今後 30 年以内）	最新活動時期 平均活動間隔
櫛形山脈断層帯	6.8 程度	Ｓ＊	0.3%～5%	約 3,200 年前以後、約 2,600 年前以前 約 2,800 年～4,200 年
月岡断層帯	7.3 程度	Ａ＊	ほぼ 0%～1%	約 6,500 年前以後、約 900 年前以前 7,500 年以上
長岡平野西縁断層帯	8.0 程度	Ｓ＊	3%以下	13 世紀以後 約 1,200 年～3,700 年
十日町断層帯（西部）	7.4 程度	Ｓ＊	3%以上	約 3,100 年前以前 3,300 年程度
十日町断層帯（東部）	7.0 程度	Ａ	0.4%～0.7%	不明 4,000 年～8,000 年程度
高田平野断層帯(高田平野東縁断層帯)	7.2 程度	Ｓ＊	ほぼ 0%～8%	約 3,500 年前以後、19 世紀以前 2,300 年程度
高田平野断層帯(高田平野西縁断層帯)	7.3 程度	Ｚ	ほぼ 0%	1751 年の地震 2,200 年～4,800 年程度
六日町断層帯（北部）（ケース１）	7.1 程度	Ａ	0.4%～0.9%	約 4,900 年前以後、16 世紀以前 約 3,200 年～7,600 年
六日町断層帯（北部）（ケース２）	7.1 程度	Ｚ	ほぼ 0%	2004 年中越地震 約 3,200 年～4,000 年もしくはそれ以下
六日町断層帯（南部）	7.3 程度	Ｚ	ほぼ 0%～0.01%	約 2,900 年前以後、2,000 年前以前 約 6,200 年～7,200 年

※地震発生確率の算定基準日は、令和７年１月１日。
※六日町断層帯（北部）については、平成 16 年（2004）新潟県中越地震を六日町断層帯北部の最新活動としない場合（ケース１）とこれを最新活動とする場合（ケース２）の２つの場合分けをして、評価を行った。
※地震発生確率値は有効数字１桁で記述している。ただし、30 年確率が 10%台の場合は 2 桁で記述する。また「ほぼ 0%」とあるのは、10^{-3}%未満の値を表す。
※活断層における今後 30 年以内の地震発生確率が 3%以上を「Ｓランク」、0.1～3%を「Ａランク」、0.1%未満を「Ｚランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Ｘランク」と表記している。
※最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値が地震後経過率。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると 1.0 となる。地震後経過率が 0.7 以上である活断層については、ランクに「＊」を付記している。

２　新潟地震とその被害

(1) 震源、規模

発生年月日	昭和３９年（１９６４年）６月１６日１３時０１分
震源・規模	新潟県下越沖　北緯３８度２２．２分、東経１３９度１２．７分
	深さ３４キロメートル　　マグニチュード　７．５
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は、図－１のとおりである。 本県では、かなり広い地域が震度５という強震に見舞われた。県内各地における震度分布は、図－２のとおりであるが、震源に近い村上市では一部で震度６に匹敵するところがあったといわれている。

図－１　　新潟地震震度分布図

震度	気象官署地名
５（強震）	新潟、酒田、仙台、相川
４（中震）	福島、小名浜、前橋、石巻、山形、長野、秋田、盛岡、高田、姉岡、白河、輪島、会津若松
３（弱震）	東京、大船渡、宇都宮、追分、松本、甲府、横浜、宮古、御前崎、富山、熊谷、秩父、諏訪
２（軽震）	水戸、青森、金沢、松代、船津、銚子、江差、三島、飯田
１（微震）	八戸、富崎、豊岡、彦根、津、福井、高山、函館、森、室蘭、帯広、静岡

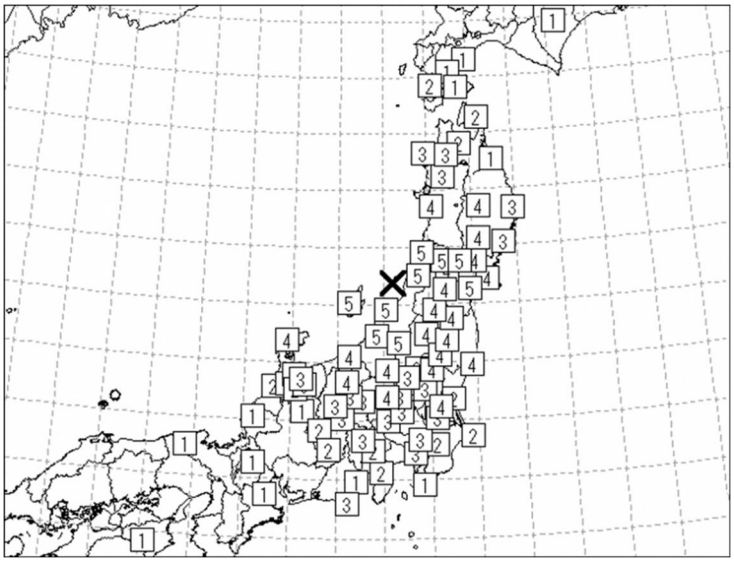

図－２　　新潟県内震度分布図

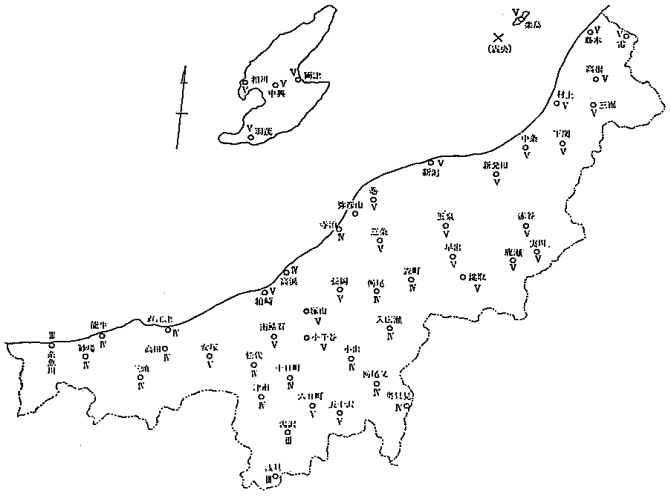

(2) 津波の状況

日本海沿岸に押し寄せた津波の最大波高とその時刻は、表－１のとおりである。第１波は比較的小さく、むしろ３回目くらいの津波が大きかったといわれている。新潟市では、この津波が信濃川を遡行し、遠く 14 キロメートル上流まで及んだ。

人的被害はなかったものの、この津波のため新潟市、両津市等で浸水被害があったほか、各地で船舶等に被害が生じた。

表－１　津波の概要

観測地点	最大波高	その時刻
	cm	時　分
北海道岩内	60	15:23
〃　江差	40	17:05
深　浦	170	17:00
岩　崎	180	17ころ
秋　田　港	150	15:07
酒　田(湾内)	300	14:47
鼠　が　関	350	13:20
上　海　府	390	13:10
岩　船	350	13:20
佐渡　両津	200	14:23
新　潟	234	14:25
新　川	134	14:32
直　江　津	170	15:55
富　山　港	100以下	15ころ
伏　木　港	80	15:25
輪　島	120	14:45
浜　田	32	20:10

注　図のうち下線を引いた数字は，痕跡による最高波を示すものである。(例350)

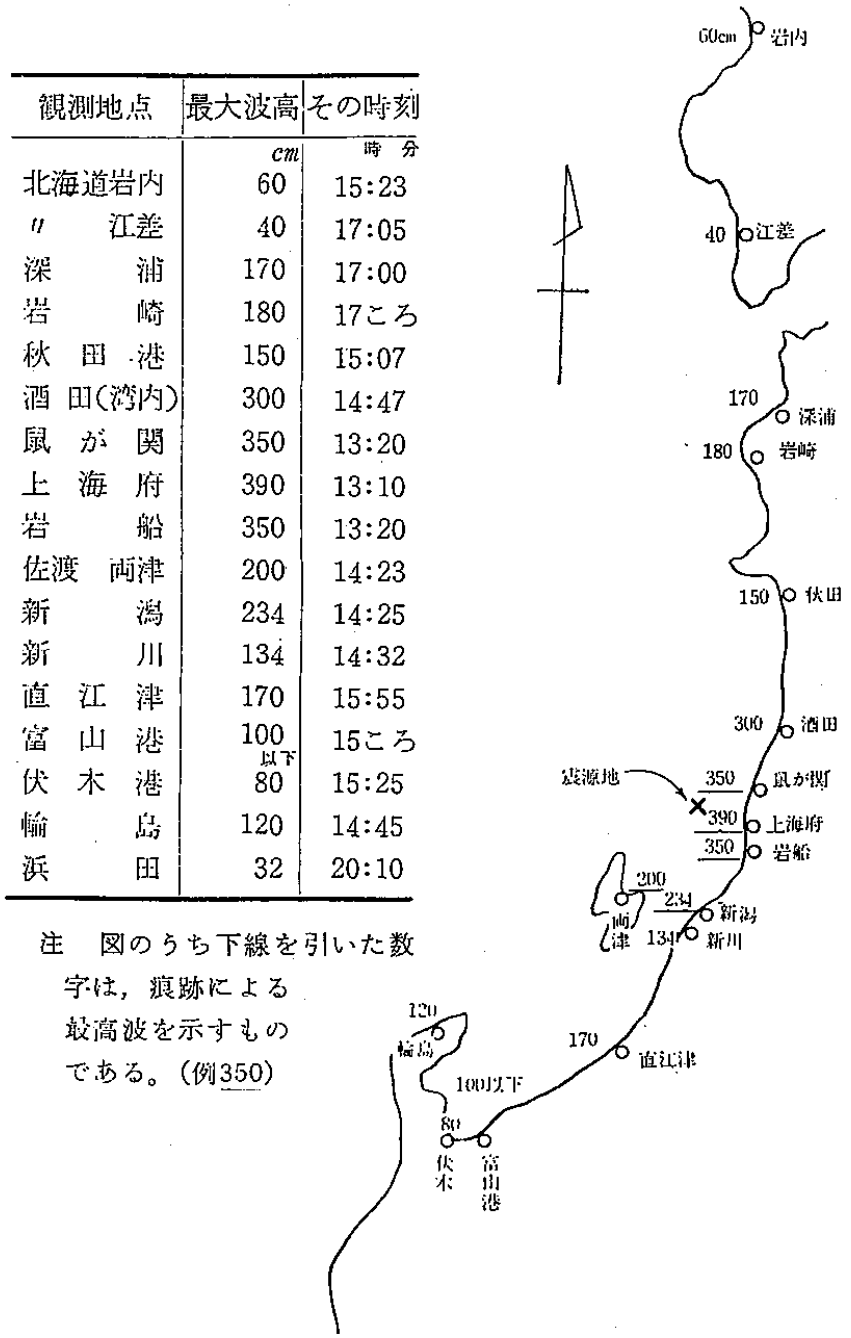

(3) 被害の状況

県内の被害の特徴は次のとおりであった。

ア　被害の分布

県内各地は、その大半が震度５という激しさであったため、地震被害はほとんど全市町村に及んだ。しかし、特に被害が激しかったのは、震源地に近い山形県境から村上市を含む岩船地方と新潟市を中心とする北蒲原、西蒲原地方などで、概して沿岸に近い地方に集中した。

震央に近い粟島や山北、村上地方では隆起や陥没が発生し、港湾施設の破損や山腹斜面に多数の崩壊を生じた。

しかし、なんといっても被害が大きかったのは、新潟市を中心とする蒲原地方平野部であり、なかでも河川の下流低地の軟弱地盤上の町に被害が集中した。特に当時人口３０万人余を擁し近代都市を形成していた新潟市では、ライフライン施設の破壊による都市機能の障害や液状化に伴う道路、家屋の損壊など多くの被害が集中した。

イ　地盤の液状化現象

地盤の液状化現象は、噴水、噴砂、噴泥を伴う。新潟地震では、地盤の液状化によるビルの倒壊・転倒、道路・堤防の陥没、沈下等が多数発生した。

地盤の液状化による被害は、ほとんど旧河道跡や新しい埋立地に限られており、前述の建築物被害、土木施設被害のほか、地下埋設物等にも大きな被害が生じた。

ウ　水害の発生

新潟市では、５，０００ヘクタール以上にも及ぶ地域が、地震後の浸水によって泥海と化した。地盤の液状化現象によって噴出した地下水と、陥没やき裂を生じた護岸、堤防を越えて津波が襲ってきたためである。

数年来続いていた地盤沈下によって、海抜ゼロメートル地帯が広がっていたため、浸水は容易に引かず、市内の床上浸水は９，８００戸にも及んだ。

また、両津市でも津波により４００戸近くが浸水した。

エ　火災の発生

新潟地震においては、一般の火災は少なく、新潟市で９件の出火のうち４件はすぐ消され、２件は昭和石油のものであった。他の３件は大火には至らなかった。

地震直後、昭和石油の石油タンクから溢流したタンク火災が発生し（第１火災）、また、午後６時３０分頃津波の浸水による流出油が発火し（第２火災）、隣接住宅地を延焼した。第２火災は６月２０日鎮火したが、第１火災は７月１日まで燃え続けた。

この火災による延焼棟数は２９０棟、延焼面積は６４．４平方キロメートルに及んだ。

３　新潟県北部の地震とその被害

(1) 震源、規模

発生年月日	平成７年（１９９５年）４月１日１２時４９分
震源・規模	新潟県下越地方　北緯３７度５３．４分、東経１３９度１４．８分
	深さ１６キロメートル　　マグニチュード　５．６
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は、図－３のとおりである。 県北部を中心に震度４を観測した。県内各地における震度分布は、図－４のとおりであるが、震源に近い笹神村の一部では震度６に近い揺れがあったものと推定される。

図－３　　新潟県北部の地震震度分布図

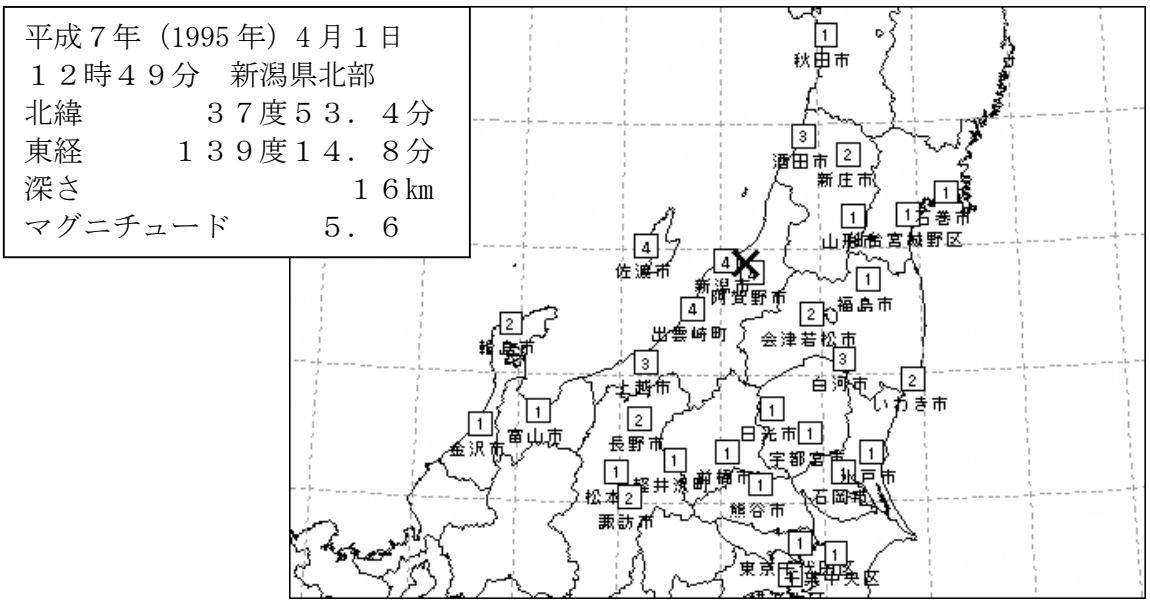

図－４　　新潟県内震度分布図

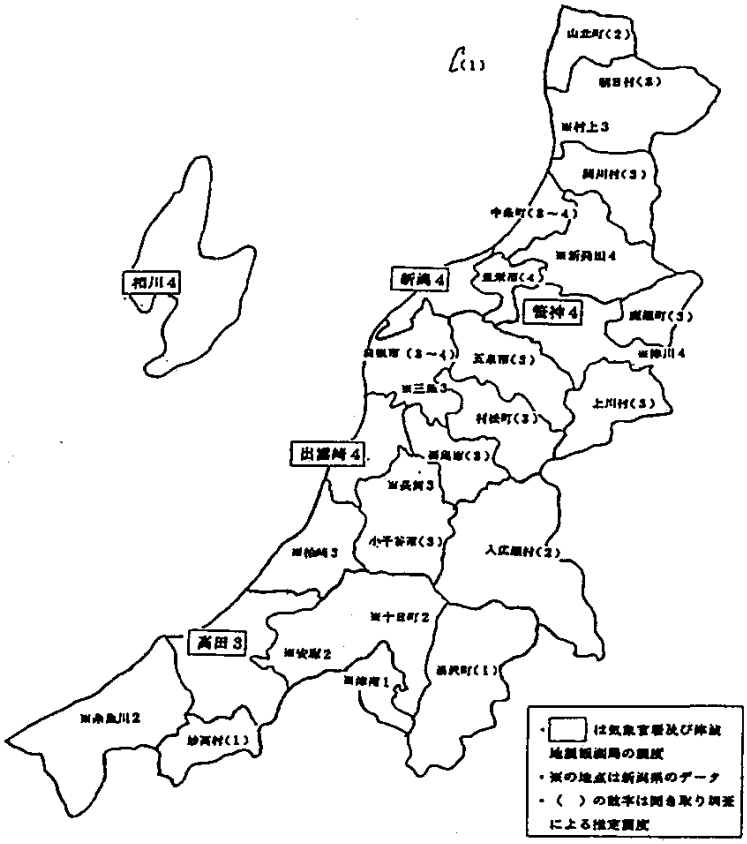

(2) 被害の状況

震源に近い豊浦町、笹神村等では、家屋の全壊等の被害が見られた。

家屋の被害は、北蒲原郡の南部の豊浦町から水原町にかけての地域において顕著である。北北東から南南西方向に延びる長さ６～７キロメートル、幅１～２キロメートルの範囲では震度５相当の揺れが、更にこの内の笹神村の一部地域では震度６に近い揺れがあったものと推定される。

４　中越大震災（気象庁命名は「平成１６年（２００４年）新潟県中越地震」）とその被害

(1) 震源、規模

発生年月日	平成１６年（２００４年）１０月２３日１７時５６分
震源・規模	新潟県中越地方　北緯３７度１７．５分、東経１３８度５２．０分
	深さ１３キロメートル　　マグニチュード　６．８
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は、図－５－１、２のとおりである。 県内各地における市町村別の最大震度分布は、図－６のとおりであり、川口町において計測震度計による観測史上初めて震度７を記録するなど、各地で大きな揺れを観測した。 また、本震直後から大規模な余震が繰り返し発生した。

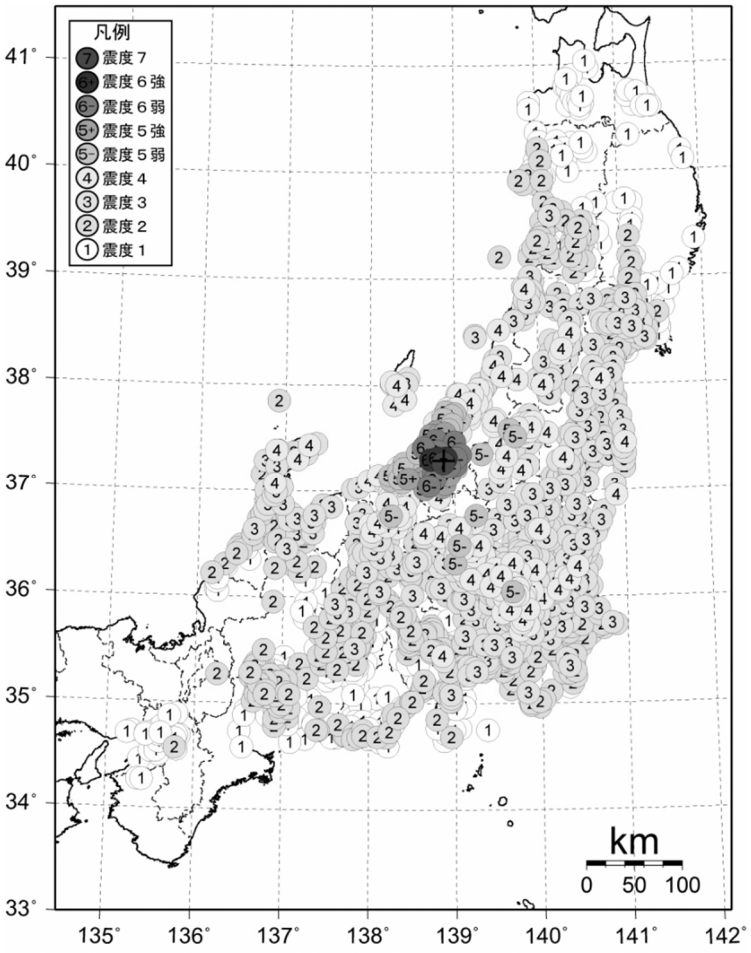

図－５－１　震度分布図（気象庁資料より）

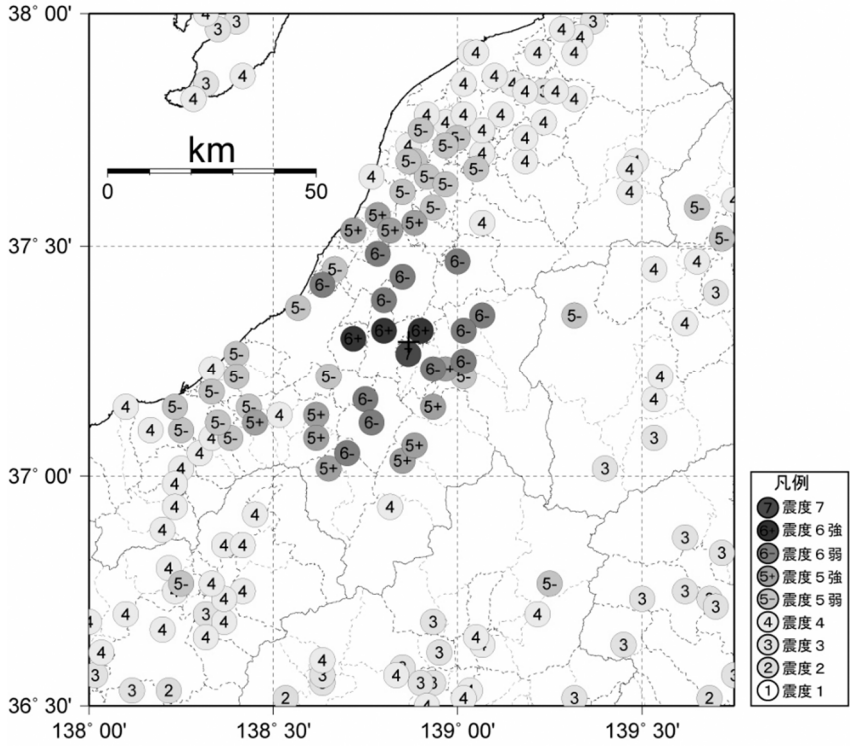

図－５－２　震度分布図（震央周辺拡大図）（気象庁資料より）

表１　本震および余震域で発生したマグニチュードが 5.0 以上または最大震度が５弱以上の地震の震源要素（2004 年 10 月 23 日～2005 年 8 月 31 日）

	震源時		北緯	東経	マグニチュード	深さ (km)	最大震度
	（年月日）	（時分）					
本震	2004/10/23	17時56分	37度17.5分	138度52.0分	6.8	13	7
	2004/10/23	17時59分	37度18.7分	138度51.3分	5.3	16	5強
	2004/10/23	18時03分	37度21.2分	138度59.0分	6.3	9	5強
	2004/10/23	18時07分	37度20.8分	138度51.9分	5.7	15	5強
	2004/10/23	18時11分	37度15.1分	138度49.7分	6.0	12	6強
最大余震	2004/10/23	18時34分	37度18.3分	138度55.8分	6.5	14	6強
	2004/10/23	18時36分	37度15.3分	138度56.4分	5.1	7	5弱
	2004/10/23	18時41分	37度14.3分	138度56.4分	4.2	9	5弱
	2004/10/23	18時57分	37度12.3分	138度51.8分	5.3	8	5強
	2004/10/23	19時36分	37度13.0分	138度49.4分	5.3	11	5弱
	2004/10/23	19時45分	37度17.7分	138度52.5分	5.7	12	6弱
	2004/10/23	19時48分	37度17.8分	138度50.1分	4.4	14	5弱
	2004/10/23	21時44分	37度16.3分	138度56.5分	5.0	15	4
	2004/10/23	23時34分	37度19.0分	138度54.3分	5.3	20	4
	2004/10/24	14時21分	37度14.7分	138度49.5分	5.0	11	5強
	2004/10/24	23時00分	37度10.6分	138度56.8分	5.1	2	4
	2004/10/25	00時28分	37度12.1分	138度52.2分	5.3	10	5弱
	2004/10/25	06時04分	37度19.8分	138度56.8分	5.8	15	5強
	2004/10/27	10時40分	37度17.5分	139度02.0分	6.1	12	6弱
	2004/10/27	10時42分	37度15.8分	138度58.9分	5.1	12	4
	2004/11/1	04時35分	37度12.7分	138度54.0分	5.0	8	4
	2004/11/4	08時57分	37度25.8分	138度54.9分	5.2	18	5強
	2004/11/6	02時53分	37度21.7分	139度00.1分	5.1	ごく浅い	4
	2004/11/8	11時15分	37度23.7分	139度01.9分	5.9	ごく浅い	5強
	2004/11/8	11時27分	37度23.6分	139度01.3分	5.0	ごく浅い	4
	2004/11/8	11時32分	37度23.4分	139度02.8分	5.1	6	4
	2004/11/9	04時15分	37度21.2分	138度59.9分	5.0	ごく浅い	4
	2004/11/10	03時43分	37度22.1分	139度00.0分	5.3	5	5弱
	2004/12/28	18時30分	37度19.3分	138度58.9分	5.0	8	5弱

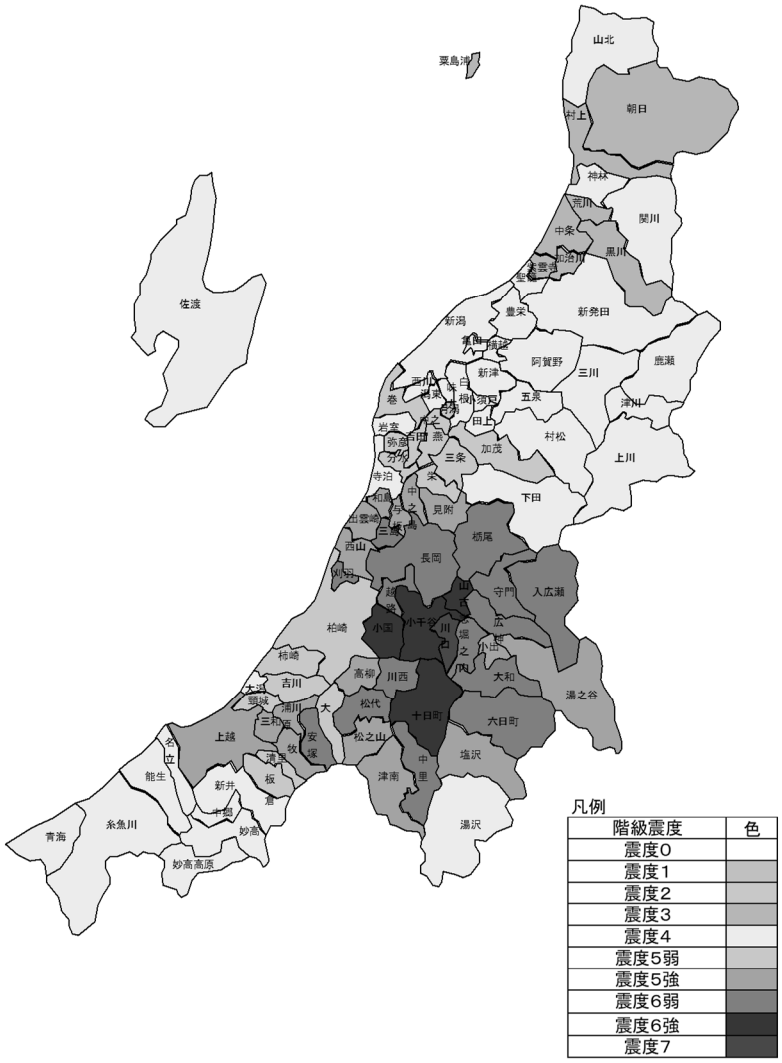

図－６　市町村別最大震度分布

(2) 被害の状況

ア　人的被害

中越大震災における人的被害は、死者 68 人、重傷者 632 人、軽傷者 4,163 人（平成 21 年 10 月 15 日現在）であったが、死者のうち、地震のショックや長期に亘る避難生活に伴うストレス及び疲労などに起因するいわゆる「災害関連死」が 2/3 程度含まれている。また、車中で避難生活を送っていた避難者の中には、エコノミークラス症候群（肺動脈塞栓症）の疑いのある死者も発生した。

イ　住家被害

住家被害は、全壊 3,175 棟、半壊 13,810 棟、一部損壊 104,619 棟（平成 21 年 10 月 15 日現在）となっており、特に震源に近い川口町、山古志村で大きな被害が発生している。

住宅が雪国仕様で堅牢だったため、大きな揺れにもかかわらず揺れそのものによる倒壊家屋は比較的少なかったと言われている。

ウ　インフラの被害

地震発生時、長岡駅付近を走行中の上越新幹線が脱線し、また施設にも大きな被害が出る

などして、全区間運転再開まで約２か月間を要したほか、上越線、只見線等の在来線でも斜面崩壊・トンネル損傷等により長期間不通となった。

また、土砂崩れや地滑り等により高速道路をはじめ各地で道路が寸断され、地震発生直後は、７市町村で61地区の集落が孤立した。

電気等のライフラインも大きな被害を受け、停電が約30万戸、断水が約13万戸、ガスの供給停止が約５万６千戸（いずれもピーク時）発生した。

エ　河道閉塞の多発

中山間地で発生した中越大震災では、地滑りや土砂崩れによる河道閉塞が山古志村や小千谷市などを中心に多発し、多数の家屋が水没した。

オ　間接被害の発生

観光業をはじめとして、地震による直接的な被害を受けなかった地域においても、交通の途絶及び顧客の心理的な影響などにより、売上げや受注の減少が見られた。

カ　地震後の豪雪による被害の拡大

地震発生から約２か月後の新年早々から、19年振りの豪雪が地震の被災地を襲い、避難勧告等により立ち入りの制限された地区では、雪下ろしもできないままに倒壊する家屋が相次いだ。

また、崩落斜面等での雪崩の頻発やシートをかけた屋根からの落雪により死傷者が発生した。

５　平成１９年（２００７年）新潟県中越沖地震とその被害

(1) 震源、規模

発生年月日	平成１９年（２００７年）７月１６日１０時１３分
震源・規模	新潟県上中越沖　北緯３７度３３．４分、東経１３８度３６．５分 深さ１７キロメートル　　マグニチュード　６．８
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は、図－７－１、２のとおりである。 柏崎市や刈羽村、長岡市小国町等で震度６強を観測した。

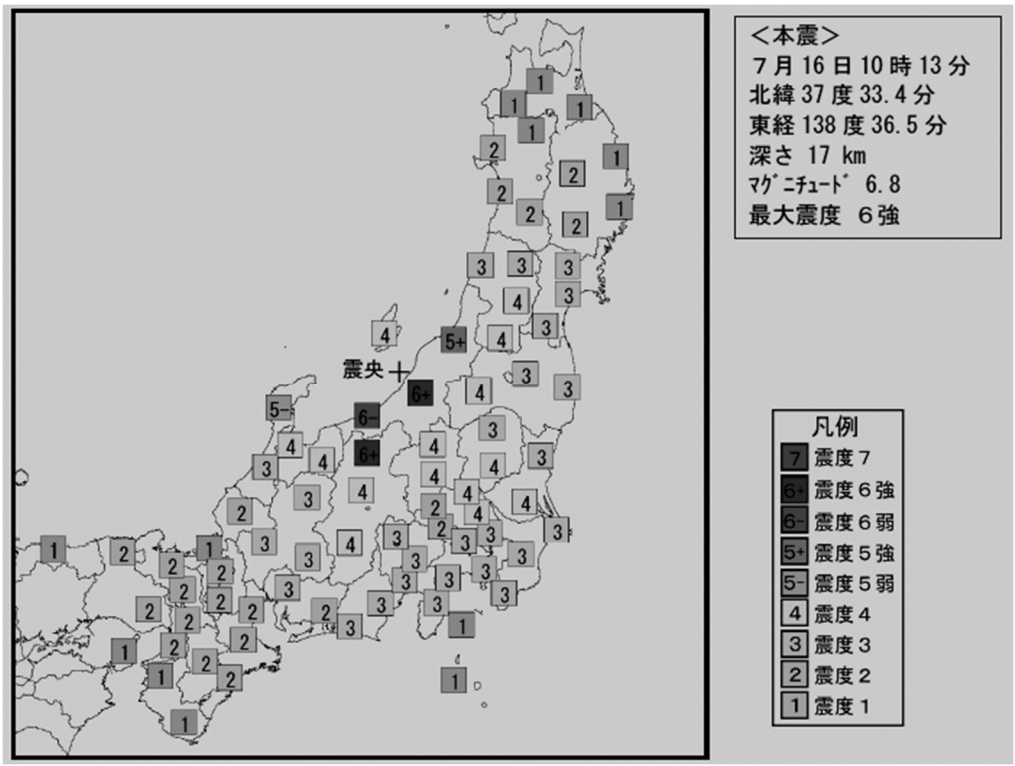

図－７－１　震度分布図（気象庁資料より）

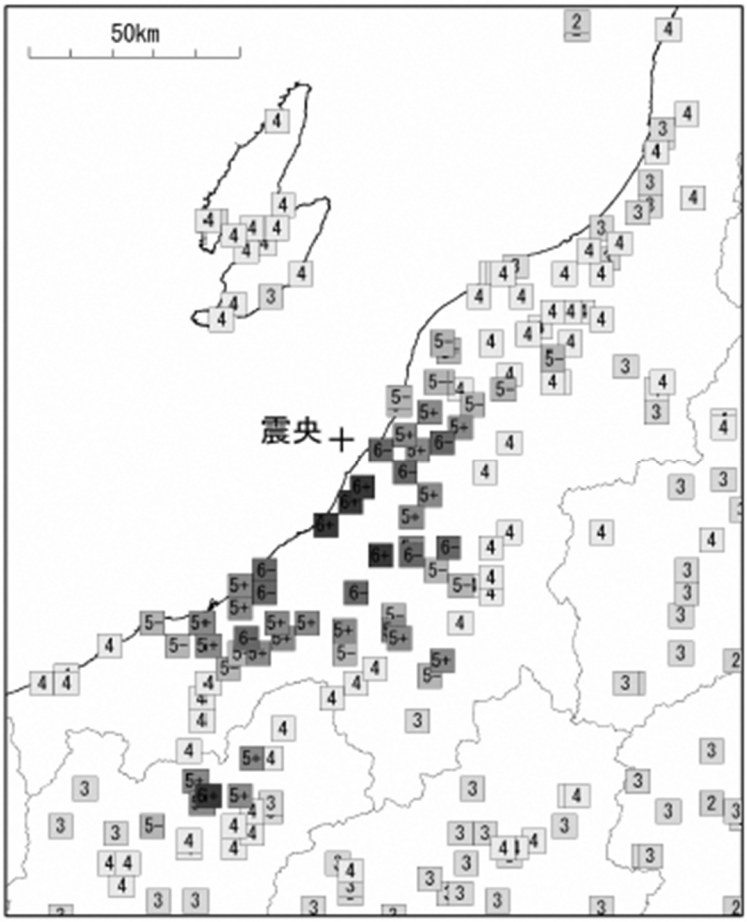

図－７－２　震度分布図（震央周辺拡大図）（気象庁資料より）

(2) 被害の状況

ア　人的被害

中越沖地震の人的被害は、死者 15 人、重傷者 341 人、軽傷者 1,975 人、合わせて 2,331 人である（平成 25 年 4 月 1 日現在)。死者のうち、年齢別では 65 歳以上の者が 10 人を占め、また、家屋崩壊や作業中の熱傷等による直接的・物理的原因で死亡した者は 11 人であった。

イ　住家被害

個人財産である住宅被害が多く、全壊 1,331 棟、半壊 5,710 棟（うち大規模半壊は 856 棟)、一部損壊 37,277 棟となっており、さらに、非住家被害 31,590 棟を合わせると、建物被害は 75,908 棟となっている（平成 25 年 4 月 1 日現在)。また、被害の中心地は日本海に近いため砂地が多く、砂丘地の液状化や、段丘地での擁壁の転倒などさまざまな宅地被災形態がみられた。

ウ　インフラの被害

在来線では、信越本線が青海川駅で発生した大規模土砂崩壊などにより不通となり、県内鉄道の全区間運転再開まで約２か月間を要した。国道や県道は土砂崩落や路面陥没、沿線の家屋倒壊等により 37 か所で通行止めとなった。

また、ライフラインの被害は、停電約 35,000 戸（８市村)、ガス供給停止約 34,000 戸（４市町村)、上水道断水約 59,000 戸（７市町村）に及んだ。

エ　原子力発電所の被害

世界最大の柏崎刈羽原子力発電所でも、所内変圧器の火災や、微量の放射線物質の放出等のトラブルが発生した。

オ　間接被害の発生

度重なる大規模地震の発生や原子力発電所の被災、新潟の名前を冠した「新潟－神戸ひずみ集中帯」が取り上げられたことなどにより、本県の安全イメージが悪化し、観光客の激減など全県的な風評被害が生じた。

６　長野県北部の地震とその被害

(1)震源、規模

発生年月日	平成２３年（２０１１年）３月１２日３時５９分
震源・規模	長野県北部　北緯３７度５９．１分、東経１３８度３５．８分
	深さ８キロメートル　　マグニチュード　６．７
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は、図－８のとおりである。 県内では十日町市、津南町で震度６弱を観測した。

図－８　　長野県北部の地震震度分布図

平成 23 年（2011 年）３月 12 日
３時 59 分　長野県北部
北緯　　３７度５９．１分
東経　　１３８度３５．８分
深さ　　８km
マグニチュード　　６．７

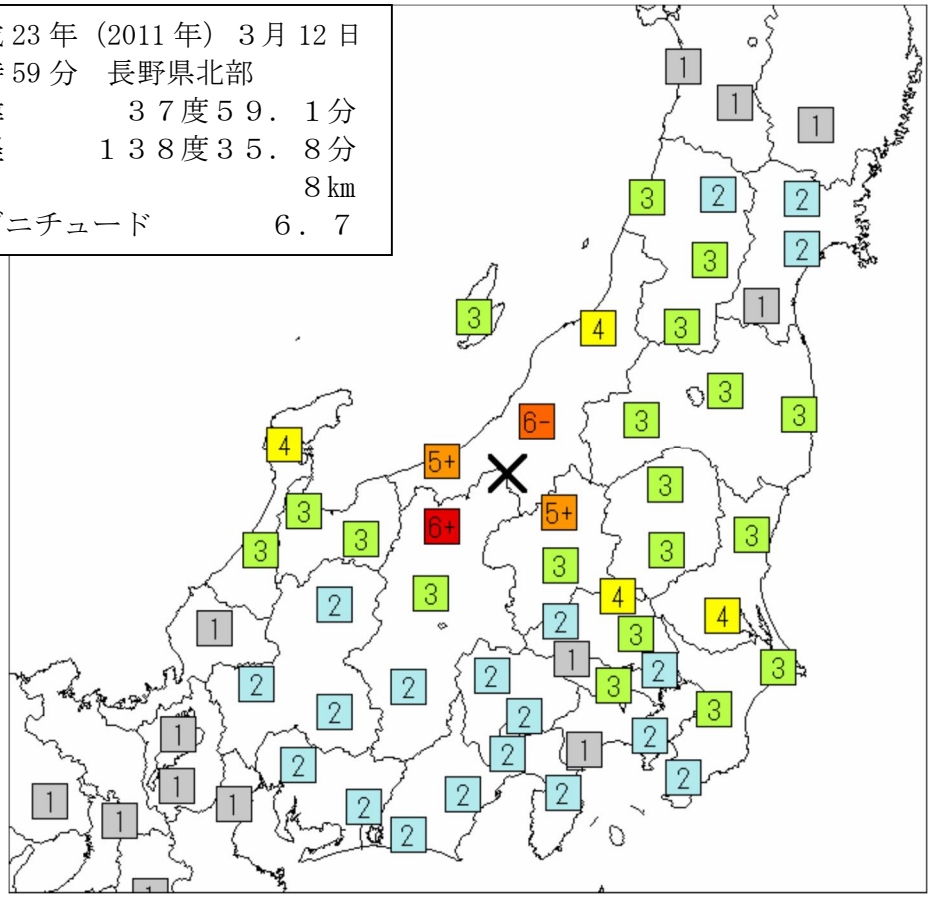

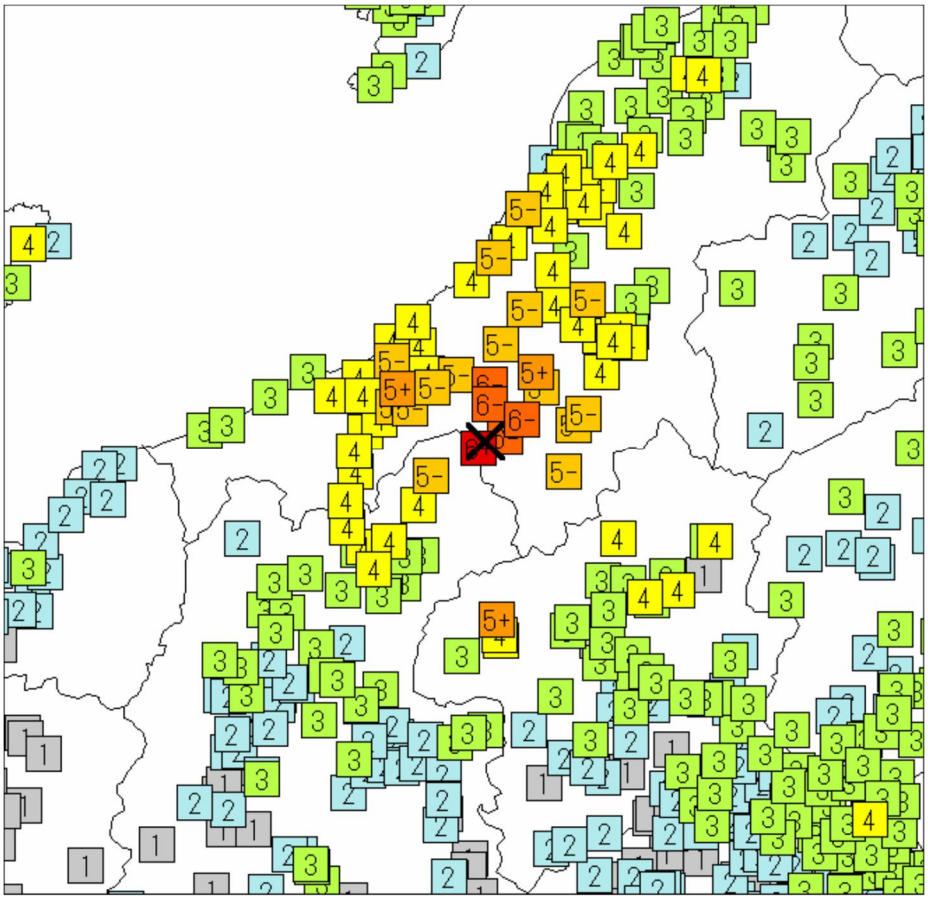

(2) 被害の状況

ア　人的被害

人的被害は、震源に近い十日町市、津南町を中心に、重傷者１名、軽傷者 44 名の被害が確認されている。

イ　住家被害

住家被害も、震源に近い十日町市、津南町を中心に、全壊 39 棟、半壊 258 棟、一部損壊 2,089 棟が確認されている。

ウ　インフラの被害

県管理道路が延べ 38 箇所で雪崩や落石で全面通行止となり、ライフラインでは、最大 1,313 戸が停電、水道は最大 3,056 戸が断水した。

直下型地震で、特に震源地の長野県栄村に近接の中山間地（津南町上郷地区、十日町市松之山地区、上越市大島区・安塚区など）の被害が顕著であり、積雪期の被害発生であったことから、被害全容の把握が難航した。

7　山形県沖の地震とその被害

(1) 震源、規模

発生年月日	令和元年（２０１９年）６月１８日２２時２２分
震源・規模	新潟県北部　北緯３８度３６．４分、東経１３９度２８．７分
	深さ１４キロメートル　　マグニチュード　６．７
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は、図－９のとおりである。 県内では村上市で震度６強を観測した。

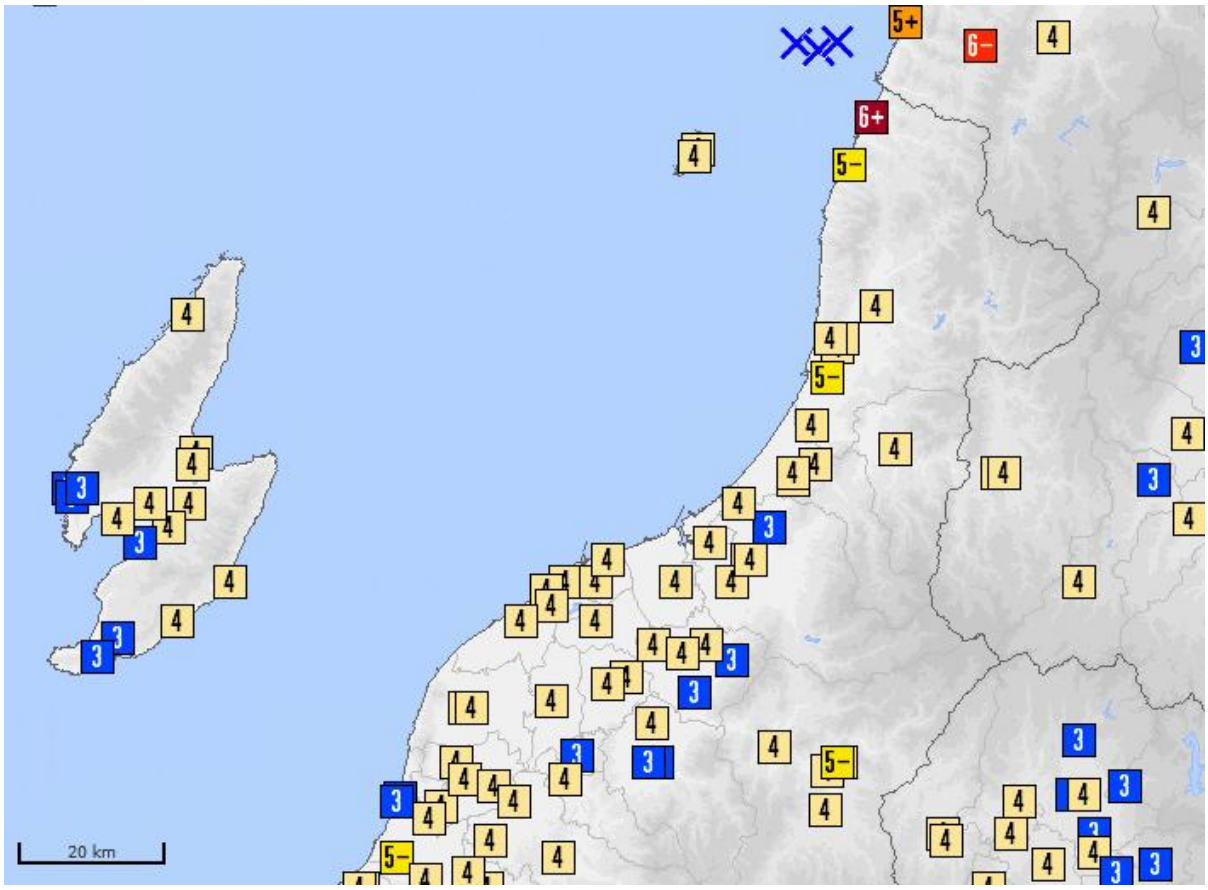

図―９　震度分布図（気象庁資料より）

(2) 被害の状況

	人的被害（人）					住家被害（棟）							非住家被害（半壊以上）（棟）	
	計	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	計	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
県全体	7	0	0	4	3	663	0	3	21	639	0	0	0	0
市町村別														
新潟市	1				1	0								
長岡市	0					10				10				
柏崎市	1				1	7				7				
見附市	1			1		0								
村上市	3			2	1	644		3	21	620				
燕市	1			1		0								
五泉市	0					2				2				

８　令和６年能登半島地震とその被害

(1) 震源、規模

発生年月日	令和６年（２０２４年）１月１日１６時１０分
震源・規模	石川県能登地方　北緯３７度２９．７分、東経１３７度１６．２分
	深さ１６キロメートル　　マグニチュード　７．６
各地の震度	気象庁の発表した各地の震度は、図－10 のとおりである。 県内では長岡市で震度６弱を観測した。

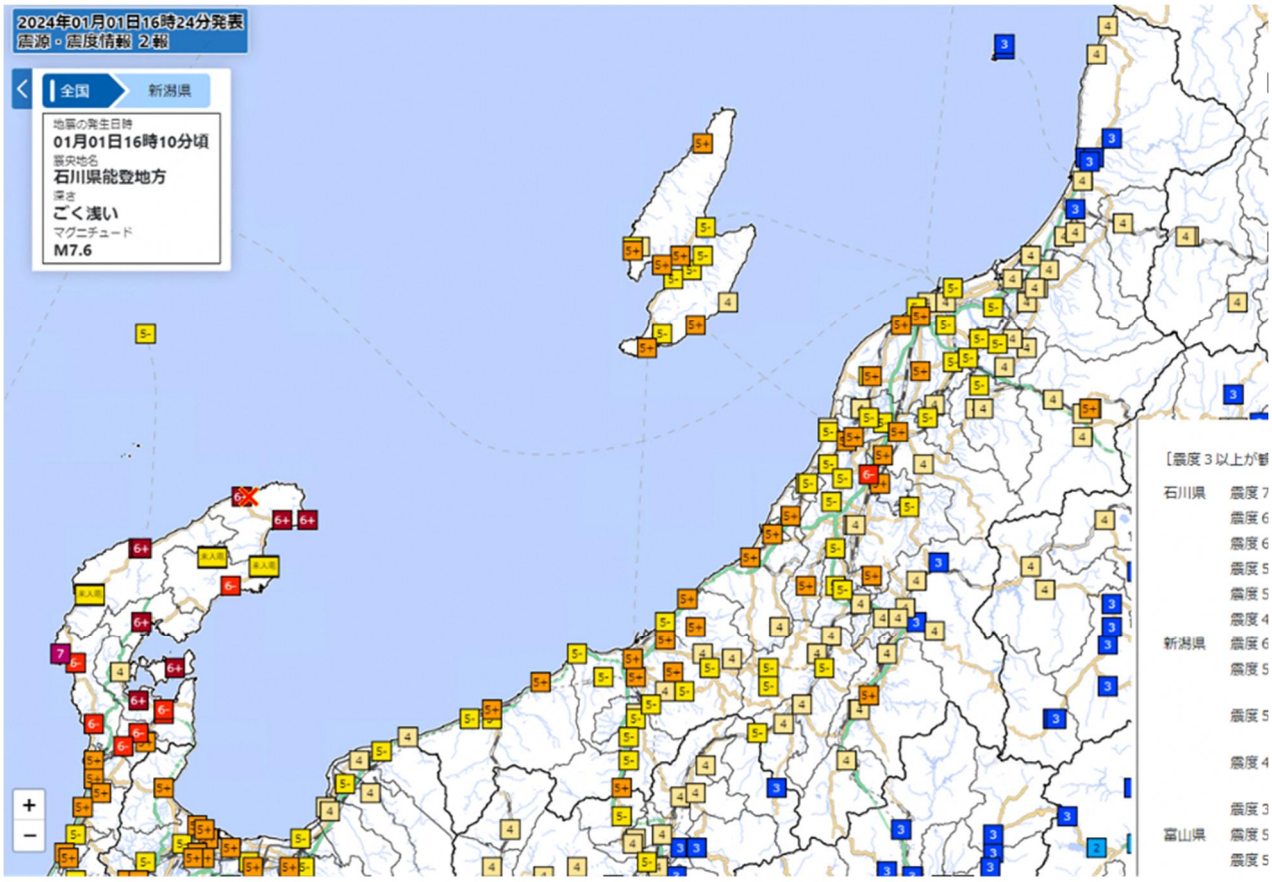

新潟県内の震度分布状況（気象庁）

図―１０　震度分布図（気象庁資料より）

(2) 被害の状況

ア　人的被害及び住家被害（令和８年１月 30 日現在）

被害報順			人的被害（人）					住宅被害（棟）						非住家被害（半壊以上）（棟）	
			計	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
	県全体		60	6 ※		11	43	25,552	111	4,163	21,264		14		68
	市町村別														
1	●	新潟市	32	4		7	21	18,889	102	4,043	14,744				
2	●	長岡市	4			1	3	731		7	724				10
3	●	三条市	3				3	491		6	485				27
4	●	柏崎市	3				3	868	3	22	843				8
5		新発田市	なし					32			32				
6		小千谷市	3				3	26			26				
7	●	加茂市	なし					58			58				
8		十日町市	なし					37			37				1
9	●	見附市	2			2		274			274				5
10		村上市	なし					8			8				
11	●	燕市	なし					724		2	722				
12	●	糸魚川市	4				4	674		5	669				1
13	●	妙高市	なし					25			25				
14	●	五泉市	1				1	495			495				
15	●	上越市	8	2		1	5	1,367	2	46	1,305		14		16
16		阿賀野市	なし					214			214				
17	●	佐渡市	なし					517	4	31	482				
18		魚沼市	なし					なし							
19	●	南魚沼市	なし					4			4				
20		胎内市	なし					9			9				
21		聖籠町	なし					25		1	24				
22		弥彦村	なし					3			3				
23		田上町	なし					なし							
24		阿賀町	なし					8			8				
25	●	出雲崎町	なし					12			12				
26		湯沢町	なし					なし							
27		津南町	なし					1			1				
28		刈羽村	なし					60			60				
29		関川村	なし					なし							
30		粟島浦村	なし					なし							

●：災害救助法適用市町村（14市町）

※：死者は全て災害関連死

イ　インフラ等の被害

・　県内各地の公共土木施設、農地関係施設、農林水産関係施設、教育・文化施設、文化財、医療機関等においても被害が確認された。

・　特に、新潟市西区、江南区を中心とした大規模かつ広範囲な液状化により、住家等の傾斜被害や、道路等の隆起・陥没被害が発生し、県民の生活に大きな影響が生じた。

・　国道８号では、上越市において土砂崩落により 27 日間全面通行止めとなったほか、県管理道路では４箇所で被災に伴う全面通行止めが発生した。

・　新潟県内では、住民が海岸線から速やかに避難したことから人的被害は発生しなかったが、住宅の浸水被害、漁船の転覆、海水浴場施設等の被害が発生した。

９　県内に被害を与えた地震とその被害

県内に被害を与えた既往地震について、その被害状況、特徴等は次表のとおりである。

(1) 慶応以前（各種記録資料による）

発 生 年 月 日	規模	地　　名	災　害　の　状　況
863. 7.10(貞観 5)	7.0	越中、越後	山崩れ、民家倒壊、湧水有り、圧死者多数
885. 6. 4(仁和 1)		越後	
885. 6. 6(仁和 1)		越後	
887. 7.29(仁和 3)		越後、京都	
887. 8. 2(仁和 3)	6.5	越後、京都	越後津波、死者あり
938～943（天慶 1～6)		越後	前後３回大地震（発生年月日不明）
972.11.10(天禄 3)		越後	
[1092]　(寛治 5)		越後	蒲原郡の入海、陸地となる
1093.12.7(寛治 7)		越後	
1099. 5. 3(康和 1)		越中､越後､加賀、能登	詳細不明
		越後	
1133　(長承 2)		越後	
1257　(正嘉 1)		越後	４月１３日鎌倉関東に地震あり、関連あり？
1293　(永仁 1)			

発生年月日	規模	地名	災害の状況
1361.7.30(正平 16)		越後頸城郡	
1400 (明応		越後	
7)		越後	寺泊の沖合大陥没
1467 (文正			
1)			
1502. 1.28(文亀 1)	6.9	越後、会津	越後にて家屋の倒壊並びに死者あり
1517. 7.18(永正 14)	6.4	越後、会津	越後には倒壊家屋あり
1585.12.20(天正 13)		越後	越中の兵士６００人海中に姿を消す
1594 (文禄 3)		越後	
1614.11.26(慶長 19)	7.7	越後、相模、紀伊、山城、伊予	津波あり死者多し（発生年慶長１８年？）
1633. 6.11(寛永 10)		越後	
1666. 2. 1(寛文 5)	6.4	越後高田	城破損、潰家多し、出火あり、死者 1,500
1669. 6. 3(寛文 9)		越後国新発田	
1670. 6.22(寛文 10)		佐渡	
1676. 1.16(延宝 3)		佐渡	
1706.12. 8(宝永 3)		佐渡	
1710. 8.28(宝永 7)		佐渡、日光	
1714 (正徳 4)		北越	
1719. 5. 7(享保 3)		越後	保倉団平山鳴動、山崩れ
1751. 5.20(宝暦 1)	6.6	越後、越中	高田城破損、震災地を通じて死者 2,000 高田領の全壊及び焼失家屋 6,088、死者 1,128
1759. 6.23(宝暦 9)			
1762. 3.29(宝暦 12)	5.9	越後三条	土蔵壁亀裂、新潟強震、日光、有感
1762.10.31(宝暦 12)	6.6	佐渡	津波あり、２６戸流出、新潟地割れを生ず 日光有感
1765. 9.22(明和 2)		佐渡	
1768.10.15(明和 5)		佐渡	
1770. 9.19(明和 7)		佐渡	
1771.11.24(明和 10)		佐渡	
1773. 9.26(安永 2)		佐渡	
1778. 4. 1(安永 7)		佐渡	
1779. 3. 4(安永 8)		佐渡	
1779.12.17(安永 8)		佐渡	
1780. 8.24(安永 9)		佐渡	
1781. 3. 4(天明 1)		津軽、佐渡	
1786. 8. 8(天明 6)		佐渡	
1789. 4.10(寛政 1)		佐渡	
1802.12. 9(享和 2)		佐渡	佐渡３郡全体で潰家 1,150、焼失 328、死者 19
1809. 2. 4(文化 7)		佐渡、江戸	倒壊家屋 9,800、焼失 1,200、死者 1,400
1828.12.18(文政 11)	6.9	越後三条、長岡、亘、見附、与板、江戸	江戸は稍強 津波を伴う、潰家 103、死者 42
1833.12. 7(天保 4)	7.4	北海道函館、福山、出羽、佐渡	震災地を通じて潰家 34,000、死者 12,000
1847. 5. 8(弘化 4)	7.4	信濃、越後	長野市各所より出火、山崩れ水害甚だし

(2) 明治以降（各種資料による）

発生年月日	規模	地名	災害の状況
1886. 7.23(明治 19)	5.3	新潟、長野県境	東頸城郡仁上村、牛が鼻村などで土蔵破損、橋梁破壊などの被害あり
1887. 7.22(明治 20)	5.7	押切	古志郡、南蒲原郡、三島郡一帯に地震強く古志郡で家屋の全半壊などあり、見附、長岡、与板の中間付近ではないかと推察される
1898. 5.26(明治 31)	6.1	六日町	六日町で土蔵・家屋の亀裂、墓碑の転倒、田畑の亀裂、噴砂等あり
1904. 5. 8(明治 37)	6.1	六日町	南魚沼郡五十沢村付近で土蔵・家屋の破損、落石、道路の亀裂から青砂を噴出、城内村で瓦の墜落・障壁の亀裂、墓石の転倒あり
1905. 1.23(明治 38)	5.6	佐渡西方沖	震域は能登、長野に及ぶ
1905. 7.23(明治 38)	5.2	安塚町	壁に亀裂
1910. 5.26(明治 43)	6.3	新潟・長野県境	東頸城郡大島村菖蒲及び菱里村須川が最も強く、石垣の破損、地面の亀裂あり
1911. 9. 5(明治 44)	6.6	佐渡沖	強震域は佐渡南部、越後海岸
1914.11.15(大正 3)	5.7	高田付近	壁に亀裂、屋根石落下
1927.10.27(昭和 2)	5.2	三島郡	三島郡関原、日吉、宮本各村で道路損壊、家屋倒壊等の被害あり(関原地震)
1933.10. 4(昭和 8)	6.1	県中部	北魚沼川口、堀之内、田麦山各村、屋根石落 下、壁に亀裂
1947. 4.14(昭和 22)	5.7	西頸城郡能生谷	能生谷村で１か月後、山崩れ起こる
1951. 8. 2(昭和 26)	5.0	保倉川上流	震源地付近で炭焼小屋の倒壊、墓石の転倒など小被害あり
1961. 2. 2(昭和 36)	5.2	長岡市西部	死者５、住家全壊 220 、半壊 465、小壊 804 (長岡地震)
1964. 6.16(昭和 39)	7.5	粟島付近	死者１４、負傷者３１６、住家全半壊 13,248
1971. 2.26(昭和 46)	5.5	高田付近	負傷 13、雪崩数か所、小規模な地割れ、山崩れ
1983. 10. 16(昭和 58)	5.3	糸魚川付近	糸魚川市で負傷２
1990. 12. 7(平成 2)	5.4	刈羽郡高柳町付近	道路の陥没、家屋の壁面亀裂

発生年月日	規模	地名	災害の状況
1992.12.27(平成 4)	4.5	中魚沼郡津南町付近	小・中学校の体育館天井落下、家屋の壁面や 道路の亀裂
1993. 2. 7(平成 5)	6.6	能登半島沖	負傷１、落石、崩土
1995. 4. 1(平成 7)	5.6	北蒲原南部	負傷８２、家屋全壊 55、半壊 181
1998. 2.21(平成 10)	5.2	中越地方(松代、松之山等)	負傷１、ブロック塀の破損１、家屋の一部破損
2001. 1. 4(平成 13)	5.3	中越地方(津南、中里、塩沢等)	負傷２、家屋一部破損１９２、文教施設２７
2004.10.23(平成 16)	6.8	中越地方(川口、山古志等)	死者 68、負傷者 4,795、住家全壊 3,175、住家半壊 13,810、道路網寸断、河道閉塞、各地で土砂災害多発、上越新幹線脱線(新潟県中越大震災)
2005. 6.20(平成 17)	5.0	中越地方(長岡、柏崎等)	負傷者１、住家一部損壊５
2005. 8.21(平成 17)	5.0	中越地方(長岡等)	負傷者２
2007. 3.25(平成 19)	6.9	能登半島沖	十日町市、糸魚川市で重傷者１、軽傷者３、住
2007. 7.16(平成 19)	6.8	新潟県上中越沖	死者 15、重傷者 350、軽傷者 1,966、住家全壊 1,331、半壊 5,710、一部破損 37,277(平成 25 年
2009.5.12(平成 21)	4.8	新潟県上越地方	体育館や宿泊施設の設備一部破損
2011.3.11(平成 23)	9.0	三陸沖	軽傷者 3、住家一部破損 17(平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震)
2011.3.12(平成 23)	6.7	長野県北部	重傷者 1、軽傷者 44、住家全壊 39、半壊 258、一部破損 2,089
2019.6.18(令和元年)	6.7	山形県沖	重傷者 4、軽傷者 3、住宅半壊 24、一部損壊 639
2024. 1. 1(令和６年)	7.6	能登地方	死者６名、重傷者 11 名、軽症者 43 名、住家全壊 111、半壊 4,163、一部損壊 21,264 棟（令和 8 年 1 月 30 日現在）

第４節　　複合災害時の対策

１　計画の方針

(1) 複合災害への備えの充実

県、市町村及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

県、市町村及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

県、市町村及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

(4) 原子力災害への対応

原子力災害が複合的に発生した場合の対応は、「原子力災害対策編」の定めるところによる。

２　積雪期における地震と対策

(1) 積雪期における影響

積雪期においては、他の時期と異なり気象の状況、特に降積雪の状況が地震災害に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

本県は、全国有数の豪雪地という条件を持っており、震災対策を検討する上では、積雪期の地震を想定し、対策を検討しておく必要がある。

(2) 積雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海を渡るとき大量の水蒸気が補給され、強い雪雲となって日本列島に上陸する。これらの雲は三国山脈などの高い山地にぶつかり雪を降らせる。

この雪は、山沿いに多く降ることから山雪と呼ばれる。また、西高東低の気圧配置がやや緩み、海岸、平野部でも多く降ることがある。この雪は里雪と呼ばれる。

当県の雪は、高緯度地方の雪と異なり非常に湿った重い雪であり、長期にわたって深い積雪が継続することが特徴となっている。

図－１　最深積雪平年値分布（1981～2010）

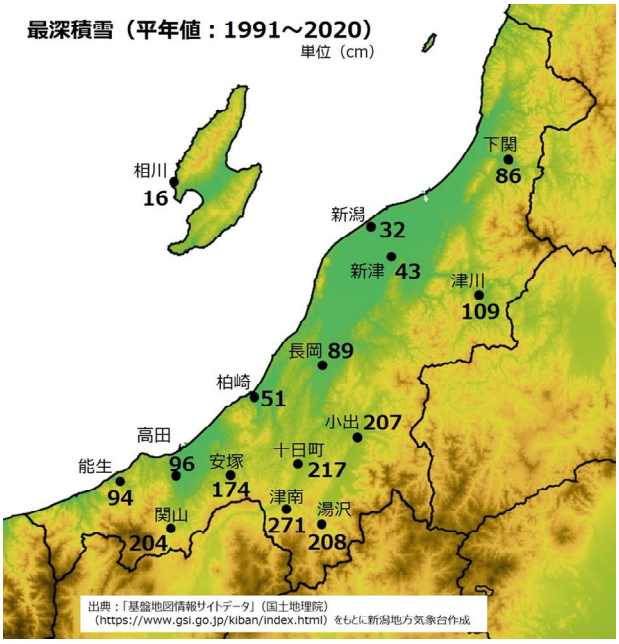

図－１は新潟県の最深積雪の平年値を示したものである。上中越の山沿いでは２メートルを超えており、長岡や上越市高田といった平野部でも１メートル近い値となっている。

過去にでは、１９８４年（昭和５９年）に、上・中越の山沿いで積雪が５メートルを超える記録的な大雪となった。また、積雪の最大継続期間も平野部で１３０日前後、山沿いで１６０～１８０日程度となった。

(3) 過去の積雪期の地震災害

当県の既往地震中、積雪期に発生し、大きな被害を与えたものには次の二つがある。

① １６６６年（寛文５年）の地震

ア　発生年月日

１６６６年２月１日（寛文５年１２月２７日）

イ　震　　源

北緯３７．１度　　東経１３８．２度

ウ　規　　模

マグニチュード６．８

エ　発生時の積雪

１４～１５尺（４．５メートル前後）

オ　被害状況

（建物被害）

高田城の本丸、二の丸、三の丸が被害を受ける。

侍屋敷が７００余戸倒壊

町家の大半が倒壊

（人的被害）

侍関係の死者　１５０人以上

町人の死者　　１，５００人（不明）

カ　特徴的な人的被害

火災に追われ、周りの雪壁に逃げ場を失う。

氷柱（つらら）に刺される。

屋根からの落雪の下敷きになる。

キ　そ　の　他

家を失った領民たちは雪の上に小屋を作り、寒さに耐えながら生活したといわれる。

寛文５年の地震に関しては以上の事程度しか分からず、詳細な記述は残されていない。

したがって豪雪時であったために壊滅的な被害を受けたということが把握できる程度である。しかしながら、この地震は積雪期の地震としては、最大規模の被害をもたらしたものであった。

② 長岡地震

ア　発生年月日

１９６１（昭和３６）年２月２日

イ　震　　源

北緯３７．５度　　東経１３８．８度

ウ　規　　模

マグニチュード５．２

エ　発生時の積雪

１７０㎝～２００㎝

オ　被害状況

（建物被害）

住家全壊２２０戸　半壊４６５戸　一部破損８０４戸
（人的被害）
死者５人　負傷者３０人
（電力被害）
電柱折損１　電柱傾斜６　電線切断４５４

カ　被害の特徴

地震の規模はそれほど大きくはなかったが、直下型の地震であったため、局地的に非常に大きな被害が発生し、震央付近の４集落では全壊率が５０％を超えた。

キ　積雪が地震に与えた影響

被災地付近の積雪は１．７ｍ～２ｍ位であったが、ほとんどの家が３～４回程度の雪下ろしを行っており、屋根に残っていた雪は多くても３０～４０㎝位であった。従って積雪は住家の被害を大きくした直接の原因とはなっていないと考えられる。

一方、構造的に弱く屋根雪の積雪も住家より多かったと思われる作業所、物置等の非住家では建物被害が大きかったといわれている。これらは、雪によって破壊が促進されたためと考えられている。

また、雪中に埋もれていた石灯籠、こまいぬ、墓石等の転倒はなく、これらは周囲の積雪による保護の結果と考えられる。住家でも１階部分が積雪によって支えられていたため、完全倒壊を免れた例もあった。しかし、これらの家屋は融雪に従って、倒壊が進むこととなった。

以上に記述したように長岡地震はどちらかというと豪雪時に発生したものではなく、したがって雪による影響は比較的少なかったと考えられる。

③　長野県北部を震源とする地震とその被害

ア　発生年月日

２０１１年（平成２３年）３月１２日０３時５９分

イ　震　　源

北緯３６度５９．１分、東経１３８度３５．８分、深さ８キロメートル

ウ　規　　模

マグニチュード６．７

エ　発生時の積雪

１７０㎝～２００㎝

オ　被害状況

（建物被害）
住宅全壊３９戸　半壊２５７戸　一部損壊２，０６８戸
（人的被害）
重軽傷者４５人

カ　被害の特徴

十日町市や津南町で住家の一部損壊が多く発生した。

(4) 積雪の地震被害に対する影響

積雪は、地震に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因として機能することが考えられる。

① 被害拡大要因

ア　家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪荷重により、倒壊家屋が通常よりも多発することが予想される。近年の降雪量の減少と家屋構造の変化により、長岡地震の時のように、１階部分が周囲の積雪により支持されて倒壊を免れるような状況にある家屋は、

余程の豪雪時でなければかなり少ないと思われる。

一方、近年増えてきた自然落雪式又は融雪式の屋根を備えた高床式住宅（いわゆる「雪国三階建住宅」）については、屋根雪荷重の心配はないが、実質上の１階が鉄筋コンクリート、２・３階が木造という構造が地震動により受ける影響については、今後更に調査する必要がある。

イ　火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、倒壊家屋等からの火災発生が増大することが予想される。また、一般家庭でも大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

屋内の火気使用源の内、殆どの暖房器具は対震自動消火装置が装備されている上、ガスについては都市ガス・ＬＰガスともに感震遮断機能付きのマイコンメーターがほぼ１００％近く普及しているため、家屋の倒壊や器具上への可燃物の落下、器具そのものの転倒がない限り、発火することは少なくなった。

しかし、倒壊しやすい古い家屋ほど豆炭などの旧来の燃料や旧式の暖房器具を使用している可能性が高い一方、ペンションなどでは近年ファッション性を重視した薪ストーブの普及が見られ、これらが新たな発火源となる可能性がある。

ウ　雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温下で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定で、大規模な表層雪崩の発生も懸念される。

エ　人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、多数の住民が屋根雪ごと落下したり、屋根からの落雪により生き埋めになる可能性がある。

また、道路においても沿道の建物からの落雪や、後述の雪壁の崩落等のため、通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

②　応急対策阻害要因

ア　情報活動の阻害

山間地では、雪崩等により道路や通信施設が寸断され、交通・情報面で孤立する集落が多発し、被害状況の把握が困難となることが予想される。

それ以外の地域でも、積雪により被害状況の把握が大幅に遅れるおそれがある。

イ　緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時多発的に崩落することが予想されるため、交通マヒにより緊急輸送活動が著しく困難になる。

ウ　消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。

エ　救出活動の阻害

倒壊家屋等は雪に埋まっているため、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される。

オ　重要施設応急復旧活動の阻害

復旧は除雪しないと被害箇所に到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

③　応急対策需要増加要因

ア　被災者、避難者の生活確保

テント・車中泊など、屋外での避難生活ができないため、通常の避難所予定施設では避難者を収容しきれなくなるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、

被服等を迅速に確保する必要が生じる。

また、雪崩の危険等のため避難指示等が長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪による応急仮設住宅の着工困難などにより、避難生活が長期化することが予想される。

④　地震後の降雪による影響

ア　地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増加

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地滑りが発生する恐れがある。中越大震災直後の冬には、雪崩と土砂災害が同時に発生する「土砂雪崩」が多発した。

イ　屋根雪による二次倒壊の危険性

地震により建物基礎部分が損傷した建物の屋根に雪が積もると、通常の屋根雪量でも倒壊する危険性が高くなる。中越大震災おいて、地震による全壊家屋がその後の屋根積雪により倒壊した棟数は、住家９３棟、非住家９８棟にのぼった。

ウ　被災建物屋根保護のためのシートに積もった雪の落雪

中越大震災では、被災建物の屋根等を保護するためにブルーシート等で覆っていたが、その上に積もった雪は、通常よりも落雪の危険性が高く、小千谷市ではブルーシート上の雪が落下し、２名が死亡する事案も発生している。

エ　除雪

全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

(5) 積雪期の地震対策の基本方針

積雪は様々な面で地震被害を拡大・深刻化することが予想されるため、豪雪地帯においては積雪期の地震発生を前提として地震対策を講じる必要がある。

本計画では、次に掲げる基本方針を基に、関係する業務の各節において具体的な災害予防・応急対策を記述するものとする。

① 救助・消火活動の迅速な実施が困難であることを前提に、各建物の被害発生防止策を推進する
（耐震化、屋根の無雪化、室内の地震対策の徹底、出火防止対策の徹底）

② 孤立可能性のある地区を中心に、自立的防災力の向上を図る
（通信手段・電源の確保、家庭備蓄の強化、公的備蓄資機材の事前配置、自主防災活動の強化）

③ 積雪・寒冷、悪天候等を想定した応急対策実施方法を工夫する
（全被災者の屋内への収容、暖房対策、早期の温食供給、ヘリ飛行不能に備えた対策）

④ 雪に強い輸送経路・輸送手段の確保と早期回復力の整備に努める
（スノーシェッド等の道路雪崩対策、装軌車両の確保、緊急除雪体制の整備など）

⑤　スキー場の安全確保対策を推進する
（施設の地震対策、非常電源の確保、スキー客の避難・誘導、遭難者の救出、宿泊施設等への一時的収容、関係機関の連絡体制整備）

第５節　　地震被害の想定

震災対策計画策定の上で前提となる地震の想定については、従来、その規模、震源及びそれにより引き起こされる被害の様相等を具体的に想定することが困難なため、過去に県内で発生した地震をもとに、日本海沿岸で発生する地震と内陸で発生する地震の２つのタイプの地震を想定し、被害の状況は過去の被災例からおおまかに類推していた。

しかし、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、本県に大きな影響を与えると予想される地震について当時の科学的知見をもとに検討し、地震発生時の人的・物的被害を具体的に想定・試算する必要が認識されたため、県は、平成７年度から平成９年度にかけて、１回目の「新潟県地震被害想定調査」（以下、「前回調査」とする）を実施した。

その後、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震や平成 19 年７月の新潟県中越沖地震といった県内に大きな被害を生じさせた地震を経験するとともに、東日本大震災を始め県外でも大きな被害を生じさせた地震が発生している。また、前回調査から 20 年以上が経過していることから、想定技術の進歩や社会情勢の変化、また津波浸水想定の調査結果など、新たな知見の蓄積が進んでいる。このため、県内の地震被害想定を見直し、地震被害対策の強化を図ることを目的に、令和元年度から令和３年度にかけて、２回目の「地震被害想定調査」（以下、「今回調査」とする）を実施した。本調査は、本県における今後の地震防災対策の基礎資料とし、かつ県内各市町村においても有用な資料とすることを目的としている。

本計画の「災害予防」及び「災害応急対策」の立案に当たっては、今回調査の結果を十分に意識し、機会あるごとに内容を再検討するものとする。また、県、市町村及び防災関係機関は、防災に関する個々の計画の見直し等に際しては、今回調査の結果を参考とし、特に、地震の際の被害発生・拡大要素の逓減に努めるものとする。

県は、今回調査の結果及び基礎データを県内の市町村及び防災関係機関に提供し、地震防災対策の推進に資するものとする。また、県立図書館等において資料を公開することにより、広く県民に情報を提供するものとする。

市町村は、今回調査の結果及び基礎データを、地元における地震被害想定の参考とし、必要に応じて自らも被害想定調査を実施する等、地震防災対策の推進に努めるものとする。

詳細な調査結果は、令和４年２月に県が作成し市町村及び県内防災関係機関等に配付した「新潟県地震被害想定調査報告書」のとおりであるが、その概要を以下に示す。

今後、県や市町村が被害想定を行う際は、こうした新たな知見を活用するとともに、被害軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定め、関係機関、住民等と一体となって効果的な地震対策の推進に努めるものとする。

なお、本調査は、個々の施設や建物の被害を想定するものではなく、例えば施設管理者等が個々の施設について詳細な耐震診断を実施し、その結果に基づいて対策を講じる場合や、県内の市町村がより詳細な被害想定調査を行い、その結果を基に対策を講じる場合等を制約するものではない。

１　調査概要

(1) 前回調査との比較

今回調査は、国や関連機関等が行った地震被害想定調査等によって明らかになった点及び強震動・被害予測手法等に関する最新の知見、技術を用いて行った。前回調査との比較は以下のとおりである。

変更・見直し	前回調査(H10.3)	今回調査
①調査単位	500m ﾒｯｼｭ	250m ﾒｯｼｭ
②想定地震	海域３、内陸３（未知の地震） →大都市での被害が大きくなるように震源位置を設定	海域３、内陸６（既知の地震） →先行調査（H29 公表の津波浸水想定調査や地震調査研究推進本部の長期評価等）による最新の知見で設定
③地盤モデル	・深部地盤：資源探査・採取を目的としたボーリングや物理探査資料に基づき設定 ・浅部地盤：表層地質とボーリングデータから地盤モデル（モデル 103 区分・柱状図）を作成	・深部地盤：地震調査研究推進本部の「全国１次地下構造モデル（暫定版）」を採用 ・浅部地盤：前回調査の地盤モデルを、前回調査以降の調査資料により見直し、モデル228区分・柱状図を再設定
④地震動の計算方法	・地震基盤：基盤の応答スペクトルを求める手法（例：翠川・小林（1979）の手法） ・地表：応答計算 FDEL 法により水平２成分と上下１成分を算定	・地震基盤：統計的グリーン関数法 ・地表：応答計算 FDEL 法による時刻歴波形の水平 2 成分と上下 1 成分（水平２成分の大きい方の 1/2）を算定
⑤被害想定項目	建築物被害(木造・非木造)、出火・延焼、人的被害(死傷者、避難者)、交通施設被害、地震水害、ライフライン被害、農業かんがい施設被害、重要施設被害、津波被害（建物、死傷者、避難者）	・前回調査(重要施設は除く)に加え、建物被害(土砂災害)、人的被害(土砂災害、屋内収容物移動転倒、屋外落下物、ブロック塀等の倒壊、津波被害に伴う要救助者)、生活への支障、被害額算出、シナリオを新たに追加 ・東日本大震災等の被害実態を反映した手法等を採用 ・積雪の影響を考慮
⑥その他	―	地震被害想定システム作成、減災効果測定検討、啓発資料作成

(2) 調査の項目

今回調査で実施した調査項目は以下のとおりである。

ア　自然現象の予測
- ・想定地震
- ・地震動の予測
- ・液状化危険度の予測
- ・土砂災害の予測

イ　被害の予測
- ・被害想定条件
- ・建物被害
- ・人的被害
- ・ライフライン被害
- ・交通施設被害
- ・生活への支障
- ・地震水害
- ・農業かんがい施設被害
- ・被害額算出
- ・災害・対策活動シナリオ
- ・冬季に想定される被害の拡大

ウ　減災効果測定

エ　防災・減災のための啓発資料

オ　パソコン上で稼働する地震被害想定システム

(3) 新潟県地震被害想定調査検討委員会

今回調査を検討する上で、助言、指導を得ることを目的として学識経験者からなる新潟県地震被害想定調査検討委員会を設置した。

調査の実施に当たっては、業務の進捗に合わせて調査結果を随時委員会に諮り、各分野でそれぞれの専門的立場から指導、助言を受けながら検討を進めた。

役　職	氏　名	所属・職名	備　考
委　員	池田　隆明	長岡技術科学大学教授	地盤工学、耐震工学、 災害軽減工学
委　員	卜部　厚志	新潟大学教授	災害科学、地質学
委員長	大塚　悟	長岡技術科学大学教授	地盤工学、 自然災害科学・防災学
副委員長	加藤　大介	新潟大学教授	建築構造・材料
委　員	上村　靖司	長岡技術科学大学教授	熱工学、 自然災害科学・防災学
委　員	河島　克久	新潟大学教授	雪氷学、 自然災害科学・防災学
委　員	河野　守	東京理科大学教授	建築構造・材料、 火災安全工学
委　員	田村　良一	新潟工科大学教授	建築物の耐震構造、 都市の地震防災

（五十音順、敬称省略）

２　想定地震

今回調査では、先行調査に基づき、現在把握されている震源断層の中から、内陸については震度６弱以上（建物にひび割れや亀裂が出始める）、海域については津波浸水深 50cm 以上（想定床上浸水開始水深）の県内曝露人口を算出し、曝露人口が多い地震を優先するとともに、中枢都市に影響する震源断層を考慮しつつ曝露人口が発生しない市町村が無いよう、発生確率や地域バランスを考慮して、以下のとおり内陸６地震・海域３地震の計９地震を選定した。

番号	想定地震名	地震タイプ	先行調査名	走向	傾斜度	長さ (km)	幅 (km)	上端深さ (km)	MW	発生確率
1	櫛形山脈断層帯	内陸	地震調査研究推進本部	206.3	45.0	18.0	18.0	3.0	6.40	ほぼ0.3%～5%
2	月岡断層帯	内陸	地震調査研究推進本部	200.3	55.0	32.0	18.0	3.0	6.80	ほぼ0%～1%
3	長岡平野西縁断層帯	内陸	地震調査研究推進本部	176.5	45.0	22.0	24.0	6.0	7.50	2%以下
				202.0	55.0	20.0	24.0	6.0	7.50	
				185.0	55.0	16.0	24.0	6.0	7.50	
				197.0	55.0	28.0	24.0	6.0	7.50	
4	十日町断層帯西部	内陸	地震調査研究推進本部	200.3	45.0	24.0	18.0	5.0	6.80	3%以上
				236.0	45.0	10.0	18.0	5.0	6.80	
5	高田平野西縁断層帯	内陸	地震調査研究推進本部	187.0	45.0	14.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0%
				172.5	45.0	18.0	18.0	5.0	6.80	
6	六日町断層帯南部	内陸	地震調査研究推進本部	208.2	50.0	24.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0%～0.01%
				174.5	50.0	8.0	18.0	5.0	6.80	
7	F34	海域	H29県津波調査	211.0	45.0	71.9	19.7	6.0	7.71	－
				197.0	45.0	52.0	19.7	6.0	7.71	
8	F38	海域	H29県津波調査	209.0	45.0	62.6	23.6	4.0	7.46	－
9	F41	海域	H29県津波調査	37.0	45.0	51.5	22.7	6.0	7.60	－
				55.0	45.0	34.1	22.7	6.0	7.60	

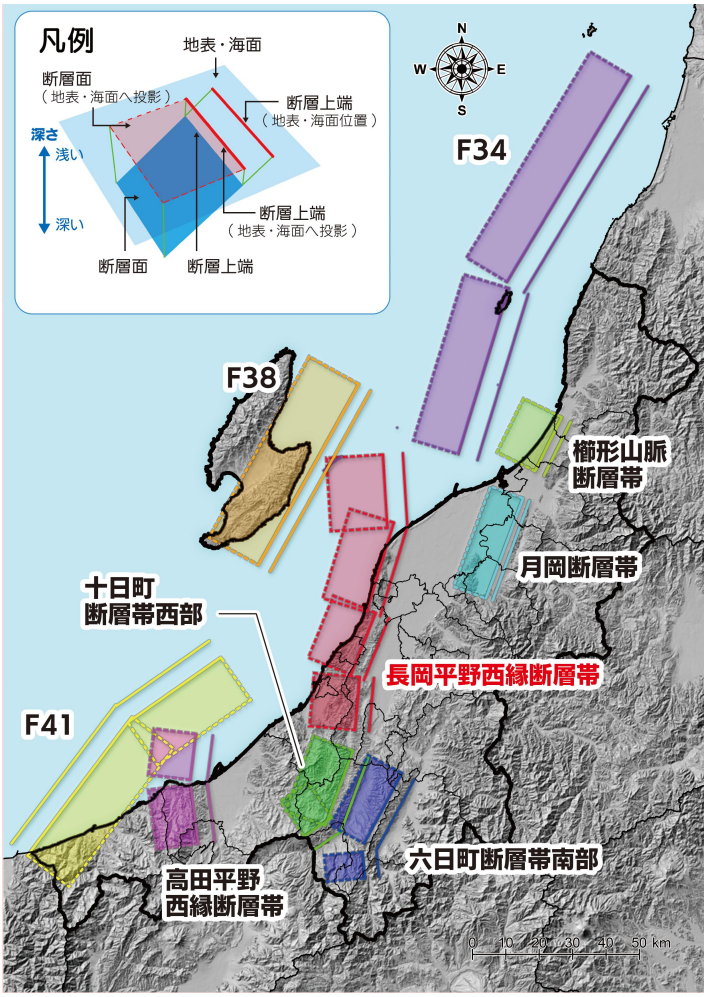

３　被害の予測

(1) 被害想定を行う地震動の設定

今回調査では、対象とする９想定地震において強震動生成域や破壊開始点の配置パターンにより全４７ケースが考えられる中で、各地域おいて安全側の防災対策が実施可能となることを重視し、被害想定を行う地震動の設定は「ケース重ね合わせ※１」を用いることとした。

※１：同位置メッシュ（250m）の最大値を採用する方法

(2) 想定シーン

今回調査では、県民の生活様式及び最悪の被害発生を想定し、季節や時刻に応じて人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な以下の３シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害等は、風速・風向によって被害の様相が異なるため、県内の過去の風速・風向を参考に、３シーンにおける平均風速と強風風速及び最多風向を反映した想定を行った。

ア　冬・深夜
イ　夏・12 時
ウ　冬・夕 18 時

(3) 被害想定結果

各想定地震における県全体の今回調査の結果を次表に示す。

調査結果から、過去に経験した地震の被害を上回る建物の倒壊や火災による焼失、津波被害、人的被害の他、ライフラインや交通施設の被害、避難者などの生活への支障など、様々な災害が発生することが想定される。

また、特に新潟県は全域が豪雪地帯（うち 18 市町村は特別豪雪地帯）に指定され、１年の 1/3 が積雪に覆われている地域であるため、冬季に地震が発生した場合は、積雪の影響で地震による被害が拡大することも懸念される。

４　令和６年能登半島地震を受けた動向

令和６年能登半島地震は、国の地震調査研究推進本部の長期評価が行われていない海域の活断層が震源であった。これを踏まえ、国は、地震発生可能性の長期評価の作業を前倒しで実施しており、令和６年８月に兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖の長期評価結果（活断層の位置・長さ・形状、そこで発生する地震の規模等）を公表した。

この中で、新潟県上越地方沖の活断層については、専門家の意見を踏まえ、県が公表している地震被害想定や津波浸水想定において、評価結果と同規模の地震を引き起こす断層として、既に想定の根拠としているため、県として直ちに現行の想定を見直す必要はないこととして整理している。

今後、国では、同地域の地震発生確率の評価と、新潟県上越地方沖以北の長期評価結果を、順次公表していくこととしている。県では、これまで、地震被害想定及び津波浸水想定の見直しを随時行ってきたが、今後、海域活断層の長期評価などにおいて、新たな知見や評価等が示された場合は、既存の地震被害想定等への影響程度の確認等を、都度行っていく。

被害想定結果総括表【人的被害は冬深夜強風時シーンの値、それ以外は冬１８時強風時シーンの値】

大項目	中項目	小項目	細項目	単位	F34	F38	F41	櫛形山脈断層帯	月岡断層帯
建物被害	揺れ・液状化・土砂災害・津波・地震火災	地震動	全壊	棟	17,842	31,056	40,751	2,040	64,374
			半壊	棟	57,353	19,695	50,242	9,142	71,066
		液状化	全壊	棟	1,271	825	1,030	299	1,290
			半壊	棟	45,039	30,123	36,899	11,119	42,281
		土砂災害	全壊	棟	125	168	575	9	112
			半壊	棟	292	392	1,341	21	261
		津波	全壊	棟	1,280	1,329	1,155	－	－
			半壊	棟	19,848	17,627	2,174	－	－
			床上浸水	棟	8,069	6,595	659	－	－
			床下浸水	棟	18,809	19,723	1,929	－	－
		地震火災	炎上出火	件	31	60	77	4	111
			焼失棟数	棟	15,917	3,337	8,395	19	43,454
		計	全壊(焼失棟数含む)	棟	36,436	36,715	51,906	2,367	109,230
			半壊	棟	122,532	67,836	90,656	20,282	113,608
			床上浸水(津波)	棟	8,069	6,595	659	－	－
			床下浸水(津波)	棟	18,809	19,723	1,929	－	－
人的被害	死者数			人	2,029	2,766	3,045	134	5,006
	負傷者数			人	33,534	25,770	22,349	2,098	25,804
	重傷者数			人	8,518	8,797	6,100	217	6,869
	軽傷者数			人	25,016	16,973	16,249	1,881	18,936
	津波に伴う要救助者			人	4,564	5	25	－	－
ライフライン被害	上水道	水道管被害	被害箇所数	箇所	833	1,008	1,152	205	1,787
		断水人口	直後	人	483,666	90,058	417,104	67,751	702,714
	下水道	機能支障	被害延長	km	2,952	2,333	2,914	939	2,809
			支障人口	人	723,941	418,258	599,494	175,774	740,570
	電力	電柱被害	被害本数	本	2,266	1,425	2,236	124	6,069
		停電軒数	直後	軒	281,123	61,888	201,047	40,405	344,289
	通信施設	通信電柱被害	被害本数	本	2,111	1,103	1,810	87	5,864
		不通回線	不通回線数	回線	418,546	66,371	220,259	47,086	529,099
	都市ガス	供給停止	停止戸数	戸	13,131	1,101	4,252	22	98,238
	LPガス	支障	供給支障数	戸	813	328	402	137	894
交通施設被害	道路(緊急輸送道路)	地震動	橋梁	箇所	127	88	207	24	147
			盛土	箇所	258	182	487	77	280
			斜面	箇所	44	61	124	2	16
			トンネル	箇所	0	1	0	0	0
			計	箇所	429	332	817	103	443
		津波		箇所	19	19	35	0	0
	鉄道	地震動		箇所	638	292	959	168	581
		津波		箇所	46	15	29	－	－
	港湾	地震動	A	港	0	0	0	0	0
			B	港	9	10	11	4	9
		津波	機能停止	港	0	0	1	－	－
	漁港	地震動	A	港	0	0	2	0	0
			B	港	73	81	75	18	58
		津波	機能停止	港	8	9	16	－	－
生活への支障	避難者	全避難者数	発生直後・1日後	人	304,418	231,473	96,548	7,086	207,936
		避難所避難者	発生直後・1日後	人	198,151	152,426	59,736	4,251	124,761
		避難所外避難	発生直後・1日後	人	106,267	79,048	36,812	2,834	83,174
	要配慮者		発生直後・1日後	人	16,033	12,111	7,900	574	23,111
	自力脱出困難者			人	442	300	886	47	1,606
	帰宅困難者数	帰宅困難者数		人	121,094	119,922	123,331	76,637	116,194
		外出者数		人	130,578	129,406	132,815	86,121	125,678
	住宅の不足	必要仮設住宅数		棟	10,391	5,606	9,359	820	24,294
	食料・飲料水等の不足	食料不足量	1～3日合計	食	127,633	52,476	89,227	0	533,470
		飲料水不足量	1～3日合計	L	3,243,994	520,697	2,973,324	370,263	5,113,303
		要応急給水量	1～3日最大	L	987,605	188,282	932,151	113,263	1,560,509
	トイレの不足	トイレ不足量	1～3日合計	L	588,573	439,025	118,955	0	357,172
	エレベーター停止		停止台数	台	592	127	493	40	821
			人数	人	5	1	3	0	7
	医療機能の不足	転院患者数		人	100	27	70	2	132
		対応力不足量	入院	人	7,018	7,246	5,255	110	5,911
			外来	人	20,844	13,805	12,892	1,407	14,397
	震災廃棄物量	がれき発生量		万t	705	587	807	74	1,522
		仮置き場必要面積		ha	231	192	264	24	498
		津波堆積物発生量		万t	259	225	50	－	－
	孤立集落数	農業集落	孤立集落数	地域	11	39	70	0	20
		漁業集落	孤立集落数	地域	84	70	36	0	0
地震水害	ため池	箇所数	A	箇所	5	36	56	0	25
			B	箇所	21	39	90	6	24
		影響戸数	A	戸	50	1,218	1,944	0	1,277
			B	戸	928	1,525	2,418	36	448
農業かんがい施設	影響面積			ha	124,366	131,212	117,945	43,435	119,381

長岡平野 西縁断層帯	十日町 断層帯西部	高田平野 西縁断層帯	六日町 断層帯南部	備考	全回調査 (H10.3)	1964年 新潟地震 (出典:新潟県1965)	2004年新潟県 中越地震 (H21.10.15時点)	2007年新潟県 中越沖地震 (H25.4.1時点)
112,678	32,513	9,092	15,248					
149,915	53,077	25,773	35,087					
1,743	702	312	528					
60,186	25,899	11,480	19,638					
653	564	179	412					
1,524	1,315	417	961					
425	－	6	－					
14,080	－	105	－					
5,537	－	21	－					
17,066	－	162	－					
193	56	15	26		237件	12件	建物火災9件	建物1件、その他2件
55,746	3,297	1,607	267		10,660棟	402棟		
171,244	37,075	11,196	16,455		全壊・大破35,896棟	全壊 3,277世帯	全壊 3,175世帯	全壊 1,331世帯
225,705	80,290	37,775	55,686		半壊・中破72,365棟	半壊 10,966世帯	半壊 13,810世帯	半壊 5,710世帯
5,537	－	21	－					
17,066	－	162	－					
7,920	2,160	615	1,008		1,232人	14人	68人	15人
56,922	16,035	6,597	9,424					
14,475	3,405	985	1,607		2,589人	46人	632人	341人
42,447	12,630	5,612	7,817		49,898人	270人	4,163人	1,975人
15	－	0	－					
4,430	1,066	567	513		12,717箇所			
1,375,222	462,834	194,588	251,424		311,657世帯			
4,429	2,319	837	1,893					
1,227,818	512,268	213,798	358,875					
10,483	2,211	524	879		3,203基	電柱被害5,482基		
642,431	220,944	81,827	147,367		93,483世帯			
8,201	1,515	394	563		2,662基	新潟電話局3,690基		
839,314	251,248	92,368	167,225		185,039回線			
338,243	12,783	31,523	2,882		263,016件			
1,294	718	182	595					
319	199	77	140		117箇所	市町村橋含み184箇所		
571	397	166	318		14箇所	県工事分137箇所		
100	88	46	65		7箇所			
0	2	1	1					
990	686	290	523					
7	－	1	－					
1,176	870	351	705		331箇所	全国692件		
17	－	0	－					
0	0	0	0	危険度はA>B>C	1港	港湾３港		
11	8	7	7	(Cランク箇所数は省略)	3港			
0	－	0	－					
1	1	0	0	危険度はA>B>C	1港	漁港11港		
80	52	35	30	(Cランク箇所数は省略)	7港			
0	－	0	－					
471,386	59,210	25,104	29,238		233,604人	78,566人		
295,377	35,526	15,174	17,543					
176,010	23,684	9,930	11,695					
34,720	4,962	2,600	2,337					
2,964	976	234	588					
123,781	84,825	45,247	66,533					
133,265	94,308	54,731	76,016					
35,370	7,016	2,817	3,332					
956,445	40,735	15	1,854					
10,756,357	3,405,197	1,459,273	1,609,955					
3,311,449	1,022,439	442,538	504,757					
884,495	25,579	8	19,596					
1,512	730	161	654					
11	4	1	3					
270	46	13	16					
12,933	2,715	508	1,076					
34,844	10,544	4,351	5,896					
2,491	616	216	320					
815	201	71	105					
215	－	8	－					
29	235	25	86					
28	0	8	0					
36	76	16	22	危険度はA>B>C	3箇所			
134	114	53	88	(Cランク箇所数は省略)	11箇所			
1,051	1,805	1,216	565	危険度はA>B>C	47箇所			
4,144	2,688	1,717	2,472	(Cランク箇所数は省略)	58箇所			
142,186	65,804	21,409	59,106		55,885ha	水路1,359箇所		

第６節　　緊急地震速報と地震情報

１　緊急地震速報

(1)　緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級３以上を予想した場合に、震度４以上が予想される地域又は長周期地震動階級３が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度６弱以上の揺れ又は長周期地震動階級４を予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

新潟地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

地震及び津波警報等発表の流れは、津波災害対策編第３章第７節による。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市区町村名
新潟県	新潟県上越	糸魚川市、妙高市、上越市
	新潟県中越	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡［田上町］、三島郡［出雲崎町］、南魚沼郡［湯沢町］、中魚沼郡［津南町］、刈羽郡［刈羽村］
	新潟県下越	新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡［聖籠町］、西蒲原郡［弥彦村］、東蒲原郡［阿賀町］、岩船郡［関川村、粟島浦村］
	新潟県佐渡	佐渡市

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことに留意する。

(2)　緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達される。

(3)　緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。

街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4)　普及啓発の促進

新潟地方気象台は、新潟県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

２　地震情報の種類とその内容

新潟地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、新潟県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の４区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で１回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から１時間半～２時間程度で発表

	覚知した場合にも発表することがある	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表

３　地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 （詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の新潟県及びその周辺の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。

第２章　災害予防

第１節　防災教育計画

参考資料

【関係機関】県（◎防災局、知事政策局、総務部、福祉保健部、観光局、土木部）、県教育委員会、警察本部、市町村、防災関係機関、県民、企業

１　計画の方針

学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、地震・津波に関する基礎的な知識の普及と「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図り、住民一人一人が防災の主体となり、地域防災力の基盤となる県民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

また、県、市町村及び防災関係機関において、ハザード情報等、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図り、地域の防災関連情報を整理し、企業・団体・NPO や関係機関と連携して繰り返し周知していく。

各地域で、防災情報を正しく伝達できるリーダーを大学や NPO と連携して育成する。

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 県民、自主防災組織、企業、事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。

(ｲ) 市町村は、住民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市町村立学校における児童生徒等の防災教育を行う。

(ｳ) 県は、一般県民の防災教育に必要な学習材料の提供及び学習環境の整備、市町村の防災教育及び専門的な職員育成の支援並びに県職員の防災研修を行うとともに、県立学校等における児童生徒等の防災教育を行う。

(ｴ) 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮しなければならない。

イ　達成目標

(ｱ) 児童生徒等が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。

(ｲ) 県民が、地震・津波に関する一般的な知識及び居住地等で地震時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージでき、自らの判断で避難行動をとることが

できる。

(ｳ) 県民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得すると共に、社会の一員としてとるべき行動を心得ている。

(ｴ) 県、市町村、防災関係機関において、全ての職員が地震・津波に関する基礎知識を持ち、かつ、一般県民が行うべき事前の地震対策を自ら率先して実行できる。

(ｵ) 県及び全市町村において、防災に関する専門研修を受けた男女の職員が防災担当部門に配置されている。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　要配慮者、同居家族等、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ　一般県民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるようにする。

(3) 積雪地域での対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、またその対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。

２　県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

ア　自治体の地震・津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ　防災に関する講演会、学習会等への積極的参加

ウ　語り部活動や家庭内での語り継ぎ等による次世代への災害被災経験の伝承

エ　各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い

オ　緊急地震速報を受けたときの適切な行動

カ　住宅の耐震診断及び耐震化の実施に努める

キ　地震保険や共済制度の有効性を理解し、加入等に努める

(2) 地域の役割

ア　自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進

イ　地域住民による地元の地震被害危険箇所の把握・点検・確認

ウ　語り部活動や地域内での語り継ぎ、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存等による次世代への災害被災経験の伝承

(3) 企業・事業所等の役割

ア　自治体の地震・津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ　災害時に果たす役割を十分に認識し､災害時にも事業が継続できるよう､事前対策及び地震発生時の行動に関する検討

３　県の役割

(1) 学校における防災教育の推進

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ア　県立学校等における防災教育（総務部、県教育委員会）

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

イ　私立学校に対する啓発（総務部）

私立学校設置者に対し、公立学校と同様に防災教育を推進するよう指導・助言を行う。

ウ　県立看護大学（総務部）

(ｱ) 職員・学生に対する一般的な防災教育を行う。

(ｲ) 災害時の看護等教授内容の充実に努める。

(ｳ) 看護職員の防災教育に必要な情報提供や講師派遣等の支援に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進（防災局・県教育委員会）

県民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、社会教育施設において防災広報を実施する。

(3) 要配慮者及び同居家族等の防災学習の支援

ア　高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児（福祉保健部）

在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は同居家族等への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。

イ　外国人（知事政策局、観光局）

市町村や外国人関係団体（外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等）に協力して、地震・津波から身を守るための基礎知識の普及に努める。

災害時に、外国人（就業者、留学生、旅行者、定住して間もない者等）の安全確保に当たるべき立場の者（事業所、学校、宿泊・観光施設、交通関係者、家族等）及び市町村が、防災マップ等を活用して外国人への防災知識の周知を図るよう支援する。

(4) 市町村に対する防災に関する基礎情報の提供（防災局、土木部、県教育委員会）

ア　市町村が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て必要な情報の提供を行う。

イ　公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報(津波浸水想定及び地震被害想定)等の提供、その他市町村の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。

ウ　災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。

エ　平常時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防

災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。

オ　住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する情報の提供を行う。

カ　住宅の耐震化について、旧耐震基準で建築された木造一戸建て住宅の耐震診断及び耐震改修（耐震シェルターを含む）の補助制度の活用を、市町村と連携して推進する。

キ　地震保険や共済制度は、「自助」の生活再建対策として重要なため、市町村や業界団体等と連携して、それらの制度の普及促進に努める。

ク　広報活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に対する県民等の関心と理解を深めるとともに、防災活動への県民の参加を促進する。

(5) 市町村職員の防災教育の支援（防災局）

ア　市町村職員の専門的な防災教育機会の創出

イ　市町村の防災教育に必要な情報の提供

ウ　消防学校における消防職・団員の防災教育・研修

(6) 県職員の防災教育、防災部門の人材育成（防災局）

ア　外部講師等による防災教育研修の実施

イ　消防大学校など専門研修機関への計画的な職員派遣

ウ　録画研修を通じた自己学習の促進

４　市町村の役割

市町村は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、ＮＰＯ、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 市町村立学校における防災教育の推進

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進

住民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施する。

(3) ハザードマップや液状化しやすさマップ等の液状化に関する情報について、情報の背景、解釈の仕方から、災害種別（地震・津波・水害等）ごとの特徴や、それにより住民に起こりうる具体的な被害を想起できるよう周知するとともに、避難に関する情報等を企業、団体、ＮＰＯや関係機関と連携し、住民に適切かつ繰り返し周知していく。

(4) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承す

る取組を支援する。

また、国が認定するNIPPON防災資産の活用や、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

(5) 要配慮者及び同居家族等の防災学習の推進

ア　要配慮者本人及び家族の防災学習

イ　民生委員等地域の福祉関係者の防災学習

ウ　ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

エ　外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

(6) 市町村職員の防災教育、防災部門の人材育成

(7) 消防職・団員の防災教育・研修

(8) 市町村地域防災計画で定める事項

・　全住民を対象とした共通的な防災教育計画

・　各地区別の住民を対象とした防災教育計画

・　要配慮者及び同居家族等を対象とした防災教育計画

・　ハザードマップの作成・提示

(9)　住宅の耐震化のための、耐震診断及び耐震改修の普及促進

(10) 地震保険や共済制度の普及促進

(11) ボランティアによる防災活動に対する住民等の理解促進、防災活動への住民参加の促進

５　防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災教育・研修のほか、次の項目について県民への普及及び啓発を図る。

(1) 県警察における防災教育

運転免許の更新時講習等を通じて自動車運転時における災害発生時の自動車運転者としての措置等

(2) 新潟地方気象台

地震・津波、及び緊急地震速報に関する基礎的な知識や適切な防災行動等

(3) 第九管区海上保安本部

船舶・海事関係者等への地震・津波発生時の注意事項等

(4) 北陸地方整備局

新潟地震や中越大震災、中越沖地震等、過去の地震災害記録の公開及び実態に即した液状化リスクをはじめとする地震に関する情報の提供

(5) 北陸地方測量部

災害教訓の伝承の重要性についての啓発に関し、自然災害伝承碑などの情報の提供や活断層図公開などの地理空間情報に関する情報の提供

(6) 北陸信越運輸局

公共交通・物流を担う運輸事業者に対する、防災及び事業継続の取組を支援するために助言等を行う「運輸防災マネジメント」の推進

(7) 東北電力（株）、東北電力ネットワーク(株)

感震ブレーカーの普及に努めるなど、一般家庭に対する、地震発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意

(8) 都市ガス供給事業者、ＬＰガス販売店（(一社)新潟県ＬＰガス協会）

ア　地震発生時のガス及びガス器具取扱の注意事項

イ　ガスマイコンメーターによる緊急遮断機構作動時の復旧方法

(9) 日本赤十字社

一次救命処置、応急手当等、初歩的な救急法の一般への普及

第２節　防災訓練計画

参考資料

【関係機関】県（◎防災局、総務部、福祉保健部、土木部）、病院局、県教育委員会、警察本部、市町村、防災関係機関、県民、企業・事業所、学校

１　計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、県、市町村、防災関係機関、県民、隣接県等が防災活動を的確に実施できるよう平常時から防災訓練を実施する。

訓練実施については、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。また、地域、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、県、市町村及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、新物資システム(Ｂ－PLo)、地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく避難誘導計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪地域での対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては、積雪期を想定した訓練を検討する。

(4) 複合災害を想定した訓練

県、市町村及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

２　県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、住民一人一人が、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、自治体や地域、自主防災組織、企業などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網をあらかじめ把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。

このため、町内会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者

の所在や避難所の運営、情報伝達体制、避難誘導体制などの確認に努める。

(3) 企業・事業所、学校等の役割

企業・事業所、学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、大規模地震時には指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努める。

また、病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、施設入所者の状況を常に把握しておくとともに、職員及び関係者に対し、避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

３　県の役割

県は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織、自主防災組織、地域団体、住民との協力体制の確立などに重点をおき、住民の避難行動等、災害発生時に住民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、住民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。なお、避難所運営訓練等は、女性や小中学生、若者の参加を促進していく。

防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。

この際、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

また、新潟県総合防災情報システム、新物資システム(B－PLo)、地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。

(1) 県における防災訓練

ア　総合防災訓練

(ｱ) 実施時期

原則として年１回実施するものとし、新潟地震、中越大震災及び中越沖地震の被災地においては、その経験を風化させないような時期を考慮する。

(ｲ) 実施場所

原則として、大規模災害発生地域を地方本部（県地域振興局）の所管区域（新潟県行政組織規則（新潟県規則第８号（昭和 35 年３月 25 日）第 10 条）に基づき区分した次のａ～ｃの３エリアによる持ち回りとする。

ａ　糸魚川、上越、十日町、南魚沼、魚沼の各地方本部　管内

ｂ　柏崎、長岡、三条の各地方本部　管内

ｃ　新潟、新発田、村上、佐渡の各地方本部　管内

(ｳ) 訓練方法

実動訓練とする。

イ　図上訓練等

(ｱ) 災害対策本部対応職員の判断能力向上や関係機関との協力体制強化のための図上訓練を実施する。

(ｲ) 災害時における情報孤立対策のため非常無線通信訓練を実施する。

(ｳ) 新潟県総合防災情報システム等の情報機器の操作習熟のための情報伝達訓練を実施する。

(ｴ) 災害時における受援体制の確立のため他の都道府県との広域合同訓練の実施に努める。

ウ　県立病院・福祉施設等における防災訓練（福祉保健部、病院局）

県立病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、施設入所者の状況を常に把握しておくとともに、職員及び関係者に対し、避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

(2) 学校等における防災訓練

ア　学校等の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検も含め実施する。(県教育委員会)

イ　県立看護大学及び県立大学（総務部）

施設の管理者は、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練などを行う。

(3) 道路、河川、ダム、海岸等の県管理施設における防災訓練

ア　関係機関とともに、関係施設を対象にした地震防災訓練の実施に努めるとともに、沿岸部及び河口部については津波防災訓練の実施に努める。

イ　市町村が実施する公共土木施設等を対象にした地震防災訓練の支援に努める。

４　市町村の役割

県に準じた各種防災訓練の実施及び他市町村、防災関係機関と協調した総合的な防災訓練の実施を行う。避難所運営訓練等は、女性や小中学生、若者の参加を促進していく。

(1) 市町村総合防災訓練

(2) 無線通信訓練

(3) 避難行動要支援者の参加を重点に置く住民避難誘導訓練

(4) 地域の実情に応じた、津波に対する情報伝達訓練や積雪期を想定した図上訓練、自主防災組織や消防団などの防災訓練の支援

(5) 学校等における防災訓練

学校等の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検を含め実施する。

(6) 平常時からの避難所運営訓練等の実施

(7) 市町村防災計画で定める事項

- 防災訓練の実施時期、実施場所及び訓練方法
- 市町村管理施設における訓練のあり方
- 関係機関等における訓練のあり方

５　防災関係機関の役割

防災関係機関は、県や市町村が実施する総合防災訓練に積極的に参加する

とともに、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第２章第32節「学校の地震防災対策」参照

第３節　自主防災組織育成計画

参考資料

【関係機関】　県（防災局）、市町村、県民

１　計画の方針

大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、県民、市町村及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

２　自主防災組織の概要

(1) 組織

自治会、町内会単位など地域において防災活動を効果的に行うことができる組織とする。

(2) 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編制を定めることが望ましい。

なお、班編制は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

ア　平常時の活動

(ｱ) 情報の収集伝達体制の整備

(ｲ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

(ｳ) 火気使用設備器具の点検

(ｴ) 防災資機材等の整備及び管理

(ｵ) 危険箇所の点検・把握
(ｶ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

イ　災害時の活動
(ｱ) 初期消火の実施
(ｲ) 地域内の被害状況等の情報収集
(ｳ) 救出救護の実施及び協力
(ｴ) 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
(ｵ) 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
(ｶ) 避難行動要支援者の避難支援
(ｷ) 給食・給水及び救助物資等の配分

３　県民の役割

県民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、住民一人一人が防災の主体となり、自治会・町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、地域ごとの避難先を自主防災組織等が事前に把握できる体制を整備する等、防災知識及び技術の習得に努める。

４　県の役割

(1) 自主防災組織の組織化と活動の活性化

県は、市町村が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市町村が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報誌等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。

第２章第２節「防災訓練計画」参照

(2) 防災リーダーの育成支援

県は、学校や NPO 等と連携し、各地域で防災情報を正しく伝達できるリーダーを育成する。特に女性が防災分野で活躍できる機会を増やし、若者や子どもが防災について学べる機会を作ることに重点を置き、また、育成した女性防災リーダーが活動できる場を提供することを支援する。

また、防災情報を正しく理解し、説明できる人材の育成を図るため、地域の防災リーダー等に対して指導・助言を行う「新潟県防災リーダー」を養成し、継続的な知識の習得やスキルアップを支援するなどして、地域防災力の向上を進める。

５　市町村の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市町村は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実に努める。また、一般財団法人自治総合センターの助成事業、

県及び市町村単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 訓練の支援

市町村は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3) 防災リーダーの育成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組の推進は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。

なお、育成にあたっては、新潟県防災リーダーの積極的な活用に努める。

(4) 市町村地域防災計画で定める事項

- 自主防災組織が行うべき活動内容
- 自主防災組織育成のための支援策

６　自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

第４節　防災都市計画

参考資料

【関係機関】県（◎土木部、防災局、交通政策局）、北陸地方整備局、
市町村

１　計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するには、国、県、市町村等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

ア　災害に強いまちづくりの計画的な推進

イ　計画的な土地利用の規制、誘導

ウ　防災上危険な市街地の解消

エ　都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

オ　災害に強い宅地造成の推進

カ　防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

キ　復興事前準備の取組の推進

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪地域での対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

２　県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

都市防災の基本は、個々の建築物の耐震性確保であることを理解し、自らの責任で住宅等の耐震化に努める。

また、効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア　日ごろからの地域の防災上の課題等の把握

イ　災害に強い、防災まちづくりを実現するための、県民一人一人がアイディアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や

排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

３　県の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、県は、都市防災に配慮した都市計画区域マスタープランの充実を図る。

また、液状化に関する情報（液状化しやすさマップ等）を適切な防災行動や事前対策に結びつけるため、市町村への周知・提供を行う。

第２章第６節「地盤災害予防計画」参照

(2) 防災上危険な市街地の解消

ア　土砂災害危険箇所等の整備の推進

県は市町村とともに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等における土砂災害防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な計器の設置等、総合的な土砂災害防止対策を推進する。

「土地区画整理法」「都市再開発法」「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」参照

イ　木造密集市街地等における市街地整備

県は市町村とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(3) 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

公園・緑地は災害時において、火災の延焼遮断帯、避難場所及び避難路としての機能を有することから、緑を適切に確保することは都市の安全性・防災性を高めることになる。よって、県は市町村とともに、都市緑化の推進と緑地の保全に努める。

「都市の緑のあり方」参照

(4) 災害に強い宅地造成の推進

ア　宅地造成等工事規制区域の指定

県は、市街地や集落等、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアについて、これらに隣接・近接する区域も含めて宅地造成等工事規制区域として指定し、災害防止及び被害の軽減を図る。

「宅地造成及び特定盛土等規制法」参照

イ　特定盛土等の規制区域の指定

県は、市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等について、特定盛土等規制区域として指定し、災害防止及び被害の軽減を図る。

ウ　造成宅地防災区域の指定

県は、大規模盛土造成地の調査（第二次スクリーニング）など市町村

による宅地耐震化の取り組みを促進するとともに、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地を造成宅地防災区域に指定し、災害の防止措置の勧告や改善命令等を行うことにより、災害の発生の防止を図る。

(5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

県は市町村とともに、幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤としての公共施設の計画的な整備と耐震性を確保する。

ア　緊急輸送ネットワークの形成

県は、国及び市町村の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図ることとする。また、緊急輸送ネットワークの要となる防災活動拠点や輸送拠点、防災備蓄拠点等の耐震性を確保する。

イ　延焼防止を考慮した公共施設等の配置

県は市町村とともに、幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯を配置して、地震に伴う火災による被害を最小限に防止することを推進する。

ウ　ライフラインの耐震性の確保

県は市町村とともに、災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。

また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(6) 復興事前準備の取組の推進

県は、市町村が被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、市町村が行う事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組を支援する。

４　市町村の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、市町村は、都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

さらに、市町村は、液状化に関する情報（液状化しやすさマップ等）を

第２章第８節「道路・橋梁・トンネル等の地震対策」、第９節「港湾・漁港施設の地震対策」、第10節「空港の地震対策」参照

第２章第16節「放送事業者の地震対策」、第17節「電気通信事業者の地震対策」、第18節「電力供給事業者の地震対策」、第19節「ガス事業者等の地震対策」、第20節「上水道の地震対策」、第21節「下水道等の地震対策」参照

「都市計画法」参照

適切な防災行動や事前対策に結びつけるため、関係機関と連携して住民への繰り返し周知を図る。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

市町村は県とともに、道路等の公共施設用地の確保と地域地区等の都市計画制度の組み合わせにより、安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行うとともに、住宅等の耐震性を確保し災害に強いまちづくりを推進する。

ア　地域地区（用途地域、防火・準防火地域等）による火災に強い市街地の整備

用途地域により、住居、商業、工業等の適正な配置を誘導するとともに、準防火地域や防火地域により、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域における耐火性の高い建築物の誘導や火災に強い市街地の整備を図る。

イ　地区計画等による災害に強い市街地の整備

地区計画等を定めることにより道路用地及び公園用地の確保並びに建築物の適正な誘導により一体的に災害に強い市街地整備を図る。

ウ　災害のおそれのある区域での開発抑制

無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

(3)　防災上危険な市街地の解消

市町村は県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(4) 災害に強い宅地造成の推進

市町村は、必要に応じて宅地ハザードマップや液状化マップの作成、公表を行うとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施に努め、災害防止及び被害の軽減を図る。

(5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア　避難路ネットワークの形成

市町村は、震災時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

イ　ライフラインの耐震性の確保

市町村は県とともに、災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。

また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して

道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

ウ　避難場所の整備

市町村は、県の協力を得て、公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した震災等から身を守る避難場所の整備や災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保する。

また、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当っては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

エ　防災公園の整備

市町村は県とともに、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一時避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備を図る。

(6) 所有者不明土地を活用した防災対策の推進

市町村は県とともに、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第２章第 29 節「避難体制の整備」参照

(7) 復興事前準備の取組の推進

市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなど、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとする。

(8) 市町村地域防災計画で定める事項

・　緊急輸送道路
・　防災拠点や避難場所となる公園緑地等

５　防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、県及び市町村の協力を得て総合的なまちづくり施策を展開する。

(2) 経済産業省

災害による電柱倒壊に伴う長期停電を防止し，電力を安定供給するため，一般送配電事業者における無電柱化の促進を図るものとする。

第５節　集落孤立対策計画

参考資料

【関係機関】県（◎防災局、土木部）、市町村、県民

１　計画の方針

中山間地域、離島など、地震の際の土砂崩れや、津波、雪崩や豪雪による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、道路、通信、水道や電気等が復旧し、又は救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

また、孤立が長期化した場合における集団避難の考え方についても事前に検討を行う。

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 孤立予想集落の住民は、自ら孤立に備えて食料・物資等の備蓄に努めるとともに、自主防災活動に積極的に参加する。

(ｲ) 市町村は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材（電源、熱源等）の整備、物資（食料、水、生活用品）の備蓄等を行う。

孤立発生時に「集団避難」の可能性がある場合は、事前に避難先や避難方法等について住民と考え方の確認を行う。

(ｳ) 消防本部は、孤立予想集落の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。

(ｴ) 県は、市町村等の施設整備や備蓄体制の強化を支援するとともに、関係機関とともに住民の救出・救助体制を整備する。

イ　達成目標

(ｱ) 集落が孤立状態でも通信が確保されている。

(ｲ) 住民が、安全を確保しながら、最低７日間は外部からの補給なしで自活できる。

(ｳ) 消防団及び自主防災組織等により最低限の初動対応と避難生活ができる。

(ｴ) 危険が迫った場合は、速やかに住民が安全な場所に集団避難できる。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入先を確保する。なお、地区外避難はインフラの復旧方法や見通し等の状況を見据えて適切に行うこと。

(3) コミュニティへの配慮

コミュニティ単位での避難先の確保、および地域の復旧・復興までのコミュニティの維持もしくは再建を考慮した避難生活の在り方に配慮する。

(4) 積雪地域での対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容

人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

２　県民の役割

(1) 県民の役割

孤立予想集落の住民は、最低７日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

孤立状態となった時には、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市町村への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行う。

そのために、集落で共用する資機材の整備や物資の備蓄を行うよう努めるとともに、自主防災組織等による資機材等を活用した防災訓練等を実施する。

(3) 企業・事業所の役割

孤立予想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

通信事業者は、孤立発生時における通信確保体制を構築しておく。

３　県の役割

(1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施（防災局・土木部）

ア　災害時における孤立可能性がある集落の把握を市町村と連携して行い、関係機関と情報共有する。

イ　迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、市町村を通じ、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。

ウ　被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市町村との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。

(2) 孤立予想集落の資機材整備や備蓄体制の強化に対する支援と最新技術の活用促進（防災局）

ア　県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材の整備や備蓄体制の強化を支援する。

イ　物資輸送における無人航空機等や通信確保における衛星通信等の最新技術の導入や活用を促進する。

(3) 積雪期のヘリコプター運用（防災局）

積雪期のヘリコプターによる住民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市町村及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。

４　市町村の役割

(1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知

(2) 衛星通信等の通信手段の確保、通信機器等が扱える人材育成及び使用方

法の周知

(3) 集落防災拠点施設の確保

(4) 孤立状態に一定期間対応できる資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置の強化

(5) 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備

(6) 集落内のヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する）

(7) 無人航空機等や衛星通信等の最新技術の導入や活用（平時の利活用含む）

(8) 積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保

(9)「集団避難」の可能性がある場合の避難先や避難方法等についての考え方の確認

(10)市町村地域防災計画で定める事項

- 孤立が予想される集落
- 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所
- 各集落との通信の確保方法
- 各集落の防災拠点施設及び資機材の整備、物資等の配置状況
- 各集落のヘリポート適地及び無人航空機等を活用する場合の集落内の拠点
- 企業・事業所等との災害時の協力に関する事項
- 集団避難を検討する場合の配慮等（避難所のコミュニティの維持や精神的ケアへの配慮等）

第６節　地盤災害予防計画

参考資料

【関係機関】県（農林水産部、農地部、◎土木部）、新潟県治山防災ヘルパー、特定非営利活動法人新潟県砂防ボランティア協会、新潟県治山ボランティアセンター、一般社団法人新潟県建設業協会

※「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策推進に関する法律」について、以下、「土砂災害防止法」という

１　計画の方針

(1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の地震活動・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため、予防計画は、

①　地震が発生する前に行うもの

②　地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの

からなる。地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

ア　県民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払う。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したら、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように簡易な対策に努める。

イ　市町村は、土砂災害警戒区域等を住民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。

ウ　県は、土砂災害警戒区域等を調査・把握し、市町村への情報提供を行うとともに、総合的な土砂災害予防対策を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市町村は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ　県は、平時より避難場所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉担当者に土砂災害に関する啓発を行う。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(3) 積雪地域での対応

ア　市町村は地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ　県は、必要な情報を伝達するなど、市町村の警戒避難体制を支援する。

また積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により、被災状況の迅速な調査を実施するものとする。

２　県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

県民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく県、市町村、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないようにする。

都市計画法第 33 条第 1 項

３　県の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施（農林水産部）

治山施設の整備

県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、国有林内における事業は原則として林野庁が、民有林内における事業は原則として県が実施する。なお、既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

森林法第 25 条、第 39 条の 3
森林法第 4 条第 5,6 項

県内の山地災害危険地区数及び概成箇所数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

施設区分	地区数	概成箇所数
山腹崩壊危険地区	(51)2,572	(17)580
崩壊土砂流出危険地区	(94)2,992	(22)444
計	(145)5,564	(39)1,024

（　）は国有林内で外書き

(2) 砂防事業の実施（土木部）

砂防法第２条、第５条

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

県内の土砂災害警戒区域（土石流）及び概成箇所数

（令和７年３月31日現在）

	区域数	概成区域数
土石流の土砂災害警戒区域	2,795	738

注：土石流の区域数は、保全対象に人家が５戸以上および人家４戸以下のうち対策施設整備中または整備済みの区域数である。

(3) 地すべり対策事業の実施（農林水産部、農地部、土木部）

地すべり等防止法第３条、第51条

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規定により、次表の区分により主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

区　　分	主務大臣（所管省庁）	県所管部局（担当課）
ア　砂防法に基づく砂防指定地（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	国土交通大臣（国土交通省）	土木部（砂防課）
イ　森林法に基づく保安林又は保安施設地区（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣（林野庁）	農林水産部（治山課）
ウ　ア及びイに該当しない地すべり地域のうち、土地改良法による土地改良事業施行地域又は同事業計画の決定されている地域（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣（農林水産省農村振興局）	農地部（農地建設課）
エ　ア～イに該当しない地すべり地域のうち、ウに該当しない地すべり地域	国土交通大臣（国土交通省）	土木部（砂防課）

※「地すべり防止区域」を指定する際は、関係部局間で十分連絡をとること。

地すべり等防止法第７条、第18条

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連坦部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等について、順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じて修繕等を行う。

県内の地すべり危険箇所数等及び概成箇所数(令和７年３月31日現在)

所管区分	危険箇所数（土砂災害警戒区域等※および危険区域）	法指定箇所数（法指定区域数）	概成箇所数
国土交通省	650	501	277
農林水産省農村振興局	600	338	175
林野庁	(6) 572	(2) 358	(2) 120
合計	(6) 1,822	(2) 1,197	(2) 572

（ ）は国有林内で外書き

※土砂災害警戒区域等の区域数は、農地・林業を除いた人家５戸以上の区域および人家４戸以下のうち対策施設整備中または整備済みの区域数

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施（土木部）

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。また、急傾斜地崩壊危険区域において、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

県内の土砂災害警戒区域（急傾斜地）及び概成箇所数

（令和７年３月31日現在）

急傾斜地の土砂災害警戒区域数	法指定箇所数	概成箇所数
1,874	466	449

注：急傾斜地の区域数は、保全対象に人家が５戸以上および人家４戸以下のうち対策施設整備中または整備済みの区域数である。

災害対策基本法第51条

(5) 土砂災害警戒区域等の調査及び住民への周知（農林水産部、農地部、土木部）

山地災害危険地区及び土砂災害警戒区域等を定期的に調査し、関係市町

村を通じ、住民へ周知する。また、土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進めることにより、住民へ周知する。

(6) 情報伝達体制の整備（農林水産部、農地部、土木部）

県は、市町村を通じて行う、住民との土砂災害に関する情報交換を推進する体制の整備に努める。

(7) 市町村の防災体制整備への支援（農林水産部、農地部、土木部）

県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を行う。

(8) 住宅の移転促進（土木部）

県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅、若しくはがけ地に近接する住宅を移転する市町村を支援する。

建築基準法第39条第2項、第40条
新潟県建築基準条例第6条、第8条

土砂災害防止法第4条第1、2項

(9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進（土木部）

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア　基礎調査の実施及び結果の公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

土砂災害防止法第7条

イ　土砂災害警戒区域における対策

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

ウ　土砂災害特別警戒区域における対策

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

土砂災害防止法第10条第1項、19条、26条第1、2項

・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の建築のための特定開発行為に対する許可制
・建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
・勧告等による移転者への融資、資金の確保

地すべり等防止法第7条
新潟県地すべり巡視業務委託要領第1条及び第2条

(10) 地すべり防止区域の巡視業務委託(農林水産部、農地部、土木部)

地すべり等防止法第７条の規定に基づき、地すべりの早期発見に努め、

地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、地すべり防止区域の巡視業務を市町村に委託し、実施する。

(11)　専門技術ボランティア等の活用（農林水産部、土木部）

ア　新潟県治山防災ヘルパーの活用（農林水産部）

山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・支援活動等を行う「新潟県治山防災ヘルパー」を活用する。

イ　砂防・治山ボランティアとの協働（農林水産部、土木部）

本県では、砂防・治山に携わった経験のある県職員ＯＢを中心に、土砂災害防止を目的とした「特定非営利活動法人　新潟県砂防ボランティア協会」及び「新潟県治山ボランティアセンター」が組織されており、日頃の活動を通じ、土砂災害関係情報の収集や、行政機関等への情報提供、土砂災害に関する知識の住民への普及・啓発等の活動を行っている。

県は、土砂災害防止に資するため、これらの活動を支援するとともに、上記団体との円滑な情報交換を行う。

(12)　土砂災害緊急調査実施体制の整備

土砂災害防止法第 28、29、30、31条

県及び北陸地方整備局は、重大な土砂災害が想定される場合に、その土地の区域及び時期を明らかにする調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」いう。）を速やかに市町村に提供できる体制を整備する。

(13)　二次災害の予防（農林水産部、農地部、土木部）

ア　迅速な応急対策への備え

災害対策基本法第 70 条第１項

県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

イ　土砂災害警戒区域等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測されたときには、土砂災害警戒区域等の調査点検を速やかに実施するとともに、技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。

ウ　土砂災害警戒区域等の応急対策

調査点検の結果等により、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、感知器・警報器等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

エ　二次的な土砂災害への対策

災害対策基本法第 51 条

土砂災害警戒区域等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の調査点検だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、県は関係機関と連携して地震発生後の監視を強める。

４　市町村の役割

(1) 住民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

市町村は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅の移転促進

建築基準法第 39 条第２項、第 40 条
新潟県建築基準条例第６条、第８条

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅、若しくはがけ地に近接する住宅の移転促進を図る。

(4) 情報伝達体制の整備

災害対策基本法第 51 条
災害対策基本法第 56 条

ア　住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ　緊急時の伝達媒体である防災行政無線(戸別受信機含む)等の整備に努める。

ウ　土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

土砂災害防止法第８条

ア　当該警戒区域ごとに以下の事項を地域防災計画に記載する。

・土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
・警戒区域内にある要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地
・上記当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に係る情報等の伝達に関する事項
・土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

イ　避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ウ　土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布することなどにより、住民の円滑な警戒避難に必要な措置を講じる。

(6) 地すべり巡視員の設置

新潟県地すべり巡視業務委託要領第４条第１項及び第５条第１項

県から、地すべり防止区域の巡視業務を委託された市町村は、業務を実施するための地すべり巡視員を設置するとともに、効率的な巡視計画を定

め、業務を実施する。

災害対策基本法第 62 条第１項

(7) 二次災害の予防

ア　土砂災害警戒区域等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、県が行う土砂災害危険箇所等及び対策施設の調査点検に協力をする。異状が発見された場合、県及び関係機関へ報告をするとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

災害対策基本法第 51 条

イ　避難指示等の実施

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制の構築又は避難指示等を実施する。

災害対策基本法第 51 条

ウ　二次的な土砂災害への対策

土砂災害警戒区域等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂等が発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市町村は関係機関と連携して地震発生後の監視を強める。

土砂災害防止法」第８条第１、２項
災害対策基本法第 62 条第１項

(8) 市町村地域防災計画で定める事項

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項
- 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項
- 避難指示等の発令及び伝達方法に関する事項
- 避難場所の開設、運営に関する事項
- 要配慮者への支援に関する事項（要配慮者利用施設への情報伝達方法含む）
- 防災意識の向上（防災訓練等）に関する事項

５　防災関係機関の役割

各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第７節　建築物等災害予防計画

参考資料

【関係機関】県（防災局、総務部、環境局、◎土木部）、病院局、県教育委員会、
警察本部、市町村、県民、企業・事業所、学校、病院、
社会福祉施設

１　計画の方針

大規模な地震により、建築物に甚大な被害が発生した場合、県民の生命を始め、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。また地震発生後の建築物等による二次被害も予想されるため、防災上重要な建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

ア　指定避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(ｱ) 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

a　災害対策本部が設置される施設（県庁舎、市町村庁舎等）

b　医療救護活動の施設（地域振興局健康福祉（環境）部、病院等）

c　応急対策活動の施設（警察署、消防署、県・市町村等の地域機関庁舎等）

d　避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）

e　社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障害者療護施設等）

(ｲ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を以下のとおり実施する。

a　建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

建築物の所有者等は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月）前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修などを推進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。

b　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

(a) 飲料水の基本水量の確保

(b) 非常用電源の基本能力の確保

(c) 配管設備類の耐震性強化

(d) 防災設備の充実、他

ｃ　耐震性の高い施設整備

県及び市町村は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年)」を参考に耐震性等に配慮した施設づくりを行うものとする。

ｄ　施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

(a) 法令に基づく点検等の台帳

(b) 建設時の図面及び防災関連図面

(c) 施設の維持管理の手引き

イ　不特定多数の人が出入りする多様な施設における災害予防

(ｱ) 不特定多数の人が出入りし、震災時に多大な被害の発生するおそれのある多様な施設を次のとおり位置づける。

・　高層ビル、地下街、駅舎、ターミナル　等

(ｲ) 次項ウの一般建築物の災害予防に加え、組織的な防災管理体制の確立を図るとともに、不特定多数の人が出入りする多様な施設の防災対策を以下のとおり実施する。

ａ　震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備

ｂ　不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ｃ　避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の協力の徹底

ｄ　震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

ｅ　当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

ｆ　個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

ウ　一般建築物の災害予防

(ｱ) 現状

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらにその安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、現行法の耐震基準に適合しない建築物については、地震に対する安全性を向上させる必要がある。また、ガラスや天井等非構造部材の破損による内部被害を防止する必要がある。さらに、密集市街地等においては、建築物の一層の不燃化等を図り、震災時の大火の発生を防止する必要がある。

(ｲ) 計画

県及び市町村は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講じるものとする。

a　一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導・助言を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止の措置がとられるよう啓発・指導する。

b　特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修、大規模空間における天井の落下防止等の必要な指導・助言を行う。

c　新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月）前に建築された住宅・建築物については、耐震診断及び改修について啓発・指導するものとする。

d　地震時による建築物の窓ガラスや看板、煙突の折損等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

また、超高層建築物等における長周期地震動対策や住宅、宅地の液状化対策について啓発等を図る。

e　地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

f　がけ地等における安全立地について

建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

g　工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。

h　市町村は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

イ　不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。

ウ　高齢者や障害者世帯等にとって、住宅の耐震化工事は費用負担が大きいことなどを考慮し、耐震改修とともに比較的安価に設置が可能な耐震シェルターや耐震ベッドの情報提供を行う。

(3) 積雪地域での対応

ア　防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

イ　住宅等、一般建築物においては積雪期の震災による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

２　県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市町村の指導・助言を参考に耐震化や、非構造部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

自治会等において、地域内で著しく老朽化した建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握し、地域住民に周知する。

(3) 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア　防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ　不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導体制の整備を図る。

ウ　自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市町村の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

エ　病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

３　県の役割

(1) 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策（総務部、土木部）

ア　県が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ　市町村、事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策（土木部）

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3) 住宅・建築物の耐震化の推進（土木部）

実際に住民の窓口となる市町村及び耐震改修を実施する設計者、施工者等の建築関係団体から協力を得ながら、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、普及啓発を図る。

加えて、住宅の耐震化を推進するため、耐震診断や耐震改修、耐震シェル

ター設置等の補助制度について、事業主体である市町村と連携して取り組む。

また、建築物の耐震化を効果的かつ効率的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した、新潟県耐震改修促進計画に基づいて、県有建築物における耐震化の進捗状況を確認するとともに公表方法について検討する。

(4) 老朽化した建築物の長寿命化計画（総務部、土木部）

県が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

４　市町村の役割

(1)　防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策

ア　市町村が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ　事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3) 建築物の耐震化の推進

建築関係団体等の協力を得て建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。

(4) 老朽化した建築物の長寿命化計画

市町村が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(5) 市町村地域防災計画で定める事項

・　市町村における防災上重要な建築物の位置付け
・　地域性に配慮した建築物の震災対策に関する指導等の方針

５　防災関係機関の役割

(1)　新潟地方気象台

高層建築物等における長周期地震動対策として、長周期地震動に関する情報提供を図る。

(2)　消防署等

防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

(3)　特定行政庁（県及び建築主事を置く市）

建築物の敷地、構造又は建築設備について、保安上危険となるおそれが認められる場合は、保安上必要な措置をとるよう指導、助言を行う。

第８節　道路・橋梁・トンネル等の地震対策

参考資料

【関係機関】県（防災局、農林水産部、農地部、◎土木部、交通政策局）、
警察本部、北陸地方整備局、市町村、東日本高速道路株式会社、一般社団法人新潟県建設業協会、
一般社団法人新潟県地質調査業協会、企業・事業所

１　計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路など、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者等」という。）は、耐震性の確保などの道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保に当たる体制を整備する。

(2) 計画の重点

ア　緊急輸送道路ネットワークの形成

緊急輸送道路の指定路線一覧

高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を、１次から３次の緊急輸送道路として指定する。

(ｱ) １次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する道路

（県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等）

(ｲ) ２次緊急輸送道路

１次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路

（市町村役場等、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）

(ｳ) ３次緊急輸送道路

１次、２次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

イ　道路施設の耐震性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

(ｱ) 道路管理者等は最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。

(ｲ) 緊急輸送道路は災害発生時の広域支援ルートの要となり、通行止めとなることで二次災害等の危険を及ぼす路線であるため、特に重点的に取り組む。橋梁やトンネル、洞門等の重要構造物を点検し、耐震性の低下を防止するための補強・修繕を実施するほか、重要箇所の盛土や斜面等

の耐震性の確保に留意する。

(ｳ) 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋についても、被災時の落橋等による重大事故や道路の閉鎖を防ぐため、重点的に補強・修繕に取り組む。

(ｴ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

２　各道路管理者等の行う地震対策

道路管理者等はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア　法面、盛土等の斜面対策

落石等危険箇所調査などにより、災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

イ　重要構造物

(ｱ) 橋梁

ａ　耐震補強

平成８年道路橋示方書より古い耐震設計基準に基づき設計した橋梁は点検等を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

ｂ　新設橋梁

次に拠り設計する。

国土交通省都市局長、道路局長通知

「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（令和７年８月 22 日）

(ｲ) トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

新設時等は橋梁に準じた耐震性能を備えるとともに被災時の損傷や落橋等による深刻な交通障害を防止するため、安全点検を確実に行い必要な補強や修繕を施す。

ウ　道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ｱ) 信号機、道路案内標識等の整備

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(ｲ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者等は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を行う。

(ｳ) トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2) 防災体制の整備

ア　情報連絡体制の整備

道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、ＩＴＶ)、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ　迅速な応急復旧体制の整備

道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。

また、関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(一社)新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）の備蓄体制を整備する。

ウ　道路通行規制

道路管理者等は、被災時の構造物や法面の安全点検等のための道路通行規制に関する震度の基準等（路線又は区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ　道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

第９節　港湾・漁港施設の地震対策

参考資料

【関係機関】県（◎交通政策局、農林水産部）、市町村、企業・事業所、北陸地方整備局、一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人新潟県測量設計業協会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部、一般社団法人新潟県地質調査業協会、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北陸支部、新潟県鋼構造協会、一般社団法人新潟県公園緑地建設業協会（前記の各協会は、以下「各協会」という。）、一般財団法人新潟県建設技術センター（以下「建設技術センター」という。）

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 企業・事業所は、平時より関係機関と情報交換を行い、地震発生に備え防災体制を整えておく。

(ｲ) 県（交通政策局、農林水産部）は、地震発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び対応の整備を図る。

地震災害発生時には緊急輸送ネットワークの結節点として、また、背後地の物資の輸送や地域住民の避難場所として防災拠点機能を確保できるよう、耐震強化岸壁、防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

(ｳ) また、港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(ｴ) 県は、施設の点検及び被害の状況の把握において、ヘリや無人航空機等も活用し、迅速な調査ができるように、関係機関と協議する。

２　企業・事業所等の役割

(1) 港湾・漁港内にある企業・事業所は、地震発生に備え防災訓練を行い、緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関及び企業相互の協力体制及び情報・連絡系統を確立する。

(2) 港湾・漁港内にある石油、ＬＮＧ等の危険物を保管・輸送をする企業・事業所は、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき各管理施設（岸壁建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

３　県の役割

(1)　防災体制の確立

ア　交通政策局及び農林水産部は、地震災害に対処するための防災体制を

確立する。

イ　災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平時より国土交通省北陸地方整備局関係機関や(一社)新潟県建設業協会、(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部などと協定を結び、人員及び資材の確保や情報の連絡体制を整備する。

(2) 耐震強化岸壁の整備

平時はもとより、地震発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾・漁港施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や圏域総合水産基盤整備事業計画に位置付け、施設整備に努める。

港湾の耐震岸壁整備計画　（令和７年３月現在）

区分	港名	地区名	耐震バース整備状況			
			施設名	水深	延長	適用
国際拠点港湾	新潟港（西港区）	山の下	山の下埠頭南側岸壁	－7.5m	260m	計画(内130m整備済)
		万代島	信濃川右岸１号岸壁	－7.5m	193m	整備中
		入舟	入舟岸壁	－9.0m	230m	計画
	新潟港（東港区）	西ふ頭・南ふ頭	西ふ頭１号岸壁　※	－7.5m	130m	整備済
			西ふ頭３号岸壁	－14.0m	350m	計画
			西ふ頭４号岸壁	－12.0m	250m	整備済
			西ふ頭５号岸壁	－10.0m	240m	計画
			南ふ頭１号岸壁	－12.0m	250m	計画
			南ふ頭２号岸壁	－12.0m	250m	計画
		中央水路東	中央ふ頭東１号岸壁	－13.0m	260m	計画
重要港湾	直江津港	南ふ頭	内貿ふ頭南１号岸壁	－7.5m	200m	整備済
		東ふ頭	４号岸壁	－10.0m	170m	整備済
	両津港	湊	南埠頭２号岸壁	－7.5m	193m	整備済
			南埠頭４号岸壁	－7.5m	188m	整備中
	小木港	北	北ふ頭２号岸壁	－7.5m	200m	整備済
地方港湾	岩船港	－	４号岸壁	－7.5m	130m	整備済
	寺泊港	－	西埠頭岸壁	－5.5m	100m	整備済
	柏崎港	－	中浜埠頭１号岸壁	－7.5m	130m	計画
	姫川港	西埠頭	西埠頭１号岸壁	－10.0m	170m	整備済
	赤泊港	－				
	二見港	－				
計	８港		19岸壁 【現港湾計画18岸壁】		整備済	９岸壁
					整備中	２岸壁
					計画	８岸壁

＊新潟港(東港区)西ふ頭１号岸壁は、港湾計画上、南ふ頭埋立実施後機能喪失。

漁港の耐震岸壁整備計画　（令和５年３月現在）

区分	漁港名	耐震岸壁整備状況			適用
		施設名	水深	延長	
第３種	能生漁港	岸壁	-6.0m	130m	整備済
第４種	粟島漁港	岸壁	-5.0m	100m	整備済
			-4.0m	63m	整備済

(3) 避難緑地等の整備

港湾施設は緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地及び地域住民の避難場所として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

また、漁港施設は緊急物資の輸送の拠点としての役割を有する他、地域住民の避難場所としての役割も有することから、避難緑地、避難広場の整備に努める。

港湾の防災拠点緑地・避難緑地計画　（令和７年３月現在）

区分	港名	地区名	緑地種別	避難緑地等面積	適用	(備考)港湾計画上の緑地面積
国際拠点港湾	新潟港	入舟	防災拠点緑地	103,158㎡	計画	34.4ha
		万代島	避難緑地	5,064㎡	整備済	0.6ha
重要港湾	直江津港	南ふ頭	防災拠点緑地	21,454㎡	整備済	3.8ha
	両津港	湊	避難緑地	12,966㎡	整備済	2.7ha
	小木港	北	避難緑地	10,000㎡	計画	1.4ha
計				152,642㎡		42.9ha

漁港の避難緑地・避難広場計画　（令和５年３月現在）

区分	漁港名	計画広場面積	適用
第２種	筒石漁港	8,640 ㎡	整備済

(4) 適切な維持管理

港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画を作成し、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。

４　防災関係機関の役割

(1) 各協会

災害発生時における円滑な応急対策活動を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第 10 節　空港の地震対策

参考資料

【関係機関】新潟空港事務所、県（防災局、◎交通政策局）、市町村、
企業・事業所

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　空港やターミナル施設は、人及び物の円滑な交流を支える施設であり、地震災害発生時には人員並びに緊急物資等の輸送など、輸送施設として重要な役割を担うこと、また、一時的な避難場所としての機能を有することから、地震に対する安全性を考慮した整備により空港機能を確保する。

イ　各施設の管理者は、施設の点検調査を随時実施し、地震に対する安全性を確保するため、必要な改修等の予防措置を行う。

ウ　地震災害発生時を想定した情報の収集・提供の体制、関係機関等との連絡体制を整備する。また、応急復旧に伴う緊急体制や情報連絡体制を整備する。

県内の空港

空 港 名	種　別	空港管理者	滑 走 路 長
新潟空港	国管理空港	国土交通省	Ａ：1,314m×45m Ｂ：2,500m×45m
佐渡空港	地方管理空港	新潟県	890m×25m

2　県民・企業等の役割

企業の役割

空港ターミナル施設等の管理者は、地震災害発生時を想定した連絡体制及び応急体制の整備を推進する。また、空港利用者の誘導体制及び負傷者の救急救命体制を整備する。

3　県の役割

(1) 緊急輸送ネットワーク対策

災害時における空港を含めた緊急輸送ネットワークの形成を進めるとともに、関係機関等との情報連絡系統を確立する。

(2) 長寿命化計画

県が設置・管理する老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

４　市町村の役割（市町村地域防災計画で定める事項）

臨時ヘリポートの整備

市町村は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、次の要件を満たす、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等を臨時ヘリポートとして指定する。

(1) 離着陸に必要な面積（概ね 500 ㎡以上）があること。
(2) 周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。
(3) 陸上交通上の利便性を有する場所であること。
(4) 避難場所との重複指定は極力さけること。
(5) 指定に当たっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。

なお、指定した施設には、災害時のヘリポート機能として通信機器等の資機材を必要に応じ整備しておくよう努める。

第 11 節　鉄道事業者の地震対策

参考資料

【関係機関】ＪＲ東日本、ＪＲ西日本、ＪＲ貨物、北越急行㈱、えちごトキめき鉄道㈱、県（防災局、◎交通政策局）

１　計画の方針

基本方針

ＪＲ東日本、ＪＲ西日本、ＪＲ貨物、北越急行㈱及びえちごトキめき鉄道㈱（以下、「各鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

２　県の役割

連絡体制の整備

県（防災局）はあらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

３　市町村の役割

連絡体制の整備

市町村はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

４　防災関係機関の役割

(1)　計画の体系

- 施設面の災害予防
  - 施設の保守管理
  - 近接施設からの被害予防
- 体制面の整備
  - 災害対策本部等の設置
  - 情報伝達方法の確立
  - 運転基準及び運転規制区間の設定
  - 防災教育及び防災訓練の実施
- 災害対策用資材等の確保
  - 建設機材の現況把握及び活用
  - 技術者の現況把握及び活用
  - 災害時における資材の供給等
- 防災広報活動
  - 防災広報活動

(2)　施設面の災害予防

ア　施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

イ　近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

(3)　体制面の整備

ア　災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ　情報伝達方法の確立

(ｱ)　防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び機関部内相互間の情報伝達を円滑に行うために次の通信設備を整備する。

a　緊急連絡用電話

b　指令専用電話

c　ファクシミリ

d　列車無線

e　携帯無線機等

(ｲ)　地震計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ　運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ　防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

(ｱ)　災害発生時の旅客の案内

(ｲ)　避難誘導等混乱防止対策

(ｳ)　緊急時の通信確保・利用方法

(ｴ)　旅客対策等

(ｵ)　関係者の非常参集

(4)　災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

ア　建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、

数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ　技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ　災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(5)　防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第 12 節　治山・砂防施設の地震対策

参考資料

【関係機関】県（農林水産部、農地部、◎土木部）

1　計画の方針

基本方針

県は、治山・砂防施設等の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設を設置するとともに、既存施設の耐震性の強化及び被害軽減のため維持・修繕を推進するものとする。

2　県の役割

(1) 耐震設計の適用（農林水産部、農地部、土木部）

国が示す各設計指針（耐震基準）を適用する治山・砂防施設（土木構造物、防災関係施設等）は、十分な耐震構造で設計・施工する。

(2) 耐震性の強化（農林水産部、農地部、土木部）

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、地震に対する安全性を確保するため、各設計指針（耐震基準）により、緊急性の高い箇所から計画的な耐震性の強化に努める。

(3) 施設の維持・修繕（農林水産部、農地部、土木部）

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、耐震機能が低下している施設について維持・修繕を実施し、機能の維持・回復に努める。

(4) 老朽化した治山・砂防施設の長寿命化計画

県は、老朽化した治山・砂防施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第 13 節　河川・海岸施設の地震対策

参考資料

【関係機関】県（◎土木部、農林水産部、農地部、交通政策局、企業局）、北陸地方整備局、新潟地方気象台、一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部、一般社団法人新潟県測量設計業協会、一般社団法人新潟県地質調査業協会、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北陸支部、新潟県鋼構造協会、一般社団法人全国防災協会（前記の各協会は、以下「各協会」という）、一般財団法人新潟県建設技術センター、特定非営利活動法人にいがた地域創造センター

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　県民は、平時から、市町村が指定した避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

　地震発生時においては、新潟地方気象台や市町村からの地震情報を収集するとともに、避難指示等に対して的確に行動する。

イ　市町村は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。（準用河川、普通河川）

ウ　国、県は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設ごとに耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。

　また、市町村や県民へ地震に関する情報提供をできるよう、体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

　市町村は、要配慮者に対し、情報提供できるように体制及び施設の整備を図る。

(3) 積雪地域での対応

ア　県は、積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

イ　県は、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握が

できない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプター、無人航空機等の活用により被災状況の迅速な調査ができるように、事前に関係機関と協議する。

２　県民・企業等の役割

(1) 県民・企業等の役割

県民・企業等は、平時より堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設の漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、県、市町村、消防機関及び警察機関へ連絡する。

法第 54 条第１項

また、地震時に的確に避難できるよう、避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所について、平時より確認しておく。

(2) 地域の役割

県民は、自主防災組織の一員として、日ごろから災害対応ができる間柄の形成に努める。

法第７条第２項

また、地震を想定した避難訓練等の実施に努める。

３　県の役割

(1) 河川管理施設等の災害予防（土木部、農地部）

ア　施設点検、耐震性の強化、施設の維持管理

(ｱ) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(ｲ) 橋りょう、排水機場、閘門、水門等の河川構造物の耐震補強に努める。

(ｳ) 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ　排水機場、頭首工等における管理体制整備

災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ　防災体制等の整備

(ｱ) 河川、ダム情報等のテレメータシステムを整備し、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

(ｲ) 地震発生後は、緊急車両用道路、指定緊急避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

県内の河川数及び指定延長（令和７年１月１日現在）

区　　分		水系数	河川数	延長(m)
一　級	指定区間	5	764	3,329,700
	指定区間外	(5)	3(13)	273,200
	計	5	767	3,602,900
二　級		143	400	1,571,291
合　　計		148	1,167	5,174,191

※１　（　）内は、一河川中に指定区間と指定区間外がある河川数である。
※２　指定河川区間のみの３河川とは次の河川である。
　　荒川水系西俣川、信濃川水系関屋分水路、同大河津分水路

県内の県管理河川関係の重要水防箇所

	重点		A		B		要注意		計	
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
県管理	74	57,596	457	421,925	1,318	1,521,295	39	14,396	1,814	1,957,616

資料：令和７年度水防計画

※１　延長は、両岸延長
※２　重点－Ａ区間で特に重点的に巡視する区間、Ａ－水防上最も重要な箇所
　　Ｂ－水防上重要な箇所、要注意－注意を要する箇所

県内の国管理河川関係の重要水防箇所

	重点		A		B		要注意		計	
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
国管理	139	27,982	163	23,776	1,008	293,306	122	44,460	1,293	361,542

資料：令和７年度水防計画

※１　延長は、両岸延長
※２　重点－Ａ区間で特に重点的に巡視する区間、Ａ－水防上最も重要な箇所
　　Ｂ－水防上重要な箇所、要注意－注意を要する箇所

水防上巡視を必要とする県内の構造物箇所

	取水堰	樋門・樋管	橋梁	床固め	その他	計
県管理	2	15	17	0	2	36
国管理	1	54	70	0	1	126
計	3	69	87	0	3	162

資料：令和７年度水防計画

(2) ダム施設（土木部、企業局、農地部）
ア　施設点検、耐震性の強化、施設の維持管理
(ｱ) 国土交通省所管ダム及び企業局所管ダム
a　河川管理施設等構造令及び河川砂防技術基準（案）等により、十分な耐震構造で設計・施工されている。
b　ダム本体及び貯水池周辺道路、のり面等の関連施設については、各ダムで定められた点検要領により点検を行い、必要な対策を講じるな

ど、その効果が十分発揮できるよう適切な維持管理に努める。

c　老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等に努める。

(ｲ) 農地部所管ダム

a　農業用ダムのうち、国営・県営事業で築造したものは、耐震性を考慮して設計・施工されている。

b　ダム本体及び貯水池周辺道路、のり面等の関連施設については、各ダムで定められた点検要領により点検を行い、必要な対策を講じるなど、その効果が十分発揮できるよう適切な維持管理に努める。

c　老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等に努める。

イ　ダム管理体制の整備

県は、地震に対する適正なダム管理を行うため、各ダムに地震計を設置している。地震発生後、速やかに点検が実施できるように管理体制の整備を行うとともに、あらかじめ関係機関との連絡体制の確立を図る。

県内のダム（堤高 15m 以上）施設数（令和７年４月１日現在）

所管区分	管理施設数	概要	
		管理者	ダム型式
国土交通省所管	22	北陸地方整備局 県土木部	コンクリートダム１　フィルダム１ コンクリートダム 18　フィルダム２
農地部所管	21	県農地部 土地改良区等	フィルダム１ コンクリートダム３　フィルダム 17
県企業局所管	4	企業局	コンクリートダム４
その他所管ダム	28	柏崎市 加茂市 佐渡市 ＪＲ東日本 荒川水力電気(株) 東北自然ｴﾈﾙｷﾞｰ(株) 電源開発(株) 東北電力(株) 東京電力(株)	コンクリートダム３ コンクリートダム２ コンクリートダム１ コンクリートダム１　フィルダム３ コンクリートダム１ コンクリートダム１ コンクリートダム３　フィルダム２ コンクリートダム８ コンクリートダム２　フィルダム１
計	75		コンクリートダム 48　フィルダム 27

(3) 海岸保全区域の整備・改修（土木部、農林水産部、交通政策局）

ア　施設点検、耐震性の確保、施設の維持管理

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性を確保するなど、その効果が十分発揮できるよう適切な維持管理に努める。

また、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等に努める。

イ　災害危険箇所の調査、整備

(ｱ) 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、ゼロメートル地帯の海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。

(ｲ) 災害危険箇所の定期的点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。

県内の海岸延長　（単位：ｍ）

区分	海岸線延長	海岸保全延長	保全施設有効延長	備考
国土交通省水管理・国土保全局	406,565	254,777	182,088	
国土交通省港湾局	119,444	58,226	50,729	港湾区域の海岸
水産庁	108,791	51,338	33,290	漁港区域の海岸
合計	634,800	364,341	266,107	

資料：令和６年度版　海岸統計

県内の海岸関係の重要水防箇所

A		B		C		計	
箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
30	20,384	71	40,285	85	55,986	186	116,655

資料：令和７年度水防計画

※Ａ－水防上最も重要な箇所　Ｂ－水防上重要な箇所　Ｃ－やや危険な箇所

４　市町村の役割

(1) 河川管理施設等の災害予防（準用河川、普通河川）

ア　施設点検、耐震性の強化

(ｱ) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(ｲ) 橋りょう、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

イ　排水機場、頭首工等における管理体制整備（準用河川、普通河川）

災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ　防災体制等の整備（準用河川、普通河川）

(ｱ) 出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

(ｲ) 地震発生後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

県内の準用河川数及び延長（令和７年４月 30 日現在）

水　系	水系数	河川数	延長(km)
一　級	5	88	107.1
二　級	21	79	86.9

単　独	29	31	14.0
計	55	198	208.0

(2) 市町村地域防災計画で定める事項

・　危険箇所に関する情報の掲載
・　地震による河川・海岸災害に関する情報の収集及び伝達方法
・　避難、救助その他浸水災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

５　防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア　大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（予備隊員含む）・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥアドバイザー）を派遣し、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥパートナーとの連携により県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。

イ　必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市町村等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。

ウ　災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県、市町村等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。

エ　応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市町村等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくはあっせんを行う。

(2) 各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第 14 節　農地・農業用施設等の地震対策

参考資料

【関係機関】県（農林水産部、◎農地部）、北陸農政局、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、施設管理者、農業者、新潟県土地改良事業団体連合会

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　各施設の共通的な災害予防対策

(ｱ) 震災時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(ｲ) 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

(ｳ) 震災時に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(ｴ) 基幹農道、農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ　農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

ウ　農業用ダム施設の災害予防対策

農業用ダムのうち、国営・県営事業で築造したものについては、耐震性を考慮して設計・施工されているが、築造年代の古いものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ダムについて、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

エ　用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工・樋門・樋管・排水機場等のうち、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上

を図る。

オ　ため池施設の災害予防対策

ため池の老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安のあるものについては、現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

地震により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施す。

２　県の役割

(1) 市町村等との連絡体制の整備

市町村等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市町村等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う

(3) 施設の点検

震度４以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市町村等が行う防災重点農業用ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市町村、土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

３　市町村の役割

(1) 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市町村から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度４以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(6) 市町村地域防災計画で定める事項

- 点検箇所位置図、点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成
- 緊急用資材の点検・備蓄計画（品目・数量・配置場所等）
- 緊急時の資材等の緊急調達、輸送の依頼先

４　土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 市町村等との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市町村等に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市町村等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度４以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により市町村等と協力して直ちにパトロールを実施し、管理施設の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必

要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市町村等の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

５　防災関係機関の役割

(1) 北陸農政局

ア　国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ　農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

ウ　農業用施設における事前防災の徹底に関すること。

(2) 新潟県土地改良事業団体連合会

各土地改良区等との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第 15 節　防災通信施設の整備と地震対策

参考資料

【関係機関】県（◎総務部、土木部、防災局）、市町村、北陸地方整備局、
第九管区海上保安本部、関東管区警察局、消防機関、警察本部

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等の防災対策を推進する。

資料編３「通信に関する資料」

イ　防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

２　県の役割

(1) 新潟県震度情報ネットワークの整備

地震発生時の震度情報等を迅速に入手し、的確な初動体制を確保するため、新潟県震度情報ネットワークの整備改修を図る。

(2) 各種情報システムの整備

ア　新潟県総合防災情報システム

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市町村、防災機関の意志決定を支援し、県民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

イ　新総合防災情報システム等

国等との情報共有を図るため、令和６年４月より運用を開始した新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に情報を集約できるよう努める。

併せて、災害時に災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努める。

(3) 新潟県防災行政無線施設の整備（総務部）

ア　地上系、衛星系無線施設

(ｱ) 災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系、衛星系による新潟県防災行政無線施設の整備を図る。

(ｲ) 有線・無線、地上・衛星を活用した多ルート化及び関連装置の二重化などにより、災害に強い伝送路の構築を図る。

イ　移動系無線施設

災害時の情報収集活動を円滑に進めるため、基地局と陸上移動局（車載・携帯）で構成されるデジタル無線施設の整備を図る。

(4) 防災相互通信用無線機の整備（総務部）

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を図る。

(5) 緊急地震速報受信設備の整備
緊急地震速報の有効な活用のため、受信設備等の整備を図る。
(6) 停電対策（総務部）
ア　商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の整備を図る。
イ　発電設備の無給油による運転可能時間は、無人施設で７２時間以上、有人施設で６時間以上を目安とする。
(7) 耐震対策（総務部）
通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、順次、耐震対策を図る。
(8) 新潟県防災行政無線施設の運用（総務部、土木部、防災局）
ア　新潟県防災行政無線を設置する機関は、新潟県防災行政無線運用規程（昭和５０年５月２６日新潟県告示第５９０号）に基づき、これを運用する。
イ　通信管理者は通信取扱責任者を指名し、通信の輻輳及び途絶を想定した通信機器の操作、訓練及び災害時の運用方法について指揮をさせる。
ウ　非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
エ　非常通信の取扱い、通信の統制及び緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器輸送・操作等について、平時から訓練を定期的に行う。
オ　平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。
(9) 通信機器の配備及び調達体制の整備（総務部、土木部、防災局）
ア　無線不感地帯での連絡手段を確保し、災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、通信事業者の提供する衛星携帯電話等の移動通信機器の配備を図る。
イ　通信施設のバックアップ及び通信途絶地域で部隊や派遣職員等が活動する場合等を想定し、衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット、公共安全モバイルシステムなど、通信事業者の提供する情報伝達手段の導入及び整備を図る。
ウ　通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。
エ　ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、ＳＡＲ衛星などにより、災害対策本部等に被災現場の状況画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。
オ　ホームページにおける災害情報へのアクセス数殺到への対策を講じる。

３　市町村の役割

(1) 市町村防災行政無線施設の整備
ア　同報系無線の整備
災害時に被害の軽減を図るため、市町村から住民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うための通信設備を整備する。
イ　移動系無線の整備
災害時に被害の軽減を図るため、市町村と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのデジタル移動通信システ

ムを整備する。

(2) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等を整備する。

(3) 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市町村と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

併せて、国等との情報共有を図るため、令和６年４月より運用を開始した新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に情報を集約できるよう努めるものとする。

(4) 緊急地震速報受信設備の整備

住民への迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び受信設備等を整備する。また携帯電話メールサービスの活用など多様な情報伝達手段の確保に努める。

(5) 県・市町村防災行政無線施設の運用

ア　勤務時間外においても非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

イ　実践的な非常通信訓練を定期的に実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

ウ　平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(6) 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(7) 耐震対策

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

(8) 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

(9) 市町村地域防災計画で定める事項

ア　災害時の情報伝達に利用する通信施設

イ　災害時の情報収集に利用する通信施設

ウ　常用の通信手段が利用できない場合の対応

４　防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア　水防・道路用通信施設の整備

(ｱ) 画像情報等を含めた高度な情報伝達に対処するために、地上系マイクロ多重無線回線と光ファイバー通信回線統合化の計画的な推進に努める。

(ｲ) 衛星回線については、機動性の向上を図るため、計画的な機器の整備に努める。

(ｳ) 災害時における外部との情報連絡を確実なものとするため、関係機

関との通信網の強化に努める。

(ｴ) 情報を迅速かつ的確に収集、伝送し、応急対策等を円滑に実施するため、情報収集、伝達体制等の整備に努める。

イ　停電対策

(ｱ) 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の計画的な整備に努める。

(ｲ) 発電設備の無給油による連続運転可能時間を７２時間以上確保の整備に努める。

ウ　耐震対策

(ｱ) 通信鉄塔、無線局舎、通信設備、電源設備、情報機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性能の強化に努める。

エ　点検整備

電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るため、国土交通省電気通信施設保守要領に基づく点検整備を行う。

(2) 第九管区海上保安本部

ア　通信設備の維持管理

(ｱ) ヘリテレ伝送装置の迅速かつ的確な映像伝送ができるよう取扱いを含めた伝送訓練を定期的に実施する。

(ｲ) 管内無線施設の非常用発動発電機を含めた通信機器の定期的な保守・点検を行う。

イ　通信系の確保

災害発生時において、現場画像の情報伝送や非常用通信回線設定等により、早期の状況把握及び適切な対策の実施を図るため、臨時の情報通信回線の確保に努める。

ウ　通信訓練への参加

防災関係機関による通信訓練に積極的に参加し、災害時における円滑な通信の確保に努める。

(3) 警察本部、関東管区警察局

ア　警察無線通信施設の整備

(ｱ) 通信機器の整備に努め、警察活動の効率化を図る。

(ｲ) ＮＴＴ東日本専用回線の２ルート化に努める。

イ　停電対策

(ｱ) 定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。

(ｲ) 商用電源の２ルート化に努める。

ウ　耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図る。

エ　通信の確保

(ｱ) 平常時から通信設備の総点検を定期的に実施して、機器の万全に努める。

(ｲ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

(4) 消防本部

ア　消防デジタル無線の整備

防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。

イ　停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

ウ　耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、機器の万全に努める。

エ　通信の確保

(ｱ) 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

(ｲ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

第 16 節　放送事業者の地震対策

【関係機関】放送機関

１　計画の方針

放送は、地震発生時において、緊急地震速報・地震情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限にくい止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保のため、放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

２　各放送機関の対策

○日本放送協会新潟放送局（ＮＨＫ新潟放送局）

１　対策の現況

(1) 放送設備の落下転倒防止の補強等耐震対策
(2) 消耗品、機材等の常備
(3) 無線中継状態の把握
(4) 各種無線機器等の伝搬試験の実施
(5) テレビ・ラジオ放送基幹放送所での仮演奏所の設置
(6) 各防災機関が設備している通信網の把握
(7) 非常用簡易自家発電装置を会館屋上に設置
(8) 長時間の自家発電運用を想定した燃料タンクの増量化

２　対策の計画

震災に備えて、次により各設備ごとに有効適切な予防措置を講じるものとする。

(1) 電源関係
　自家発電装置室及び電源室の浸水防止対策
(2) 中継回路、連絡回線回路
　ＮＴＴ東日本回線の確保
(3) 非常用放送装置の点検整備

３　体制面の整備

公共放送の使命を達成するため、非常災害対策についてハード・ソフト両面にわたる点検整備に努め、放送・通信機器の更新・整備、建物・設備の耐震対策災害即応体制の見直し等を実施している。大規模な災害が発生した場合は「災害対策本部」を設置して、放送の確保を図ることとし、日常においては職員の防災教育及び防災訓練を実施している。

(1) 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合、非常配備体制が発令され「災害対策本部」を設置する。

［主な対策事項］

ア　災害に関する重要事項の審議・決定

イ　災害に関する情報の収集、連絡
ウ　各対策部における緊急計画の調整
エ　災害対策についての対外折衝
(2) 防災教育及び防災訓練の実施
ア　非常災害対策ハンドブックにより、緊急連絡訓練を実施する。
イ　県及び市町村が実施する防災訓練に参加又は協力する。
(3) 防災関係者を対象とした各種講習会に参加する。

○㈱新潟放送（ＢＳＮ）

１　対策の現況
(1) 放送の確保に必要な設備・機材・機器の転倒防止などの補強
(2) 災害対応の機材・消耗品・備品の備蓄
(3) 無線装置、中継車等の持ち出し方法及び移動方法を決定し、具体的マニュアルを策定
(4) 電源確保には、平常から発電設備の整備点検
２　対策の計画
(1) 局舎の耐震強度の再点検及び構造の補強
(2) 放送施設の構造の強化
(3) 送信所設備の再点検及び非常用設備の設置
３　体制面の整備
平成８年４月に「非常事態対策ハンドブック」を制定した後、数回の改定を経て、東日本大震災発生後の平成 24 年６月に改定。このハンドブックは、県内の放送エリア内で中越地震規模の大地震やそれに類する大災害が発生し、多くの人命や財産に被害が生じた場合あるいは本社及び送信所が災害により被害を受け、正常な放送が困難になった場合を想定し、災害時における放送の使命を果たすことを目的として体制面の整備を図り、日常的には非常事態を想定した訓練等を通じて社内対応を確立する。主な要旨は次のとおり。
(1) 非常事態対策本部の設置と社内組織の確立
(2) 特別放送の実施
ア　ラジオ及びテレビの機能の発揮
イ　取材機器及び通信連絡設備の充実
ウ　臨時放送体制
エ　放送現場各局の特別放送実施対応マニュアルの制定
(3) 社員の緊急呼び出しと自発的出社
(4) 大地震による放送設備被災の場合の対策
ア　本社放送設備
イ　送信所
ウ　電源設備
(5) 非常事態対策事前の対応
ア　管理体制面の整備
イ　社内備蓄品の整備及び緊急物資・資材の入手ルートの確立
(6) 「非常事態対策委員会」の設置とハンドブックの定期的な見直し、非常事態を想定した訓練の実施

○㈱ＮＳＴ新潟総合テレビ

１　対策の現況

(1) 放送機器の落下防止及び転倒防止対策

(2) ＮＴＴ東日本～ＮＳＴ間の中継回線、ＮＳＴ本社～弥彦送信所間の回線途絶対策として、移動局による回線設営機器の整備

(3) 商用電力の停電に備え、ＵＰＳ及び非常用発電機を整備。更に弥彦送信所は２系統受電。

(4) 弥彦送信所は３ＫＷ放送機を完全２台化運用、アンテナへの給電線を２条化し、冗長度を有している。またＮＳＴ本社～弥彦送信所間の中継回線を無線及び有線の２ルートで構成

(5) 全国１５０か所（県内３か所）に給油所を有する業者と優先給油契約を結んでいる

２　対策の計画

災害に備え、以下の項目について充実を図る。

(1) 非常用発電機の燃料補給先（業者）の確保及び燃料備蓄量の増大

(2) 取材用無線設備の充実

(3) 防災意識の高揚及び防災体制の強化

３　体制面の整備

災害発生時には、その規模並びに本社及び放送設備の被災状況により「災害対策本部」を設置し報道機関としての責務を果たすこととし、日常においては「非常災害マニュアル」の実践と職員の防災意識の啓蒙と防災訓練の参加、消防訓練を実施している。

(1) 災害対策本部の設置

災害の規模及び放送設備の被災状況に応じて「災害対策本部」を設置し、災害放送の確保などに努める。

(2) 防災教育及び防災訓練の実施

ア　災害発生時の非常災害マニュアルに基づき、社員の実践訓練及び防災意識の啓蒙に努める。

イ　系列局の防災訓練に参加するとともに、自社の防災訓練を実施して災害時に備えている。

○㈱テレビ新潟放送網（ＴｅＮＹ）

１　対策の現況

(1) 本社演奏所　建物と鉄塔について耐震診断と非破壊検査を実施し、必要な補強対策を実施済み。地震による津波対策として、1階の重要施設保全を図るべく止水板（１ｍ）の設置と重要機器の高位置への移設。無停電電源装置の２重化。非常用発電機は高圧と低圧を組み合わせて 3 重化とし、停電時や高圧発電機の故障、年次点検での高圧停電時にも放送系低圧は停電せずに放送継続を可能とした。放送系非常用低圧発電機の常用化対策として防火壁設置と地下燃料タンクへの接続で、高圧/低圧系とも長時間運転を可能とした。消防訓練等に合わせて、BCP 対応として放送系を除く全館停電訓練等を定期的に実施。

(2) 弥彦送信所　建物と鉄塔について耐震診断と非破壊検査を実施し、必要な補強対策を実施済み。非常用発電機・無停電電源装置を２重化し、定期的に検査運転を実施。

(3) 放送設備　　地震などでの落下転倒を防止するための補強、放送機器ラックなどの移動防止、天井吊り物の補強などの耐震対策の実施済み。

(4) その他　　各種連絡用無線機の設置、伝送テストの実施
災害時、緊急時に対応するバックアップ用放送機器や臨時映像伝送回線装置などの確保と、定期的な訓練を実施。

２　対策の計画

(1) 本社演奏所　津波対策として SNG 中継車保全のための２階建車庫棟新築

(2) 弥彦送信所　本社被災時における送信所単独での衛星回線を使用した緊急放送設備構築

３　体制面の整備

日常における防災体制の整備を図るとともに、災害時の放送の責務を果たすため、社員の安全確保と社内体制の整備、十分な機材の保全及び情報の取材など災害報道に全力を注げるよう、平常時における準備と非常時を想定した指揮体制の整備を図る。

(1) 初動体制

出社判断基準の明確化、連絡方法、出社手段の整備等をできるだけ速やかに放送体制を確保できるよう初動体制を明確にしておく。

(2) 非常災害統括本部及び技術本部、放送本部、対策本部の設置

非常災害マニュアル等の基準により、規模に応じた統括本部、総務本部、放送本部を設置し、社員各自の本部所属及び役割分担、責任体制を明確にしておく。

ア　統括本部　各本部と連絡を取り災害対策体制全般につき指揮する。

イ　技術本部　放送機能の維持、復旧に努めるとともに、放送本部とともに、緊急放送体制を構築する。

ウ　放送本部　緊急放送体制を構築する。

エ　対策本部　社員の安否の確認、社屋の保全・設備機能の維持回復、緊急放送体制支援のための対策を講じる。

(3) 放送体制の確保

ア　協力会社との非常災害対応に関する取決め

イ　系列各局による応援

ウ　燃料供給会社との「非常時における燃料調達に関する協定書」を締結

エ　隣接県の系列局との「災害時燃料相互支援に関する協定書」を締結

オ　新潟県と石油連盟との「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」における重要施設として登録

(4) 防災教育及び防災訓練

ア　各社員の任務、連絡方法等非常災害マニュアルの周知徹底

イ　情報伝達訓練等の実施により非常事態体制への参加意識を高める。

○㈱新潟テレビ２１（ＵＸ）

１　対策の現況

(1) 2015 年 4 月新館完成。耐震構造で重要度係数は防災拠点となりうる 1.5 倍で設計。耐震耐水設備を備え、電源（非発・ＵＰＳ含む）・空調等主要設備と災害時に取材・編集拠点となる報道フロアを新設。

また、津波対策として新潟西港の平均潮位から約 10ｍ高い位置となる

3 階に報道フロア・スタジオを設置。4 階にマススペース（2020 年度移設予定）、5 階に電気室を配置し災害時においても取材・放送が可能となる社屋。

(2) 各種放送器のコンソール、ラックはアンカーボルトによる床面固定あるいは転倒防止のために壁面に固定

(3) 停電時電源の確保

本社演奏所　商用電源は 2 系統受電。2 系統とも停電時は高圧非常用発電機による給電体制。

弥彦送信所　商用 2 系統受電体制を構築。商用停電時は非常用発電機による給電。

中継局　全 52 局にバックアップ電源設置。

(4) 本社演奏所～弥彦送信所のＳＴＬ回線は無線と光回線による二重化。

２　対策の計画

(1) 防災意識の高揚

(2) 防災体制の確立とシミュレーションの実施

(3) ＩＰ伝送による情報の確保

３　体制面の整備

非常災害時の報道機関の責務を果たし放送の確保を図るため、日常においては「非常災害対策マニュアル」の周知と防災訓練などによりその実践を図り、大規模な災害発生時には「災害対策本部」を設置して災害報道に対応する。

(1)　災害対策本部の設置

大地震・大火災・大事故等の発生により、放送設備及び放送機器などに著しく支障が生じた場合に、災害対策本部を設置する。災害対策本部の下に「放送対策部会」を設置して、災害報道に対応する。

(2)　情報伝達及び連絡

社内安否確認システムで社員の安否確認、出社の可否など送受信する。ＮＴＴのＰＢＸシステムを導入。停電時自家発電により優先電話は確保。社内ポータルサーバは自社にあり、耐震対策及び非発による電源バックアップ。メール・ＷＥＢサーバはクラウドでサービス提供者より二重化対策構築済み。

(3)　防災教育及び防災訓練の実施

社員の業務分担、勤務時間外の伝達・非常対応措置などを定めた「非常災害対策マニュアル」の周知と防災訓練などにより災害時の防災業務の徹底を図る。

○㈱エフエムラジオ新潟

１　対策の現況

(1) 平成 15 年 5 月から耐震設計により新局舎を建設、運用。局舎内演奏所は、冠水に配慮し地上高 8.4 メートルの３階に設置。各種放送設備は、転倒防止、移動防止などの耐震対策を実施している。

(2) 停電時に備え、演奏所は、非常用自家発電装置及びＣＶＣＦ（無停電装置）を設備し、弥彦送信所及び各中継局は、非常用自家発電装置又は非常用バッテリーを設備している。

(3) 当社の加盟する全国ＦＭ放送協議会で加盟局相互に機材支援を行う「ＪＦＮ災害時応援機材リスト」を整備している。

２　対策の計画

(1) 震災による具体的被害を想定し、被害レベルに合わせた回線・設備・要員等の対応計画を検討する。

（例：演奏所又は送信所が倒壊した場合等）

(2) 全国ＦＭ放送協議会加盟局で機材支援を含む全般的な相互支援体制をさらに整備し、充実する。

３　体制面の整備

(1) 初動体制

「災害対策マニュアル」で、連絡ﾙｰﾄ・方法、出社判断基準等を定め、可能な限り迅速に放送体制を確保する。また、継続的に見直しを行う。

(2) 非常災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、「非常災害対策要領」に基づき、代表取締役社長を本部長とする非常災害対策本部を設置し、必要に応じた措置を講じて、災害特別放送を実施する。また、継続的に見直しを行う。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

「非常災害対策要領」及び「災害対策マニュアル」を社員及び協力スタッフへ徹底し、防災意識の高揚及び災害対応能力の向上を図る。また、必要に応じて防災訓練を実施するとともに、自治体等が実施する防災訓練に参加し、協力する。

第 17 節　電気通信事業者の地震対策

参考資料

【関係機関】電気通信事業者

１　計画の方針

基本方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

２　計画の体系

- 設備面の災害予防
  - 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策
  - バックアップ対策
  - 災害対策用機器及び移動無線車等の配備
- 体制面の整備
  - 災害対策本部等の設置
  - 復旧要員の確保及び応援協力体制
  - 防災教育及び防災訓練の実施
- 災害対策用資材等の確保
  - 復旧資材等の調達
  - 復旧資材等の運搬方法
  - 災害対策用資材置場等の確保
- 防災広報活動
  - 防災広報活動
  - 広報項目
- 広域応援体制の整備

３　設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計（ケーブルの地中化を含む）並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図るものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

ア　通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、耐震対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ　防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが

必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

地震災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

ア　主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは２ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ　電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。

ウ　非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア　衛星携帯電話

イ　可搬型移動無線機

ウ　移動電源車及び可搬電源装置

エ　応急復旧光ケーブル

オ　ポータブル衛星車

カ　その他応急復旧用諸装置

４　体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、地震災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、地震災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア　情報連絡室の設置

イ　支援本部の設置

ウ　災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ　グループ会社等関連会社による応援

ウ　工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

ア　災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。

イ　中央防災会議及び県・市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、

又はこれに協力する。

ウ　防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

５　災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、電気通信事業者が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア　各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

イ　電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保する、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

６　防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

ア　広報車での呼びかけ

イ　テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

ウ　インターネットを通じての周知

(2) 広報項目

ア　被害状況

イ　復旧見込み

ウ　災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知

エ　災害用伝言サービス提供に関する事項

オ　災害時の不要不急な通信は控えることの周知

７　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合、電気通信事業者は防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第 18 節　電力供給事業者の地震対策

【関係機関】電力発電事業者（東北電力株式会社)、電力送配電事業者（東北電力ネットワーク株式会社）

1　計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2　計画の体系

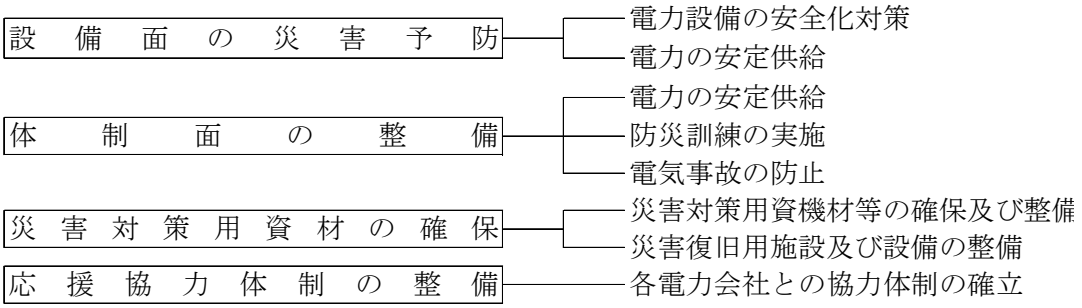

3　設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、下記の耐震設計基準に基づき設置されており、各設備毎に十分な分析を行うとともに、従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

施設名	耐震設計基準
水力設備	発電用水力設備の技術基準及びダム設計基準に基づき耐震設計を行う
火力設備	発電用火力設備に関する技術基準等に基づき耐震設計を行う
原子力設備	原子力発電所は安全上の重要度に応じて耐震設計を行う
送電設備	電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行う
変電設備	変電所等における電気設備の耐震対策指針に基づき耐震設計を行う
配電設備	電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行うとともに、電柱については高強度コンクリート柱の使用や、軟弱地盤箇所については支持物の補強を行う
通信設備	電気設備に関する技術基準及び電力保安通信規程に基づき耐震設計を行う

なお、各設備の建物については、建築基準法に基づき耐震設計を行う。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して

運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力・火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は２回線化やループ化するなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も２重化を行う。

４　体制面の整備

(1) 電力の安定供給

東北電力ネットワーク株式会社において２４時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

(2) 防災訓練の実施

震災等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

５　災害対策用資機材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

６　防災時広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故，電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

７　応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備して

おく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

第 19 節　ガス事業者等の地震対策

参考資料

【関係機関】都市ガス事業者、ＬＰガス充てん事業者、ＬＰガス販売事業者、
新潟県ガス協会、一般社団法人新潟県ＬＰガス協会、
県（防災局）、市町村、県民、企業

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　都市ガス事業者、ＬＰガス充てん事業者及びＬＰガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は次の対策を行う。

(ｱ) 都市ガス供給設備及びＬＰガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の耐震性の向上を図る。

(ｲ) 消費者に対して地震発生時の安全措置を広報等により周知する。

(ｳ) 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ　ＬＰガス充てん事業者及びＬＰガス販売事業者（以下「ＬＰガス事業者」という。）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

ウ　県民は、地震発生時の安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の耐震性向上に努める。

エ　県は、地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

オ　市町村は、次の対策を行う。

(ｱ) 公共施設等でガスが使用できなくなった場合のＬＰガス等による代替措置を確保する。

(ｲ) 地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

(2) 積雪地域での対応

県民は、ガスメーター・配管及びＬＰガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスメーター及びＬＰガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

２　ガス事業者の役割

(1) 地震による被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア　ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

(ｱ) ガス供給設備の耐震性向上を計画的に進める。

(ｲ) 消費者に対して消費先ガス設備の耐震性強化について周知等により助言を行う。

イ　二次災害防止のための措置

(ｱ) 消費者に対して地震発生時に取るべき安全措置をあらかじめ周知する。

(ｲ) 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。
(ｳ) ＬＰガス事業者は、地震による土砂崩れ等により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。
(ｴ) 地震時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。

(2) 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を県及び市町村へ連絡する体制を整備する。

(3) 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。

(4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びＬＰガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してガスメーター及びＬＰガス容器周辺の除雪について協力を求める。

(5) ＬＰガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのＬＰガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

３　県民・企業の役割

(1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、地震対策を行う。

(2) 地震発生時にとるべき安全措置の重要性、及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器について、ガス事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解しておく。

(3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。

(4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ＬＰガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

４　県の役割

ＬＰガス事業者に対して、次の事項について指導する。(防災局)

(1) ＬＰガス充てん所の法定耐震基準の維持・向上

(2) 被害の生じたＬＰガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備

(3) 都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備

(4) 一般家庭・事業所における地震発生時にとるべき安全措置の重要性、及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器についての普及・啓発

５　市町村の役割

(1) 公共施設等でガスが使用できなくなった場合のＬＰガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。

(2) 一般家庭・事業所に対して、地震発生時に取るべき安全措置の重要性や、マイコンメーター・感震装置など災害時に作動する安全機器等について普及・啓発を図る。

また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、地震時の安全措置について普及・啓発を図る。

(3) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

６　防災関係機関の役割

(1) 新潟県ガス協会

ア　研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。

イ　連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ　地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

(2) （一社）新潟県ＬＰガス協会

ア　研修会・講習会を開催することにより、ＬＰガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。

イ　連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ　ガス器具等を備蓄するとともに、指定避難所、公共施設等へのＬＰガス緊急供給体制を整備する。

エ　地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

第 20 節　上水道の地震対策

参考資料

【関係機関】県（福祉保健部）、水道事業者（水道用水供給事業者を含む）、
市町村、公益社団法人日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会

１　計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、大規模な地震の発生に伴う水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

ア　各主体の責務

(ｱ) 水道事業者の責務

災害時における水道の断減水を最小限に抑えるため、水道施設の耐震性を強化する。また、水道施設被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

(ｲ) 市町村の責務

市町村防災担当部局は、水道事業者と連絡をとり、被災状況等の情報を一元化し、市町村全域にわたる総合的な応急体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

(ｳ) 県の責務

水道事業者及び市町村による緊急時における飲料水等の確保対策が促進されるよう支援体制の充実及び強化を図る。

(ｴ) 県民の責務

概ね３日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

第２章第 31 節「食料・生活必需品等の確保計画」

イ　達成目標（応急給水目標水量）

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの１人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、施設の耐震化率等の現状を考慮の上、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

	具体例
①応急復旧期間	地震発生後、概ね１ヶ月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの１人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（３ﾘｯﾄﾙ／日） ・１週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30 ﾘｯﾄﾙ／日） ・２週間後は生活水量の確保（40 ﾘｯﾄﾙ／日） ・１ヶ月後は各戸１給水栓の設置

(2) 積雪地域（中山間地）での対応

ア　中山間地での配慮

(ｱ) 水道事業者は、地盤条件や周辺の地形条件によっては、大規模な地震の発生による地盤沈下や周辺地盤の崩壊などの地盤破壊に伴い、水道施設の倒壊・流出のおそれがあることから、水道施設の設置（又は建設）にあたっては、その位置や耐震構造の選定に配慮する。

(ｲ) 市町村は、孤立集落の発生が懸念されるため、当該集落に対する応急対策を確立する。

(ｳ) 水道事業者は、集中型の水道システムが長期間に亘り復旧不能な事態に陥ることに備えて予備水源の確保に努める。

(ｴ) 市町村及び県は、地域全体の大規模な復旧・復興が必要である場合、他のライフライン部局等と協議し、効率的な復旧・復興を図る。

イ　積雪期の対応

市町村は、積雪期は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

２　水道事業者の役割

耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに長寿命化計画を作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

また、市町村防災担当部局が行う緊急時における飲料水等の確保対策に応じて、飲料水等の確保に努める。

(1) 施設の耐震化

ア　水道施設の耐震設計

水道施設の設計は耐震設計とする。

イ　貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性を強化し、管路は耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

ウ　浄水、送水及び配水施設

(ｱ) ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化を図るとともに、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

(ｲ) 送・配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

(ｳ) 隣接する水道事業者間の広域的な相互連絡管を整備する。

エ　付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化

を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて１日以上（孤立が予想される集落は３日以上）連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

オ　耐震化の優先順位

浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に耐震性の強化を図る。

(2) 体制面の耐震化対策

ア　水道施設の耐震性調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性を総合的に調査し、必要に応じ補強するとともに定期的な点検により機能維持を図る。

イ　地震による水道施設の被害想定

地震の規模、地盤の状況等から水道施設の被害規模等を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ　応急対策計画の策定

(ｱ) 動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(ｲ) 応急給水計画

a　被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

b　地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。

c　応急給水マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ｳ) 応急復旧計画

a　応急復旧期間を設定する。

b　浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

c　拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。

d　応急復旧マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ｴ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備・確保

a　給水拠点となる浄水場、配水池等の施設を整備する。

b　給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

エ　災害時における協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力・応援体制を確立しておく。

(3) 施設の長寿命化

水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

３　県の役割

(1) 水道事業者及び市町村からの情報収集や助言等

水道施設の災害予防対策に関する国の施策及び他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者及び市町村に対し助言等を行う。

(2) 災害対策用資機材の備蓄状況の把握

水道事業者における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。

(3) 関係機関との防災体制の構築

市町村からの応援要請に対応できるよう平時から（公社）日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

(4) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、震災時に通信不能とならないように通信手段の多様化を図る。

４　水道事業者・市町村の役割

(1) 飲料水等の確保

飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

(2) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、震災時に通信不能とならないように、通信手段の多様化を図る。

(3) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、町内会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

(4) 市町村地域防災計画で定める事項

- 市町村全域にわたる応急体制（水道事業者との連絡・協議）
- 耐震化計画の策定（施設の耐震化、体制面の耐震化対策）
- 飲料水等の確保対策
- 防災広報活動
- その他必要な事項

５　防災関係機関の役割

(1) （公社）日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。

(2) 新潟県水道協会

簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

第 21 節　下水道等の地震対策

参考資料

【関係機関】県（◎土木部、農林水産部、農地部）、市町村、県民、企業、事業所、学校、地方共同法人日本下水道事業団、一般社団法人地域環境資源センター、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、一般社団法人新潟県下水道維持改築協会、公益財団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部

１　計画の方針

(1) 基本方針

第３章第 23 節「トイレ対策計画」参照

ア　県民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震により、下水道等（下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水等）の処理場、ポンプ場、管渠等が被害を受け、下水処理機能及び下水流下機能が停止又は機能低下した場合は、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日ごろから認識しておく。

下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

地震発生から、３日間（推奨１週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ　市町村は、あらかじめ地震災害から住民を守るために、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成しておく。

下水道等施設が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報できるように準備しておく。

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

ウ　県は、あらかじめ、地震災害の際の自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成しておく。

また、大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備しておく。

流域下水道の被害状況を把握すると共に、必要な応急処置を講ずることができるように準備しておく。

被災により、流域下水道が使用不可能になった場合は、速やかに関係市町村に連絡し、市町村から下水道使用不能地域の情報を住民に周知することができるようにしておく。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるよ

うに努める。

エ　下水道等施設復旧は、おおむね次の計画を目安にする。

地震後～３日目程度	・ 住民への情報提供、使用制限の広報 ・ 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 ３日目程度～１週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃 １週間程度～１ヶ月程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃 １ヶ月～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

オ　県及び市町村は、被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。

県及び市町村は、新設及び既存の施設に対して耐震対策を講ずるように努める。

カ　下水道等管理者は、老朽化した下水道等施設について、ストックマネジメント計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市町村は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ　県及び市町村は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被害を受けないように配慮するように努める。

(3) 積雪地域での対応

ア　県及び市町村は、積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

２　県民、企業等の役割

(1) 県民及び地域の役割

ア　各家庭において、地震発生から３日間（推奨１週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。

イ　災害時には、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ　県民は、地域の指定避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日ごろから共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

エ　下水道等施設の復旧に協力するように努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア　企業・事業所、学校等において、地震発生から３日間（推奨１週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ　災害時には、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ　下水道等施設の復旧に協力するように努める。

３　県の役割

(1) 緊急体制の整備

ア　関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備

イ　関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ　他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

エ　流域下水道の応急対策マニュアルの作成

(2) 市町村に対する支援体制の整備

ア　大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備するように努める。

イ　市町村の応急対策マニュアルの作成支援を行う体制を整備するように努める。

ウ　災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するように努める。

(3) 災害時における下水道等の使用に関する県民への普及啓発

ア　一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発を図るように努める。

(4) 流域下水道施設の管理

ア　流域下水道施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。

イ　流域関連公共下水道管理者である市町村の協力を得て、早期に機能回復できるように努める。

ウ　流域下水道に関する情報を関係市町村、関係機関、県民等に周知するように努める。

エ　仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努める。

４　市町村の役割

(1) 緊急体制の整備

ア　関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

イ　関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ　県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

エ　他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

オ　応急対策マニュアル等の作成

(2) 災害時における下水道等の使用に関する県民への普及啓発

ア　一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発を図るように努める。

イ　マンホールトイレの整備に努めるとともに、災害時の活用について普及啓発を図るように努める。

(3) 下水道等施設の管理

ア　下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。

イ　発災時は県と協力し、早期に機能回復できるように努める。なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

ウ　下水道等施設の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、県民等に周知するように努める。

エ　仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努める。

5　関係機関の役割

(1)　地方共同法人日本下水道事業団

ア　県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(2) （一社）地域環境資源センター

ア　県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(3) （公社）日本下水道管路管理業協会

ア　県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。

(4) （一社）新潟県下水道維持改築協会

ア　県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。

(5)（公社）全国上下水道コンサルタント協会中部支部

ア　県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等、災害時の対応に協力するように努める。

第 22 節　工業用水道事業者の地震対策

参考資料

【関係機関】県（企業局）、市町村等（小千谷市、胎内市、上越市、
新潟工業用水組合）

１　計画の方針

工業用水道は、産業の生産活動にとって欠かすことのできない重要な要素であり、工場の操業が行われる限り、一日たりとも断水することはできない。

工業用水道事業者は、地震発生に伴う断減水を最小限にとどめるとともに、二次災害を防止するため、施設面及び体制面の対策を構築する。

２　工業用水道事業者の役割

(1) 設備面の災害予防

ア　県内工業用水道施設の概要

事業者		水源	給水能力(m3／日)
新潟県企業局			272,300
	新潟臨海	表流水	130,000
	栃尾	表流水	12,300
	上越	表流水	130,000
小千谷市		表流水、地下水	25,000
胎内市		地下水	7,000
上越市		地下水	2,000
新潟工業用水組合		表流水	146,400

イ　施設の安全及び機能の確保

施設の設計施工に当たっては、「工業用水道施設設計指針・解説」等に準拠して、想定される地震動、施設の重要度及び地盤特性等の施設条件等を相互に勘案し耐震化する。また、受変電設備等の停電に備え、必要に応じて非常用電源設備等を設ける。

ウ　施設の定期点検

施設の巡視点検を定期的に実施することで、常に劣化・不具合等の状況を把握するとともに、必要に応じて対策を講じ、地震発生に伴う被害を未然防止する。

エ　老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 体制面の整備

ア　応急対策マニュアルの策定

災害が発生した場合における施設の安全確保、情報収集、職員の動員

及び緊急連絡体制等を明記したマニュアルを定める。

イ　職員に対する教育及び訓練

(ｱ) 応急対策マニュアルに沿った訓練を定期的に行い、習熟する。

(ｲ) 計画的な研修会、講習会を開催することにより、震災時における判断力の養成、防災上必要な知識及び技術の向上等、人材を育成する。

ウ　設備台帳及び図面等の整備

設備台帳及び埋設管路等の図面を常に整備しておく。

エ　製造業者及び施工業者の確認

被害が発生した場合において、必要資機材及び工事等の請負先を迅速かつ的確に確保するため、あらかじめ関係業者を確認しておく。

オ　事業者間の応援体制

他の事業者の被災状況等により、対応が必要な場合に備え、あらかじめ互いの連絡窓口を確認し、連絡体制を整える。

第 23 節　危険物等施設の地震対策

参考資料

【関係機関】県（◎防災局、福祉保健部、環境局）、警察本部、消防機関、市町村、関東東北産業保安監督部、第九管区海上保安本部、危険物等取扱事業者

1　計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、地震による災害の未然防止を図るため、事業者、消防機関、第九管区海上保安本部及び県は、必要な対策を講ずる。

(1) 基本方針

ア　事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震による災害発生の未然防止を図る。

イ　県、市町村、消防機関は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図るとともに、施設の耐震性の強化を指導する。

(2) 積雪地域での対応

事業者は、地震動に起因する落雪、なだれによる危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市町村及び事業者は、除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2　事業者の役割

(1) 共通事項

ア　災害発生時の消防、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ　従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ　初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

(2) 危険物施設

ア　消防法の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、同法の規定に基づき、早期に耐震改修を図る。

イ　危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

ウ　自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立す

るとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

エ　危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

ア　火薬類取締法の基準を遵守することにより災害を未然に防止し、公共の安全を確保する。

イ　火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ　火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

(4) 高圧ガス製造施設等

ア　高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するとともに、耐震設計基準適用前の設備についても、必要に応じて補強等を行う。

イ　高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

ウ　災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

(5) 毒物劇物貯蔵施設等

ア　毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

イ　毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

(6) 有害物質取扱施設等

ア　大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ　災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。

(7) 放射性物質使用施設等

ア　保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。

イ　放射性同位元素汚染の拡大防止のため、開口部や配管、配線の被害防止対策を講じるとともに、線源収納部等の耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下の防止措置を講ずる。

ウ　放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

エ　放射線施設の建物の耐震診断を実施するとともに、非常用資機材の作動点検を確実に実施する。

(8) 危険物等積載船舶等

ア　危険物、高圧ガス等の臨海施設及びパイプライン等の保守、点検等を行うとともに、専用岸壁における保安体制及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

イ　海難事故､危険物等の海上への流出防止のための従業者等の教育訓練を徹底する。

３　県の役割

(1) 危険物施設安全対策（防災局）

ア　市町村、消防機関に対し、危険物施設の耐震性の強化を図るよう事業者へ指導するとともに、効果的で重点的な立入検査を実施して危険物施設の安全確保を図るよう要請する。

イ　危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて危険物施設の自主保安体制の確立に関する指導及び啓発に努める。

(2) 火薬類製造施設等安全対策（防災局）

ア　火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。

イ　消防機関と情報の共有を図るとともに、事業者等に対し災害時の連絡体制整備の指導に当たる。

ウ　（一社）新潟県火薬類保安協会の協力を得て火薬類保安責任者講習会等を通じて保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

(3) 高圧ガス製造施設等安全対策（防災局）

ア　高圧ガス製造施設等に対し、高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するよう指導するとともに、高圧ガス保安法の耐震設計基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行うよう指導する。

イ　高圧ガス製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。

ウ　高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。

エ　(一社)新潟県高圧ガス保安協会、(一社)新潟県ＬＰガス協会及び新潟県冷凍空調設備保安協会（以下「高圧ガス関係協会」という。）の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立を指導する。

オ　高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援及び協力できる体制を整備するよう指導する。

(4) 毒物劇物貯蔵施設安全対策（福祉保健部）

ア　毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規定等を確認し、対策、改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ　届出を要しない毒物劇物を取扱う業務上取扱者に対しては、実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催など指導の強化を図る。

(5) 有害物質取扱施設等安全対策（環境局）

ア　有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。

イ　届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場に対し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

４　市町村の役割

(1) 危険物等施設の設置状況の把握

(2) 市町村地域防災計画で定める事項

・　危険物等施設の安全対策
・　学校や研究施設等における危険物等の安全対策
・　その他必要な事項

(3) その他

火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物貯蔵施設及び有害物質取扱施設等に関する県の権限を委譲された市町村にあっては、対象施設に係る「３　県の役割」で定める事項

５　防災関係機関の役割

(1) 消防機関

ア　所管する危険物等施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態に維持させるため、立入検査を実施するとともに、関係者に対し、施設の耐震性の強化を指導する。

イ　危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

(2) 第九管区海上保安本部

危険物等積載船舶及び荷役岸壁等からの海上流出災害を予防するため、

平素からこれら船舶及び岸壁の点検を実施し、必要に応じ指導を行うとともに、訪船等を通じ、船舶乗組員及び荷役関係者等に対し災害意識の普及及び啓発を行う。

第 24 節　津波災害予防計画

（別冊「津波災害対策編」を参照）

第 25 節　地震火災予防計画

参考資料

【関係機関】県（防災局）、市町村、消防本部、第九管区海上保安本部、県民、企業・事業所、学校

１　計画の方針

地震及び防火に関する知識の普及に努めるとともに、地震発生時の火災の発生を防止するため、県民、地域、企業・事業所、学校、市町村及び県は耐震自動消火装置付火気器具を使用する等必要な対策を講ずる。

(1) 基本方針

ア　県民（各家庭）、地域、企業、学校、事業所等は、耐震自動消火装置付火気器具の使用や感震ブレーカーの設置等により、地震発生時及び商用電源復旧時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ　市町村は、住民の地震及び防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ　県は、市町村・消防機関の協力を得ながら防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を支援する。

エ　県及び市町村は、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導体制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市町村は、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ　市町村は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置及び維持管理の普及を図る。

(3) 積雪地域での対応

市町村は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

２　県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

ア　耐震自動消火装置付火気器具の使用や感震ブレーカーの設置に努める。

イ　消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

ウ　消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

エ　台所など火を使う場所の不燃化に努める。

オ　カーテン、じゅうたん等は、防炎製品の使用に努める。

カ　灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

キ　家具類の転倒・落下防止措置に努める。

ク　町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自主防災組織等がある地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業、事業所等の役割

ア　防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ　救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。

ウ　厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。

エ　病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

３　県の役割

(1) 防火思想の普及促進

県民に対して、市町村・消防機関の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置及び維持管理を促進する。

(2) 自主防災組織の育成強化の支援

市町村と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

(3) 消防設備士等の活用

消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

(4) 広域消防応援体制の整備

県内の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。

４　市町村の役割

(1) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

また、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。

(2) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、耐震性貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

(3) 消防団の充実強化

ア　地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換及び自主防災組織との連携を促進する。

イ　迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(4) 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。また、消防団との連携を促進する。

第２章第 10 節「空港の地震対策」参照

(5) 防火思想の普及促進

地域住民に対して、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置及び維持管理を促進する。

(6) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

(7) 市町村地域防災計画で定める事項

- 出火防止対策
- 初期消火体制
- 火災拡大防止体制

５　防災関係機関の役割

(1) 消防機関

ア　住民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

イ　住民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

ウ　不特定多数の者が利用する特定防火対象物や防災管理対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理及び防災管理の徹底等を指導する。

エ　初期消火体制の確立及び地震災害の防止を図るため、防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

オ　消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

カ　単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

(2) 第九管区海上保安本部

地震発生時の港湾施設及び船舶等からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制のより一層の充実を図る。

第 26 節　廃棄物処理体制の整備

参考資料

【関係機関】県（環境局）、関東地方環境事務所、市町村、県民、新潟県環境整備事業協同組合、一般社団法人新潟県産業資源循環協会、一般社団法人新潟県浄化槽整備協会、一般社団法人新潟県解体工事業協会、公益財団法人新潟県環境保全事業団

1　計画の方針

基本方針

(1) 県民（各家庭等）は、市町村の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。

(2) 県民（各家庭等）は、家屋の倒壊による災害がれきの大量発生を防止するため、住宅の耐震化に努める。

(3) 市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

(4) 市町村は、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。

(5) 市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧体制の整備に努める。

(6) 県は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に務める。

(7) 県は、市町村からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

2　県民の役割

(1) 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化など、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。

(2) 市町村が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、災害時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

3　県の役割

(1) 災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害廃棄物の処理主体となる市町村の災害廃棄物計画策定、見直しの参考にも資するよう、必要に応じて県計画を見直し、計画の実効性の向上に努める。

(2) 県内市町村間の広域処理体制の整備

県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

(3) 関係団体との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

(4) 近隣他県との協力体制

災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。

4 市町村の役割

(1) 災害廃棄物処理体制の整備

ア 災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて見直しを実施することで、計画の実効性の向上に努める。

(2) 住民への周知

住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

(2) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

ア 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、災害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、災害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気･水･熱の供給設備を設置するよう努める。

イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

(3) 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

(4) 市町村地域防災計画で定める事項

- 廃棄物処理計画
- 災害時の廃棄物処理担当部門・責任者

5 関係機関の役割

(1) 環境省関東地方環境事務所

ア 災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携を図るため、大規模災害時廃棄物対策関東ブ

ロック協議会の事務局を務める。

イ　大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画を策定し、ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。

(2) 新潟県環境整備事業協同組合

ア　県との災害時応援協定に基づき、県･市町村からの要請によるし尿・災害ごみの収集及び運搬に備える。

イ　組合員への緊急連絡体制を整備する。

(3) （一社）新潟県産業資源循環協会

ア　県との災害時応援協定に基づき、県・市町村からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(4) （一社）新潟県浄化槽整備協会

ア　県との災害時応援協定に基づき、県・市町村からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(5) （一社）新潟県解体工事業協会

ア　県との災害時応援協定に基づき、県・市町村からの要請による損壊家屋の解体に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(6) （公財）新潟県環境保全事業団

県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。

第 27 節　救急・救助体制の整備

参考資料

【関係機関】県（◎防災局、福祉保健部）、警察本部、市町村、消防機関、第九管区海上保安本部、自衛隊、医師会（県・地元）、ドクターヘリ基地病院、医療機関、日本赤十字社、医療資器材業者

１　計画の方針

地震等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

(ｲ) 県警察、市町村及び消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

なお、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

(ｳ) 県は、第九管区海上保安本部及び自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に協力して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。

また、県、県警察、消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

(ｴ) 県、消防本部、医師会及び医療関係団体は救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、県、市町村、医療機関及び医療関係団体は、それぞれ関係機関・業者の協力を得て、医療従事者及び医療資器材等を確保する体制を整備する。

(ｵ) 県は、大規模災害時にあっては、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入れ及び活動が行える体制を整備する。

また、県、消防及び県警察は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

(ｶ) 県、市町村、消防本部及び消防団は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び要配慮者への対策を行う。

県民は、大規模災害時にあっては、一人でも多くの地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

(ｷ) 県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、航空機を保有する機関は、平時から関係機関との協議や訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。

(ｸ) 県、県警察、消防機関、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

(ｹ) 県及び消防機関は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

イ　達成目標

(ｱ) 市町村及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画に基づき、車両等の資機材、消防職員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。

(ｲ) 県警察は、関係機関との情報共有、装備資機材の整備充実など迅速的確な警察活動を実施できる体制確立を図る。

ウ　要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、県、県警察、市町村及び消防本部は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

エ　積雪期での対応

市町村及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の災害時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への住民の避難誘導体制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

２　県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

住民は、平時から地域、学区、自治会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 企業・事業所の役割

ア　医療機関

医療機関は、県、市町村、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、

大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

イ　医療関係団体

医療関係団体は、県、市町村と災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

３　県の役割

(1) 救急・救助連絡体制の確立（防災局）

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、警察本部、市町村、消防本部間の連絡体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立（防災局、福祉保健部）

広域災害救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政、消防、医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関とＤＭＡＴが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化（防災局）

県消防学校において、必要に応じて教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備（防災局）

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療資器材等の供給協定（福祉保健部）

市町村における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、（公社）新潟県薬剤師会、（一社）新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

(6) 航空消防防災体制の充実（防災局）

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

(7) 航空機保有機関等との協力体制の確保（防災局・福祉保健部）

県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

４　市町村及び消防本部の役割

(1) 消防団員の確保及び充実

市町村及び消防本部は、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材・拠点施設の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。

また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(2) 消防団員と管轄消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と管轄する消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(3) 消防力の整備

市町村及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署所における資機材及び人員等の整備充実を図る。

(4) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、県、警察署、新潟市消防局、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(5) 住民等に対する防災意識の啓蒙

市町村、消防本部及び消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識高揚を図る。

また、要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

(6) 救急・救助活動における交通確保

市町村は、地震等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察署、消防署及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。

(7) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報共有・伝達体制の確立を図る。

(9) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(10) 医療資器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、地元医師会、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る。

(11) 県内広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を

円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

また、デジタル技術の活用による情報収集、分析などの指揮支援体制の強化のための施設・設備の整備等を推進する。

(13) 市町村地域防災計画に定める事項

- 消防機関との通信連絡体制
- 防災関係機関との通信連絡体制
- 救急・救助活動における交通確保対策
- 民間等の救助車両等の受入れ
- 医療機関との情報伝達体制
- 医師・看護師等の招集体制
- 医療資器材等の供給支援体制
- 県内広域消防応援部隊の要請
- 緊急消防援助隊の要請

５　防災関係機関の役割

(1) 第九管区海上保安本部

海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実を図る。

また、海上のみでなく、陸上における救急・救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。

(2) 県医師会の対策

県から援助の要請があったときは医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

(3) 日本赤十字社新潟県支部の対策

日本赤十字社新潟県支部は、県から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護に当たる。

(4) 新潟ＤＭＡＴ指定医療機関等の対策

ア　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。また、新潟ＤＭＡＴの技術の向上等を図るため、編成した新潟ＤＭＡＴの研修、訓練の機会の確保に努める。

イ　ドクターヘリ基地病院は、ドクターヘリを活用した新潟ＤＭＡＴの活動に係る訓練の機会の確保に努める。

第 28 節　医療救護体制の整備

参考資料

【関係機関】県（福祉保健部）、病院局、市町村、医療機関、医療関係団体

１　計画の方針

県、市町村、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 県及び市町村は、地震の災害から地域住民の生命及び健康を守るため、それぞれ地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。

(ｲ) 県は、災害発生時に市町村、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、災害支援ナース、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。

(ｳ) 県は、災害対策本部（医療活動支援班）等において医療救護活動の助言等を行う災害医療アドバイザー、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター及び災害時透析リエゾンの整備を行う。

(ｴ) 県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(ｵ) 県及び市町村は、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液等血液製剤、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制を整備する。

(ｶ) 県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

イ　活動の調整

(ｱ) 救護班の派遣調整等を行うため、県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会など医療関係団体、新潟ＤＭＡＴ、新潟ＤＰＡＴ、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。

(ｲ) 被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠

点病院、市町村、保健所及び県地域医療政策課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとして、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

ウ　達成目標

県、市町村、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市町村及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 積雪地域での対応

降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策に留意する。

２　県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

住民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関の役割

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成する。

ア 病院

(ｱ)　病院は、県及び市町村の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

(ｲ)　病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。

・災害対策委員会の設置
・防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
・災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡・指揮命令系統の確立、情報収集等）
・自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、へリポートの確認等）
・病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
・人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策

・その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

(ｳ)　広域災害救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。

イ　診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じてマニュアルを作成し、訓練を行う。

ウ　災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておく。

(ｱ) 地域災害拠点病院

a　地域災害拠点病院は、二次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。

b　地域災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資器材等の備蓄に努める。

(ｲ) 基幹災害拠点病院

a　基幹災害拠点病院は、新潟大学医歯学総合病院及び長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。

b　基幹災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資器材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

エ　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関

新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県からＤＭＡＴの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でＤＭＡＴを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

また、新潟ＤＭＡＴの技術の向上等を図るため、編成した新潟ＤＭＡＴの研修、訓練の機会の確保に努める。

オ　ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

カ　県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

キ　医療関係団体

新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県助産師会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するともに、ＪＭＡＴ、ＪＤＡＴ、被災地支援薬剤師、災害支援ナース、ＪＤＡ－ＤＡＴ、災害リハビリテーション支援チームなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

３　県の役割

(1) 新潟ＤＭＡＴの派遣体制の整備

県は、災害急性期（概ね発災後 48 時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟ＤＭＡＴの派遣体制の整備を行う。

新潟ＤＭＡＴは、原則として１チームにつき医師１名、看護師２名、業務調整員１名の４名で構成する。

(2) 医療救護班及び歯科医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市町村、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

ア　県医療救護班

県医療救護班は、原則として医師１名、看護師２名、薬剤師１名及び補助者１名の５名で構成し、全県で 30 班編成する。

イ　県歯科医療救護班（新潟ＪＤＡＴを含む）

県歯科医療救護班は、原則として歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名の４名で構成し、全県で６班編成する。

(3) 新潟ＤＰＡＴの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の精神保健医療活動を支援するため、新潟ＤＰＡＴの派遣体制の整備を行う。

新潟ＤＰＡＴは、原則として精神科医師、看護師、業務調整員を含めた４～５名で構成する。

(4) 災害支援ナースの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の看護医療活動を支援するため、災害支援ナースの派遣体制の整備を行う。

災害支援ナースは、原則として、看護師２～３名で構成する。

(5) 災害医療アドバイザーの整備

県は、災害対策本部等において医療活動全般に係る企画、助言等を行う、災害医療アドバイザーの整備を行う。

(6) 災害時小児周産期リエゾンの整備

県は、災害対策本部において小児・周産期の医療活動全般に係る企画、助言等を行う、災害時小児周産期リエゾンの整備を行う。

(7) 災害薬事コーディネーターの整備

県は、災害対策本部等において、被災地域の医薬品や医療用資器材等の供給調整を支援する災害薬事コーディネーターの整備を行う。

(8) 災害時透析リエゾンの整備

県は、災害対策本部において人工透析の医療活動全般に係る企画、助言等を行う、災害時透析リエゾンの整備を行う。

(9) 救護センター（患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

ア　救護センターの設置場所

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、保健所等の施設に救護センターを設置する。

イ　救護センターのスタッフの編成

県は、医療機関及び医療関係団体と協議し、救護センター設置に係る医師１名、看護師２名、薬剤師１名、歯科医師１名、歯科衛生士２名、精神科医師１名、精神ソーシャルワーカー１名及び補助者１名の編成計画を定める。

ウ　救護センター予定施設の点検

県は、災害が発生した場合、直ちに救護センターが設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護センター予定施設の設備等の点検を行う。

(10) 災害拠点病院の整備

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

(11) 救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(12) 医療資器材等の確保

ア　医療資器材等の配備

県は、医療救護班と歯科医療救護班が携行する医療機器セットを購入し、救護班を編成する団体に配備する。

また、災害の規模等によっては要請の可能性があるため、３郡市医師会に配備する。

イ　医療資器材等の供給支援

県は、市町村、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対

応するため、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

また、災害時における輸血用血液等血液製剤の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

(13) 広域医療搬送拠点・ＳＣＵの確保

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための施設（ＳＣＵ）・設備の確保に努める。

(14) 電源の確保

病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。

(15) 平時からの連携体制の整備

災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、新潟県医師会などの医療関係者等で構成する新潟県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。

４　市町村の役割

(1) 救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所）の設置

ア　救護所設置予定施設の指定

市町村は、指定避難所の学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知する。

イ　救護所のスタッフの編成

市町村は、郡市医師会等の医療関係団体と協議し、救護所設置に係る医療救護班（医師１名、看護師２名、薬剤師１名及び補助者１名）及び歯科医療救護班（歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名）の編成計画を定める。

ウ　救護所設置予定施設の点検

市町村は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

(2) 救護所等の医療資器材等の確保

市町村は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定める。

(3) 市町村地域防災計画に定める事項

・　救護所設置予定施設

- 医療救護班及び歯科医療救護班の編成
- 医療資器材の確保

第 29 節　避難体制の整備

参考資料

【関係機関】県（◎防災局、福祉保健部、土木部）、市町村、北陸地方整備局、新潟地方気象台、北陸信越運輸局、鉄道事業者、福祉関係者

1　計画の方針

(1) 基本方針

地震による人的被害を最小限に抑えるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、県、市町村、防災関係機関及び県民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備え、県民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

なお、津波に備えた避難体制の詳細は、別冊「津波災害対策編」による。

ア　浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知
イ　警報、避難指示等の情報伝達体制の整備
ウ　客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令
エ　避難誘導体制の整備
オ　指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

特に、県、市町村及び防災関係機関は、県民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

ア　避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有、個別避難計画の策定
イ　早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達
ウ　防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
エ　避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪･寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

ア　当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保
イ　指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
ウ　雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に把握しておく。

ア　県、市町村及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
イ　旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要となる車両等の事前確保
ウ　迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2　県民の役割

(1) 住民等に求められる役割

ア　住民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

(ｱ) ハザードマップ・液状化しやすさマップ・防災マップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

(ｲ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。

(ｳ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。

(ｴ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。

(ｵ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

イ　多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

(ｱ) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

a　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。

b　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。

c　災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。

d　近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。

e　保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

(ｲ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）

a　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。

b　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。

c　施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼす恐れのある施設）の管理者等の意見を聞くよう努めるものとする。

(2) 地域に求められる役割

ア　住民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。

(ｱ) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。

(ｲ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。

(ｳ) 市町村と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

イ　企業等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

(ｱ) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。

(ｲ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

(ｳ) 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導体制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

3　県の役割

(1) 県民への防災に関する情報の提供（防災局）

ア　地震に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ　県の設置した震度計の震度情報等、気象庁を通じて県民に提供する。

ウ　県の防災専用ホームページにより防災情報を県民に提供する。

(2) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部）

ア　地域の危険情報の市町村への提供

(ｱ) 地震被害想定や津波浸水想定区域図を策定・提供する。

(ｲ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市町村と共有する。

(ｳ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。

(ｴ) 雪崩危険箇所の危険区域図を策定・提供する。

イ　市町村による避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

(ｱ) 県から市町村への津波警報等の迅速な伝達体制を維持する。

(ｲ) 市町村の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。

(ｳ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市町村への情報支援体制を確立する。

(ｴ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市町村の発する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

(ｵ) 市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ　避難場所、避難所等の確保への協力

(ｱ) 市町村の指定避難所に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

(ｲ) 県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。
(ｳ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。
(ｴ) 感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）発生時における自宅療養者等の避難について、災害発生前から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
(ｵ) 住民主体による避難所運営を目指し、自主防災組織の活動の向上を図るとともに、女性の視点、妊婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の多様な視点を取り入れた避難所運営委員会等の体制作りについて市町村を支援する。

エ　関係機関との情報交換体制の整備
(ｱ) 介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。
(ｲ) あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。
(ｳ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車輌等の状況について、運送機関と情報交換の上、市町村に情報提供を行う。

オ　避難生活を支える人材の育成・確保
避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

(3) 広域避難に係る市町村の調整（防災局）

ア　他市町村への広域避難の発生に備えるための市町村の体制整備の支援
住民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要となる車輌等の状況について、関係機関と情報交換の上、市町村に情報提供を行う。

イ　広域避難の受け入れに備えるための市町村の体制整備の支援
住民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市町村の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

ウ　大規模広域災害時に、県内市町村が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

４　市町村の役割

市町村は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難

誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア　住民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた震災に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ　県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図る。また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図り、耐震化や統廃合などを促進するものとする。なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ　防災情報を正しく理解し､周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

(2) 避難指示等の情報伝達体制の整備

ア　津波警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ　被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む)、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メール)、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、スマートフォン用アプリ等や、ＩＰ通信網､ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、住民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設、地下街等の管理者への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。

　また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

ウ　小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ　在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ　避難指示等の伝達に、地元のコミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

カ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び自主的な避難等を含む住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように

伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

キ　躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 避難指示等の発令の客観的基準の設定

市町村長は、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に周知する。

ア　水防法上の水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする避難指示等の発令基準を設定する。

イ　その他の中小河川及び市街地等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準を設定する。

ウ　浸水想定区域図及び土砂災害警戒区域図等を基に、避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。

(4) 避難誘導体制の整備

ア　避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制を、地区別にあらかじめ定める。

イ　在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して個別避難計画を策定する。

ウ　一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

エ　避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(5) 避難場所、避難所の指定

ア　指定と周知

(ｱ) 市町村長は、地域的な特性や過去の教訓，想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

(ｲ) 避難所等を指定したときは、標識、広報紙・ハザードマップ・防災マップ等の配布、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。

(ｳ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(ｴ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(ｵ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(ｶ) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努める。

イ　指定に当たっての注意点

(ｱ) 指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて，災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定する。

　また、市町村は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

(ｲ) 指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定すること。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(ｳ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

(ｴ) 避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮すること。

(ｵ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保すること。面積の目安は、避難場所は１人当たり１．０㎡とし、避難所は避難者１人当たり３．５㎡以上のスペースとすることに努めること。

(ｶ) 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、災害発生前から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。

(ｷ) 避難所等の耐震性や、地域のハザード情報等も踏まえて、災害時に避難所として安全性について事前確認に努めること。

(ｸ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保

消防庁震災対策指導室編「市町村地域防災計画（震災対策編）検討委員会報告書」

など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮した避難所の運営に努めること。

(ヶ) 住民主体による避難所運営を目指し、自主防災組織の活動の向上を図るとともに、女性の視点、妊婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の多様な視点を取り入れた避難所運営委員会等の体制作りに努め、避難所環境や設備等の確保、運営体制づくりを推進すること。

(ｺ) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没及び土砂災害による被災の危険のない建築物とすること。

(ｻ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。

(ｼ) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(ｽ) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。

(ｾ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。

(ｿ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

(ﾀ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。

(ﾁ) 指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

(ﾂ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換や、高齢者や妊産婦等の健康相談や口腔ケア等の保険医療体制の構築に努めるものとする。

ウ　即応体制の整備

(ｱ) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。

(ｲ) 指定した緊急避難場所については，災害の危険が切迫した緊急時において，施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

(ｳ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

(ｴ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
(ｵ) 避難所予定施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
(ｶ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。
(ｷ) 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
(ｸ) 感染症等発生時における自宅療養者等の避難について、災害発生前から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
(ｹ) 保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
(ｺ) 指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
(ｻ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
(ｼ) 地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める
(ｽ) 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

エ　福祉避難所の指定

(ｱ) 市町村長は、障害者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者のため、地域の実情により必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
(ｲ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。
(ｳ) 市町村は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア　他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

(ｱ) 市町村は、避難の際に必要となる住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(ｲ) 市町村は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

(ｳ) 災害の想定により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

イ　広域避難の受け入れに備えた体制整備

(ｱ) 市町村は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(ｲ) 市町村は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

ア　地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ　地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ＮＰＯ・ボランティア、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ　浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ･防災マップを作成し､住民等に配布して周知を図るとともに、避難所等やマップを活用した訓練を行う。

エ　特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

(8) 市町村地域防災計画に定める事項

ア　地区別のハザードマップ・防災マップ

イ　避難指示等の発令の客観的な基準

ウ　避難指示等の伝達体制

エ　地区別の避難・誘導体制及び避難行動要支援者の避難支援計画

オ　地区別の避難所、福祉避難所及び開設時の管理職員

カ　防災訓練等の実施

５　関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア　市町村が避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ　過去の地震災害の記録や、「液状化しやすさマップ」等の技術資料を公表し、県民に対して地震災害の危険に関する注意を喚起する。

ウ　国が所管する国営公園について、広域的な避難場所として活用できるよう配慮する。

(2) 新潟地方気象台

ア　気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知広報に努める。

イ　地震情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、地震に関する基本的な知識や、住民が地震から身を守るために必要な情報を随時提供する。

ウ　市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

(3) 北陸地方測量部

避難所等に位置情報を付与したデータの収集を行い、国土地理院のウェブ地図等により情報を公開する。

(4) 福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、市町村の避難支援計画の定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市町村と協議し、対応できる体制を定めておくものとする。

第 30 節　要配慮者の安全確保計画

参考資料

【関係機関】県（防災局、知事政策局、環境局、◎福祉保健部、土木部）、
病院局、警察本部、市町村、防災関係機関、社会福祉施設等

１　計画の方針

(1) 基本方針

県水防計画

災害弱者関連施設に係る土砂災害危険区域図

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、県、市町村等の行政と日ごろ、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等という。」)が協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

※　以下「避難所」には福祉避難所を含む。

〔要配慮者の安全確保計画の体系〕

大項目	中項目	小項目
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 ・個別避難計画の作成 ・避難行動要支援者対象の防災訓練
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	・避難指示等の情報提供 ・避難誘導 ・移送
	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等

保健・福祉対策	福祉対策	・要配慮者のニーズ把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供 ・生活資金等貸与(特別)
	社会福祉施設等の支援	・入所者等の安全確保 ・要配慮者の受入れ
	保健・福祉対策の実施体制の確保	・市町村の実施体制 ・県等の支援体制
外国人支援	防災教育	・外国人への防災知識の普及啓発 ・外国人を含めた防災訓練の実施
	多言語支援体制の構築	・多言語支援窓口の設置・運営体制の整備 ・通訳・翻訳ボランティア等の確保

ア　県

県は、市町村、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市町村に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者の個別避難計画策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。

また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施及び地域の関係者向けセミナーの開催等の取組を通じた支援に努めるものとする。

イ　市町村

市町村は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を作成し、避難情報に関するガイドラインに基づき、避難行動要支援者の個別避難計画を自主防災組織等と協力して策定する。また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等、地域住民及び要配慮者を支援する者等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。

また、職員、住民等の災害への意識醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

ウ　介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。県又は市町村から要請を受けた避難行動要支

援者を受け入れる体制づくりに努めるとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

エ　国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)

外国人関係団体は､外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、外国人の防災知識の普及啓発に努めるとともに、県・市町村が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

オ　地域住民、自治会、自主防災組織等

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市町村、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て地域社会全体で避難行動要支援者の個別避難計画を策定する等安全確保を図る体制づくりに努める。

カ　避難行動要支援者及び同居家族等

避難行動要支援者及び同居家族等は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことについて、市町村、地域住民等に対して情報発信に努める。

キ　避難行動要支援者名簿

市町村は避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難行動要支援者マップの整備にも努める。また、地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）を活用し、情報共有に努める。

(2) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし､除雪等の措置を講じる。

また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、県、市町村と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

(3) 公衆の出入りする事業所等における防火・防災管理体制の整備

多数の外国人や障害者等の利用が想定される駅・空港や競技場、旅館・ホテルなどの施設においては、外国人や障害者等に配慮した情報伝達及び避難誘導が実施されるよう配慮する。

２　県民・企業等の役割

(1) 県民、地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから､日ごろから地域全体で取り組む意識を持ち､市町村、自主防災組織、民生委員、自治会等と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

(2) 民生委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員などの福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り

組む意識の醸成を図ることにより、県、市町村及び防災関係者と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市町村、福祉関係者及び防災関係者と協働して、在宅の要配慮者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受入体制の整備を図る。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第２章第 32 節「学校の地震防災対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(4) 外国人関係団体の役割

① 国際交流協会

県及び市町村の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。なお、県国際交流協会は県と連携して災害時の多言語支援窓口の設置・運営を行う。

② 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

③ 訪日外国人等が利用する施設の管理者

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5) 企業等の役割

障害者を雇用している企業及び特殊教育諸学校等は、障害者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるように努める。

３ 県の役割

(1) 避難誘導・避難所の支援等（防災局、福祉保健部）

要配慮者への情報提供、避難誘導等に対して、市町村等の要請により支援を行う体制整備を図る。また、避難行動要支援者の移送に必要な車両、船艇等の確保支援体制整備を図る。

(2) 生活の場の確保対策（土木部）

公営住宅等は、要配慮者で健康面に不安のある者のために、県で確保に努めるとともに、市町村が行う宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

(3) 保健・福祉対策（福祉保健部）

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

県は、市町村からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。

また、必要があるときは、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議

会に対してＤＷＡＴの派遣を要請する。

イ　保健対策

市町村が実施する要配慮者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市町村保健師と協力して巡回等による健康相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ　福祉対策

市町村が行う要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供(社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など)等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。

また、地域の実情や必要に応じて、福祉関係施設等の指定等により福祉避難所を確保するよう、市町村へ働きかけるとともに、福祉避難所の運営に資する人材や備蓄物資の確保について、市町村や関係機関と連携して取り組む。

旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、避難行動要支援者の障害の種類及び程度に応じて的確に情報提供されるように市町村等を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市町村等を支援する体制整備を図る。

また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付(特別)等の適切な措置を講ずる。

(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援（福祉保健部）

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(5) 外国人支援（知事政策局）

県は、県国際交流協会と連携して災害時の多言語支援窓口の設置・運営を行うとともに、県内市町村間の相互支援体制を構築する。

また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

４　市町村の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じない

よう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ＮＰＯ、自主防災組織等その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じた上で、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

さらに、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア　避難誘導対策

市町村は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市町村は、避難・誘導に際し、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、特に、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ　避難所の設置・運営

市町村は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

また、地域の実情や必要に応じて、福祉関連施設等の指定により福祉避難所を確保するよう努める。

(ｱ) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図

る。

(ｲ) 避難所において、要配慮者の多様な視点を取り入れた体制づくりに努め、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した多様な情報伝達手段を確保する体制整備を図る。

(ｳ) 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うと共に、ボランティア等の協力も得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(ｴ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(ｵ) 在宅や車中泊など、避難所外に避難する避難行動要支援者については、個別避難計画の作成により安否確認する体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

ア　保健・福祉対策の実施体制の確保

市町村は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村、災害福祉支援チーム等応援の受入れ、市町村災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

イ　保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市町村保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ｱ) 巡回等による健康相談・栄養指導

(ｲ) こころのケア

(ｳ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ　福祉対策

(ｱ) 要配慮者の把握等

発災直後に、避難支援計画等に基づき、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(ｲ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ｳ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が、要配慮者の障害の種類及び程度に応じて的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進を図る。情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障害者に対しては、絵や写真により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(ｴ) 緊急の通報

障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備推進を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援

ア　現状・ニーズ把握、普及啓発等

市町村は、日ごろから、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等を活用して、日ごろからの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ　多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ　防災体制の整備

市町村が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

エ　情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ　災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

(7) 市町村地域防災計画で定める事項

- 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 名簿の更新に関する事項
- 避難支援等関係者となる者
- 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- 避難支援等関係者の安全確保
- 要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための通知又は警告の配慮
- 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 個別避難計画の更新に関する事項
- 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置
- 要配慮者に配慮した避難所の設置・運営体制
- 要配慮者への福祉・保健サービスの提供体制
- 訪日外国人旅行者等への情報伝達体制
- 災害時の多言語支援体制

第 31 節　食料・生活必需品等の確保計画

参考資料

【関係機関】県（◎防災局、福祉保健部、産業労働部、農林水産部、交通政策局）、関東経済産業局、北陸信越運輸局、市町村、県民、企業・事業所、学校、日本赤十字社、公益社団法人新潟県トラック協会、新潟県石油業協同組合

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　避難生活に必要なものは、自ら用意することを基本として、家庭・企業・事業所内の備蓄や避難時の持ち出し品も備えておく。

地震発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低３日間、推奨１週間」分の必要な飲料水、食料及び簡易トイレ等の生活必需品（以下「食料及び物資等」という）は、県民（各家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ　市町村は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。

ウ　県は、燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難な市町村からの要請に基づき、燃料や物資等の提供又は調達の代行を行う。

エ　県及び市町村は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

オ　県及び市町村は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）について、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結し、輸送拠点として活用可能な施設を確保しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

カ　県及び市町村は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握に努めるとともに、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、あらかじめ、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

キ　県及び市町村は、備蓄状況について、年に一回、広く県民に公表するものとする。

ク　県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手

段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市町村は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を「大規模災害に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター（厚生労働省）」等を活用し適切に把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。食料の備蓄、提供方法、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。県は、市町村の体制整備を支援する。

イ　市町村は、高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。県は、市町村の体制整備を支援する。

(3) 積雪地域での対応

ア　市町村は、輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

イ　市町村は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。

ウ　市町村は、避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

(4) 孤立可能性集落における対応

ア　市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合に備え、集落共用の備蓄や保管場所の確保等、物資の供給体制を事前に検討し、整備する。県は、市町村の体制整備を支援する。

イ　孤立発生時における、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

(5) 夏季における対応

市町村は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等、衛生対策に万全な体制を整備する。

２　県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

ア　各家庭において、食料及び物資等については、平時から家族の３日分、出来れば１週間分程度の分量等の備蓄に努める。

イ　高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から少なくとも２週間分の分量を自ら確保するよう努める。

ウ　カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
エ　石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
オ　車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。
カ　その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割
ア　企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が１～３日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。
イ　企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な食料及び物資等の備蓄に努める。
ウ　福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする３日分（推奨１週間分）の食料及び物資等並びに非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

３　県の役割

(1) 物資等の備蓄（防災局）
大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施出来ないという認識に立ち、市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。

備蓄拠点：資料編参照

(2) 物資拠点の選定
県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設（広域物資輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備（防災局、産業労働部、農林水産部、交通政策局）
ア　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
イ　他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。
ウ　輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。
エ　陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

災害時の協力に関する協定：資料編参照

(4) 燃料の緊急供給体制の整備（防災局）
ア　石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報（施設に至る経路や燃料関連設備の状況等）の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。
イ　大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた

事前の準備状況の確認を行うものとする。

(5) 市町村に対する支援体制の整備（防災局）

市町村に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配布等の支援を行う体制を整備する。

(6) 県民への普及啓発（防災局）

ア　家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。

イ　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

４　市町村の役割

(1) 物資等の備蓄

ア　水、食料、毛布、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資・資機材を備蓄する。

イ　災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、安全確保のためのブルーシート、土のう袋等の品目は、市町村での公的備蓄に努める。

ウ　避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。

エ　備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用･配布できるよう努める。これが困難な場合は、その近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、速やかな供給体制を整備する。

(2) 物資拠点の選定

県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

ア　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ　輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。

ウ　地域の住民組織及び市町村災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(4) 燃料の緊急供給体制の整備

あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(5) 住民への普及啓発

ア　市町村は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。

イ　防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配布の訓練を行う。

ウ　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

(6) 市町村地域防災計画で定める事項

・　食料及び物資等の備蓄計画（品目、数量、配置場所、調達、輸送、配布等）
・　食料及び物資等の配布担当部門及び責任者
・　食料及び物資等の配布計画
・　食料及び物資等の緊急調達、輸送等の依頼先

５　防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

ア　毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市町村からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡を密にする。

(2) （公社）新潟県トラック協会

ア　県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。

イ　会員企業への緊急連絡体制を整備する。

(3)　新潟県石油業協同組合

ア　県からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。

イ　会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第 32 節　学校の地震防災対策

参考資料

【関係機関】県（総務部）、県教育委員会、市町村、学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、大学）

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　各学校は、地域防災計画や文部科学省が示す手引き等を参考に、学校の危険等発生時対処要領(以下「危機管理マニュアル」)を作成するとともに、児童、生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

イ　学校設置者（県、市町村、学校法人等）は、学校の施設について、十分な耐震強度を確保するとともに、地震に伴うライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を維持できるよう配慮する。

ウ　市町村は、学校設置者としての役割のほか、市町村防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

エ　県は、学校設置者としての役割のほか、県以外の学校設置者に対し、危機管理マニュアルの作成や施設の整備等について指導・助言を行う。また、県教育委員会は、各学校が作成すべき危機管理マニュアルのモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や地震に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第 30 節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

(3) 積雪地域での対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

2　学校の役割

(1) 学校の危機管理マニュアルの作成

学校は、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危機管理マニュアルを作成する。

ア　予防対策　①学校防災組織の編成　②施設・設備等の点検・整備
③防災用具等の整備　④防災教育の実施
⑤教職員の緊急出動体制の整備
⑥家庭との連絡体制の整備　など

イ　応急対策　①地震発生直後の生徒等の安全確保　②避難誘導
③生徒等の安否確認　④被災状況の把握と報告
⑤下校又は保護継続　⑥避難所開設・運営協力
⑦教育活動の再開　⑧生徒等の心のケア　など

(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討し、及びマニュアルに定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、地震発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設･設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能になることも想定し、避難路は複数考えておく。

(4) 防災用具、非常持出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員の緊急出動体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

(6) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で地震発生時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報が漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア　教職員に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ　生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ｱ) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止方法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

(ｲ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

(ｳ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に応じて、副読本、映像、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然体験活動、福祉体験、ボランティア活動等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、地震発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア　形式的な内容に終わることなく、地震発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ　登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ　地域社会の一員として、生徒、学生を地域の防災訓練に積極的に参加させる。（なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。）

３　学校設置者の役割

(1) 施設の耐震性の強化

学校設置者は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和 56 年６月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又

は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

(2) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、地震に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、各地域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設･設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア　施設整備

(ｱ) 備蓄倉庫の整備

(ｲ) 避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ｳ) 飲料水、生活用水等の確保

a　飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b　生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ　設備整備

(ｱ) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(ｲ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ　情報連絡体制

(ｱ) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(ｲ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

(ｳ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

４　市町村の役割

(1) 市町村立学校の設置者としての役割 ･･･ 前項記載のとおり

(2) 学校に対する支援及び助言

市町村は、市町村地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

(3) 市町村地域防災計画で定める事項

ア　市町村立学校施設の防災機能の強化及び災害時の機能確保に関すること

イ　生徒等に対する防災教育及び防災訓練

ウ　学校を避難所に指定した場合の非常用食料、物資等の備蓄及び保管の体制

５　県の役割

(1) 県立学校の設置者としての役割（総務部、県教育委員会）

第３項記載のとおり

(2) 他の学校設置者等に対する指導・助言（総務部、県教育委員会）

県は、県以外の学校設置者に対し、施設の耐震診断、改修等を行うよう指導・助言を行う。

(3) 学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言（県教育委員会）

県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。

(4) 公立学校教職員に対する防災教育（総務部、県教育委員会）

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

第 33 節　文化財の地震防災対策

参考資料

【関係機関】県（観光文化スポーツ部）、市町村

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　文化財所有者及び管理責任者（以下、「文化財所有者等」という）は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の管理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ　市町村は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者等に対してもその指導・助言を行う。

ウ　県は、文化財保護指導員の巡視報告や市町村からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとととともに、市町村及び文化財所有者等に対して、地震災害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア　建造物

文化財所有者等は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。県及び市町村はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ　美術工芸品、有形文化財

文化財所有者等は、県及び市町村の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ　史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者等は定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。県及び市町村はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

２　県民・地域等の役割

(1) 県民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、文化財所有者等又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者等

文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、

緊急時における対応体制を確立しておく。

３　県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア　国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復や災害時の対応に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ　市町村指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市町村を通じて文化財の防災対策や災害時の対応についての啓発・助言を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、文化財所有者等に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市町村を通じて支援や助言を行う。

４　市町村の役割

(1) 指定文化財への対策

ア　国及び県指定等文化財

各市町村内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び文化財所有者等と事前に調整し、確認しておく。

イ　市町村指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、文化財所有者等に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

(3) 市町村地域防災計画に定める事項

- 各市町村内に所在する文化財の現状把握
- 文化財所有者等に対しての災害予防に関する指導及び助言
- 災害時における文化財に係る対応方法の啓発及び指導

第 34 節　ボランティア受入れ体制の整備

参考資料

【関係機関】県（◎総務部、環境局、福祉保健部）、新潟県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社、県内ＮＰＯ、公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、市町村、新潟県災害ボランティア調整会議

１　計画の方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、平常時から県及び関係機関と連携し、支援・協力体制、役割分担について整備する。

なお、体制整備に当たっては、県内のボランティア組織をはじめとして、全国的に活動する組織や専門家の知見を取り入れるよう努める。

２　県の役割

(1) 協力体制の確立

行政・社会福祉協議会・新潟県災害ボランティア調整会議構成団体等の連携により、災害時におけるボランティア活動の受入れ調整を行う体制や災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報収集方策等について整備を図る。

(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた支援

被災者とボランティアを繋ぐ役割を担う災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営できるように支援する。

(3) 災害支援コーディネーターの養成支援

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想され、災害ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要であることから、こうした調整機能を担う災害支援コーディネーターの養成を支援する。

３　市町村の役割

(1) 災害ボランティアの受入れ体制の整備

ア　災害ボランティアを受け入れる拠点を事前指定する。

イ　災害ボランティアセンターの体制整備については、市町村社会福祉協議会と協議する。

(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた支援

ア　災害ボランティアセンターの設置・運営を支援する体制を整備する。

イ　災害ボランティアセンターと市町村災害対策本部との情報を共有するための体制を整備する。

(3) 災害ボランティア活動に対する住民への普及啓発

防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活

動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

(4) 市町村地域防災計画で定める事項

ア　災害ボランティアセンターの設置計画（設置予定場所、体制、活動内容等）を定める。

イ　災害ボランティアセンターの設置及び運営担当・責任者

ウ　市町村災害対策本部と災害ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会等との災害ボランティアに関する情報共有の方法

(5) ボランティア関係団体との連携

災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、市町村社会福祉協議会やボランティア関係団体との連携強化を図る。

４　県社会福祉協議会の役割

(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた支援

市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターにおいて、ボランティアの受入れが円滑に進むような体制を整備できるように、訓練・研修を実施する。

(2) 災害支援コーディネーターの養成

災害発生時において、ボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行う災害支援コーディネーターを養成するとともに、その資質の向上に努める。

(3) ボランティア関係団体との連携

災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、県内外の社会福祉協議会やボランティア関係団体との連携強化を図る。

５　市町村社会福祉協議会の役割

(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備

訓練・研修を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営体制を整備する。

(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営計画の作成

当該市町村との協議を行い、災害ボランティアセンターの設置・運営計画を定める。

(3) ボランティア関係団体との連携

災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、県内外の社会福祉協議会やボランティア関係団体との連携強化を図る。

６　新潟県災害ボランティア調整会議の役割

災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、構成団体間の連携体制の整備・ボランティア関連情報の共有に努める。

≪調整会議の組織≫

構 成 団 体　県（県民生活課）、新潟県社会福祉協議会、新潟県共同募金会、新潟県市長会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県民生委員児童委員協議会、新潟県国際交流協会、日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、チーム中越、新潟県災害救援機構、にいがた災害ボランティアネットワーク、新潟県生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会新潟県連合会、トライネット、天理教災害救援ひのきしん隊新潟教区隊、真如苑救援ボランティア SeRV 新潟、新潟恩返し隊、くびき野ＮＰＯサポートセンター、ＮＰＯさんじょう、aisa、日本防災士会・新潟県支部、TR Workers NAGAOKA

事 務 局　新潟県社会福祉協議会

事業内容　災害ボランティア活動を行う団体間の連携、市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援、災害ボランティア活動に関する人材育成、災害ボランティア活動に関する情報発信、県外における災害ボランティア活動の支援、災害ボランティア基金の管理　など

第 35 節　災害救助基金の積立及び運用計画

参考資料

【関係機関】県（防災局）

１　計画の方針

(1) 基本方針

県は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下、この節においては「法」という。）に基づく応急救助の実施に要する費用の財源に充てるため、法第 22 条に基づき災害救助基金を積み立てる。

(2) 災害救助基金の使途（基金取崩し可能範囲）

災害救助基金は、法が適用された場合において以下の費用への充当財源とするため、県は事前に積み立てる。

ア　法第４条に規定する救助に要する県の支弁費用（法第 18 条）

イ　法第 16 条に規定する委託を行った場合の、日本赤十字社への補償費用（法第 19 条）

ウ　本県に対する応援を行った他の都道府県からの求償費用（法第 20 条）

(3) 災害救助基金の積立て

ア　法定最少積立額

基金の各年度における最少額は、当該年度の前年度の前３年間における普通税の収入額の決算額の平均年額の 1,000 分の５に相当する額である。（法第 23 条）

イ　運用収入

基金から生じる収入は、基金に繰り入れる。（法第 24 条）

(4) 災害救助基金の運用

ア　基金の運用方法

以下の方法によるものとし（法第 26 条）、最も確実で適切な運用方法を選択する。

(ｱ) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

(ｲ) 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入

(ｳ) 法による救助に必要な給与品の事前購入

イ　基金の運用計画

県は以下の方法により基金の運用を行う。

(ｱ) 市中銀行への預金

(ｲ) 法第４条に規定する救助の実施に必要な物品のうち、被災者に直接給与する物品の事前購入

事前購入物品は、本計画第３章第 55 節「災害救助法による救助」により給与する。

第３章第５５節「災害救助法による救助」参照

第 36 節　事業所等の事業継続

参考資料

【関係機関】県（産業労働部）、市町村、商工団体、企業・事業所

１　計画の方針

企業・事業所(以下、「事業所等」とする。)は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業所等において防災活動の推進に努める。

２　県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（ＢＣＰ）策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1)　実態の把握

事業所等の事業継続計画策定など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2)　事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、事業所等の事業継続計画策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

中央防災会議・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会「事業継続ガイドライン」

中小企業庁「中小企業ＢＣＰ策定運用指針」

【事業継続計画（BCP：*Business Continuity Plan*)】

災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

３　市町村の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1)　実態の把握

事業所等のＢＣＰ策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2)　事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3)　地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(4)　事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

４　商工団体の役割

(1)　事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

(2)　会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。

(3)　行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

(4)　中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

５　事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

(1)　災害時に事業所等が果たす役割

ア　生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

イ　二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ　事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ　地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特色を活かした活動による地域貢献に努める。

(2)　平常時の防災対策

ア　事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ　事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ　平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

〔参考〕

国において、事業継続の取組を促進するため、各種ガイドライン等を策定し公開している。

【内閣府】

●中央防災会議・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会「事業継続ガイドライン」

●「企業等の事業継続・防災評価　検討委員会」の検討の経緯と成果について

【中小企業庁】

●「中小企業ＢＣＰ策定運用指針」

第 37 節　行政機関等の業務継続計画

参考資料

【関係機関】県、市町村、防災関係機関

１　計画の方針

地震発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（ＢＣＰ）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（ＢＣＭ）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

２　県の役割

地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

本計画に定めるほか、新潟県業務継続方針に基づき、業務継続の確保を図る。

なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画及び新潟県業務継続方針に従い、別途個別の詳細計画等を策定するものとする。

(1) 業務継続計画の対象となる非常時優先業務

ア　非常時優先業務の対象

大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務を「非常時優先業務」という。非常時優先業務は、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

イ　非常時優先業務の選定基準

選定にあたっては、「災害発生後１か月以内に業務を実施できなかった場合に、社会的影響が発生する業務」に該当することを基準とする。

ウ　業務開始目標時間

非常時優先業務を実施できなかった場合に社会的影響が発生する時間帯開始目標時間」とし、各業務において業務開始目標時間を定める。

エ　平時の取組

各所属は、職員の参集可能時間を考慮した要員の指名等を行うととも

に、職員が被災等により非常時優先業務を実施できない事態等に備え、業務マニュアル等の整備、代替要員の指名、関係機関との応援協定締結の検討を実施するものとする。

(2) 業務執行体制の確保

ア　職員の参集体制

本計画に定める配備体制（第３章第２節）を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ　安否確認

非常時優先業務について、必要な要員を確保し、迅速に実施体制を構築するため、平時から職員の安否確認の実施方法を整備する。

ウ　人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ　業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ　庁内の応援体制の確立

①　所属の取組

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制の確立に努める。

②　部局等の取組

部局主管課等は、部局等内各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、部局等としての対応計画を作成する。対応計画を作成する際は、各所属の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。

カ　庁外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

キ　受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク　その他

上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(3) 執務環境の確保

ア　庁舎

庁舎管理者は、発災後速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断するとともに、立入禁止等の必要な措置を実施する。

イ　物品の安全対策

①　庁舎に被害が発生した場合の対応

キャビネット等の転倒やガラスの飛散等の防止対策を実施する。また、キャビネットの上など、高所に書類等を置かないように徹底する。

②　執務スペースに被害があった場合の対応

非常時優先業務の継続に支障のない範囲で散乱した机やキャビネット等を片づけ、執務環境を整える。また、必要に応じて災害対策本部に対して資機材の提供や応援を要請する。

ウ　通信（電話・防災行政無線）

①　通信障害対策

不測の故障が生じないよう経年劣化を考慮し、通信設備等の改修及び更新を行う。

②　障害があった場合の対応

関係業者に復旧等の対応を依頼するとともに、必要に応じ、代替通信手段を選定する。

エ　通信（電子メール）

①　庁内ＬＡＮの復旧対策

通信事業者との間に、災害時における庁内ＬＡＮ回線の優先的な復旧についての取り決めを行う。

②　障害があった場合の対応

庁内ＬＡＮ回線については、通信事業者に対して優先的な復旧を要請する。また、庁外との回線については、通信事業者に故障対応を依頼し、復旧の見通しを確認する。

オ　情報システム

①　システムを利用しない代替手段等の設定

公金支払い等の緊急を要する非常時優先業務については、システムを利用しない手作業等による代替手段及び復旧後のシステムへの反映方法を定める。

②　システムの復旧対策

システムの迅速な復旧のため、データの遠隔地保管等、障害等への対応マニュアルを作成する。また、システム運用保守業者との契約において、発災後の早期対応が図られる内容とするよう努める。

③　停電が起こった場合の対応

停電の優先的な復旧について、電気事業者に要請するとともに、自家発電設備の燃料供給体制を確立する。

④　障害があった場合の対応

復旧手順マニュアルに基づき、迅速なシステム復旧を図る。

カ　電源

①　長時間の停電対策

自家発電設備が継続稼働できる燃料の調達方法などを検討する。な

お、必要な燃料は、72 時間分備えるよう努める。

② 停電対応訓練

非常用発電機による電源供給箇所の確認、停電時にとるべき対応等を確認するため、停電対応訓練を実施する。

キ 上下水道、工業用水道（雑用水）

① 断水対策

早期使用再開のため、事業者との調整や協定に基づく飲料水の確保等を明確にしておく。また、下水道の断水を想定した、仮設・簡易トイレの配置計画を策定し、体制整備を進める。

② 断水が起こった場合の対応

発災後速やかに給排水管の被災状況を確認し、早期に給排水を再開するための必要な措置を講じる。また、受水槽の貯留水等を飲料水として使用するとともに、復旧までの間、トイレを使用停止とし、仮設・簡易トイレ等で対応する。

ク エレベーター・空調設備

① エレベーター

エレベーター内での閉じ込めが発生した場合の対処方法を確認する。

② 空調設備

冬期の不具合を想定した防寒対策を行う。

③ 停止した場合の対応

保険点検業者に対し、優先的な点検及び復旧を要請し、早期の運転再開に努める。

ケ 職員の非常食・飲料水・簡易トイレ

① 職員の備蓄対策

家庭において最低３日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄し、非常時には２～３日分の食料品等を携帯し登庁するよう周知する。また、職場においても最低１食分の食料等を備蓄するよう周知する。

② 物資提供協定

災害時における食料品等物資の提供に関する協定を複数事業者と締結する。

コ 庁舎の代替施設

① 代替庁舎への移転の検討

地震等の発生により一時的に庁舎の一部機能が停止、又は庁舎周辺の被災による職員の参集不能等により、庁舎を長期的に利用できないと判断される場合は、代替庁舎への移転を検討するものとする。

② 移転の決定

庁舎の被害状況等を踏まえ、災害対策本部会議において、本部長が決定する。

③ 本庁舎の移転に係る対応

・ 移転先の施設は、あらかじめ選定した候補から、災害対策本部で

被害状況等を考慮して決定する。

・　移転する業務は、災害対策本部業務及び非常時優先業務を優先する。また、通常業務は、在宅勤務による実施や業務の中止を検討する。

サ　その他

所属長は、上記の他、重要業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(4) 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(5) 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

(6) 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

３　市町村及び防災関係機関の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

特に、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

業務継続計画の策定にあたっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」及び「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を参考とする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

第 3 章　災害応急対策

災害応急対策タイムスケジュール

【関係機関】全防災関係機関

1　計画の方針

地震発生後の災害応急対策としては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊等）の防止を行っていくこととなる。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

また、被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震発生後の各段階に応じた作業の優先順位を、県民も防災関係機関も共に理解し、行動しなければならない。

地震発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示すと次のとおりである。

(1) 地震発生から 1 時間以内

○ 津波に関する情報（警報・注意報）の伝達、避難
○ 初期消火、消火活動
○ 危険な建物・場所からの避難
○ 建物等の下敷きになった者等の救出（地域の住民等の助け合いによる）
○ 避難行動要支援者の安全確保
○ 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
○ 災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
○ 概括的被害情報の収集
○ 自衛隊等の出動準備要請又は派遣要請、広域応援の要請
○ 知事、市町村長等の緊急アピール

(2) 地震発生から 3 時間以内

○ 被害情報の収集
○ 指定避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
○ 緊急道路の啓開
○ 交通規制の実施
○ 被災地への救護所の設置
○ 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
○ 県災害ボランティア支援センターの設置

○ ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

(3) 地震発生から６時間以内

○ 災害救助法の適用
○ 通信途絶地域への仮設通信設備設置
○ 避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
○ 市町村等の被害状況の把握
○ 被災地外からの医療救護班の派遣
○ 輸送用車両の確保

(4) 地震発生から 12 時間以内

○ 各種施設の被災状況の把握
○ 避難所等への仮設トイレの設置
○ 避難所等への食料・生活必需品の輸送
○ 避難所での要配慮者の支援対策の実施

(5) 地震発生からの 24 時間以内

○ 避難所等の生活環境の整備
○ 被災建築物応急危険度判定
○ ボランティアセンターの設置
○ 義援金の受付

(6) 地震発生から 72 時間(３日)以内

○ 避難所外避難者の状況の把握
○ 被災宅地応急危険度判定
○ ボランティア受入れの広報の発信
○ 義援物資の市町村への輸送

２　災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との整合に留意して効率的な実施を図る。本計画の災害応急対策の全業務の時系列的進行目標を、参考までに別表に示す。

災害応急対策タイムスケジュール
【震災対策編】

No.	節　　名	発災から1時間以内	発災から3時間以内	発災から6時間以内	発災から12時間以内
1	災害対策本部の組織・運営計画	災害対策本部の設置 第1回本部会議の開催	第2回本部会議の開催 防災会議連絡室へ関係機関参集 地方本部の設置・連絡本部設置	災害救助法	
2	県及び防災関係機関の地震配備体制	職員の登庁（夜間・休日） 職員の非常配備 稼働可能職員数の確認	職員配備体制の強化		
3	防災関係機関の相互協力体制	緊急消防援助隊派遣要請 応援協定に基づく応援要請 自衛隊に対する派遣要請	民間団体等に対する要請		
4	災害時の通信確保	防災行政無線の疎通状況確認 被災地との通信インフラ確認 防災相互波の開局確認	非常通信の取り扱い要請	無線局開局 アマチュア無線に協力要請	
5	津波避難計画	津波警報の伝達（最優先） 住民等の避難（最優先） ヘリ及びシステム動画による海岸偵察、監視	住民避難状況確認 孤立者等の救助		
6	被災状況等収集伝達計画	県施設（防災拠点・指定避難所）状況把握 火災の発生状況 津波の状況※システム動画による海岸監視	県管理（道路・河川・砂防）施設状況把握 人的被害の把握 医療機関の被災状況・受入可否	市町村被災状況把握	
7	広報計画	知事第一声（緊急宣言） 報道機関による地震の呼びかけ	先遣隊等による被災情報の発表		人的・建物・公共施設被害状況 公共土木施設の被災状況 医療機関の被災状況・受入可否
8	住民等避難計画	屋外への待避 危険地域からの自主避難	指定避難所への避難 警戒区域の設定		
9	避難所運営計画		避難所の開設	避難者数・内訳の把握 日用品等提供依頼 要配慮者用別室・別施設の確保	防災関係機関への支援要請 仮設トイレ設置
10	避難所外避難者の支援計画				
11	自衛隊の災害派遣計画	派遣準備要請 LO派遣要請 派遣要請	被災状況の把握	救護活動実施	
12	輸送計画		緊急交通路の確保（中継基地・ヘリポート） 医療物資・人員、患者等搬送	輸送車両の確保	食料等の輸送
13	警備・保安及び交通規制計画		緊急交通路の確保 交通規制 救助		
14	海上における災害応急対策	津波発生状況確認	オイルフェンス設置		
15	災害時の空港運用及び航空管制		空港の被災状況確認 救助機関航空機の運航支援		
16	消火活動計画	初期消火 地域の防災力による消火	県内広域応援による消火	緊急消防援助隊による消火	
17	救急・救助活動計画	初期救急救助活動の実施 消防等による救助活動	重傷者等の搬送		
18	医療救護活動計画	医療機関の被災状況受入可否 職員の招集	救護所の設置	負傷者等の状況、救護所の設置状況 医療救護班の派遣 関係団体への要請	
19	防疫及び保健衛生計画				緊急食品の衛生確保、炊出し等の衛生指導 井戸水等の水質安全確保
20	こころのケア対策計画	職員参集 関係課から情報収集 DPAT統括者と情報共有	DPAT調整本部を設置	DPAT出動要請・国及び他県にDPAT派遣要請	DPAT先遣隊活動
21	児童生徒に対するこころのケア対策計画				
22	廃棄物の処理計画			収集体制の検討	
23	トイレ対策計画		レンタル会社への打診		仮設トイレ設置
24	入浴対策計画				
25	食料・生活必需品等供給計画		避難所備蓄物資による対応	食料供給量の把握 個人備蓄による対応	避難所食料供給（備蓄物資） 協定等に基づく食糧等の調達 避難所へ寝具、日用品、乳児用品
26	要配慮者の応急対策		地域協力による誘導・集団避難 福祉避難所の開設	避難状況の把握	社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認
27	建物の応急危険度判定計画			被災地域・被災建築物の把握 応援要請	
28	宅地等の応急危険度判定計画				

発災から24時間以内	発災から72時間（3日）以内	発災から1週間以内	発災から1ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
	本部組織の見直し再編	激甚法		
県施設被災状況把握 インフラ被害等の取りまとめ	道路等公共土木施設の復旧状況 農業土木施設等の被災状況	被害金額等の概算集計		
知事県民への呼びかけ 教育機関の被災状況、生徒等の安否		被害金額等の概算集計結果	災害応急対策・復旧に対する意見等聴取	復興計画
	要配慮者の移動			
		閉鎖・期間延長の判断	閉鎖	
仮設トイレの設置 避難状況の注意・食料等配布状況の周知	避難者数・内訳把握			
緊急輸送ネットワークの確保				
被災地・避難所の警備				
医療関係ボランティアの把握				
避難場所環境整備	健康相談の実施 防疫資機材の調達	感染症予防対策	巡回栄養指導	
	カウンセラー派遣計画	該当学校教員への説明会	全校へカウンセラー派遣 職員研修 児童・生徒、保護者への説明	こころの健康調査 ストレスチェックとスクリーニング
し尿収集開始	ごみ収集開始		がれき類の収集 廃棄物処理施設の応急復旧 広域応援要請	
	自衛隊入浴支援要請	旅館・公共入浴施設等へ協力要請		
おにぎり等米飯による食料の供給 その他生活必需品の供給 広域応援要請	炊き出し等による食料の供給			
市町村の要援護者対策の強化 社会福祉施設等への緊急入所	避難所及び自宅避難等の被災状況等確認			
被災建築物応急危険度判定				
被災宅地地域の把握 応援要請	被災宅地応急危険度判定			

災害応急対策タイムスケジュール

【震災対策編】

No.	節　　名	発災から1時間以内	発災から3時間以内	発災から6時間以内	発災から12時間以内
29	学校における応急対策	在校生徒等の避難・安否確認 避難生徒等の安全確保等 被災状況の把握と報告	保護者への安否情報の提供 生徒等の帰宅又は保護継続 避難所開設・運営協力	授業実施の判断・連絡	
30	文化財応急対策	入館者の安全確保（建物の場合）	被災状況の調査報告	被害拡大防止措置	
31	障害物の処理計画		輸送路等障害物情報収集	緊急輸送路障害物除去	
32	遺体等の捜索・処理・埋葬計画			遺体等の捜索	
33	愛玩動物の保護対策				
34	災害時の放送	地震情報等の放送（速報） 施設点検	被害状況の放送 インフラ等の状況放送		
35	公衆通信の確保	被災状況の把握	復旧人員・資機材の調達 重要通信の確保 被災状況の広報	仮復旧工事	
36	電力供給応急対策	被災状況の把握	復旧人員・資機材の調達 病院等重要施設の復旧 被災状況の広報	復旧工事	
37	ガスの安全、供給対策	被災状況の把握 供給停止判断・措置　二次災害防止措置 消費先安全確認　供給再開確認（都市ガス）	二次災害防止措置　（LPガス）		
38	給水・上水道施設応急対策	被災状況の把握 個人備蓄による対応		住民への広報	
39	下水道等応急対策	処理場等の緊急点検・緊急調査・緊急措置			
40	工業用水道施設応急対策		被災状況の把握		
41	危険物等施設応急対策	施設等被災状況把握 取り扱い作業緊急停止 初期消火・流出防止措置	現地調査 二次災害防止措置 住民に対する広報	応急措置 危険物流出の場合の応急対策	
42	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	被災概要調査	交通規制 被災状況点検	緊急措置 緊急交通路の確保	
43	港湾・漁港施設の応急対策				
44	空港の応急対策		被災状況の把握 危険箇所の閉鎖	応急復旧	
45	鉄道事業者の応急対策	緊急停止・安全確認 乗客への広報	被災状況の把握	応急復旧	
46	治山・砂防施設等の応急対策		緊急措置	被災概要調査 被災点検調査 二次災害の防止措置	
47	河川・海岸施設の応急対策		緊急措置	被災概要調査 被災点検調査 二次災害の防止措置	
48	農地・農業用施設等の応急対策		緊急措置	被災概要調査 被災点検調査 二次災害の防止措置	
49	農林水産業応急対策				
50	商工業応急対策				
51	応急住宅対策				
52	ボランティアの受入れ計画		県災害ボランティア支援センター設置	情報の受発信	県災害ボランティア調整会議構成団体による先遣隊の派遣
53	義援金の受入れ・配分計画				
54	義援物資対策				
55	災害救助法による救助				

発災から24時間以内	発災から72時間（3日）以内	発災から1週間以内	発災から1ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
非在校生徒等の安否確認		学用品等の手配 学校再開の時期等の判断・準備		
その他障害物除去				
霊柩車、棺、骨壺等確保 火葬場の被災状況、受入可否確認	遺体安置所へ搬送、検視、身元確認等 火葬			
		動物救済本部の設置		
食料等供給に係る情報の発信	復旧復興に係る生活関連情報の発信			
	本復旧工事			
	2日以内で消費先の緊急点検完了（LPガス） 充填所復旧・消費先安全確認完了（LPガス）		14日以内で供給再開完了（都市ガス）	
→	給水車による運搬給水 主要施設の復旧 医療機関等への応急復旧	仮設給水栓の設置 主要配水管の応急復旧	仮設給水栓の増設 配水管、給水管の応急復旧 各戸1給水栓の設置	恒久復旧
	応急調査	本復旧調査	施設の応急対策 下水道施設の復旧計画	
利用者への被災状況・復旧状況の周知		施設・設備の仮復旧	施設設備の本復旧	
応急復旧			公共土木施設災害復旧事業	
被害概要調査 立ち入り禁止等緊急措置・住民への広報 応急工事		本復旧		
応急復旧	被害状況の広報		公共土木施設災害復旧事業	
応急復旧	被害状況の広報		公共土木施設災害復旧事業	
応急復旧	被害状況の広報		災害復旧事業	
被害状況把握	二次災害防止	応急対策		
被害状況把握				
	公営住宅の空家提供・空家情報広報 民間賃貸住宅の斡旋・紹介	被災戸数の確定 供与対象者の確定 応急修理		仮設住宅の供与 （2ヶ月以内）
市町村災害ボランティアセンターの設置	ボランティア受入の広報の発信			
受入口座の設定及び報道機関を通じた公表			義援金配分委員会による配分	
義援物資の受付・保管場所の公表 初期必要物資の公表	市町村への物資輸送	今後必要とする物資の公表		
	被害状況の把握 災害救助法の適用手続き 災害救助法による救助			

第１節　災害対策本部の組織・運営計画

参考資料

【関係機関】県、市町村、防災関係機関

１　計画の方針

国、県及び市町村を始めとした防災関係機関は、県内に大規模な地震による災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合には、相互協力体制を構築し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

(1) 県の災害対策本部等の種類

県は、地震・津波が発生した場合又は被害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」又は「新潟県危機管理対応方針」に基づく「対策本部」若しくは「警戒本部」を設置する。

設置区分	災害対策基本法に基づく対策本部	複数部局が関係する案件に対処	被害の発生に備えた対処
名　　称	○○災害対策本部	○○対策本部	○○警戒本部
根　　拠	災害対策基本法	新潟県危機管理対応方針	
設 置 者	知　事	知　事	危機管理監又は主たる対応部局長
本 部 長	知　事	知事又は危機管理監	危機管理監又は主たる対応部局長
副本部長	副知事	危機管理監又は主たる対応部局長	主たる対応部局長等
本部長の職務代理	副本部長が職務代理		―
本 部 員	統括調整部長 応急対策部長 その他指定職員	関係部局長又は関係課長	本部長が指定する課長
事務局の名称	統括調整部	事務局	事務局
事務局の長	危機管理監（部長）	主たる関係課長	主たる関係課長

(2) 災害対策本部等の設置基準

ア　初動時の対応

県内で最大震度６弱以上の地震が発生した場合又は「大津波警報」が発表された場合には、直ちに災害対策基本法に基づく「災害対策本部」を、県内で最大震度５強若しくは震度５弱の地震が発生した場合又は「津波警報」若しくは「津波注意報」が発表された場合には、直ちに「警戒本部」を設置して、情報収集・提供等を開始する。

イ　情報収集後の対応

被害の状況等から、知事が必要と判断した場合には「災害対策本部」を設置し、被害が小さく各部局がそれぞれ対応する場合には、必要に応じて「対策本部」又は「警戒本部」を設置する。

〔災害対策本部等の設置区分一覧〕

<table>
<tr><th>初動時の情報</th><th>初動時の対応</th><th>情報収集後の対応</th></tr>
<tr><td>震度6弱以上
又は「大津波警報」</td><td colspan="2">直ちに「災害対策本部」を設置</td></tr>
<tr><td>震度5強
若しくは震度5弱
又は
「津波警報」
若しくは「津波注意報」</td><td>直ちに
「警戒本部」を設置</td><td rowspan="2">１　大きな被害の発生が判明した場合
→　知事の判断で「災害対策本部」を設置

２　被害が小さい場合
→　各部局で対応
→　必要に応じ、「対策本部」「警戒本部」を設置</td></tr>
<tr><td>震度4</td><td>危機対策課を中心に各部局から情報収集を実施</td></tr>
</table>

(3) 災害対策本部等の組織・運営

県災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、新潟県災害対策本部条例及び同規則に定めるほか、本節で定める。

なお、災害対策本部等の要員配置の規模については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度定める。ただし、災害応急対策の活動にあたり、従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

また、災害対策本部等を設置し、本部活動を展開する中核施設は県庁舎西回廊危機管理センターとする。

２　災害対策本部

(1) 新潟県災害対策本部（本庁）の設置

ア　設置の基準

知事は、次の場合に新潟県災害対策本部（以下この項において「本部」という。）を設置し、又は廃止する。

<table>
<tr><td>設置
基準</td><td>○　県の地域において、地震又は津波により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要であると認められる場合
○　県の地域において、地震による震度６弱以上の揺れが観測された場合
○　県の地域において、「大津波警報」が発表された場合</td></tr>
<tr><td>廃止
基準</td><td>○　災害応急対策が概ね完了した場合
○　その他必要がなくなったと認めた場合</td></tr>
</table>

イ　本部（本部室）の設置場所

本部（本部室）は、県庁舎西回廊危機管理センターに設置する。

ウ　本部体制の規模

本部長は、災害の規模に応じた必要な体制を指示する。

エ　本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合の各部局等への周知は、庁内放送又はメール等により行う。

オ　本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への通知等

(ｱ) 危機管理監は、本部が設置された場合又は廃止された場合は、直ちに、部局長、警察本部長、被災市町村を所管する地域振興局、被災市町村、県防災会議構成団体、災害時相互応援協定締結都道府県、消防庁等の関係機関にその旨を電子メール又はＦＡＸにより連絡する。

(ｲ) 広報広聴課長は、本部が設置又は廃止された場合には、直ちにその旨を報道機関に発表する。

カ　防災会議連絡員室の設置

(ｱ) 本部が設置された場合は、防災会議連絡員室を県本部（本部室）又はその他の庁内会議室に設置する。

(ｲ) 県防災会議構成機関等は、必要に応じて、職員を防災会議連絡員室に派遣し、災害対策本部と協働して応急対策を実施する。

(2)　新潟県災害対策本部の組織図

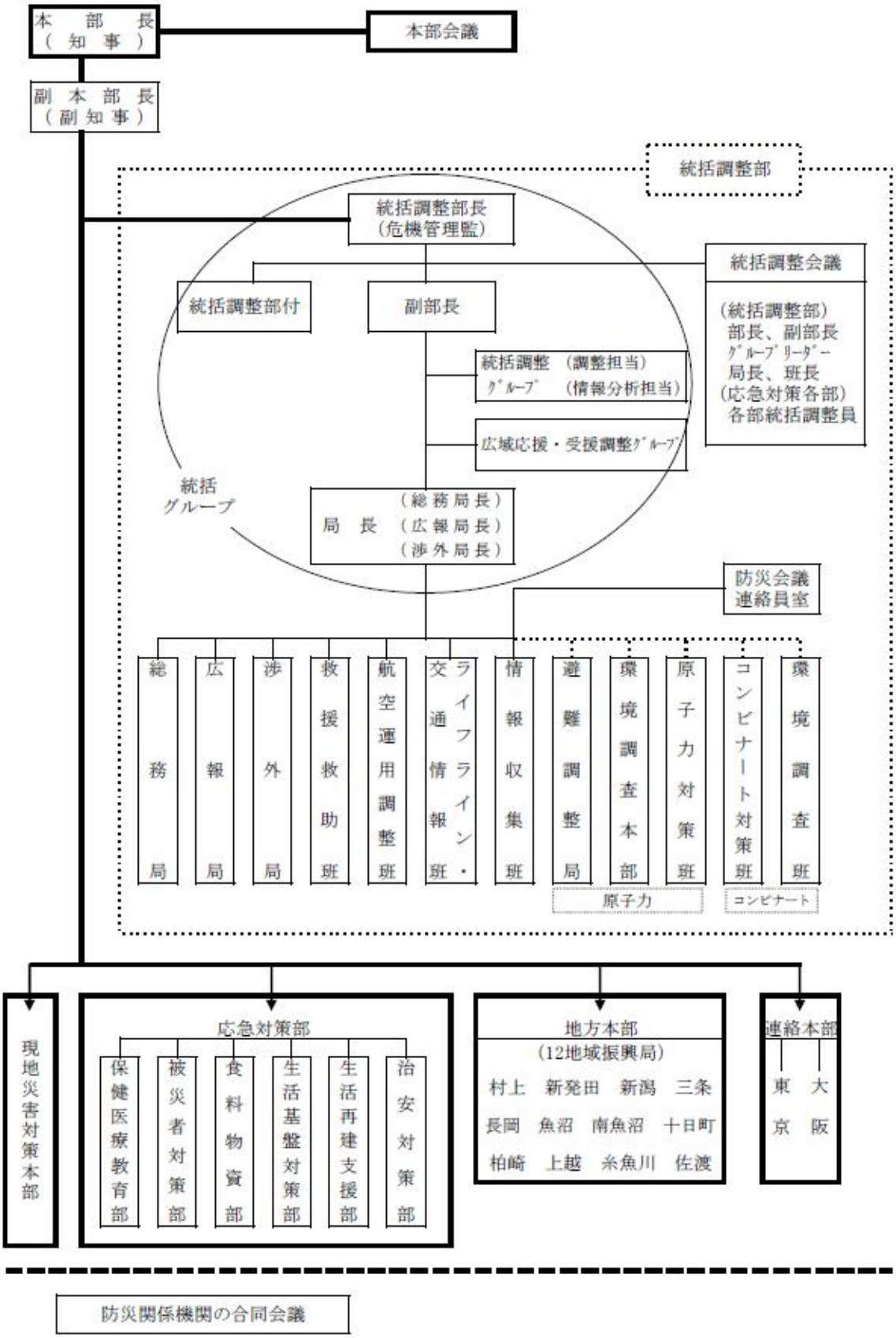

⑶ 本部（本庁）の組織、運営等

ア　本部長（知事）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ　副本部長（副知事）

(ｱ) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(ｲ) 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、「知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則」で定める順位による。

（第１順位：第１副知事、第２順位：第２副知事）

ウ　本部員

(ｱ) 本部員は、本部長の命を受け、原則として本部（本部室）において、県本部の事務に従事する。

(ｲ) 本部員の構成は次のとおりとする。

統括調整部長(危機管理監)、保健医療教育部長、被災者対策部長、食料物資部長、生活基盤対策部長、生活再建支援部長、治安対策部長(警察本部長)及びその他必要に応じその都度本部長が指名又は委嘱する県の職員

エ　災害対策本部要員

(ｱ) 災害対策本部の要員については、あらかじめ知事が指定する。

(ｲ) 災害対策本部の要員に指定された職員は、自らが所属する部（班）の業務を平素から理解するとともに、原則として、訓練や研修等に参加しなければならない。

オ　統括調整部

本部の活動を掌理するとともに、各部、現地本部、地方本部、連絡本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に統括調整部を置く。

(ｱ) 部長及び副部長

a　部長は、危機管理監をもって充てる。

b　副部長は、防災局長及びあらかじめ指定された者をもって充てる。

c　部長は、統括調整部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

d　部長に事故あるときは、副部長がその職務を代理し、その順序は、第１順位を防災局長とする。

(ｲ) 統括調整部の組織

a　統括調整部に、統括調整グループ及び広域応援・受援調整グループを置く。

b　統括調整グループにグループリーダー、サブリーダー（調整担当）及びサブリーダー（情報分析担当）を置く。

c　広域応援・受援調整グループにグループリーダー及びサブリーダーを置く。

d　グループリーダーは、統括調整部長の命を受け、統括調整グループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

e　統括調整部に、総務局、広報局及び渉外局を置く。

f　それぞれの局に局長及び副局長を置く。

g　局長は、統括調整部長の命を受け、それぞれの局の事務を掌理し、所属職員を指

揮監督する。

h　局長に事故あるときは、副局長がその職務を代理する。

i　統括調整部に情報収集班、ライフライン・交通情報班、救援救助班及び航空運用調整班を置く。

j　各班に班長及び副班長を置く。

k　各グループ、局、班の構成員は知事があらかじめ指名する。

l　各グループ、局、班の主な分掌事務は、「資料編」災害応急対策計画「１(2)災害対策本部と既存部課の関係」のとおりとする。

(ｳ) 統括調整会議の開催

a　統括調整部長は、必要に応じ統括調整会議を招集する。

b　統括調整会議は、統括調整部長、統括調整部副部長、統括調整部各グループ、局、班の長及び統括調整部長が指定する部の統括調整員をもって構成する。

《統括調整部の組織図》

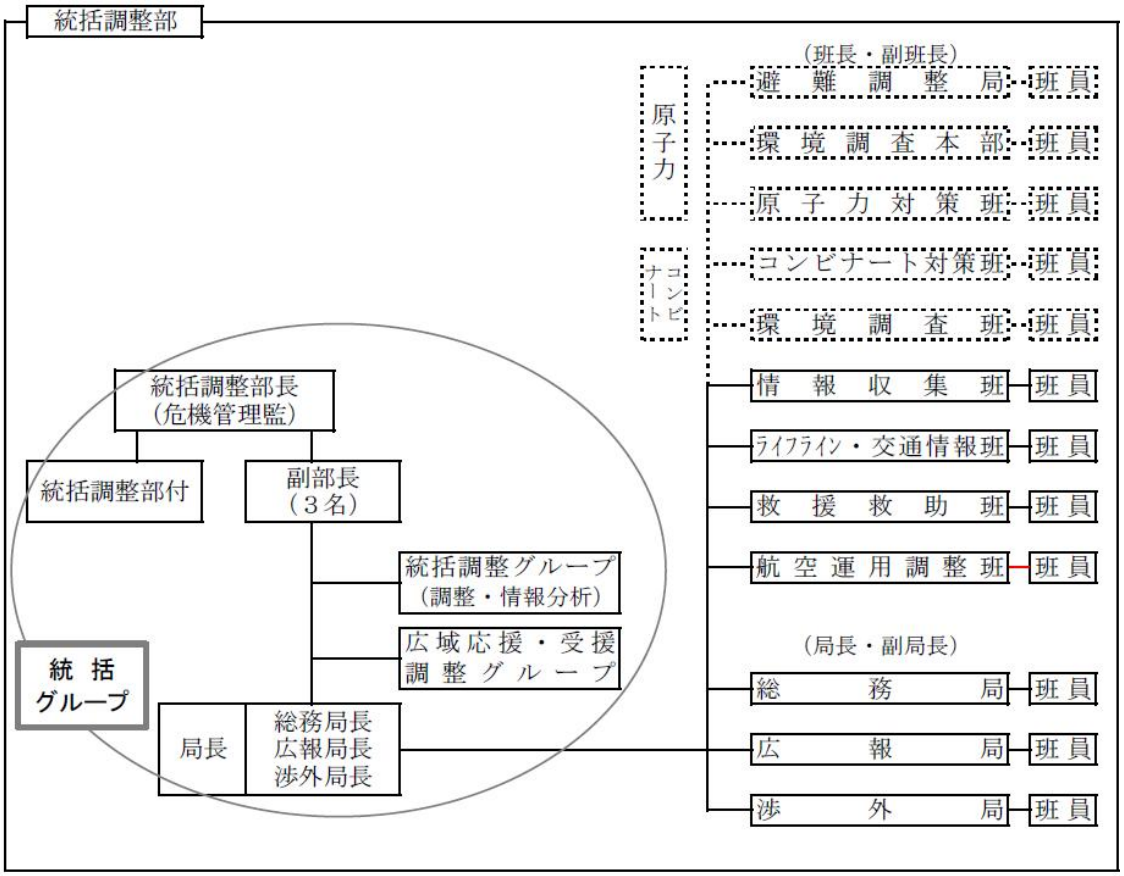

カ　応急対策各部

災害応急対策の全庁的な推進を図るため、本部に応急対策業務を担当する部を置く。

(ｱ) 部長及び副部長

a　部長及び副部長は、あらかじめ知事が指名する。

b　部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

c　部長に事故あるときは、副部長がその職務を代理する。

(ｲ) 各部の組織等

a　部に班を置き、班長､副班長及び班員で組織する。

b　各班の班長、副班長及び班員は知事があらかじめ指名する。

c　各班の体制は、災害状況の推移に応じて整える。

d　各班の主な分掌事務は、「資料編」災害応急対策計画「１(2)災害対策本部と既存部課の関係」のとおりとする。

《応急対策部の組織図》

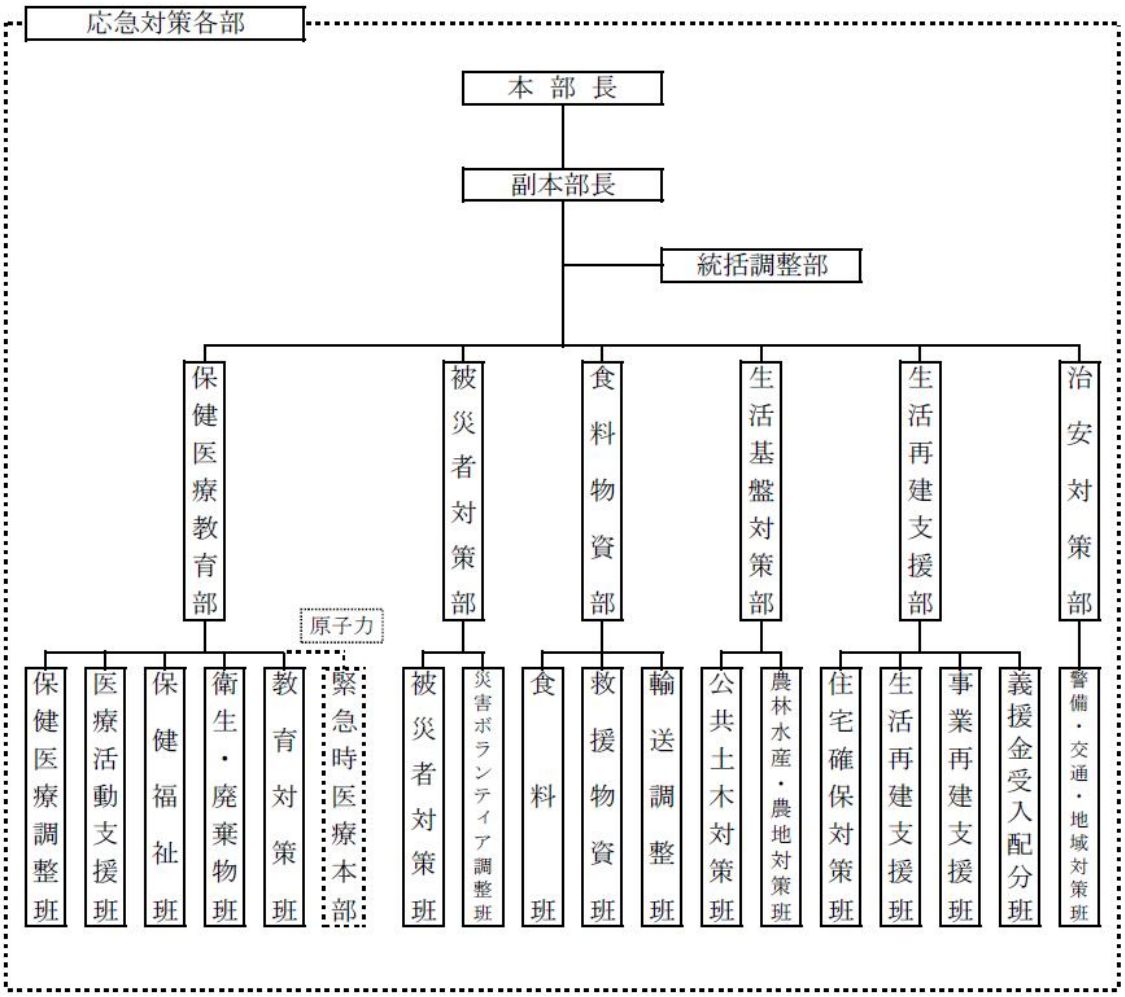

キ　本部会議の開催

(ｱ) 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

(ｲ) 本部会議の構成は、本部長、副本部長、統括調整部長及び本部長がその都度指示する本部員とする。ただし、本部設置直後の本部会議は、全本部員を原則とする。

(ｳ) 協議事項等は、次のとおりとする。

a　県内市町村の災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項

b　本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項

ｃ　重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
ｄ　公用令書による公用負担に関する事項
ｅ　その他災害対策上重要な事項

ク　防災関係機関の合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するに当たり、他の防災関係機関との調整及び情報共有を図るため、必要に応じ県及び他の防災関係機関による合同会議を開催することができる。

⑷ 現地災害対策本部

本部長は、地震又は津波により局地的に人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合には、必要に応じ被災地で本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」（以下「現地本部」という。）を置く。

ア　現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場又は災害地の市町村庁舎等に設置することとし、市町村庁舎等についてはあらかじめ定める。

イ　現地本部の組織

(ｱ) 現地本部に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）を置く。

(ｲ) 現地本部長は、本部の災害対策副本部長（副知事）又は災害対策本部員のうちから災害対策本部長（知事）（以下「本部長」という。）が指名する。

(ｳ) 現地本部員は、統括調整部、応急対策部及び地域振興局の職員のうちから本部長が指名する。

(ｴ) 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

ウ　現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

⑸ 地方本部

本部長は、県内各地域で災害が発生し、地方の県機関が災害対策に対処する必要がある認めた場合に、県災害対策本部に地方本部を設置する。

ア　地方本部の設置場所

地方本部は、「資料編」災害応急対策「１(7)地方本部の所管区域」の単位で設置する。

イ　地方本部の組織等

(ｱ) 地方本部長（地域振興局長）

地方本部長は、本部長等の命を受け、地方本部における災害対策を総括し、地方本部職員を指揮監督する。

(ｲ) 地方副本部長

a　地方副本部長は、地方本部長となる地域振興局長があらかじめ指名する。

b　地方副本部長は、地方本部長を補佐し、地方本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(ｳ) 地方本部に班を置き、班長、副班長及び班員で構成する。

(ｴ) 各班の班長、副班長及び班員は、地方本部長となる地域振興局長があらかじめ指名する。

(ｵ) 地方本部の組織及び各班の分掌事務は、「資料編」災害応急対策「１(8)地方本部・連絡本部の組織及び分掌事務基準」に定める基準のとおりとする。

ウ　地方本部の設置期間

地方本部の設置期間は、地方本部における災害応急対策が概ね終了するまでの間又は地方本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

エ　地方本部会議

(ｱ) 地方本部長は、地方本部の災害対策について、各班との連絡調整を図るため、必要に応じ地方本部会議を招集する。

(ｲ) 地方本部会議は、地方本部長、地方副本部長及び連絡調整が必要な班長で構成する。

(6) 連絡本部

本部長は、災害対策に関し国及びその他関連機関との連絡、情報収集、災害対策用物資調達等のために必要があると認めた場合に連絡本部を設置する。

ア　連絡本部の設置場所

連絡本部は、東京事務所及び大阪事務所に設置する。

イ　連絡本部の組織等

(ｱ) 連絡本部長（東京事務所長、大阪事務所長）

連絡本部長は、本部長等の命を受け、災害連絡本部における事務を総括し、災害連絡本部職員を指揮監督する。

(ｲ) 連絡副本部長（東京事務所長又は大阪事務所長を補佐する職にある職員）

連絡副本部長は、連絡本部長を補佐し、連絡本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ｳ) 連絡本部の組織等

連絡本部の組織及び主な分掌事務は、「資料編」災害応急対策「１(9)連絡本部の組織及び分掌事務」のとおりとする。

ウ　連絡本部の設置期間

連絡本部の設置期間は、連絡本部における応急対策関連事務が概ね終了するまでの間又は連絡本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

(7) 本部、現地本部及び地方本部における職員応援

ア　本部

(ｱ) 災害対応に必要な人員については、統括調整部（総務局）が調整を行う。

(ｲ) 職員の応援は、主として本庁を中心に行うこととし、それでも不足する場合は、地

域機関に対して応援を依頼する。

(ｳ) 県の組織の全体をもってしてもなお不足するときは、北海道・東北地方広域応援協定道県、隣接応援協定県（群馬県、長野県、富山県）及びその他の都府県に職員の派遣を要請し、応援を得る。

イ　現地本部

現地本部の所在地を管轄する地方本部会議は、現地本部が実施する災害応急対策に協力する。

ウ　地方本部

(ｱ) 災害対応に必要な人員については、地方本部の連絡調整部（総務班）が調整を行う。

(ｲ) 各班長は、災害対応に人員が不足する場合は地方本部長に応援を要請し、地方本部長は各地域機関に応援を依頼する。

(ｳ) 地方本部長は、地方本部組織全体をもって人員が不足するときは、災害対策本部の統括調整部（総務局）に応援を要請する。

なお、通信途絶又は緊急を要する場合は、隣接地域振興局に応援を要請し、事後に統括調整部（総務局）へその旨を報告する。

〔地方本部の組織図（基本）〕

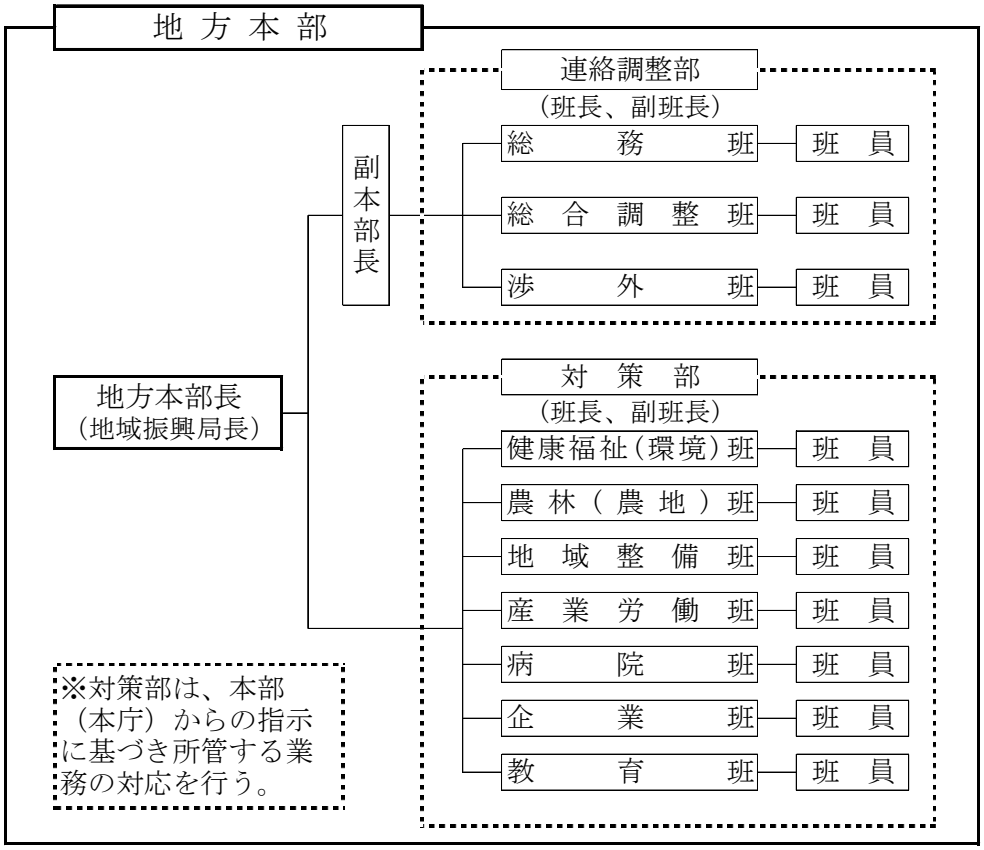

３　対策本部

⑴ 設置

県内で地震又は津波により災害が発生し、災害対策基本法に基づく災害対策本部の設置には至らないものの、全庁的な対応が必要と知事が認めた場合には、新潟県危機管理対応方針に基づく「対策本部」を設置する。

ア　名称は「○○対策本部」とする。

イ　設置者は知事とする。

ウ　設置場所は県庁舎西回廊危機管理センターとする。

エ　対策本部を設置又は廃止した場合は、直ちに次により関係方面に周知する。

ａ　県本庁舎内：庁内放送又は新潟県総合防災情報システム等

ｂ　県地域振興局等、市町村、消防本部：防災行政無線一斉ＦＡＸ又は新潟県総合防災情報システム等

ｃ　警察本部その他関係機関：ＦＡＸ又はメール等

ｄ　総務省消防庁：専用ＦＡＸ

オ　対策本部を設置又は廃止した場合は、広報広聴課を通じて、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、県ホームページに掲載する。

⑵ 組織

ア　本部長：知事又は危機管理監

イ　副本部長：危機管理監又は主たる対応部局長

ウ　本部員：関係部局長又は関係課長

エ　事務局：危機対策課

⑶ 所管事務

ア　地震津波の被害に関する情報収集並びに関係部局及び関係機関への情報提供

イ　応急対策の検討、調整及び実施

ウ　関係機関との連絡調整

エ　報道機関への情報提供

オ　その他地震・津波等の対応に必要な事務

⑷ 本部会議

地震及び津波に関する重要事項について、措置方針の決定その他の事務を処理するため、対策本部に本部会議を置く。

ア　本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

イ　本部長は、必要に応じて、警察等の関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

⑸ 本部課長会議

本部における危機対応を円滑に実施するため、対策本部に本部課長会議を置く。

ア　本部課長会議は、危機管理監及び本部長の指定する課の課長で構成し、危機管理監が主宰する。

イ　危機管理監は、必要に応じて、警察等の関係機関の職員に対し本部課長会議への出席を依頼する。

⑹ 廃止

次の場合は対策本部を廃止する

ア　災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合

イ　その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

４　警戒本部

⑴ 設置

県内で地震による震度５強若しくは震度５弱の揺れを観測した場合又は本県沿岸に津波警報若しくは津波注意報が発表された場合には、新潟県危機管理対応方針に基づく「警戒本部」を直ちに設置する。

また、上記以外で、危機管理監又は主たる対応部局長が必要と認めた場合にも同様とする。

ア　名称は「○○警戒本部」とする。

イ　設置者は危機管理監又は主たる対応部局長とする。

ウ　設置場所は県庁舎西回廊危機管理センターとする。

エ　警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに次により関係方面に周知する。

ａ　県本庁舎内：庁内放送又は新潟県総合防災情報システム等

ｂ　県地域振興局等、市町村、消防本部：防災行政無線一斉ＦＡＸ又は新潟県総合防災情報システム等

ｃ　警察本部その他関係機関：ＦＡＸ又はメール等

ｄ　総務省消防庁：専用ＦＡＸ

オ　警戒本部を設置又は廃止した場合は、広報広聴課を通じて、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、県ホームページに掲載する。

⑵ 組織

ア　本部長：危機管理監又は主たる対応部局長

イ　副本部長：主たる対応部局長等

ウ　本部員：本部長の指定する関係課長等

エ　事務局：危機対策課

⑶ 所管事務

ア　地震又は津波による被害情報の収集並びに関係部局及び関係機関への情報提供

イ　関係機関との連絡調整

ウ　報道機関への情報提供

エ　その他地震・津波対応に必要な事務

⑷ 本部会議

地震又は津波警戒に関する指示の徹底及び各部局の情報交換と対応の調整のため、必要に応じて本部会議を開催する。

ア　本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

イ　本部長は、必要に応じ警察等の関係機関職員に本部会議への出席を依頼する。

⑸ 廃止

次の場合には、警戒本部を廃止する。

ア　災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合又は新潟県危機管理対応方針に基づく対策本部が設置された場合

イ　被害が軽微又は発生せず、災害応急対策の必要がないことを確認した場合

ウ　その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

５　国の現地災害対策本部との連絡調整

大規模な災害の発生等により国の現地災害対策本部が設置された場合には、県災害対策本部は、国の現地災害対策本部と緊密な連絡調整を図り応急対策を推進する。

６　防災機関の活動体制

(1) 防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておく。

(2) 県内の主な防災関係機関における災害対策本部の組織等は、「資料編」災害応急対策「2(3) 主な防災関係機関の災害対策本部の組織等」のとおりである。

７　市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 組織及び活動体制

市町村長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。

(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市町村長は、市町村災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を新潟県総合防災情報システムにより県（危機対策課）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市町村長は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

(4) 勤務時間外における体制の整備

市町村長は、休日及び夜間等の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておく。

第２節　県及び防災関係機関の地震配備体制

参考資料

【関係機関】　県、防災関係機関

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　県の責務

地震及び津波等による被害を最小限に食い止めるため、以下の対応に必要な職員の配備を実施する。

(ｱ) 平日夜間・休日の宿直及び警戒対応

(ｲ) 災害発生時の迅速な初動対応の実施

配備体制については、下記の配備基本方針基準をもとに、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員配備を実現する。

【地震配備基本方針】

配備体制区分	配備体制の内容
第１次配備体制 （震度４）	県管理施設、その他の公共施設、災害危険箇所等の緊急点検を実施し、被害の有無を確認し、県幹部に報告及び県民に公表する体制
第２次配備体制 （震度５弱・５強）	・何らかの被害が発生していることを前提に、県民生活や影響を及ぼすおそれのある施設や、産業等への影響について関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて応急対策の実施又は関係機関の実施する応急対策への支援を行う体制 ・県管理施設、その他の公共施設、災害危険箇所等の緊急点検及び応急対応を行う体制
第３次配備体制 （震度６弱～）	明らかに大きな被害が発生していることを前提に、全庁的な対応を実施する体制

【津波配備基本方針】

配備体制区分	配備体制の内容（共通）
第１次配備体制 （津波注意報）	海岸部の道路、港湾、漁港及び河川水門等の施設を管理する所属にあっては、直ちに当該施設及び施設利用者に対し災害予防措置を講じる体制
第２次配備体制 （津波警報）	
第３次配備体制 （大津波警報）	明らかに大きな被害が発生していることを前提に、全庁的な対応を実施する体制

イ　活動の調整

県（防災局又は災害対策本部）

ウ　達成目標

防災局において平時から２４時間宿日直体制を実施し、災害等発生時に備えるとともに、大規模な災害が発生した場合は、迅速に各部局及び地域機関等に職員配備の連絡を行い、指定職員の配備を実施する。

(2) 被災地及び積雪地域での対応

被災地や降雪期における災害時は、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、庁舎からの距離などを考慮し、登庁職員の指定を行う。また、登庁が不可能な職員は、最寄りの県庁舎から防災行政無線や電話等でその旨所属長に報告し、その後の指示を受けるものとする。

２　業務の内容

(1)　勤務時間内における対応

ア　県内において震度４以上を観測した場合又は県内沿岸において津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表された場合

危機対策課からの庁内連絡（本庁）や一斉ＦＡＸ（地域振興局等）により、関係所属は直ちに職員を警戒配備につかせ、被害状況の収集、県民生活への影響等の情報収集や、関係機関との災害関連情報の交換並びに必要に応じ災害危険箇所のパトロール等を実施する。

なお、県内に地震及び津波が発生した場合の配備基準については、「資料編」災害応急対策計 画「１（９）地震発生時の登庁基準」及び「１（10）津波発生時の登庁基準」による。

(2)　勤務時間外における対応

警戒対応について、地震等発生時に迅速な初動対応を行うため、本庁において職員２名（正規職員１名　委託事業者１名）が宿日直対応を行う。

ア　県内において震度４以上を観測した場合又は県内沿岸において津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された場合

宿日直職員等は速やかに市町村や消防本部、防災関係機関から被害状況等を収集するとともに、本庁各部局又は地域機関の配備体制について「資料編」災害応急対策計画「１（９）地震発生時の登庁基準」及び「１(10)津波発生時の登庁基準」により各部局連絡指令者及び地域連絡指令者に対し、指定職員の配備をするよう連絡する。

配備連絡を受けた各部局連絡指令者及び地域連絡指令者は、各部局で定められた指定職員連絡網をもとに、各配備指定職員に対し登庁の連絡を行う。

３　防災関係機関の配備体制について

北陸地方整備局等の災害初動対応が必要な防災関係機関の職員配備体制については、それぞれの防災業務計画に定めるものとする。

第３節　防災関係機関の相互協力体制

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（◎統括調整部、保健医療教育部、被災者対策部、
食料物資部、生活基盤対策部、生活再建支援部、治安対策部）、
県公安委員会、市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、
指定公共機関、指定地方公共機関

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 市町村の責務

ａ　被災市町村にあっては、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行う必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請等を行うとともに、受入体制を確立する。

ｂ　被災市町村から応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。この際は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。

ｃ　被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。

ｄ　災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、その際、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

ｅ　被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

ｆ　災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きス

ペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

g　速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

h　必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

i　応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。また、この要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。

(ｲ) 県の責務

a　県は、国、公共機関、被災市町村と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な災害応急対策を迅速に実施する。

b　県は、災害応急対策を行うために必要な場合、県内市町村に対して被災市町村を応援することを求めるとともに、県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や応急対策職員派遣制度等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請等を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

c　県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。

d　県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

e　災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。

f　災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並び

に受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

g　市町村が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。この際は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。また、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

h　県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたるとともに、平時から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。

i　連絡不通時の市町村への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。

j　速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。

k　県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

l　県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努め

る。

ｍ　県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

ｎ　県は、在宅避難者等の状況把握や支援等において、ボランティア、NPO 及び民間団体等と協力して行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。

ｏ　必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

ｐ　県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて、適切に助言するよう努める。

ｑ　県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努める。

(ｳ) その他の防災関係機関の責務

ａ　その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。

ｂ　国は、被災により、市町村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

ｃ　国〔内閣府〕は、内閣府調査チームを派遣した場合は、国〔各省庁〕にその旨を連絡し、国〔各省庁〕は、その連絡を受け、被害状況を踏まえ、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。この際、国〔各省庁〕は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。

ｄ　ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

ｅ　災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置づけるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。

ｆ　道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

ｇ　指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、県が災害応急対策を適切かつ迅速に実施することが困難であると認める場合においては、そ

の実態に照らし緊急を要し、県からの応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。

イ　達成目標

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

(ｱ) 災害時相互応援に関する協定の締結

(ｲ) 災害時の情報収集及び連絡体制の確立

(ｳ) 受援計画の整備など応援受入体制の確立

(ｴ) 応援計画の整備など応援体制の確立

(2) 積雪期の対応

積雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入体制を確立する。

２　情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】

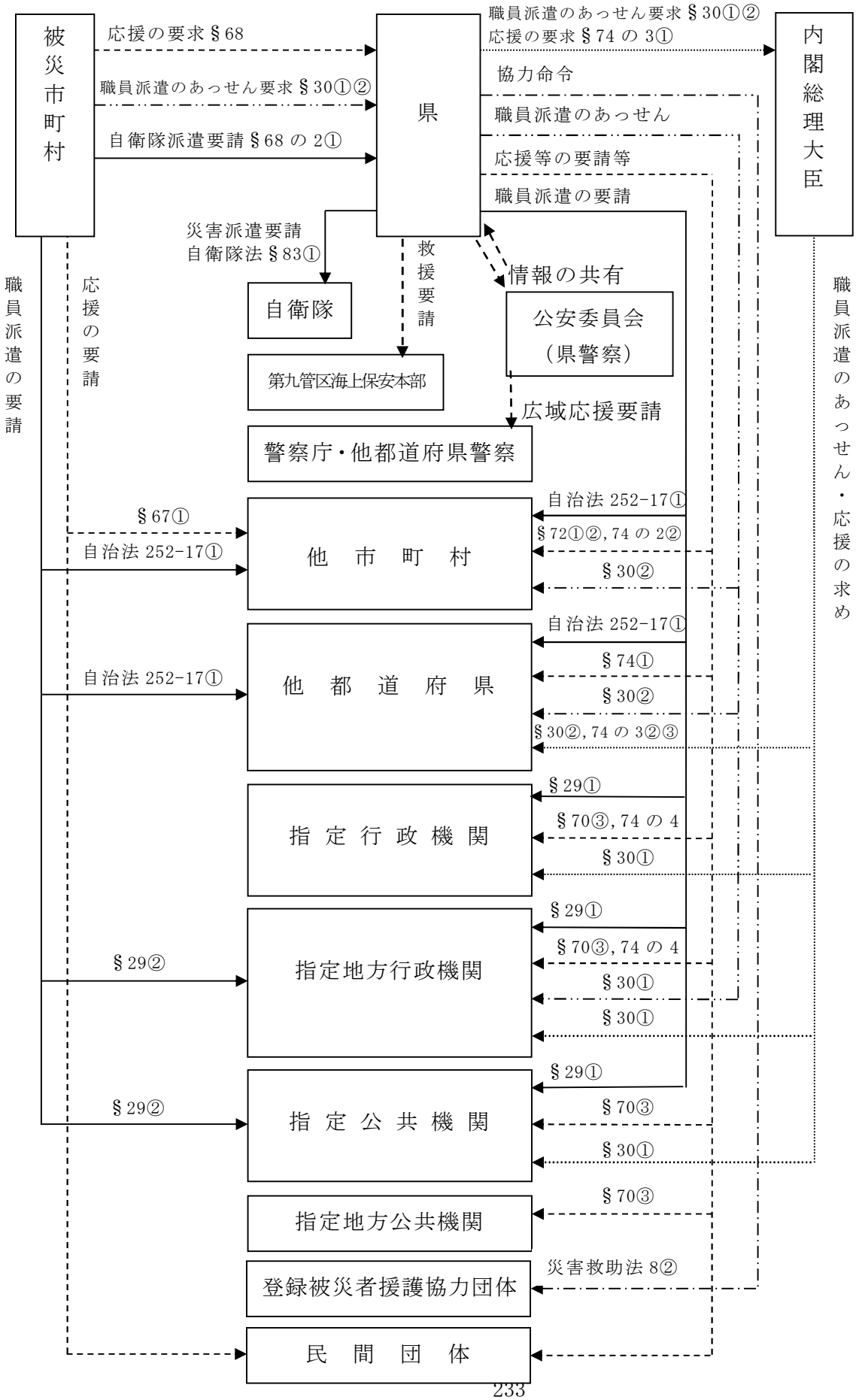

※§67①＝災害対策基本法第67条第１項

【消防組織法に基づく応援要請等】

§44①
＝消防組織法第 44 条第１項

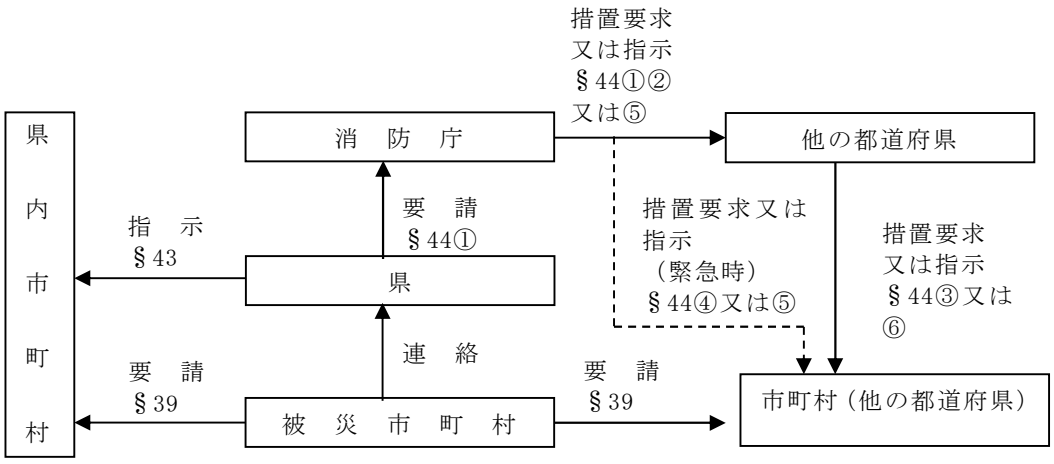

３　業務の内容

(1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災市町村長	**○他市町村への応援要請** 災害応急対策実施のために、必要があるときは、他の市町村長に対し応援を求める。 **○県への応援又は災害応急対策実施の要請** 災害応急対策実施のため、必要があるときは、知事に対し応援又は県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。 **○民間団体への応援要請** 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、民間団体に応援を要請する。 **○自衛隊の災害派遣要請の依頼** （第３章第 11 節） **○消防の広域応援の要請** （第３章第 16 節、第 17 節）	他の市町村長 県知事 民間団体
県知事	**○他の市町村への応援の指示等** 被災市町村が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、必要があるときは、他の市町村長に対し、消防、福祉、保健その他の必要な事項についての指示又は調整を行う。 **○他の都道府県等への応援の要請** 県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した他都道府県との応援協定や応急対策職員派遣制度、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づく応援を要請する。 **○指定行政機関等への応急措置の実施要請** 県内における応急措置が的確かつ円	他の市町村長 北海道・東北ﾌﾞﾛｯｸ協定締結県、五県協定締結県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県）、三県協定締結県（群馬県、埼玉県）、中日本四県協定締結県（長野県、山梨県、静岡県）、富山県、石川県、三重県、兵庫県、全国知事会 指定行政機関の長、指定地

	滑に行われるようにするため、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。	方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関
	○指定行政機関等への応援の要求等 災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長
	○第九管区海上保安本部への支援要請 人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇、航空機による海上輸送等の救援が必要なときは、第九管区海上保安本部に対し支援を要請する。	第九管区海上保安本部
	○登録被災者援護協力団体への協力命令 登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができる。	登録被災者援護協力団体
	○民間団体への応援要請 県内における災害応急対策を的確かつ円滑に行うために必要があるときは、民間団体に対し、協力を要請する。	民間団体等
	○自衛隊に対する災害派遣要請 （第３章第 11 節） **○消防の広域応援の要請** （第３章第 16 節、第 17 節　）	
指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長	**○応急措置の実施要請・指示** 所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。	知事、市町村長、指定公共機関、指定地方公共機関
指定公共機関及び指定地方公共機関	**○指定行政機関の長等への応援要請** 所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事、市町村長

※　応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行う。ただし、文書によるいとまのない場合は、電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

ア　応援を必要とする理由
イ　応援を必要とする場所
ウ　応援を必要とする期間
エ　その他応援に関し必要な事項

(2) 職員の派遣（あっせん）等に関する応援

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災市町村	**○職員の派遣要請** 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、都道府県知事若しくは市町村長又は指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 **○職員派遣のあっせんの要請** 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関若しくは特定地方公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員派遣についてあっせんを要請する。	都道府県知事、市町村長、指定地方行政機関の長、特定公共機関 県知事
県	**○職員の派遣要請** 県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要がある場合は、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長若しくは指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 **○職員派遣のあっせんの要請** 県内における災害応急対応又は災害復旧のため、必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは特定公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員の派遣についてあっせんを要請する。	都道府県知事、市町村長、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関 内閣総理大臣

※　職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間

エ　その他職員の派遣について必要な事項

(3) 応援受入体制の確立

実施主体	対　　策	協力依頼先
県知事及び被災市町村	**○情報の収集・伝達・交換** 応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。 **○受入体制の確立** 国、関係都道府県、市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。	

(4) 他都道府県への応援及び職員の派遣

実施主体	内　　容	協力依頼先
県	**○支援体制の確立** 他の都道府県において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災都道府県への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確立する。 **○情報収集** 応援を迅速かつ的確に行うため、被害地の被害状況等に関する情報収集を速やかに行う。 **○応援の実施** 収集した被害情報等に基づき応援の内容を決定し、被災都道府県への物資等の供給、職員の派遣等を実施する。その際、職員は、派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。	

４　市町村地域防災計画で定める事項

- 知事等に対する応援要請
- 他の市町村長に対する応援要請
- 応援協定に基づく応援要請
- その他必要な事項

第４節　災害時の通信確保

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（◎統括調整部、生活基盤対策部、治安対策部）、市町村、警察本部、消防機関、信越総合通信局、消防庁、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、一般財団法人自治体衛星通信機構、信越地方非常通信協議会、電気通信事業者、通信機器販売者、一般社団法人日本アマチュア無線連盟新潟県支部

１　計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

ア　各主体の責務

(ｱ) 県の責務

a　防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

b　防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市町村で利用する通信手段の確保を支援する。

c　防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

(ｲ) 市町村の責務

a　防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

b　自力で通信手段を確保できない場合は県に支援を要請する。

(ｳ) 防災関係機関、通信事業者等の責務

県又は市町村から要請があった場合は通信の確保に協力する。

通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

イ　活動の調整

県災害対策本部（統括調整部）、市町村災害対策本部

ウ　達成目標

災害発生後１時間以内に通信の状態を確認する。被災による通信の途絶を確認した場合、概ね３時間以内に県災害対策本部と被災地間及び防災関係機関との通信を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね６時間以内に確保する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市町村	県	通信施設の状況、非常時に利用する通信手段の通知、通信手段確保の要請
市町村	防災関係機関等	通信手段確保の要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市町村	通信施設の状況、復旧の見込み、非常時に利用する通信手段の通知 提供可能な通信手段の情報
防災関係機関等	市町村	提供可能な通信手段の情報

３　業務の体系

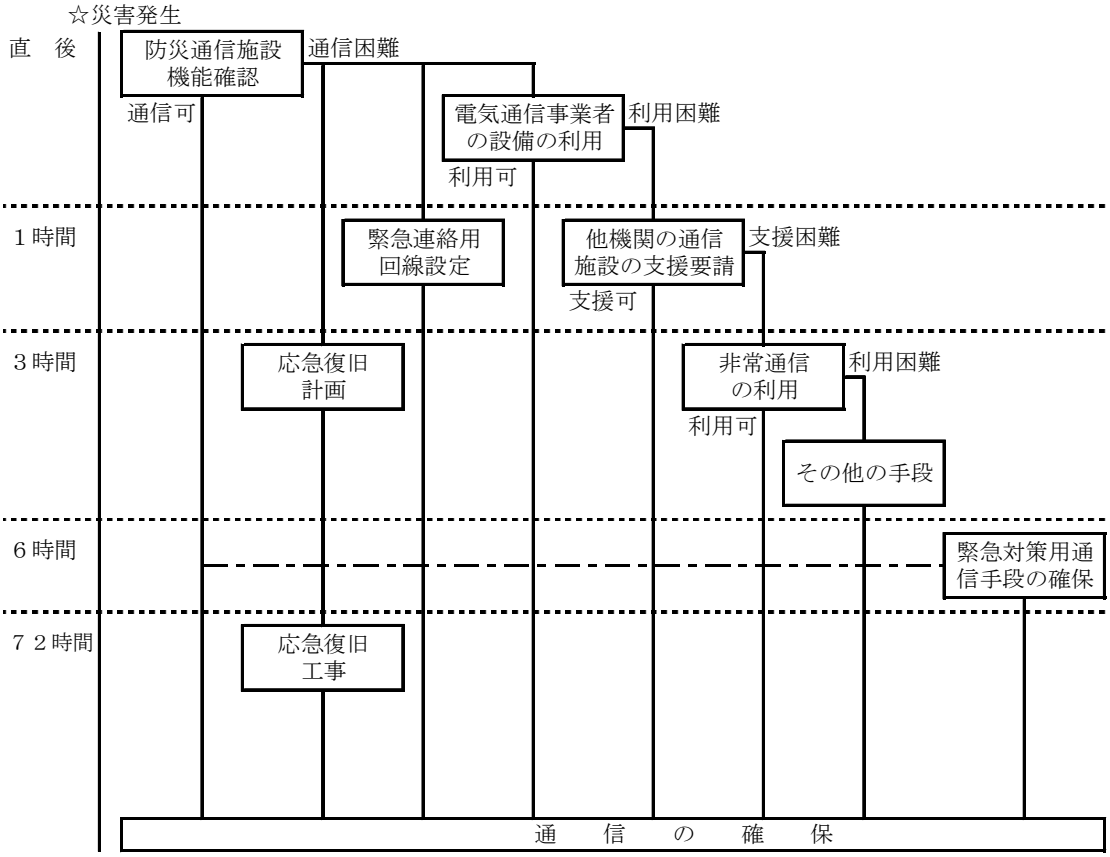

４　業務の内容

(1) 防災通信施設機能確認

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・遠隔監視装置及び実通話試験により、新潟県防災行政無線の機能を確認する。 ・一般財団法人自治体衛星通信機構に地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを要請する。 ・消防防災無線の機能を確認する。 ・水防・道路無線の機能を確認する。 ・中央防災無線の機能を確認する。 ・新潟県震度情報ネットワークシステムの機能を確認する。 ・新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。 ・所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。	県防災行政無線設備設置機関 （一財）自治体衛星通信機構 消防庁 国土交通省

	・通信の確保のため必要ある場合は、「新潟県防災行政無線運用規程」に基づく通信の統制を行う。	
県防災行政無線設備設置機関	・各無線局所の通信管理者は、実通話試験等により新潟県防災行政無線設備の状況を確認し、統制管理者に報告する。 ・庁舎が停電している場合は無線設備用の非常用発電機が動作していることを確認する。	
市町村	・所管する防災行政無線設備（同報系、移動系）の状況を確認する。 ・所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。 ・新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。	
防災相互通信用無線設置機関	・所管する通信設備の状況を確認する。 ・所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。	
（一財）自治体衛星通信機構	・県の依頼に基づき、地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを行う。	

資料編３

(2) 電気通信事業者の設備の利用

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 ・災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることのないように、電話番号の秘匿に努める。 ・携帯電話、メール（インターネット、ＬＧＷＡＮ等）を利用して通信を確保する。	電気通信事業者
市町村	・災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 ・災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることのないように、電話番号の秘匿に努める。	電気通信事業者

	・携帯電話、メール（インターネット、ＬＧＷＡＮ等）を利用して通信を確保する。	
電気通信事業者	・県又は市町村からの要請に基づき、災害時優先電話の指定を行う。	

(3) 緊急連絡用回線設定

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・地域振興局に配備した衛星携帯電話を市町村災害対策本部に設置し、通信を確保する。 ・県庁に配備した可搬型衛星地球局、移動通信設備等を市町村災害対策本部に設置し、通信を確保する。 ・電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、市町村災害対策本部との通信を確保する。	電気通信事業者、通信機器販売者等 総務省
市町村	・電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し､関係機関との通信を確保する。	電気通信事業者、通信機器販売者等 総務省
電気通信事業者、通信機器販売者等	・県又は市町村からの要請に基づき通信機器を貸与する。	
総務省	・総務大臣は、非常災害時における重要通信確保のため、無線局の開設、周波数等の指定の変更、無線設置場所等の変更を行う必要がある場合で、緊急やむを得ないと認められるものについては、臨機の措置によりこれを免許又は許可する。	

(4) 他機関の通信施設の支援要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 ・市町村からの依頼又は自らの判断により必要と認めた場合､自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。	電気通信事業者、防災関係機関等 自衛隊
市町村	・関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。	電気通信事業者、防災関係機関等

資料編３

	・県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。	自衛隊
電気通信事業者、防災関係機関等	・県又は市町村からの要請に基づき通信の仲介又は通信支援を行う。	
自衛隊	・県からの要請に基づき通信支援を行う。	

(5) 応急復旧計画の策定

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・新潟県防災行政無線設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	
市町村	・所管する防災行政無線設備（同報系、移動系、地域防災無線）の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	
防災関係機関	・各々が所管する通信設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	

(6) 非常通信の利用

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・非常通信協議会の要請会議を通じて他の構成員に対し非常通信の取扱いを要請する。 ・非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
市町村	・非常通信協議会に対し非常通信を要請する。 ・非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
非常通信協議会構成員	・県及び市町村の要請に基づき通信の仲介をする。	

資料編３

(7) その他の手段

実施主体	対　　策	協力依頼先

県	・通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 ・いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	一般社団法人日本アマチュア無線連盟新潟県支部
市町村	・通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 ・いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	一般社団法人日本アマチュア無線連盟新潟県支部
一般社団法人日本アマチュア無線連盟新潟県支部	・県又は市町村からの要請に基づき通信の仲介をする。	

(8) 応急復旧工事

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	
市町村	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	
防災関係機関	・復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	

(9) 緊急対策用通信手段の確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 ・必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。 ・通信事業者、防災関係機関等に利用可	総務省（信越総合通信局）、通信事業者、防災関係機関等

	能な通信機器の貸与を要請する。 ・利用可能な通信手段の情報を市町村に提供する。	
市町村	・所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 ・必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。 ・通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。	総務省（信越総合通信局）、通信事業者、防災関係機関等
総務省（信越総合通信局）	・県又は市町村からの要請に基づき災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車を貸与する。	
通信事業者、防災関係機関	・県及び市町村からの要請に基づき利用可能な通信機器を貸与する。	

５　市町村地域防災計画で定める事項

(1) 災害時に利用する通信手段
(2) 代替通信手段の確保依頼先
(3) 非常通信の利用

第５節　津波避難計画

（別冊「津波災害対策編」を参照）

第６節　被災状況等収集伝達計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（◎統括調整部）、市町村、警察本部、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、自衛隊、東日本高速道路株式会社、鉄道事業者、インフラ関連事業者（電気・ガス・水道・通信等）

１　計画の方針

(1) 基本方針

災害情報の収集・伝達・共有は災害対応の要であることから、県及び関係機関は、一定の規模以上の地震が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始し、相互に職位レベルに応じた情報の伝達を行うとともに、地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

また、県、市町村その他の防災関係機関は、相互に職位レベルに応じた情報の疎通の体制を整備する。

ア　各主体の責務

(ｱ) 県民、企業等の役割

地震発生直後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

(ｲ) 市町村・消防機関の役割

地震発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、自治会等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

また、要救助者の迅速な把握のため，安否不明者についても、関係機関の協力を得て，積極的に情報収集を行うものとする。

なお、県内震度４以上の地震等が発生した場合、市町村は被害の第一報を防災局へ報告する。また、県内震度５弱以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び防災局へ報告する。

(ｳ) 県の役割

ａ　県は県内震度４以上の地震が発生した場合には被災地の市町村、消防本部、県地域機関及び警察本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を被災市町村に派遣する。

ｂ　天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、ＪＡＸＡ等に対してヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼し、収集した画像情報について、関係機関間での迅速な共有に努める。

c　気象庁から県内沿岸に「津波警報」が発表された場合には、航空自衛隊又は陸上自衛隊に津波襲来状況及び被害状況の把握活動を要請する。

d　県は、北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路㈱等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市町村に提供する。

e　危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

f　県は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

g　被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

h　人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市町村、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは，市町村等と連携の上，安否不明者の氏名等を公表し，その安否情報を収集・精査することにより，速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

i　発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え，市町村等と連携の上，あらかじめ一連の手続等について整理し，明確にしておくよう努めるものとする。

(ｴ) 警察本部の役割

a　地震発生時には、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより、直ちに情報収集に当たり、県警備本部等による一元的な情報収集体制を確立する。

b　ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ警察災害派遣隊等を活用し、被災地の情報を収集する。

(ｵ) 防災関係機関の役割

大規模地震が発生した場合、自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに必要に応じ、ヘリコプター、巡視船艇、パトカーなどを出動させ、被災地情報を収集する。

イ　活動の調整

県、市町村・消防機関、警察本部及び防災関係機関は、普段から情報の共有化に努め、画像電送情報などを相互に交換するなど災害時における情報の共有化を図る。

ウ　達成目標

災害関連情報等を集約し、市町村・消防機関、防災関係機関及びライフ

ライン･公共交通機関に逐次還元し､災害応急対策推進を進めるとともに報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市町村は、要配慮者に対する情報伝達のため､自主防災組織､自治会、消防団などの避難誘導体制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、避難所における手話通訳､文字情報などに配慮する。

県は、警察本部、関係機関等の協力のもと、市町村の取組を支援する。

(3) 積雪期の対応

市町村は、災害の発生時期において､それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪地域においては､避難時の携帯ラジオの携行について住民に啓発するとともに、孤立が予想される集落においては､非常用の通信手段を確保する。

県は、関係機関等の協力のもと、市町村の取組を支援する。

(4) 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、市町村、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、県、被災市町村へ報告する。

また、被災市町村は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

(5) 携帯電話事業者に対する位置情報要請

県災害対策本部及び市町村災害対策本部を含む救助機関は、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
自治会､住民等	警察､消防機関､市町村等	地域の状況､被害状況等
警察､消防機関､市町村等	県､報道機関	同上
県	国､防災関係機関	同上

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市町村､防災関係機関､報道機関	地域の状況､被害状況等
警察､消防機関､市町村等	自治会､住民	同上

３　業務の体系

第１次情報の収集・伝達

・市町村・消防機関、県警察、防災関係機関による情報収集（県）
「消防庁への火災・災害等即報基準」
「消防庁への直接即報基準」
・状況により被災市町村へ連絡職員を派遣（県）
・県地域機関による情報収集(県)

一般被害情報及び応急活動情報の収集・伝達

・市町村・消防機関、警察及び防災関係機関による被害情報の把握並びに応急対策活動状況、災害対策本部及び避難所の設置状況等の報告
・県地域機関による被害状況の把握と主管課等への報告
・消防庁応急対策室及び内閣府（防災担当）被災者行政担当への連絡

一般住民等へ広報

・報道機関等への情報伝達及び報道要請
・避難指示又は避難指示（緊急）の伝達

４　業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・震度４以上の市町村、消防本部及び警察本部に照会するとともに県関係部局の被害をとりまとめ、報道機関へ被害の状況を公表する。 ・消防防災ヘリコプターによる上空からの目視及び画像伝送による被災地域の情報収集を行う。 ・必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、ＪＡＸＡ等に対し、被災状況の把握活動を要請する。 ・必要に応じて市町村に連絡職員を派遣し、情報収集を行う。	市町村、消防本部、警察本部、自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、ＪＡＸＡ

警察本部	・パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、一元的な情報収集体制を確立する。 ・ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ警察災害派遣隊等を出動させ、被災地の情報を収集する。 ・交通規制を実施した場合については、県、市町村等道路管理者に連絡し、ラジオ、テレビ等各種媒体を通じ、周知徹底を図る。	県、市町村・消防機関、各種報道機関
市町村	・市町村防災計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。 ・避難所を開設したとき、自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。	市町村、消防本部、県警察
防災関係機関	・業務計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。	

(2) 連絡体制

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・自衛隊及び消防庁応急対策室に被害状況を報告する。 ・災害救助法の適用が予想される場合は 、内閣府（防災担当）被災者行政担当に被害状況を報告する。 ・収集された災害関連情報等を集約し、応急対策推進に係わる防災関係機関に還元するとともに、報道機関等を通じて広報する。	
市町村	・県に被害状況を報告する。 ・避難指示等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。	
防災関係機関	・病院は、被害状況及び急患受入れの可否等を地域医療政策課へ報告する。 ・ライフライン関係機関及び交通関係機関は、その所管施設の被害状況、応急	

	対策活動状況、応急復旧見込状況等を県へ報告する。	

５　市町村地域防災計画で定める事項

- 広報に関する窓口
- 被害状況の伝達方法
- 避難指示等の実施基準
- 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

第７節　広報計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（統括調整部）、市町村、県警察、新潟地方気象台、北陸地方整備局、ライフライン関係機関、公共交通機関、報道機関、県民、企業・事業所等

１　計画の方針

(1) 基本方針

県・市町村・防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ県民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

ア　各主体の責務

(ｱ) 県

地震発生後、地震・津波に関する全県的な情報を積極的に収集し、避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、住民等の安全を確保する。

(ｲ) 市町村

県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

(ｳ) 県警察

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するために広報活動を行う。

(ｴ) 新潟地方気象台

地震発生後、的確な応急対策が講じられるよう、地震・津波に関する情報を広報する。

(ｵ) 北陸地方整備局

民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を広報する。

(ｶ) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

第３章第35節「公衆通信の確保」、第36節「電力供給応急対策」、第37節「ガス供給対策」、第38節「給水・上水道施設応急対策」、第39節「下水道等応急対策」、第40節「工業用水道施設応急対策」第３章第45節「鉄道事業者の応急対策」参照

(ｷ) 公共交通機関（鉄道、バス、船舶、航空機）

避難・救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

第３章第34節「災害時の放送」参照

(ｸ) 報道機関

地震・津波に関する情報を入手した時は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

(ｹ) 県民、企業・事業所等

地震・津波に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

イ　達成目標

「５　災害発生時の各段階における広報」に基づき、多様な手段を活用しながら、時期を失することなく広報する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ　視覚、聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

ウ　外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。

エ　一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

オ　高齢者、障害者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。

カ　地理情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、企業・事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

(3) 代替情報提供機能の確保

地震、津波等による情報提供手段の途絶等を考慮し、あらかじめ代替機能の確保に努める。

２　業務の体系

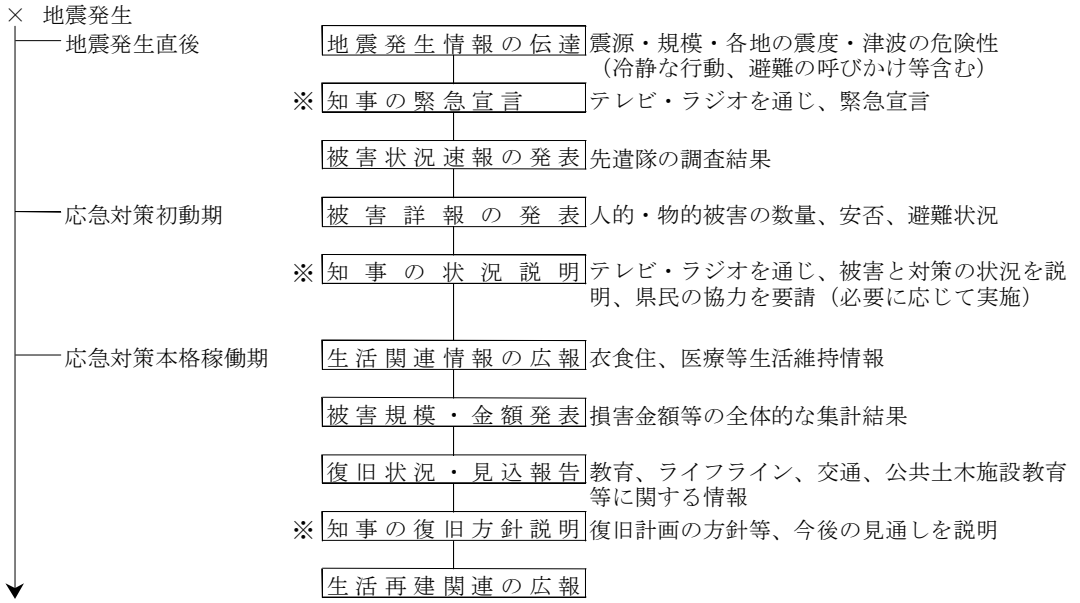

（※＝必要に応じて実施）

３　各機関の役割

(1) 市町村

ア　役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報・広聴活動を行う。

イ　広報・広聴すべき事項

(ｱ) 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生及び健康（心のケアを含む）に関する情報

(ｲ) 被害状況（行方不明者の数を含む人的被害、建築物被害）、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報

(ｳ) 給水、炊き出し及び生活必需品の配給の実施に関する情報

(ｴ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧計画に関する情報

(ｵ) 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等

(ｶ) 被災者の相談・要望・意見

(ｷ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

ウ　手段

(ｱ) 電話・防災メール・防災情報受信用端末・個別訪問・広報車による呼びかけ及び印刷物の配付・掲示

(ｲ) 住民相談窓口の開設

(ｳ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）

(ｴ) 防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）による情報発信

(ｵ) 緊急速報メールによる情報発信

(ｶ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・ＣＡＴＶ等コミュニティメ

ディアへの情報発信（平時から事業者との協力体制を整えておく。なお、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。）

(ｷ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）

(ｸ) 新潟県総合防災情報システム及びＬアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者（放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供

(2) 県

ア 役割

報道機関への情報提供等、被災地域内外への情報発信、広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等の収集を行う。

また、市町村が行う被災者への直接的な広報活動に関して、市町村からの要請の有無に関わらず、必要に応じて支援する。

イ 広報・広聴すべき事項

(ｱ) 地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）

(ｲ) 県地域機関、市町村、その他防災関係機関から報告された被害状況

(ｳ) 国、県、市町村等公的機関の災害対応、災害対策本部に関する情報

(ｴ) 知事の県民への呼びかけ及び対応方針

(ｵ) 医療機関の被災状況・受入可否

(ｶ) ライフライン、交通情報

(ｷ) 物資・食料・義援金、ボランティアの受け入れ情報

(ｸ) 救急・救助活動、復旧活動、県災害対策本部会議、視察等の予定

(ｹ) 広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等

ウ 手段

(ｱ) 報道機関への情報提供（一斉同報ファックス）

(ｲ) 記者会見（知事、県災害対策本部各本部員等）

(ｳ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト、ソーシャルメディア（ブログ等の個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称）等）

(ｴ) 災害の記録誌及び記録映像の作成

(ｵ) 緊急速報メールによる情報発信

(ｶ) 電話、手紙又は電子メールによる意見・要望等の収集

(ｷ) コミュニティメディアでの情報発信（新聞等での広告掲出を含む）

(ｸ) 新潟県総合防災情報システム及びＬアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者への情報提供

(3) 新潟地方気象台

ア 役割

地震が発生した場合、緊急地震速報（警報）、大津波警報・津波警報・

津波注意報、地震に関する情報等を提供する。

イ　広報すべき事項

緊急地震速報（警報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震に関する情報等

ウ　手段

(ｱ) 防災情報提供システム等での提供

(ｲ) 報道機関、県、市町村及び防災関係機関への説明会の実施

(ｳ) インターネットによる情報発信

(4) 北陸地方整備局

ア　役割

国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を提供する。

イ　広報すべき事項

道路等の所管施設の被災状況及び復旧に関する情報

ウ　手段

(ｱ) 報道機関への情報提供

(ｲ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(5) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

ア　役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ　広報すべき事項

(ｱ) 被災により使用できない区域

(ｲ) 使用可能な場合の使用上の注意

(ｳ) 復旧状況及び復旧見込み

ウ　手段

(ｱ) 広報車による呼びかけ及び印刷物の配付・掲示

(ｲ) 利用者相談窓口の開設

(ｳ) 報道機関への報道依頼

(ｴ) 防災行政無線による情報発信依頼

(ｵ)　コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・ＣＡＴＶ等コミュニティメディアへの報道依頼（平時から事業者との協力体制を整えておくものとする。）

(ｶ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(6) 公共交通機関（鉄道、バス、船舶、航空機）

ア　役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

イ　広報すべき事項

(ｱ) 被災による不通区間の状況、運休及び運行・運航の取りやめ

(ｲ) 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更及び代替手段

(ｳ) 復旧状況及び復旧見込み

ウ　手段

(ｱ) 乗降場での印刷物の掲示

(ｲ) 場内・車内・船内・機内等での放送

(ｳ) 報道機関への報道依頼

(ｴ) 防災行政無線による情報発信依頼

(ｵ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・ＣＡＴＶ等コミュニティメディアへの報道依頼（平時から事業者との協力体制を整えておくものとする。）

(ｶ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(7) 県警察

ア　役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

イ　広報すべき事項

(ｱ)　災害に乗じた犯罪の抑止情報

(ｲ)　交通規制に関する情報

(ｳ)　市町村長から要求があった場合等の避難指示広報

ウ　手段

(ｱ)　報道機関への情報提供

(ｲ)　警察官による現場広報

(ｳ)　インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(8) その他防災関係機関等

住民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。

(9) インターネットによる情報発信における連携

各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

４　法第５７条に基づく報道要請

県又は市町村は、法第５５条又は第５６条の規定による災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会及び民間放送各社に報道を要請する。

実施主体	対　　策	協力依頼先
県 市町村	・ 放送申込書により日本放送協会及び民間放送各社に報道を要請する。	日本放送協会及び民間放送各社
報道機関	・ 報道要請に基づき報道する。	

(1) 要請内容

津波の襲来、火災の延焼、危険物の流出等住民に危険が及ぶことが予想される場合の避難呼びかけ

(2) 各報道機関の連絡先

機関名	所　在　地	電話(昼間)	電話(夜間)	責 任 者
ＮＨＫ	新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	同左	コンテンツセンター長
ＢＳＮ	新潟市中央区川岸町 3-18	025-230-1532	267-3469	報道担当部長
ＮＳＴ	新潟市中央区八千代 2-3-1	025-248-7234	249-8850	報道部長
ＴｅＮＹ	新潟市中央区新光町 1-11	025-283-8152	同左	報道部長
ＵＸ	新潟市中央区下大川前通六ノ町 2230-19	025-223-8608	同左	報道ｸﾞﾙｰﾌﾟ長
ＦＭ新潟	新潟市中央区幸西 4-3-5	025-246-2311	246-2314	放送営業部次長

５　災害発生時の各段階における広報

(1) 地震発生直後(地震発生後概ね３～４時間以内)

実施主体	対　　策	協力依頼先
新潟地方気象台	・地震観測データに基づく情報（緊急地震速報（警報)、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 ・必要に応じて、県、市町村、報道機関等に津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会を開催する。	報道機関 県 市町村
県	・津波発生のおそれがあるときは、直ちに防災行政無線等を通じて、危険地域の市町村防災関係者に避難又は警戒を呼びかける。 ・震度情報や被害状況等を報道機関や県ホームページ等を通じて提供する。 ・緊急情報は防災ポータルに一元的に集約し、情報発信する。	市町村 報道機関
市町村	・住民に対する避難指示等 ・津波被害の危険性のある市町村は、防災行政無線等で広報する。 ・危険地域の住民に広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等により広報するとともに、避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 ・消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。	消防団 自主防災組織

北陸地方整備局	・所管施設の被害状況や国道の通行規制情報等を報道機関等を通じて提供する。 ・災害ポータルサイトを開設し、一元的に災害関連情報を提供する体制を整える。	
報道機関	・直ちに被害状況を報道し、住民及び防災関係機関等の事態の把握を支援する。	
知事	・災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）を通じて、緊急事態宣言を行う。	報道機関

(2) 災害応急対策初動期（災害発生後概ね２日以内）

実施主体	広報事項	協力依頼先
市町村	・避難所の開設等 ・医療、救護、衛生及び健康に関する情報 ・給水・炊き出しの実施及び物資の配給	
県	・人身・家屋・公共施設等の被害及び住民の避難状況に関する情報 ・公共土木施設及び農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報） ・医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者受入れの可否 ・教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報 ・ボランティア受入情報 ・物資・食料の受入情報 ・救急・救助活動、復旧活動、県災害対策本部会議、視察等の予定 ・各種相談窓口に関する情報	
県警察	・災害に乗じた犯罪の抑止情報 ・交通規制情報 ・市町村長から要求があった場合等の避難指示広報	
北陸地方整備局	・道路等の所管施設の被害及び復旧に関する情報	
ライフライン関係機関	・被災による使用不能状況 ・使用可能の場合の使用上の注意等	
公共交通機関	・被災による不通区間の状況、運休及び運行・運航のとりやめ ・臨時ダイヤ等	
知事	・災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）	報道機関

	を通じて被害の状況、県の対応状況、他県からの応援、自衛隊の出動、防災関係機関の対応状況等を随時自ら分かりやすく県民に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。	

(3) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後概ね３日目以降）

実施主体	広報事項	協力依頼先
市町村	・消毒・衛生・医療救護、健康（心のケアを含む）に関する情報 ・小中学校の授業再開予定 ・仮設住宅への入居	
県	・被害金額等の概算集計 ・公共土木施設等の復旧状況及び復旧見込み ・義援金受入	
北陸地方整備局	・道路等の所管施設の被害状況及び復旧見込み	
ライフライン関係機関 公共交通機関	・復旧見込み ・災害時の特例措置の実施状況	
知事	・災害の復旧計画の方針、今後の見通し等をテレビ・ラジオ（多重放送を含む）等を通じて県民に分かりやすく説明する。	報道機関

(4) 復旧対策期

実施主体	広報事項	協力依頼先
市町村	・罹災証明書の発行 ・生活再建資金の貸付け ・災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 ・その他生活再建に関する情報	
県	・広域的な復旧計画等	

６　広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、県や市町村等の災害対応の参考とする。

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等の受付 ・被災者のための相談窓口の設置	
県	・市町村の行う被災者のための相談活動に対する支援 ・災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取	
ライフライン関係機関	・利用者相談窓口の開設	

７　住民等からの問い合わせに対する対応

県、市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、ＤＶ・ストーカー・児童虐待等の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

８　市町村地域防災計画で定める事項

- 情報の収集方法
- 広報内容
- 広報・広聴窓口
- 地震発生後の情報の伝達方法
- 津波のおそれがある場合の情報の伝達方法
- 道路や通信設備が途絶した地域等への伝達方法
- 要配慮者への情報の伝達方法
- 代替情報提供機能の確保
- 報道機関を通じた広報活動
- コミュニティメディアとの協力体制の構築

第８節　住民等避難計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（◎統括調整部、被災者対策部）、市町村、県教育委員会、
警察本部、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、鉄道事業者

１　計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時は、住民等は、緊急地震速報等に基づき自らの判断で地震の第一撃から身を守り、危険な建物・場所から避難する。

県は、関係機関の協力を要請し、孤立して危険な状態におかれている住民をヘリコプター等により輸送する。

津波からの避難については、本章第５節「津波避難計画」による。

ア　各主体の責務

(ｱ) 県民

・自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。
・火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火に当たる。
・家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救出活動を行う。
・避難する場合は、隣近所で声を掛け合って集団で行動する。
・指定避難所以外の場所に避難する場合は市町村に避難先を連絡する。

(ｲ) 企業・事業所等

・不特定多数の者が利用する施設においては、利用者を適切に避難誘導する。
・必要に応じて、施設を指定緊急避難場所として提供する。
・近隣での住民の救助活動に協力する。

(ｳ) 市町村

・地震後速やかに指定避難所を開設し、避難者を受け入れる。
・指定避難所以外への避難者の状況を確認する。
・避難者の状況及びニーズを把握し、県に報告する。
・二次災害※の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に避難を指示する。
※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等
・避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。
・避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。

(ｴ) 県

a　震度情報、津波に関する情報等、避難の判断材料となる情報を収

集・集約し、市町村に随時提供して状況判断について技術的な支援を行う。

また、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言するとともに、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。

b　前記の情報収集・提供を行う拠点を県庁舎西回廊危機管理センターとし、市町村への情報支援体制を確立する。

c　市町村の避難指示等の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。

d　知事は、避難住民の輸送や救出のため、市町村からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。

e　市町村の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。

f　北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整のうえ、市町村長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送に係る車輌等の確保に係る支援を行う。

g　被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(ｵ) 県教育委員会

所管する県立学校の指定避難所としての使用に協力する。

(ｶ) 県警察

a　住民の避難途上の安全確保に協力する。

b　必要に応じて、警察災害派遣隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。

イ　活動の調整

市町村災害対策本部､県災害対策本部等

ウ　達成目標

避難の指示と適切な情報提供により、二次被害による人的被害発生を防止する。

避難行動要支援者の逃げ遅れを防止する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者に対しては、近

隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。

イ　市町村は、あらかじめ策定した「個別避難計画」に基づき、消防、県警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか点検する。

ウ　市町村は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

エ　県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入れ施設の提供、人員の派遣等、市町村を支援する。

(3) 積雪期の対応

ア　屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市町村は、無雪期よりも確実に避難指示等を伝達するよう留意する。

イ　足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市町村は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ　倒壊家屋の増加、雪崩の発生、屋根雪の落雪等により生き埋め者が多発する可能性があるため、地域住民による捜索・救助活動を強化する。

エ　寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

オ　スキー場を訪れた多数のスキー客が一時的に帰れない状況になった場合には、市町村は、宿泊施設の借り上げ等により避難場所を確保する。

(4) 広域避難への対応

ア　被災市町村による協議等

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求める。

イ　県による協議等

県は、市町村からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

ウ　県による助言

県は、市町村から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言する。

エ　避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有を確実に行うものとする。また、避難先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供す

るものとする。

２　情報の流れ

(1) 救助活動（被災地から）

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者、地域等	消防、警察、市町村	安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市町村	県	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ
県	県内広域消防相互応援部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等	活動範囲、業務内容

(2) 救助活動（被災地へ）

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市町村	活動範囲、部隊規模、受入体制
市町村	自治会（自主防災組織）、住民等	指定避難所の開設、運営協力要請、支援体制等の情報
自治会、住民	その他の被災地域	支援体制

３　業務の体系

１時間以内　　屋外退避及び危険地域からの自主避難
　↓　　避難行動要支援者の把握及び避難誘導支援
３時間以内　　指定避難所への避難及び避難指示
　↓　　の発令（必要に応じて警戒区域の設定）
２４時間以内　　避難行動要支援者の移動

４　業務の内容

(1) 避難誘導及び救助

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者、自主防災組織	・自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握、避難誘導及び救助要請	
市町村	・指定避難所の開設と被害状況の収集 ・情報の提供と発信 ・自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣要求	指定避難所設置者、消防、県警察等

県	・被害状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 ・自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣要請 ・管理施設の避難所開放	報道機関、自衛隊、消防庁、第九管区海上保安本部、警察本部等
防災関係機関	・避難状況の収集及び緊急通報への対応 ・広域応援の必要性の判断及び市町村との情報交換	県警察、消防

(2) 避難指示等

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・住民等への伝達と避難の指示 ・避難の広報及び避難誘導 ・避難路の安全確保及び避難所の開設 ・報道機関、消防、警察等関係機関への連絡	報道機関 消防本部、県警察
県	・避難指示等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 ・関係機関に災害派遣等を要請 ・応急対策の実施	報道機関、自衛隊、消防庁、第九管区海上保安本部、国土交通省、警察本部等
防災関係機関	・避難指示地域からの避難誘導 ・交通規制の実施 ・犯罪予防	県警察、消防

５　市町村地域防災計画で定める事項

- 市町村避難計画
- 指定避難所及び避難施設運営に関する窓口
- 緊急時情報の伝達方法
- 避難指示等の実施基準
- 避難場所及び避難所の指定並びに避難施設の耐震化
- 要配慮者の避難支援計画

第９節　避難所運営計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（統括調整部、保健医療教育部、◎被災者対策部、食料物資部、治安対策部）、県教育委員会、警察本部、市町村、自衛隊、電気通信事業者、日本赤十字社、電力供給事業者、ガス事業者、一般社団法人新潟県ＬＰガス協会、一般社団法人新潟県医師会、市町村社会福祉協議会、市町村災害ボランティアセンター、新潟県生活衛生同業組合連合会

１　計画の方針

避難所は、地震発生後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難所の開設・運営は市町村が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

(ｲ) 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO 等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認する。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(ｳ) 県は、市町村の避難所の開設・運営を支援する。

(ｴ) 県警察は、避難所の保安等に当たる。

(ｵ) 避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市町村に協力する。

イ　達成目標

(ｱ) 地震発生後３時間以内に開設する。（施設の安全確認、職員配置）

(ｲ) 地震発生６時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、避難行動要支援者の把握と初期的な対応を行う。

(ｳ) 地震発生 12 時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。

(ｴ) 地震発生から概ね３日以内に、避難者の入浴の機会を確保する。

(ｵ) 避難所での生活をおおむね地震発生から２ヶ月程度で終了できるよ

う、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

(2) 避難所運営の留意点

ア　一般的事項

(ｱ) 市町村は、避難所の開設・運営について、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告する。なお、県は、その情報を国に共有するよう努める。

(ｲ) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意する。

(ｳ) 運営体制の構築に当たっては、女性、妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の多様な視点を取り入れた体制構築を推進する。また、配置人員の役割分担を明確にする。

(ｴ) 避難者に栄養バランスのとれた適温の食事・食料、生活必需品を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具を確保することに努める。性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。

(ｵ) 避難者１人当たり３．５㎡のスペースを、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、避難所開設当初から、プライバシー確保のためのパーティション、段ボールベッド等を設置するよう努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ２ｍ（最低１ｍ）空けることを意識するよう努める。

(ｶ) 避難所の建物外の避難者には、テントなどを提供する。

(ｷ) トイレは仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況の把握にも努める。また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性用トイレの比率は３：１とするとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。

なお、災害発生当初は避難者約 50 人当たり１基、避難が長期化する場合には約 20 人当たり１基、トイレの平均的な使用回数は１日５回として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成する。

(ｸ) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。

(ｹ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

(ｺ) 入浴施設、洗濯設備の設置や、それらに必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。

(ｻ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。

(ｼ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等により安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。

(ｽ) 市町村は、避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置や福祉的な支援を講じるよう努める。

(ｾ) 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(ｿ) 県及び市町村は、衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請する。

(ﾀ) 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

(ﾁ) 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。

(ﾂ) 市町村は、避難場所や避難所にペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

(ﾃ) 市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点からペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(ﾄ) 県及び市町村は、国のデータベースを活用し、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等について、被災地のニーズに応じ、迅速に提供するよう努める。

イ　男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

(ｱ) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。

(ｲ) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。

(ｳ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性や子育て家庭が参画し、こども・若者の居場所の確保等、男女のニーズの違いに関する

意見が反映できるよう配慮を求める。

(ｴ) 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(ｵ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。

(ｶ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための個室の確保やキッズスペース・学習スペースの設置など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(ｷ) 避難所における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(ｸ) 身体障害者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

(3) 要配慮者への配慮

ア　避難所等での配慮

(ｱ) 市町村は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。

(ｲ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。

(ｳ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障害者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

(ｴ) 高齢者や妊産婦等の健康相談や口腔ケア等の保健医療体制の構築に努める。

(ｵ) 県は、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害支援ナースを避難所へ派遣する。

(ｶ) 県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。

イ　福祉避難所の開設

(ｱ) 市町村は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、避難所からの誘導を図る。

(ｲ) 県は、(ｱ)による対応で福祉避難所が不足する等の場合には、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。

(ｳ) 福祉避難所には、障害者・高齢者の介護のために必要な人員を配置

するとともに、妊産婦や乳幼児等にも配慮した資機材等を配備する。

(4) 積雪期での対応

ア　全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。

イ　暖房器具及び採暖用具の配置並びに暖かい食事の早期提供に配慮する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所配置職員	市町村災対本部	避難者数、ニーズ
市町村災対本部	県災対本部	避難所・避難者数、ニーズ
	市町村災害ボランティアセンター	
県災対本部	国、関係機関等	避難状況、支援・供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
国・関係機関等	県災対本部	支援・供給情報
県災対本部	市町村災対本部	
市町村災対本部	避難所	

３　業務の体系

☆地震発生

０～３ｈ　指定避難所開設
～６ｈ　避難者の状況把握
～12ｈ　外部からの応援受入開始
～24ｈ　避難行動要支援者の移動
～３日　避難所の拡張・充実
３日～　避難者サービスの充実
７日～　避難所の集約化
～２ヶ月　避難所の解消

４　業務の内容

(1) 地震発生後 24 時間以内の業務

実施主体	対　策	協力依頼先
県	○指定避難所開設時の支援（～３ｈ） ・県施設避難所の開設への協力 ・施設の応急危険度判定要員派遣 ○避難所運営の応援（～12ｈ） ・避難所運営応援職員の派遣	県内市町村、

		協定締結道県
	・食料・生活必需品の調達・配送	協定企業等
	・県備蓄物資の提供	県ﾄﾗｯｸ協会
	・仮設トイレ等の手配	
	・県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣	災害拠点病院等
	・看護師及び保健師の派遣	県看護協会
	○避難行動要支援者の移動（～24ｈ）	
	・受入れ医療機関の確保	
	・福祉関係者への協力依頼	県医師会等 障害者施設 介護事業者等
市町村	○指定避難所開設時の支援（～３ｈ）	
	・福祉避難所の開設及び避難行動要支援者の受入れ	介護事業者等
	・職員配置及び避難所開設報告	県災対本部
	・施設の安全確認	施設管理者
	○避難者の状況把握（～６ｈ）	
	・事前に作成した避難所レイアウトに沿って避難者を誘導	避難者
	・避難者数・ニーズの把握及び報告	〃
	・避難所備蓄物資の提供	〃
	○外部からの応援受入開始（～12ｈ）	
	・避難所運営応援職員の受入れ	県災対本部
	・ボランティアの配置	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ
	・食料・生活必需品提供の開始	県災対本部
	・仮設トイレ等の設置	〃
	・冷房器具の手配（夏季）	〃
	・暖房器具及び燃料の手配（冬季）	〃
	・市町村医療救護班及び市町村歯科医療救護班の派遣	郡市医師会、郡市歯科医師会
	・避難行動要支援者支援要員の配置	保健所
	○避難行動要支援者の移動（～24ｈ）	
	・傷病者等の医療機関への搬送	消防、保健所
	・福祉施設等への緊急入所	福祉施設
避難所予定施設の管理者	・避難所予定施設の安全確認（～3h）	
	・避難所開設作業への協力	
自衛隊	・県の要請により食料・物資を輸送	
	・　〃　傷病者等を搬送	

(2) 地震発生後３日目以内の業務

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・自衛隊に避難者用テント設営を要請	自衛隊
県警察	・避難所における保安対策の実施 ・住民が避難した地域の保安・警備	市町村 自主防災組織
市町村	避難所の拡張・充実 ・屋外避難者へのテント等提供 ・避難所環境の改善 （避難所開設時からパーティション、段ボールベッド等を設置） ・避難者による自治組織編成	 県災対本部 避難者
自衛隊	・県からの要請により避難者用テントを設営	
電力供給事業者	・避難所施設の電力供給再開	

(3) 地震発生後３日目以降の業務

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	避難者サービス充実への協力（３日～） ・自衛隊に現地炊飯及び入浴支援を要請 ・入浴施設への協力依頼 避難所・避難者の集約（７日～）	自衛隊 県内市町村 新潟県生活衛生同業組合連合会 ＬＰガス協会
市町村	避難者サービスの充実（３日～） ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護及び飼育用資機材・飼料の手配 ・臨時公衆電話等の設置を要請	 県災対本部 ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ 新潟県獣医師会 新潟県動物愛護協会 ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ等 電気通信事業者
自衛隊	避難者サービス充実への協力（３日～） ・県の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施	
電気通信事業者	避難者サービス充実への協力（３日～） ・市町村の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置	

５　市町村地域防災計画で定める事項

- 避難所の管理運営責任者及び職員配置
- 避難所予定施設の解錠者

- 避難所と市役所・町村役場等との連絡体制
- 応援職員の受入れ体制
- 市町村災害ボランティアセンターとの協力体制
- 避難所予定施設への物資等の事前配置状況
- 外来者・一時滞在者への支援方法
- 積雪期の避難者収容計画
- 避難所での感染症予防対策

第 10 節　避難所外避難者の支援計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（統括調整部、保健医療教育部、◎被災者対策部、食料物資部）、市町村、市町村災害ボランティアセンター

１　計画の方針

避難所外被災者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援を行う。

(1) 基本方針

「避難所外避難者」とは、避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

ア　各主体の責務

(ｱ) 避難所外避難者は、市町村、消防、県警察又は最寄りの公的避難所に、現況を連絡する。

(ｲ) 市町村は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(ｳ) 県は、市町村が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市町村からの要請に基づき、ボランティアや NPO、民間支援団体等の関係機関に支援を要請する。

(ｴ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市町村へ提供する。

イ　達成目標

避難所外避難者の状況は、地震発生後３日以内に把握し、必要な支援を開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮

個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。また、県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する。

(3) 積雪地域での対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

(4) 在宅避難者等の支援拠点への対応

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要

な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

(5) 車中泊避難を行うためのスペースへの対応

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所外避難者	市町村災対本部	避難所外避難者の状況
市町村災対本部	県災対本部	避難所外避難者の支援ニーズ
県災対本部	関係機関	支援要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県災対本部	市町村災対本部	避難所外避難者の支援に関する情報
市町村災対本部	避難所外避難者	避難所外避難者の支援に関する情報

３　業務の体系

避難所外避難者の状況調査

↓

必要な支援の実施

４　業務の内容

(1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後３日以内）

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	市町村に対する支援（人員、助言等）	応援県等
市町村	避難所外での住民の避難状況の調査（場所、人数、支援の要否・内容等）	自治会、町内会等
避難者	避難状況の市町村災対本部への連絡	避難所管理者

(2) 必要な支援の実施（発災後３日以内に開始）

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	市町村に対する支援（物資提供等）	協定県など
市町村	・新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど） ・食料・物資の供給 ・避難者の健康管理、健康指導	自治会、市町村災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ、NPO

５　市町村地域防災計画で定める事項

・　各地区との連絡体制

・　避難所外避難者への食料・物資の供給方法と協力依頼先

第 11 節　自衛隊の災害派遣計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（統括調整部）、陸上・海上・航空自衛隊

１　計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

(2) 自衛隊の災害派遣基準

ア　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）

イ　差し迫った必要性があること。（緊急性の原則）

ウ　自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

２　災害派遣要請手続

(1) 市町村が実施する手続

市町村長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を防災局危機対策課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市町村長は、その旨市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

県の災害派遣担当窓口	住　　所　　等
防災局　危機対策課 災害対策係	住所　〒950-8570 新潟市中央区新光町４番地１ 電話　025-285-5511(代)(内 6434、6435、6436) 025-282-1638(直通) 防災無線(発信番号)-40120-6434、6435、6436 NTT FAX 025-282-1640 衛星 FAX（発信番号）401-881

(2) 知事の派遣要請

知事は、市町村長から派遣の要請依頼を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を 10 に定める要請先へ提出する。ただし、事態が急なときは、電話等をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。なお、事態の推移に応じ、要請しないことを決定した場合、直ちにその旨を要請先に連絡する。

３　自衛隊の自主派遣

各自衛隊は、部隊を自主派遣する場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと効率的な救助活動の実施に努める。

４　県への連絡幹部の派遣

知事が、各自衛隊に対して連絡幹部の派遣を要請した場合又は各自衛隊が被災地に部隊を派遣した場合には、連絡幹部を県に派遣し、連絡、調整を実施する。

また「特別警報」発表時は、速やかに派遣する。なお、県は受入れに当たっては、部隊の作業が効率的に実施できるように執務室等の受入施設を提供する。

５　派遣部隊の受入体制

県及び受入れ市町村は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

(1) 派遣部隊と市町村との連絡窓口及び責任者の決定
(2) 作業計画の協議、調整及び資機材の準備
(3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
(4) 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

６　業務の内容

(1) 救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	事前の情報連絡　→　災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊 各市町村等
市町村	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入れ体制整備	市町村防災機関
防災関係機関	救助における調整及び情報共有	自治会、地域住民

(2) 給食、医療等民生支援業務

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	事前の情報連絡　→　災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊 各市町村等
市町村	連絡要員等の受入れ並びに自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入れ体制整備	各自治会等

自治会等	民生支援に対する協力及び各避難所等での協力体制の構築	地域住民

７　災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民生の安定等に支障がないよう当該市町村長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市町村長の撤収要請により決定する。

８　救援活動費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市町村の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市町村に代わり負担する。

(1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
(2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
(3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
(4) 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

９　市町村地域防災計画で定める事項

・　自衛隊受入れ窓口
・　自衛隊要請に関する伝達方法
・　受入施設及び場所の指定

10　派遣要請先

(1) 陸上自衛隊

災害派遣要請先	主な情報内容
○陸上自衛隊 第 12 旅団長 （上越市を除く新潟県南部市町村の災害派遣）	〒370-3594　群馬県北群馬郡榛東村大字新井 1017-2 第 12 旅団第３部防衛班 ℡0279-54-2011　内 2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011　FAX 切替　内 2239
	連絡窓口　第２普通科連隊第３科 〒943-8501 上越市南城町３丁目７番１号 ℡ 025-523-5117 内 235、237 NTTFAX 025-523-5117　FAX 切替 内 239
○高田駐屯地司令 （第５施設群長） （上越市の災害派遣）	〒943-8501　上越市南城町３丁目７番１号 第５施設群第３科 ℡ 025-523-5117 内線 435、439 NTTFAX 025-523-5117　FAX 切替 内 538
○新発田駐屯地司令 （第 30 普通科連隊長） （佐渡市を含む新潟県北部市町村の災害派遣）	〒957-8530　新発田市大手町６丁目４番１６号 第３０普通科連隊第３科 ℡ 0254-22-3151 内 230、233 NTTFAX 0254-22-3151　FAX 切替 内 537

※派遣先の地域が限定できない場合の事前の連絡先は、新発田駐屯地（第３０普通科連隊）とする。

(2) 海上自衛隊

災害派遣要請先	主な情報内容
○海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-0087　京都府舞鶴市余部下１１９０ 舞鶴地方総監部防衛部ｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝ ℡ 0773-62-2250 内 2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250　FAX 切替
	連絡窓口　新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町１番１号 ℡ 025-273-7771 内 432 NTTFAX 025-273-7771　FAX 切替

(3) 航空自衛隊

災害派遣要請先	主な情報内容
○航空自衛隊航空総隊司令官 （写真偵察機による調査活動） ○航空支援集団司令官 （輸送機の派遣） ○航空救難団司令 （救援機の派遣）	〒197-8503　東京都福生市大字福生２５５２ 航空総隊司令部防衛部運用課作戦室 初動対処クルー ℡ 042-553-6611 内 2283、2941 NTTFAX 042-553-6611　FAX 切替
	〒183-8521　東京都府中市浅間町１丁目５－５ 航空支援集団司令部防衛部運用課 ℡ 042-362-2971 内 2322 NTTFAX 042-362-2971　FAX 切替 2631
	〒350-1324　埼玉県狭山市稲荷山２丁目３番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 ℡ 04-2953-6131 内 3832、3836（夜間 3895） NTTFAX 04-2953-6131　FAX 切替
	連絡窓口　新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町３丁目１３５ ℡ 025-273-9211 内 218、221 NTTFAX 025-273-9211　FAX 切替 内 227
○中部航空方面隊司令官 (第４６警戒隊（佐渡分屯基地）の派遣)	〒350-1324　埼玉県狭山市稲荷山２丁目３番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 ℡ 0429-53-6131 内 2236 NTTFAX 0429-53-6131　FAX 切替
	連絡窓口　第４６警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保丙２－２７ ℡ 0259-63-4111 内 205・206 NTTFAX 0259-63-4111　FAX 切替 内 264

第12節　輸送計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（統括調整部、◎食料物資部、生活基盤対策部、治安対策部）、市町村、警察本部、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、自衛隊、消防庁、東京航空局新潟空港事務所、各鉄道事業者、公益社団法人新潟県トラック協会、輸送関係機関

1　計画の方針

(1) 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市町村、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、総合的・積極的に緊急輸送ができるよう、陸・海・空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。

ア　各主体の責務

(ｱ) 市町村

a　車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。

b　地域域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保する。

c　車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

(ｲ) 県

a　道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。

b　被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。

c　広域物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保する。

d　市町村からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。

e　災害発生の初期からヘリコプター等を集中的に投入し、緊急輸送道

第３章第 13 節「警備・保安及び交通規制計画」参照

路啓開までの間、輸送を行う。

ｆ　離島等において輸送手段の確保が困難な場合は、船舶等による輸送手段を確保する。

ｇ　災害の規模により、被災市町村が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

(ｳ) 県警察

ａ　緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。

ｂ　災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

(ｴ) 輸送関係機関

自動車・海上・港湾運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局及び新潟運輸支局の指導のもと、県災害対策本部との連絡を密にしながら、輸送体制の確保に協力する。

(ｵ) 輸送施設管理者

道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市町村、県、県警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

イ　活動調整

県災害対策本部（統括調整部、食料物資部)、市町村災害対策本部

ウ　達成目標

（輸送手段の確保）

車両等の輸送手段は、おおむね６時間以内に確保する。

（緊急輸送ネットワークの確保）

緊急輸送ネットワークは、おおむね 24 時間以内に確保する。

（輸送活動）

輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。

ａ　総括的に優先されるもの

(a) 人命の救助及び安全の確保

(b) 被害の拡大防止

(c) 災害応急対策の円滑な実施

ｂ　災害発生後の各段階において優先されるもの

第１段階（災害発生直後の初動期）

(a) 救助・救急活動及び医療救護活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資

(b) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

(c) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重傷患者

(d) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
(e) 緊急輸送に必要な輸送施設及び物資輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資

第２段階（応急対策活動期）
(a) 第１段階の続行
(b) 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
(c) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
(d) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第３段階（復旧活動期）
(a) 第２段階の続行
(b) 災害復旧に必要な人員及び物資
(c) 生活用品
(d) 郵便物
(e) 廃棄物の搬出

(2) 積雪期の対応
ア　各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。
イ　各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市町村 県	・輸送施設の被災状況 ・交通規制等の状況
市町村	県	・輸送施設の被災状況 ・臨時ヘリポートの確保状況 ・応援要員及び物資等の輸送需要
県	関係機関	・輸送施設の被災状況（収集した広域的情報） ・輸送体制確保についての応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市町村	・輸送体制確保についての応援の内容 ・輸送施設の被災状況（収集した広域的情報）

県警察 道路管理者	関係機関 県民	・交通の確保及び交通規制の実施状況 ・渋滞の状況

3　業務の体系

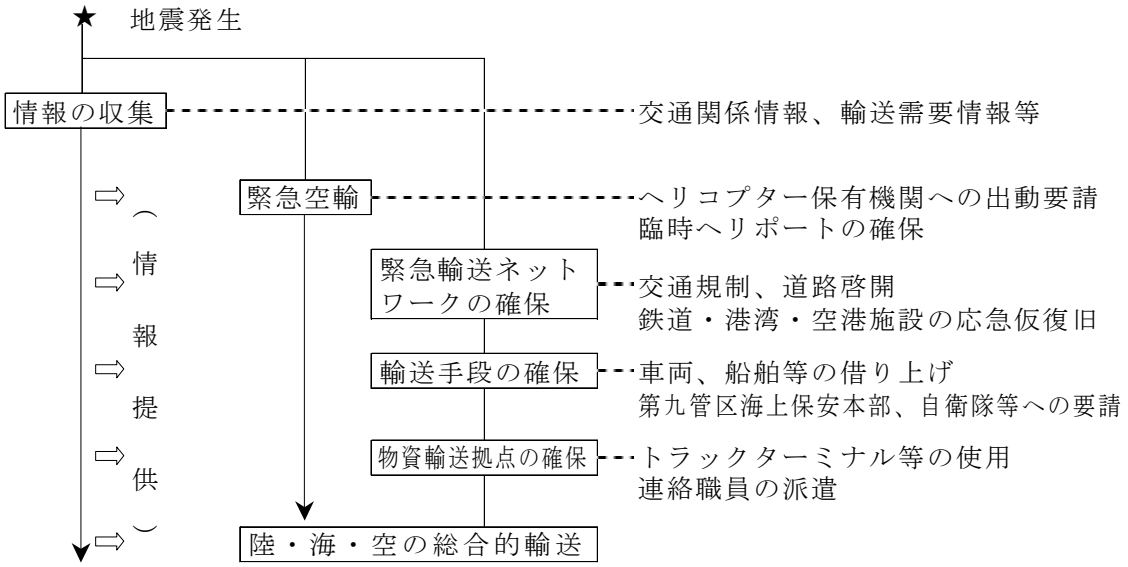

4　業務の内容

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・緊急輸送ネットワークの全体の状況把握を行い、応急復旧等に必要な対策を実施するとともに、必要に応じて関係機関に応援を要請する。	
輸送施設管理者	・各輸送施設管理者の間で相互に協力し、他の復旧作業に優先して道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。	
市町村	・発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。	
県警察 道路管理者	・緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。	

資料編

第3章第13節「警備・保安及び交通規制計画」参照

(2) 輸送手段の確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・平常時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあっせんを要請する。	他市町村 県（災対本部統括調整部）
県	・輸送車両等が不足し、災害応急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。 ・トラック、船舶、ヘリコプター、無人航空機等による輸送手段を確保する。	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 (公社)新潟県トラック協会 自衛隊 等防災関係機関

災対法第71条
災害救助法第24条～27条

(3) 物資輸送拠点の確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる広域物資輸送拠点を確保する。	施設管理者 県倉庫協会
市町村	・避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する	県 施設管理者

＜広域物資輸送拠点の機能＞

ア　国、他都道府県及び関係機関等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管

イ　地域内輸送拠点等への物資の配送

(注)配送にあたっては、輸送車両やヘリコプター等への積み込みを行う

＜地域内輸送拠点の機能＞

ア　広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管

イ　避難所等への物資の配送

(注)配送にあたっては、小型車両等への積み込みを行う

＜物資輸送拠点の開設に係る県及び市町村の業務＞

ア　物資輸送拠点の施設管理者との調整

イ　物資輸送拠点への職員等の派遣
　　連絡調整、搬入、仕分け、搬出、管理作業要員や物流業者等の専門家等
ウ　物資輸送拠点への資機材等の配備
エ　県及び市町村の災害対策本部との連絡体制の確保

(4) 応援要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。	県（災対本部統括調整部） 他市町村
県	・市町村からの応援要請に基づき、（公社）新潟県トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。 ・ヘリコプター、船舶等を集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプター、船舶等保有機関に応援を要請する。 ・ヘリコプター、船舶等を保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。	（公社）新潟県トラック協会 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 第九管区海上保安本部 他都道府県

(5) 輸送の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・各市町村の輸送計画に基づき、輸送を実施する。 ・配送、保管にあたり衛生面に配慮する。	県（災対本部食料物資部） 他市町村
県	・県有車両等については、原則として、県災害対策本部（統括調整部総務局）が集中管理して運用する。 ・緊急輸送が必要な場合又は陸路輸送が困難な場合は、関係機関と協力してヘリコプター又は船舶等で輸送する。	陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 北陸信越運輸局新潟運輸支局 第九管区海上保安本部

北陸信越運輸局新潟運輸支局	・災害輸送の必要があると認めるときは、自動車運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者等の輸送関係機関に対し、輸送力の確保に関しての措置を取るよう指導を行うとともに、県の要請により車両等のあっせんを行う。	
第九管区海上保安本部	・必要に応じ、又は県からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機による緊急輸送を行う。	
自衛隊	・陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊による緊急輸送が必要な場合、第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」により行う。	
消防庁	・県の依頼により、大規模特殊災害時における広域航空消防応援による輸送を行う。	
東京航空局新潟空港事務所	・民間航空機による輸送を必要とする場合は、県の要請により民間航空機のあっせんを行う。	
(公社)新潟県トラック協会	・県との協定に基づき、貨物自動車等の供給に協力する。	
(公社)新潟県バス協会	・県の要請に基づき、人員輸送用のバス等の供給に協力する。	
各鉄道事業者	・県の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧資機材等の輸送に協力する。	

5　市町村地域防災計画で定める事項

- 輸送の責任部門
- 他機関に応援要請をした場合の受入体制
- 緊急輸送ネットワークの整備及び確保に関すること
- 応援要請を受けた場合の支援体制

第 13 節　警備・保安及び交通規制計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（治安対策部）

１　計画の方針

(1) 基本方針

警察本部は、平素から国、県及び市町村並びに防災関係機関・団体と緊密な連携の下に総合的な防災業務の推進に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警備体制を確立し、県警察各部門が相互に連携を密にして一体的な災害警備諸対策を実施するものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

住民の避難誘導に当たっては、高齢者、障害者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

(3) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

２　警察本部における応急対策フロー図

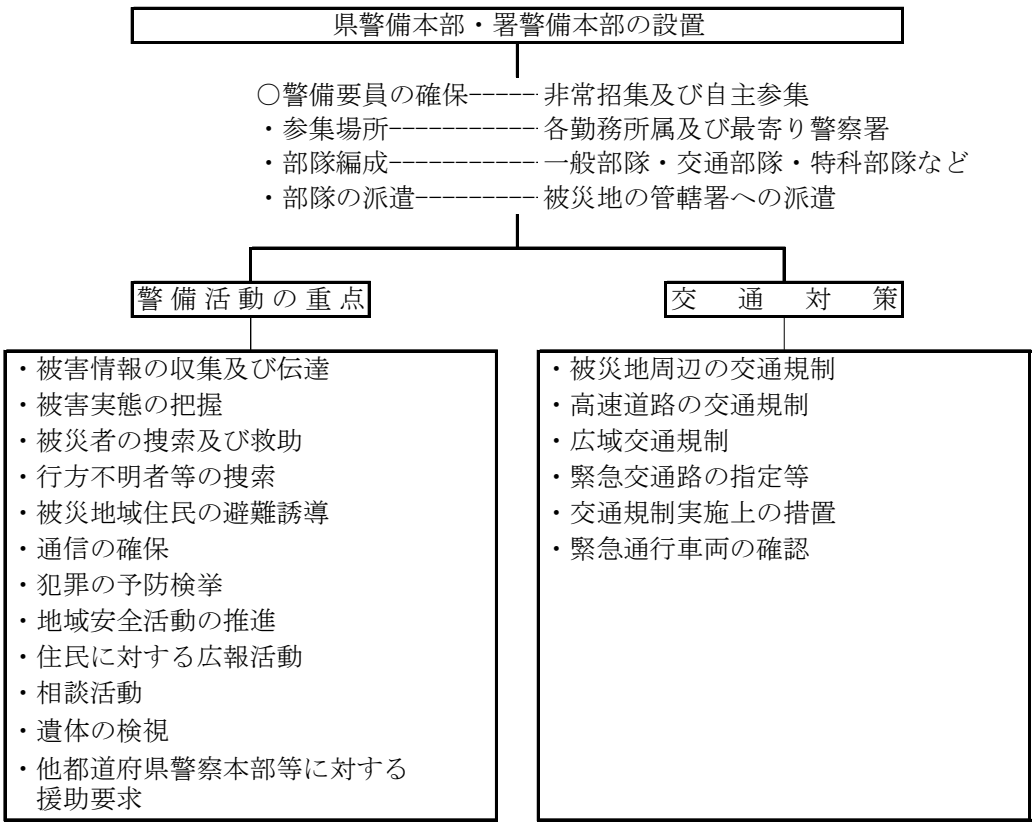

３　大規模災害に備えての措置

警察本部は、大規模災害の発生に備えて次の措置を行うよう努める。

(1) 警察施設の耐久性の点検、補強等

(2) 装備資機材の部隊別必要品目・数量の検討と計画的な設備充実

(3) 通信施設の防護措置並びに通信資機材の部隊別必要品目・数量の検討及び計画的な整備充実

(4) 通信指令機能・情報処理機能の防護措置及びバックアップシステムの確保

(5) 県警備本部の代替設置施設の確保

(6) 部隊員用非常用食料及び非常用消耗品の備蓄

(7) 装備資機材保有業者及びリース業者の把握

(8) 部隊の宿泊・補給等に必要な施設、敷地及び業者の把握

(9) 非常時の警察関係車両用燃料及び航空燃料の確保

(10) 関係機関との連絡体制の整備

(11) 交通信号機への電源付加装置の設置等電源の確保

４　県警察における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

(1) 警備体制の確立

ア　指揮体制の確立

大規模災害が発生した場合には、警察本部に県警備本部を、また、被災地域を管轄する警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。

なお、新潟県に災害対策本部が設置された場合、警察本部長は、その本部員として県災害対策本部に加わり、県が行う応急対策との総合調整に当たるとともに、県警備本部の指揮に当たる。

イ　警備要員の確保

(ｱ) 大規模災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行う。

(ｲ) 警察職員は、県内に震度６弱以上の地震が発生した場合又は次の事項が発生したことを知ったときは、命令を待つことなく速やかに自主参集する。

ａ　警察法第 71 条第１項に規定されている「緊急事態」の布告があったとき

ｂ　津波警報が発表されたとき

(ｳ) 参集場所は、原則として各勤務所属とする。なお、交通の不通等で勤務所属に参集できないときは、最寄りの警察署に参集し、一時的にその署長の指揮下に入る。

(ｴ) 県警備本部は、被災の状況等警備活動の必要性を考慮し一般部隊、交通、刑事等の特科部隊などを編成し、被災地域管轄警察署に対し部隊を派遣する。

また、署警備本部は、必要に応じ県警備本部に部隊の派遣を要請する。

(2) 警備活動の重点

ア　情報の収集及び伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震情報等、被害の実態及び被害の拡大の見通しなど災害応急対策活動を実施するために必要な情報を重点的に収集するとともに速やかに関係機関へ伝達するものとする。なお、津波予報、余震等地震関連情報の伝達に当たっては、第３章第５節津波避難計画により実施する。

第３章第５節「津波避難計画」参照

イ　被害実態の把握

県警備本部は、各所属、各部隊等からの報告に基づいて、被害状況の把握及び情報の収集と集約に当たること。また、県災害対策本部へ連絡員を派遣し、災害警備活動に必要な情報の収集と交換に当たる。

署警備本部は、パトロールカー、交番・駐在所勤務員及び各部隊（班）の活動により、次の事項について被害状況の調査及び情報の収集に当たり、内容を逐次県警備本部に報告する。また、市町村災害対策本部へ連絡員を派遣し、情報の収集と交換に当たる。

(ｱ) 初期段階における主な情報収集項目

○津波・火災の発生状況
○死傷者等人的被害の発生状況
○家屋の倒壊等建物被害の発生状況
○住民の避難状況
○主要道路・橋梁及び鉄道の被害状況
○堤防、護岸等の損壊状況
○市町村・消防等の活動状況
○災害拡大の見通し
○危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況
○電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況

(ｲ) 初期段階以降における主な情報収集項目

○「初期段階」に掲げる事項
○火災の発生及び被害拡大の原因
○被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
○市町村・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況
○被災者の動向
○電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
○被災地域・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況

ウ　被災者の捜索及び救助

捜索・救助は、火災による類焼危険地域、倒壊家屋の密集地域、学校・病院・デパート・地下街その他多数人の集合する場所、山（崖）崩れに

よる生き埋め場所等に重点的に、各種救出機材を有効活用し、実施する。

負傷者については、応急処置をした後、県、市町村、消防機関、日本赤十字社等の救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。

エ　行方不明者等の捜索

大規模災害発生の混乱の中で予想される事故遭遇者等の行方不明者、迷い子及び迷い人（以下「行方不明者等」という。）の発見、保護、調査等の警察活動を迅速に行うため、次の活動を実施するものとする。

(ｱ) 行方不明者等を早期に発見するため、各警備本部及び他都道府県警察本部との連絡に当たるとともに、報道機関の協力を得て積極的に広報を行うこと。

(ｲ) 行方不明者等の捜索等に関する相談に応じるため、警察署、主要交番、その他適切な場所に「行方不明者等相談所」を設置すること。

(ｳ) 行方不明者等のうち、保護者その他の引取人がいない者又は判明しない者は、児童相談所、社会福祉事務所又は市町村等の開設する保護・収容施設に連絡して引き継ぐこと。

(ｴ) 行方不明者等について届出を受理した場合は速やかに電算処理を行い、事後の届出、照会及び照合に対応すること。

オ　警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導

(ｱ) 警戒区域の設定

法第 63 条「市町村長の警戒区域の設定」に関し、危険物の爆発、毒物の流出、山（崖）崩れ等のおそれがある場合には、警戒区域を設定して、当該区域への立入禁止、避難等の危険防止措置をとるよう市町村長に対して通報する。

また、通報するいとまがなく現場の警察官が警戒区域を設定し、立入禁止、退去命令等の措置をとった場合は、直ちに市町村長に通知する。

(ｲ) 被災地域住民の避難誘導

a　地元市町村、消防関係者等と協力し避難誘導を実施するものとする。なお、実施に当たっては、本章第８節「住民等避難計画」に基づき実施する。

第３章第８節「住民等避難計画」参照

b　被災の危険が予想される場合は、住民を早めに避難させること。また、市町村長と協議の上、高齢者、障害者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させること。

多数の住民を避難させる場合には、所要の部隊を配置するとともに、現場広報を積極的に行い、混乱による事件事故の防止を図ること。

c　駅、学校、病院、福祉施設、地下街、劇場その他多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、災害の規模・態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して安全な場所へ誘導する。

カ　通信の確保

警察通信活動は、大規模災害発生時において、一般の通信施設が被害を受け途絶することがあっても、休むことなく通信を行わなければならない。

したがって、このような場合、通常より多量の情報を疎通させることが必要で、その対策として、各警察通信回線の２ルート化や有線回線、無線回線、更には衛星回線を用いた二重、三重の通信網を構成し、各種通信設備を如何なる状況においても運用可能な状態に保つとともに、あらゆる事態にも対応できる通信の確保を行う。

キ　犯罪の予防検挙

(ｱ) 各種事件、事故等の被害防止を図るため、関係行政機関との情報交換を行い、容疑情報の積極的な収集を図る。

(ｲ) 各種犯罪の発生状況、被害予測、不穏動向等の情報を収集・分析し、被災地域住民に対する積極的な情報提供を行う。

ク 地域安全活動の推進

(ｱ) 被災地域、避難所等に対するパトロールを強化して、被災者から困り事、悩み事等の生の声を聞くなど、幅広い活動を実施して、被災住民が望んでいる安全安心情報を収集し、「地域安全ニュース」等を発行して幅広く地域住民に情報を提供すること。

(ｲ) 危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等の被害の有無及び実態、被害拡大のおそれ等を関係機関の協力を得ながら早期に把握し必要な措置をとらせるとともに、状況により所要の部隊を派遣すること。また、漏出が発生した場合は、速やかに警戒区域を設定して立入禁止措置、付近住民の避難措置等を講じること。

(ｳ) 銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対しては盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等保管場所が被災した場合には、保管委託又は警察署における一時預かりを依頼するよう指導する。

(ｴ) 被災者等からの相談、要望、被災状況及び安否確認などの問い合わせ等については、迅速、適正かつ誠実に対応し、被災者等の不安解消に努める。

(ｵ) 自治会等の責任者に対して、地域安全活動の概要を説明して警察活動に対する協力を要請するとともに、防犯、流言飛語の防止等について地域住民への徹底を図るように要請する。

(ｶ) 被災者に対する給食、救援物資等の配分及び県・市町村、日本赤十字社その他機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体処理、医療防疫活動等に対しては、必要によって部隊を派遣する。

(ｷ) 事業者に対して、防犯情報の提供及び活動に対する助言により防犯ＣＳＲ活動を促進するとともに、必要に応じて青色回転灯装備車保有団体に対してパトロールを要請する。

ケ　住民に対する広報活動

(ｱ) 責務

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関の協力を得ながら広報活動を行う。

(ｲ) 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

(ｳ) 広報すべき事項(例示)

a　災害に乗じた犯罪の抑止情報

b　交通規制に関する情報

c　市町村から要求があった場合等の避難指示広報

(ｴ) 広報手段(例示)

a　報道機関への情報提供

b　警察官による現場広報

c　インターネットによる情報発信(パソコン、携帯サイト)

コ　相談活動

県警備本部及び署警備本部は、被災者等からの相談、要望、被災状況、安否照会、迷子、行方不明者の照会及び外国人からの照会等の各種問い合わせの相談に応じ、迅速かつ的確な処理に努める。

サ　遺体の検視

災害発生から検視規則等に基づき遺体の検視を行う。

また、身元不明の遺体は、人相、身体特徴、所持品、着衣等を写真撮影するとともに記録化し、事後の身元確認に備える措置を施し、遺品とともに市町村に引き継ぐ。

シ　他都道府県警察本部等に対する援助要求

県公安委員会は、被害状況を考慮し必要と認める場合は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第 60 条に基づく援助要請を行う。

(3) 災害警備活動に対する関係機関の協力

県警備本部長又は署警備本部長は、県、市町村、消防、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。

ア　県・市町村

(ｱ) 一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。

(ｲ) 警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に県・市町村災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。

イ　消防機関

(ｱ) 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。

(ｲ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。

ウ　その他関係機関

(ｱ) 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。

(ｲ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

(ｳ) 津波警報が発令された場合には、潮位の変化等の情報提供を要請する。

(ｴ) 離島(佐渡島・粟島)が被災し、緊急に部隊の輸送が必要な場合には、関係機関に船舶の支援を要請する。

5　道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。

あわせて、交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

ア　緊急交通路

イ　避難路

ウ　交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。

ア　被災地周辺の交通規制

被災地域の周辺警察署において、被災地域に通じる幹線道路の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の被災地への流入を抑制する。

イ　高速道路の交通規制

高速道路の必要な区間を全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、道路管理者と協力して、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出並びに各インターチェンジ等からの車両の流入を禁止する。

ウ　広域交通規制

被災地周辺への流入抑止を広域的に実施するため、主要幹線道路に検問所を設置し広域交通規制を実施する。

(ｱ) 広域交通規制の対象道路

関越自動車道、上信越自動車道、北陸自動車道、磐越自動車道、日本海東北自動車道、国道7号、国道8号、国道17号、国道18号、国道49号、国道113号、国道116号、国道117号

ただし、上記対象道路の被災状況によっては、他の幹線道路を対象道路に含める場合がある。

(ｲ) 検問所の設置

被災地域における道路の被害状況、及び迂回路の確保等の交通状況、並びに積雪等の天候状況等を考慮して、必要な地点を選定し検問所を設置する。

エ　緊急交通路の指定等

(ｱ) 都道府県公安委員会は、緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(ｲ) 幹線道路の被害調査結果に基づいて、法第76条第1項の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及び区間内主要交差点において、交通規制を実施し、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止する。警察官が配置できない交差点においては、道路管理者等の支援を受け、緊急交通路への車両の流入を禁止する。

(ｳ) 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止する。

(ｴ) 緊急交通路の指定に際しては、必要に応じて隣接県警察本部等と調整を実施する。

(ｵ) 緊急交通路等における車両等の措置

a　緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導退去させる。

b　緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合には、法第76条の3の規定により、直ちに立退き又は撤去の広報又は指示を行う。著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制実施上の措置

ア　交通規制の結果生ずる滞留車両への措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切なう回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

イ　主要交差点対策

停電等により主要交差点の信号機が作動しない場合は、速やかに電源確保等の必要な措置を講ずるとともに、復旧までの間、警察官等による

交通整理を実施する。

(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認

県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続又は事前届出手続（以下「確認手続等」という。）は、次のとおりである。

ア　緊急通行車両の対象

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を対象とする。

(ｱ) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
(ｲ) 消防、水防その他の応急措置に関するもの
(ｳ) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの
(ｴ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
(ｵ) 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
(ｶ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
(ｷ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
(ｸ) 緊急輸送の確保に関するもの
(ｹ) その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ　規制除外車両の対象

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、次の業務に従事する車両を対象とする。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両は規制除外車両であるが、確認標章の交付はしないことから確認の対象には含まない。

(ｱ) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
(ｲ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
(ｳ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
(ｴ) 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両
(被災地における交通容量の復旧に応じて、前記(ｱ)～(ｴ)以外にも対象の範囲を拡大する場合があります。)

ウ　確認手続等の実施者

(ｱ)緊急通行車両の確認手続は、県知事及び県公安委員会が次の区分により実施する。

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県知事	○県有車両 ○県管理施設の災害応急対策を	○防災局危機対策課 ○各地域振興局

	実施する車両 ○災害応急対策を実施するため県が調達、借上等をする車両 ○県との災害協定を締結している団体が使用する車両	
県公安委員会	○国、市町村、公共的団体及びその他の者が所有する車両	○警察本部交通規制課 ○各警察署 ○交通検問所 ※交通検問所は、原則、事前届出済証携帯車両のみ

(ｲ)規制除外車両の確認手続等は、原則として県公安委員会が実施する。

エ　確認手続等の実施要領

(ｱ) 緊急通行車両の確認手続

車両の使用者からの申出を受けた県知事又は県公安委員会は、当該車両が緊急通行車両の対象と認める際は、法施行規則第６条の２に基づく標章及び証明書を交付する。

なお、当該手続は、緊急交通路の指定の前後を問わず、平時から実施する。

また、緊急交通路の指定後に、事前届出済証を交付済みの車両の使用者から確認の申出を受けた際は、速やかに法施行規則第６条の２に基づく標章及び証明書を交付する。

(ｲ) 規制除外車両の確認手続等

車両の使用者からの申出を受けた県公安委員会は、当該車両が規制除外車両の対象と認める際は、緊急交通路の指定前にあっては事前届出済証を、緊急交通路の指定後にあっては法施行規則第６条の２に基づく標章及び証明書を交付する。

なお、緊急交通路の指定後に、事前届出済証を交付済みの車両の使用者から確認の申出を受けた際は、速やかに法施行規則第６条の２に基づく標章及び証明書を交付する。

(5) 運転者のとるべき措置

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア　車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

(ｱ) できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。

(ｲ) 停車後はカーラジオやＳＮＳ等により災害に関する情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ｳ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

(ｴ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動して

おくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ　車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

(ｱ) 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

(ｲ) 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

ウ　法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る場合は次の措置をとること。

(ｱ) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

・　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

・　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(ｲ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ｳ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）

(6) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。

(7) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

第 14 節　海上における災害応急対策

【関係機関】第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、自衛隊、県災害対策本部（◎統括調整部、生活基盤対策部）、市町村、県警察、消防機関、日本赤十字社

１　計画の方針

大規模地震発生時、海上においては、津波等による多数の人身事故及び船舶海難の発生、大量の油及び有害液体物質等の流出、沿岸及び海上における火災の発生等甚大な海上災害の発生が予想される。

これら地震による大規模な海上災害に対して迅速かつ的確に対処するため、第九管区海上保安本部は、必要に応じて対策本部を設置するとともに、関係機関との協力体制を構築し、効果的な災害応急対策を行う。

２　第九管区海上保安本部における応急対策フロー図

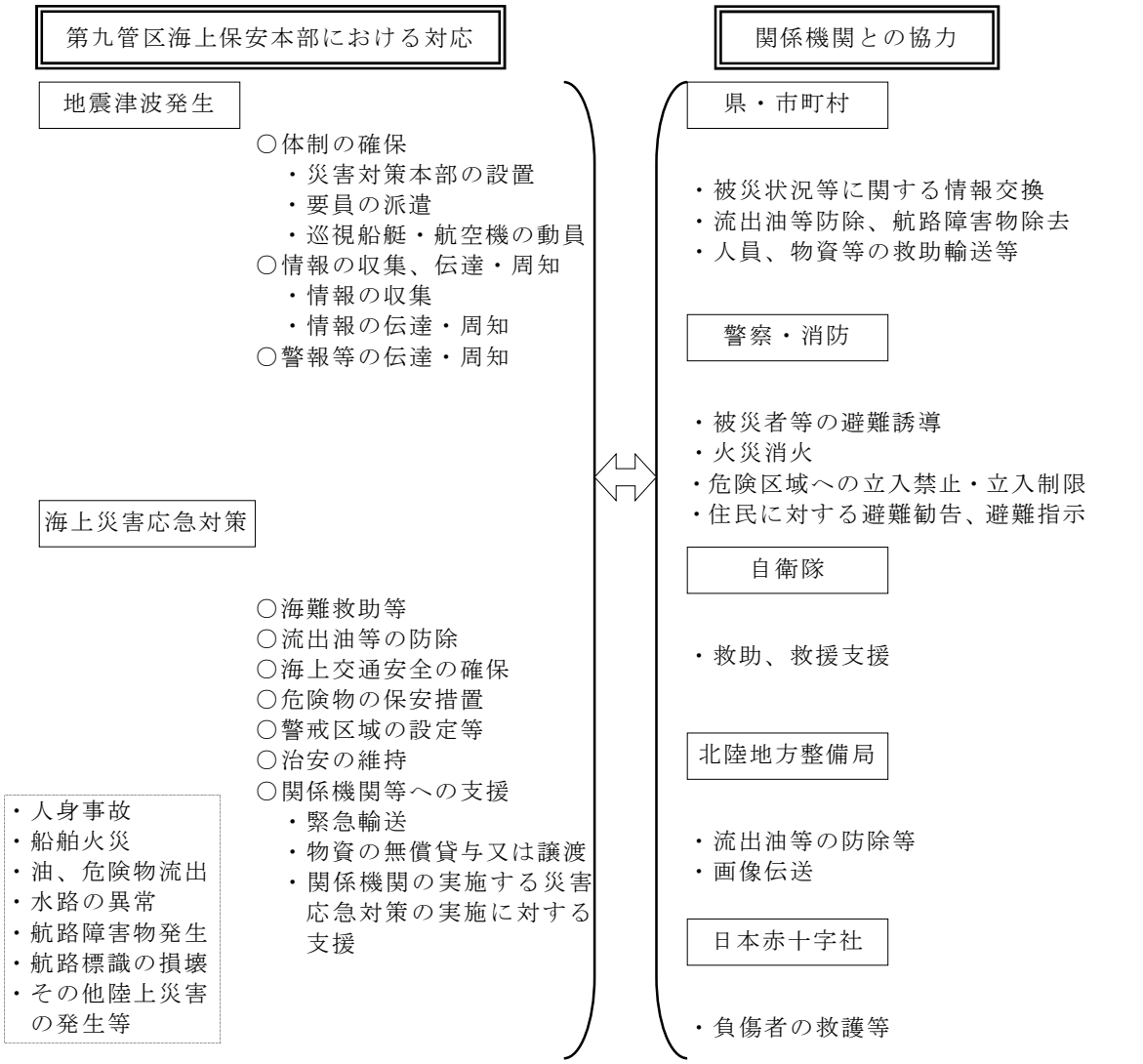

３　地震津波発生時の対応

第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。

(1) 体制の確保

ア　対策本部の設置

管内で震度６弱以上の大規模な地震が発生したとき、又は大津波警報が発令されたときは、必要な職員を直ちに参集し、第九管区海上保安本部に対策本部を設置するとともに、関係機関にその旨連絡する。

イ　要員の派遣

県等に対策本部等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、関係機関等との協力体制を確保する。

ウ　巡視船艇・航空機の動員

必要に応じて巡視船艇及び航空機に所要の資機材を搭載し、被害の発生が予想される周辺海域に出動させる。

(2) 情報の収集及び伝達・周知

ア　情報の収集

(ｱ) 震度５弱以上の地震が発生したとき、津波警報が発表されたとき、その他必要と認めるときは、関係機関等と密接な連絡をとり情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、積極的な情報収集活動を実施する。

(ｲ)　被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、巡視船艇、航空機等を活用し、次に掲げる事項に関して情報収集するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。

この場合、陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部における被害状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急活動の実施に支障を来たさない範囲において行う。

ａ　海上及び沿岸部における被害状況

(a)　被災地周辺海域における船舶交通の状況
(b)　被災地周辺海域における漂流物等の状況
(c)　船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
(d)　石油コンビナートの被害状況
(e)　流出油等の状況
(f)　水路及び航路標識の異状の有無
(g)　港湾等における避難者の状況

ｂ　陸上における被害状況

ｃ　震源域付近海域における海底地形変動等の状況

イ　情報の伝達・周知

収集した情報は、必要に応じて関係機関等に伝達する。

(3) 警報等の伝達・周知

ア　地震、津波等に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚及び巡視船艇及び航空機による巡回等により、航行船舶、被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶並びに被害が予想される沿岸地域の住民、関係事業者等に対して直ちに周知する。

イ　航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報を行い、船舶等に対して周知する。

ウ　大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響

を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により船舶等に周知する。

４　海上災害応急対策

第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。

(1) 海難救助等

ア　船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機により捜索救助を行う。

イ　船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等により消火活動を行うとととともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。

ウ　危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

エ　海上における行方不明者の捜索を行う。

オ　救助活動に関し、その規模、事態の急迫性等から必要と認めるときは、自衛隊に対して救助等の要請を行う。

(2) 流出油等の防除

ア　船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇、航空機等により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ　防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ　緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。

エ　危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

関係機関及び関係事業所等が実施すべき流出油等の防除措置

○　防除対策推進のための組織体制の整備
○　オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達
○　防除作業の実施、援助及び協力
○　住民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難勧告及び陸上交通規制等の措置

(3) 海上交通安全の確保

ア　津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶等に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。

イ　港内等船舶交通の輻輳（ふくそう）が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、急患輸送を行う船舶が円滑に航

行できるよう努める。

ウ　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

エ　船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ　水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ　航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(4) 危険物の保安措置

ア　危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ　危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ　危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(5) 警戒区域の設定等

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、法第６３条第１項及び第２項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知する。

(6) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

ア　災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ　警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

５　関係機関等への支援

第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を行う。

(1) 緊急輸送

負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食料その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

(2) 物資の無償貸付け又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、被災者に対して物品を無償で貸付け又は譲与する。

(3) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、巡視船による医療活動場所の提供及び災害応急対策従事者に対す

る宿泊場所の提供等を行う。

６　関係機関との協力

地震、津波等による海上災害に対処するため、第九管区海上保安本部、県、市町村、警察、消防、自衛隊等はそれぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動を効果的に行う。

(1) 県・市町村

ア　被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。

イ　港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。

ウ　第九管区海上保安本部の活動が迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請する。

エ　第九管区海上保安本部の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。

(2) 県警察

ア　関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助に当たる。

イ　油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。

ウ　関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示及び避難誘導に当たる。

(3) 消防

ア　関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助に当たる。

イ　初期消火及び延焼の防止に当たっては、相互に情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。

ウ　負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送及び負傷者の救急措置を行う。

エ　流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。

オ　関係機関の協力を得て、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

(4) 自衛隊

ア　第九管区海上保安本部及び県・市町村からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。

イ　被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

(5) 北陸地方整備局

ア　関係機関と連絡をとり流出油の防除等災害応急対策に協力する。

イ　第九管区海上保安本部等が撮影した画像情報の関係機関へ伝送等について協力する。

(6) 日本赤十字社

関係機関と連絡をとり、負傷者の救護に当たる。

第 15 節　災害時の空港運用及び航空管制

【関係機関】新潟空港事務所、県災害対策本部（統括調整部、◎生活基盤対策部）、県警察航空隊、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、自衛隊、東北電力、報道機関

１　計画の方針

震災時における新潟空港の運用について、東京航空局新潟空港事務所が実施する航空機の安全運航対策及び業務支援対策について定める。

２　空港事務所の対応

震度６弱以上の地震が発生した場合は、次の措置を講じるとともに、必要に応じ災害対策本部を設置する。

(1) 施設を点検中は滑走路を一時閉鎖し、飛行中の航空機に対し、空中待機等の指示を行う。ただし滑走を必要としない回転翼航空機にあっては、被害調査及び救助活動等に向かう関係機関（以下、救難機関という。）のもの及び津波避難を目的とするものに限り離陸を認める。

(2) 滑走路、誘導路等の基本施設、航空灯火及び航空保安無線施設の点検を行う。

(3) 関係機関と連絡調整を図り、人命救助及び緊急輸送等の支援体制を執る。

３　航空機の安全運航対策及び業務支援対策

(1) 空港が使用できない場合の措置

航行している航空機に対し空港が使用できない旨を通知し、代替空港又は最寄りの飛行場への飛行を調整する。

(2) 空港が使用できる場合の措置

通常どおりの航空保安業務を実施する。

(3) 救難機関が運航する航空機に対する措置

人命救助及び緊急物資輸送のために運航する航空機に対し、次の措置を講じる。

ア　新潟空港サウスエプロン及びノースエプロンの駐機スポットが不足する場合には、誘導路等も使用し、駐機スポットを確保する。

イ　関係機関ごとに駐機可能なスポットを連絡する。

ウ　交通状況が許す範囲で可能な限り優先的に取り扱うものとする。

エ　緊急用航空機の安全を確保するために必要な措置を講じる。

(4) 取材用航空機及び公的機関の航空機に対する措置

ア　駐機場の円滑な運用を図るように努める。

イ　被災地での円滑な救助活動を図るため、必要に応じ被災地上空への飛行自粛要請を行う。

(5) 被災地への緊急物資輸送のために空港が使用される場合の措置

ア　物資輸送機の駐機場及び物資保管場所を確保する。

イ　空港内制限区域への立入承認は、円滑な支援業務が実施できるよう措置する。

ウ　空港内の混乱及び事故等を防止し、秩序を維持するため適切な措置を講じる。

第16節　消火活動計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（統括調整部）、市町村、消防本部、第九管区海上保安本部、自衛隊、消防庁、県民、企業・事業所

1　計画の方針

家屋等の倒壊等による同時多発火災に対し、住民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 県民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

(ｲ) 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。

(ｳ) 消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

(ｴ) 新潟県代表消防機関である新潟市消防局（(代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）以下この節において「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

(ｵ) 県は、地震により大規模な火災が発生した場合、被災市町村の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

イ　達成目標

発生した火災に対し、住民の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速・効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(2) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとととともに、初期消火に努める。

(3) 積雪期の対応

ア　県民の対応

(ｱ) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(ｲ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ　消防機関の対応

(ｱ) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪

等を要請する。

(ｲ) 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

(ｳ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(4) 惨事ストレス対策

ア　消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ　消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県民	消防団・消防本部	出火・延焼の通報
消防団・消防本部	市町村	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報・応援要請
市町村・消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合） 県	出火・延焼等被害状況、消火活動・応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁・自衛隊	出火・延焼等被害状況、消火活動・緊急消防援助隊要請・自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
消防団・消防本部・市町村	県民	出火・延焼等被害状況、避難・消火情報
被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）	市町村・消防本部 県	県内広域消防応援部隊出動
県	市町村・消防本部	緊急消防援助隊出動 自衛隊出動
消防庁・自衛隊	県	緊急消防援助隊出動 自衛隊出動

3　業務の体系

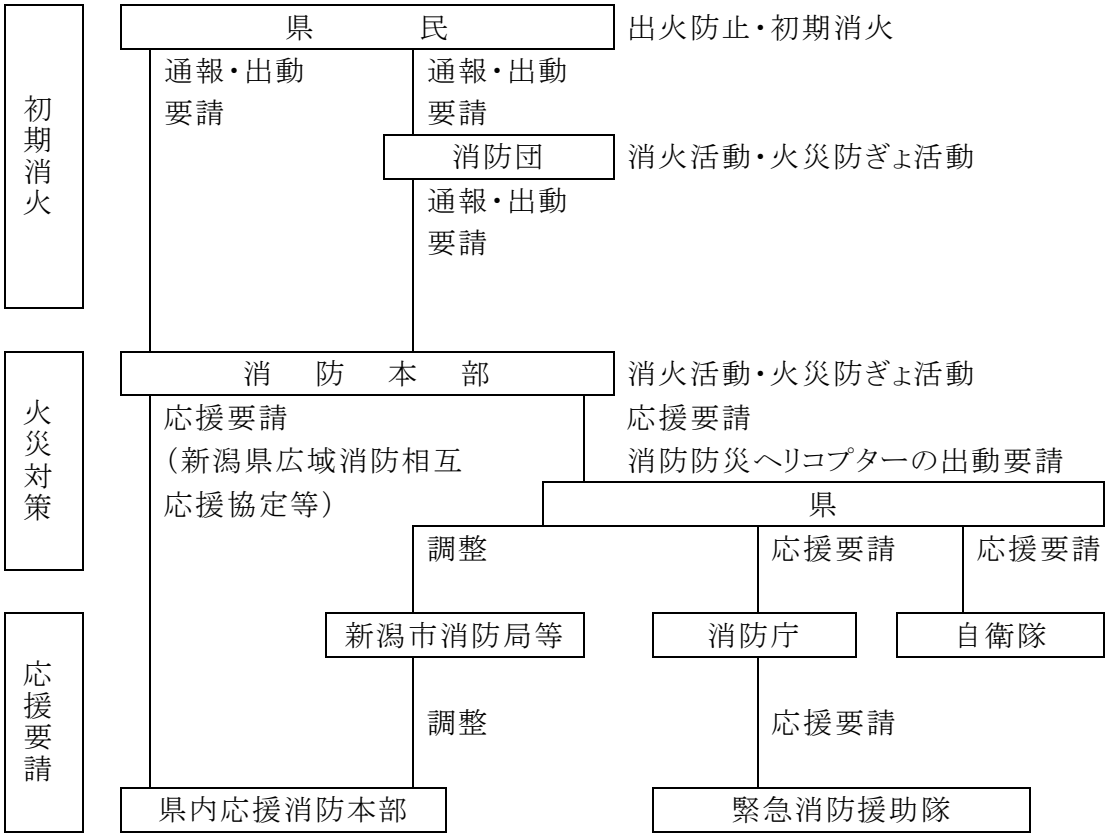

4　業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	対　策	協力依頼先
県民	県民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。 ア　コンロ、暖房器具等の火の元を消す。 イ　電気のブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、ライフライン復旧時における通電火災などの二次災害の防止に努める。 ウ　出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。 エ　消防機関等へ迅速に火災発生を通報する。	消防署（所） 消防団
自主防災組織	地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力自力消火及び救助活動を行う。	消防署（所） 消防団

消防団	消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。 ア　消防団の参集 参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備する。 イ　初期消火の広報 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。 ウ　情報の収集、伝達 現地の火災状況等を消防署所へ電話、無線等により連絡する。 エ　消火活動 消防部隊が到着するまでの間、県民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。 消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。	消防署（所）
電力会社	通電火災を防止するため、住居内へ通電を再開する際に住居者等の立ち会いの上通電する。	

(2) 火災対策

実施主体	対　策	協力依頼先
消防本部	消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに適切な消火活動を行う。 ア　消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等にもとづき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。 イ　火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等による防災行政無線等による情報、森林管理者等からの情報を収集する。 ウ　緊急車両等の通行路の確保 (ｱ) 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制及び道路管理者に対して道路啓開を要請する。	消防団

	(ｲ) 消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。 エ　火災防ぎょ活動 (ｱ) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。 (ｲ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び避難路確保の消防活動を行う。 (ｳ) 避難所、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。 オ　消防水利の確保 消防機関は、あらかじめ作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図る。	県警察 道路管理者	
県	県は、地震により大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関に情報提供するとともに、総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市町村長等の要請に応じて消防活動等を行う。	県警察	新潟県消防防災ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ緊急運航要領
第九管区海上保安本部	海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動に当たる。 また、港内・湾内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに速やかに消火活動を行う。	消防署（所） 消防団	第3章第14節「海上における災害応急対策」参照

(3)広域応援の要請

実施主体	対　策	協力依頼先	
消防本部	ア　消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。	隣接消防本部 各地区代表消防本部 新潟市消防局等	新潟県広域消防相互応援協定書同覚書別表第2　地域代表消防本部

	イ　消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。 ウ　消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	県
新潟市消防局等	ア　新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 イ　上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 ウ　緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。	県 消防庁 県内消防本部
県	ア　県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び受援の準備をする。 イ　県は、市町村から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 ウ　新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。 エ　県は、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。 オ　県は、市町村の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。 　自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。	新潟市消防局等 県内消防本部 消防庁 第九管区海上保安本部 自衛隊 空中消火用バケット依頼先 長野県、群馬県、栃木県、茨城県、静岡県

第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」参照

市町村	市町村は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。	県（防災局） 自衛隊

第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」参照

５　市町村地域防災計画で定める事項

- 消防体制の確立
- 火災防ぎょ活動計画
- 自主防災組織等の役割
- 消防団活動計画
- 応援要請
- 他の防災機関の受入体制

第 17 節　救急・救助活動計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（◎統括調整部、保健医療教育部）、警察本部、市町村、消防機関、第九管区海上保安本部、自衛隊、総務省消防庁、医師会、ドクターヘリ基地病院、医療機関

１　計画の方針

災害により被災した住民等に対し、県、県警察、市町村、消防機関、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊等は、関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動に当たる。

(ｲ) 市町村は、直ちに市町村地域防災計画の定めるところにより、地元医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。

(ｳ) 消防職員及び消防団員は市町村地域防災計画の定めるところにより、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、消防署所及び消防団は直ちに救助隊を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。

(ｴ) 救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。

(ｵ) 市町村及び消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画並びに県・市町村地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

(ｶ) 新潟県代表消防機関である新潟市消防局（(代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）以下「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

(ｷ) 警察本部は、市町村等からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救出・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請する等、必要な救出・救助体制を迅速に確立する。

(ｸ) 県は、被災市町村の被害状況及び救急・救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

(ｹ) 県、警察本部は、市町村からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。また、

県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

(ｺ) 県内の災害派遣医療チーム（新潟ＤＭＡＴ）は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

また、ドクターヘリ基地病院は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のＤＭＡＴの移動、患者の搬送等に活用することができる。

イ　達成目標

(ｱ) 住民又は住民の自治組織等により迅速な初動対応ができる。

(ｲ) 消防職員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。

(ｳ) 新潟ＤＭＡＴ、救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当が実施できる。

(ｴ) 市町村及び消防本部並びに県が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急・救助体制を確立する。

(ｵ) ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

(2)要配慮者に対する配慮

ア　地域住民、市町村及び消防本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

イ　県警察は、必要に応じ避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、救出・救助活動を行う。

(3) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、地元消防団、自治組織等による速やかな初動対応が重要であり、市町村、消防機関、県警察は地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

(4) 惨事ストレス対策

ア　救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ　消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
住民、消防団など	消防本部、警察署	被災状況、救急・救助要請
消防本部、警察署	県、警察本部	救急・救助、応援、ヘリの要請
県、警察本部	消防庁、警察庁など	広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
消防庁、警察庁など	県、警察本部	広域応援出動
県、警察本部	消防本部、警察署	救急・救助、応援、ヘリの出動
消防本部、警察署	住民、消防団など	救急・救助活動

３　業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。

住民、消防団、県、県警察等、地域における初動対応
↓
地元消防本部、県警察等の救急・救助隊等による救急・救助
↓
新潟ＤＭＡＴ、救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護
↓
県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動
↓
広域応援等の要請
↓
広域応援部隊及び関係機関の総合調整
↓
航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

４　業務の内容

(1) 住民、消防団、県、県警察等及び地域における初動活動

実施主体	対　　策	要請等連絡先
県民	ア　救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報する。 イ　電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。 ウ　災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応ずるものとする。	消防署（所） 県警察 警察署 消防団 自主防災組織 市町村役場 県 等
消防団	消防団員は、直ちに自発的に参集し、指揮者は救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急・救助を実施する。	消防署（所） 県警察 市町村役場 県民(自主防災組織含む)等
市町村 消防本部	消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。	消防団、県、市町村役場、県警察　等

県 県警察	県（防災局、福祉保健部及び県警察）は、市町村、消防本部等から情報を収集し、関係機関と情報を共有して必要な総合調整を行う。	市町村、消防本部、警察署、防災関係機関 等

(2) 地元消防本部、県警察等の救急・救助隊による救急・救助

実施主体	対　　策	要請等連絡先
消防本部	ア　消防職員は自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救助隊を編成する。 イ　消防本部は、現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急・救助体制を確立する。 ウ　出動対象の選定と優先順位の設定、現地での住民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努める。 エ　必要に応じ、県警察に救急・救助活動の応援を要請する。	 消防団 県 県警察
県警察	市町村等から救出・救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。	

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市町村	ア　地元医師会と協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護に当たる。また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。 イ　負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関や市町村の開設した救護所等、現地で行う。 ウ　重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。	医師会 医療機関 医療資器材業者 県 県警察
消防本部	広域災害救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	県地域医療政策課 医療機関 医師会　　等
新潟DMAT	ア　被災地内のＤＭＡＴに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。 イ　消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。 ウ　被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（地域医療搬送）	県 消防本部

	を行う。 エ　被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。 オ 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。	

(4) 県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市町村 消防本部 医療機関 その他	市町村、消防本部、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター等による搬送を要請する。 ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、地元消防本部、警察署等を通じて要請するものとする。	県 県警察 要請方法及び連絡先等は資料編を参照。
県 県警察	ア　県及び県警察は、市町村等からの要請があった場合又は自らの判断により保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。 イ　ヘリコプターの要請が同時多発的に行われた場合、県（災害対策本部統括調整部航空運用調整班又は防災局危機対策課）及び県警察がそれぞれ、又は相互に調整の上、その効率的な運航を図る。	県 県警察

(5) ドクターヘリによる救命救急活動

実施主体	対　　策	要請等連絡先
市町村 消防本部 医療機関 その他	市町村、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。	県 要請方法及び連絡先等は資料編を参照。
県	県は、市町村等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討の上、派遣を決定した場合には、直ちにドクターヘリ基地病院に出動を指示する。	ドクターヘリ基地病院
ドクターヘリ基地病院	ドクターヘリ基地病院は、県からの出動指示又は市町村等からの派遣要請あった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防	県 消防本部

	本部と十分な調整を取った上で、ドクターヘリを出動させることができる。	

(6) 広域応援の要請

実施主体	対　　策	要請等連絡先
消防本部	ア　消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。 イ　消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れるものとする。 ウ　消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課又は危機対策課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備するものとする。	隣接消防本部 各地区代表消防本部 新潟市消防局等 県
新潟市消防局等	ア　新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 イ　上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課又は危機対策課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 ウ　緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。	県 消防庁 県内消防本部
県	ア　県は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請が行われ、新潟市消防局内に応援調整本部が設置された場合は、職員を派遣する。 イ　県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び消防庁等	新潟市消防局等 県内消防本部 消防庁 第九管区海上保安本部 自衛隊

	関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請と受援の準備をする。 ウ　県は、市町村から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 エ　新潟県消防防災航空隊は上記イにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。 オ　県は、市町村からの要請があった場合又は自らの判断により、消防庁長官に緊急消防援助隊を要請する。 カ　県は、市町村の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請及び第九管区海上保安本部に救援要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	
警察本部	警察本部は、災害の規模が大きく、県内部隊では対処できず、警察庁、関東管区警察局又は他の都道府県警察に対して援助の要求を行う必要があると認められる場合は、公安委員会の承認を受け、援助の要求に係る手続きを行い必要な体制を確保する。	警察庁 関東管区警察局 他都道府県警察
市町村	市町村は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	県（防災局） 自衛隊

第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」参照
第3章第14節「海上における災害応急対策」参照

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対　策	要請等連絡先
県	ア　救急・救助活動に係る総合調整は県災害対策本部統括調整部で行うものとし、消防庁、県防災局、県福祉保健部、消防応援活動調整本部、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部及びその他関係機関を構成員とし、各機関が相互に情報を共有し、協力して活動を実施するものとする。 イ　消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の調整を行い、必要に応じ、消防機	消防庁 新潟市消防局等 県警察 自衛隊 第九管区海上保安本部

	関とＤＭＡＴの連携体制を確立するものとする。 ウ　県は、広域災害救急医療情報システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。	
県警察	県、消防本部等と連絡調整を行い、警察災害派遣隊の円滑な救出・救助活動の実施を図る。	
市町村 消防本部	市町村及び消防本部は、県内広域消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急・救助活動に当たる。	
市町村 消防本部 緊急消防援助隊 県警察 自衛隊 第九管区海上保安本部 ドクターヘリ基地病院 他県のドクターヘリ 新潟ＤＭＡＴ	災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。	

(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対　　策	要請等連絡先
県	ア　緊急消防援助隊の応援消防防災ヘリコプターの活動は、新潟県消防防災航空隊が消防応援活動調整本部及び被災地指揮者と協議してその調整を行う。 イ　県災害対策本部統括調整部は航空機保有機関の活動及び動態情報の共有を図り、効率的かつ安全な運航に努める。 ウ　県災害対策本部統括調整部は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、	

	無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 エ　県災害対策本部保健医療教育部はドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な運航に努める。 オ　ヘリコプターを必要とする救急・救助事案が同時多発的に発生した場合は、必要に応じ、県災害対策本部統括調整部が各機関と協力して、総合的に調整を行う。	
市町村 消防本部	市町村及び消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県又は県警察等に要請を行う。	県 県警察
緊急消防援助隊 県警察 自衛隊 第九管区海上保安本部 ドクターヘリ基地病院 他県のドクターヘリ	ヘリコプターの動態情報及び活動情報等を相互に提供・保有し、安全かつ効率的な航空機の運用に協力する。	

第 18 節　医療救護活動計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（統括調整部、◎保健医療教育部）、市町村、
医療機関、医療関係団体、消防機関

１　計画の方針

県、市町村、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うものとする。

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、県は、発災直後に被災地域内の市町村及び医療機関等から、広域災害・救急医療情報システム等により、必要な情報収集を行う。

(ｲ) 被災地を所轄する県保健所は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、災害保健対策現地本部を設置する。

(ｳ) 県は、市町村と情報共有し、地域住民の生命及び健康を守るため医療救護活動を行う。

(ｴ) 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

(ｵ) 災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

(ｶ) 新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

(ｷ) 新潟ＤＰＡＴ登録医療機関は、県からの要請により、ＤＰＡＴを派遣し、被災地域の医療提供体制を支援する。

(ｸ) 新潟県看護協会は、県からの要請により、災害支援ナースの派遣を調整し、被災地域の医療提供体制を支援する。

(ｹ) ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

(ｺ) 医療救護班及び歯科医療救護班編成機関は、県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

(ｻ) 県は、新潟大学医歯学総合病院等関係機関と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院等関係機関が透析医療機関の患者受入を調整する。

(ｼ) 県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。

(ｽ) 県及び市町村は、県災害ボランティア支援センターと情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用

する。

(ｾ) 拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

(ｿ) 県は、県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の応援派遣に関する調整を依頼する。

イ　活動の調整

(ｱ) 県災害対策本部

県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会等)、新潟ＤＭＡＴ、新潟ＤＰＡＴ、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院)、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。

その際、災害医療アドバイザー、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター及び災害時透析リエゾンは、県に対して適宜助言等を行う。

(ｲ) ＤＭＡＴ

災害時に、参集したＤＭＡＴに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、ＤＭＡＴ新潟県調整本部のほか、必要に応じてＤＭＡＴ活動拠点本部等を設置する。

本　部　名	設置場所	主な役割
ＤＭＡＴ新潟県調整本部	県災害対策本部	・　県内で活動する全ＤＭＡＴの指揮調整、ＤＭＡＴ新潟県調整本部以外の各ＤＭＡＴ本部の設置、指揮調整 ・　県災害対策本部及び消防等の関連機関との連携・連絡及び調整
ＤＭＡＴ活動拠点本部	参集拠点となる災害拠点病院	・　参集したＤＭＡＴの指揮調整 ＤＭＡＴに病院支援、現場活動、地域医療搬送等の役割付与 ・　消防等の関連機関との連携及び調整
ＤＭＡＴ病院支援指揮所、 ＤＭＡＴ現場活動指揮所	ＤＭＡＴが複数活動する病院、現場	・　病院支援活動、現場活動するＤＭＡＴの指揮調整 ・　トリアージ、搬送、緊急治療の役割付与
ＤＭＡＴ・ＳＣＵ指揮所	被災地内のＳＣＵ	・　ＳＣＵ、航空機内で活動するＤＭＡＴの指揮調整 ・　搬入担当、診療担当などの役割を付与

(ｳ) ＤＰＡＴ

災害時に、参集したＤＰＡＴに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、ＤＰＡＴ調整本部のほか、必要に応じてＤＰＡＴ活動拠点本部を設置する。

本　部　名	設置場所	主な役割
ＤＰＡＴ調整本部	県災害対策本部	・　全ＤＰＡＴの指揮調整、拠点本部を指揮 ・　県災害対策本部及びＤＰＡＴ事務局等の関連機関との連携・連絡及び調整
ＤＰＡＴ活動拠点本部	活動フェーズに応じ、適切な場所に設置	・　ＤＰＡＴ調整本部、保健所等との連携及び調整 ・　参集したＤＰＡＴの指揮調整

(ｴ) 災害医療コーディネーター

被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市町村、保健所及び県地域医療政策課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとしてコーディネーターを支援する。

(ｵ) ＤＨＥＡＴ構成員

医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。

ウ　達成目標

県、市町村、医療機関及び医療関係団体が、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市町村及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
市町村 代表消防本部（※） 災害拠点病院	県地域医療政策課	新潟ＤＭＡＴ派遣要請
市町村 医療機関	県障害福祉課	新潟ＤＰＡＴ派遣要請
市町村 医療機関	県医師・看護職員確保対策課	災害支援ナース派遣要請
市町村 消防機関 医療機関	県地域医療政策課	ドクターヘリ派遣要請
市町村	保健所	救護センター設置要請 医療救護班等派遣要請
病院	県地域医療政策課	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
透析実施機関	県地域医療政	被災状況、診療可否、患者転送要請、

	策課	受入患者数、医療スタッフ要請・提供
診療所（透析実施機関を除く）	保健所	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
保健所	県地域医療政策課	診療所の被災状況等、救護センター開設、医療救護班等派遣要請
災害医療コーディネートチーム	災害医療コーディネーター	被災地における医療需給
災害医療コーディネーター	県地域医療政策課	医療救護班等の派遣要請
県地域医療政策課	厚生労働省 他の都道府県	県外ＤＭＡＴの派遣要請 医療救護に関する応援要請
県障害福祉課	厚生労働省 他の都道府県	県外ＤＰＡＴの派遣要請
県医師・看護職員確保対策課	厚生労働省 他の都道府県	県外災害支援ナースの派遣要請
県福祉保健総務課	厚生労働省 ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等	ＤＨＥＡＴ応援派遣の調整依頼 ＤＨＥＡＴ応援要請

※　新潟県広域消防相互応援協定に定める地域の代表消防本部

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県地域医療政策課	市町村 代表消防本部 災害拠点病院	新潟ＤＭＡＴの派遣
県地域医療政策課	市町村 消防機関 医療機関	ドクターヘリの派遣
保健所	市町村	救護センター設置 医療救護班等派遣
県地域医療政策課	保健所	病院、透析実施機関の被災状況等 救護センター開設指示 新潟ＤＭＡＴ、医療救護班等派遣
県障害福祉課	医療機関 保健所 市町村	新潟ＤＰＡＴの派遣
県医師・看護職員確保対策課	市町村 保健所 医療機関	災害支援ナースの派遣
他の都道府県	県地域医療政策課 県障害福祉課 県医師・看護職員確保対策課	県外ＤＭＡＴの派遣 県外ＤＰＡＴの派遣 災害支援ナースの派遣 医療救護に関する応援

厚生労働省	県地域医療政策課 県障害福祉課 県医師・看護職員確保対策課	県外ＤＭＡＴの派遣 県外ＤＰＡＴの派遣 災害支援ナースの派遣 医療救護に関する応援
厚生労働省 ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等	県福祉保健総務課	ＤＨＥＡＴ応援派遣の調整結果 ＤＨＥＡＴ応援派遣

３　業務の体系

(1) ＤＭＡＴ関係

災害発生
↓
新潟ＤＭＡＴの派遣
↓
ＤＭＡＴ本部の設置
↓
災害現場等におけるＤＭＡＴの救命活動
↓
国等へのＤＭＡＴ支援要請
　　国への支援要請
　　他県への支援要請

(2) 医療救護活動（ＤＭＡＴを除く）

災害発生
↓
被災状況把握
↓
災害保健対策現地本部の設置
　　災害保健対策現地本部の活動
　　災害保健対策現地本部の体制
↓
医療救護施設の設置
　　救護所及び救護センターの設置
↓
災害対策本部における関係機関・団体との情報共有・連絡調整
↓
救護所等における医療救護活動
　　救護所の医療救護活動
　　救護センターの医療救護活動
　　後方病院における医療救護活動
　　患者等の搬送
　　医療資器材等の供給
　　医療救護体制の支援
↓
国等への支援要請
　　国への支援要請

他県への支援要請
医療関係団体への支援要請
↓
医療関係ボランティアの活用
↓
医療関係の災害時の対応

(3) ＤＰＡＴ関係
災害発生
↓
新潟ＤＰＡＴの派遣
↓
ＤＰＡＴ本部の設置
↓
被災地域における精神保健活動等
↓
国等へのＤＰＡＴ支援要請
国への支援要請
他県への支援要請

(4) 災害支援ナース関係
災害発生
↓
新潟県看護協会への派遣調整要請
↓
災害支援ナースの派遣
↓
被災地域の医療提供体制の支援等
↓
国等への災害支援ナース支援要請
国への支援要請
他県への支援要請

(5) ＤＨＥＡＴ関係
災害発生
↓
国へＤＨＥＡＴ応援派遣に関する調整依頼
↓
国よりＤＨＥＡＴ応援派遣の調整結果
↓
ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等への応援要請
↓
ＤＨＥＡＴ構成員が医療救護活動の指揮調整業務を補助

４　業務の内容

(1) ＤＭＡＴ関係

ア　新潟ＤＭＡＴの派遣

実施主体	対　　策	協力依頼先
県地域医療政策課	被災地の市町村、代表消防本部又は災害拠点病院からの要請を受け、新潟ＤＭＡＴ指定医療機関に対し新潟ＤＭＡＴの派遣を要請する。	新潟ＤＭＡＴ指定医療機関
新潟ＤＭＡＴ指定医療機関	県からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣する。	

イ　ＤＭＡＴ本部の設置

実施主体	対　　策	協力依頼先
県地域医療政策課	県内で活動する全てのＤＭＡＴを指揮するＤＭＡＴ新潟県調整本部を設置する。	新潟ＤＭＡＴ指定医療機関
新潟ＤＭＡＴ指定医療機関	必要に応じてＤＭＡＴ活動拠点本部、ＤＭＡＴ病院支援指揮所、ＤＭＡＴ現場活動指揮所を設置する。	災害拠点病院等

ウ　災害現場等におけるＤＭＡＴの救命活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
新潟ＤＭＡＴ	・　被災地内のＤＭＡＴに関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） ・　消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等の実施（現場活動） ・　被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療の実施（地域医療搬送） ・　被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等の実施（病院支援） ・　被災地内外を問わず、ヘリコプター、救急車等による患者搬送及び搬送中における診療等の実施（地域医療搬送） ・　自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する間における診療等の実施（広域医療搬送）	県 厚生労働省 消防機関

エ　国等へのＤＭＡＴ支援要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災地内の災害拠点病院新潟ＤＭＡＴ	被災地内の災害拠点病院又は新潟ＤＭＡＴは、被災地の状況等により、県に対し県外ＤＭＡＴの派遣を要請する。	県地域医療政策課
県地域医療政策課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外ＤＭＡＴの派遣を要請する。	厚生労働省

(2)　医療救護活動関係（ＤＭＡＴ関係を除く）

ア　被災状況把握

実施主体	対　　策	協力依頼先
県地域医療政策課 新潟大学医歯学総合病院等関係機関	病院及び透析実施機関について以下の情報を収集する。 ア　施設・設備の被害状況 イ　負傷者等の状況 ウ　診療（施設）機能の稼働状況 （人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み） エ　医療従事者の確保状況 オ　医療資器材等の需給状況	病院 透析実施機関
保健所	診療所（透析実施機関を除く。）について以下の情報を収集する。 ア　施設・設備の被害状況 イ　負傷者等の状況 ウ　診療（施設）機能の稼働状況 エ　医療従事者の確保状況 オ　医療資器材等の需給状況	診療所（透析実施機関を除く）
県地域医療政策課	ア　救護所の設置状況 イ　救護所及び医療機関への交通	市町村

イ　災害保健対策現地本部の設置

実施主体	対　　策	協力依頼先
保健所	ア　災害保健対策現地本部の体制 (ｱ) 災害保健対策現地本部の体制等は保健所長が定める。 (ｲ) 災害保健対策現地本部には、医療救護に係る連絡・調整を円滑に行うために、情報の収集及び伝達の窓口となる医療救護情報責任者を置く。 イ　災害保健対策現地本部の活動 (ｱ) 保健所の行う災害対策に係る情報の収集・発信、連絡、調整、指導及び支援 (ｲ) 市町村との連絡を確保するための市町村災害対策本部への保健所の職員派遣 (ｳ) 災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等	市町村

ウ　医療救護施設の設置

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。	郡市医師会 郡市歯科医師会
保健所	医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合などに、保健所に救護センターを設置する。	郡市医師会 郡市歯科医師会

エ 医療救護活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	ア　救護所の医療救護活動 　設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 (ｱ) 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動） (ｲ) 災害拠点病院等への移送手配 (ｳ) 医療救護活動の記録 (ｴ) 死亡の確認 (ｵ) 市町村への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告 イ　患者等の搬送 　搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ウ　医療資器材等の供給 　医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。	郡市医師会 郡市歯科医師会
保健所	設置した救護センターにおいて、一般医療及び歯科医療の他に以下の精神科救護活動を行う。 ア　精神科患者の治療 イ　避難所への巡回診療及び相談 ウ　精神科医療機関への移送手配	郡市医師会 郡市歯科医師会
県地域医療政策課 県感染症対策・薬務課	ア　ドクターヘリの派遣等 　災害現場にドクターヘリを派遣するとともに、消防等関係機関との緊密な協力体制により広域的な搬送体制を確保する。 イ　医療資器材等の供給 (ｱ) 災害時における救護所及び被災医療機関等への医薬品等への円滑な供給並びに避難所での一般用医薬品の配付、服薬指導等を行うため、新潟県薬剤師会と連携し、市町村災害対策本部の医薬品集積場所や避難所等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理及び服薬指導を行う。 (ｲ) 市町村、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品	

	商協同組合へ供給を要請し確保する。 (ｳ) 県は、医療機関から輸血用血液等血液製剤の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請し確保する。 ウ　医療救護班等の派遣 県医療救護班及び県歯科医療救護班の編成計画により、新潟大学医歯学総合病院、県立病院、自治体病院、公的病院等からなる救護班を編成し派遣する。	
災害拠点病院	災害拠点病院は、後方病院として主に以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ア　被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ イ　医療救護班の派遣等	県地域医療政策課
医療救護班等	医療救護活動に必要な医療資器材を携行するものとし、その補充は県に要請する。	県感染症対策・薬務課

オ　国等への支援要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
県地域医療政策課	被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、次の関係団体に対して支援を要請する。 ア　厚生労働省への支援要請 厚生労働省に対して、独立行政法人国立病院機構病院等の協力を要請する。 イ　他都道府県への支援要請 災害協定を締結している隣接県等に対して、医療救護活動の支援を要請する。 ウ　医療関係団体への支援要請 (ｱ) 新潟県医師会への支援要請 協定に基づき新潟県医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 (ｲ) 新潟県歯科医師会への支援要請 協定に基づき新潟県歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 (ｳ) 日本赤十字社新潟県支部への支援要請 契約に基づき、日本赤十字社新潟県支部に対して、医療救護班の派遣を要請する。	厚生労働省 他都道府県 新潟県医師会 新潟県歯科医師会 日本赤十字社新潟県支部
県	被災状況に応じ、自衛隊に医療救護班の派遣を要請する。	自衛隊

保健所	郡市医師会又は郡市歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	郡市医師会 郡市歯科医師会
市町村	郡市医師会又は郡市歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	郡市医師会 郡市歯科医師会
新潟県医師会	ア　県から支援の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 イ　郡市医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	郡市医師会
新潟県歯科医師会	ア　県から支援の要請があったときは、歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 イ　郡市医師会又は郡市歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	郡市歯科医師会
郡市医師会 郡市歯科医師会	支援の要請があったときは、医療救護班又は歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請するものとする。	

カ　医療関係ボランティアの活用

実施主体	対策	協力依頼先
市町村	県の設置する災害ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害ボランティア支援センター 市町村災害ボランティアセンター
県地域医療政策課	県災害ボランティア支援センターとともに市町村災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害ボランティア支援センター 市町村災害ボランティアセンター

キ 医療機関の災害時の対応

実施主体	対策	協力依頼先
医療機関	災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。	

(3)　ＤＰＡＴ関係

ア　新潟ＤＰＡＴの派遣

実施主体	対　　策	協力依頼先
県障害福祉課	被災地域において精神医療や精神保健活動への需要が増大する等、県が必要を判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省（ＤＰＡＴ事務局）からの要請を受け、新潟ＤＰＡＴの派遣を要請する。	新潟ＤＰＡＴ

イ　ＤＰＡＴ本部の設置

実施主体	対　　策	協力依頼先
県障害福祉課	県内で活動する全てのＤＰＡＴを指揮するＤＰＡＴ調整本部を設置する。	ＤＰＡＴ統括者 日本ＤＰＡＴ医療機関

ウ　災害現場等におけるＤＰＡＴの活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
新潟ＤＰＡＴ	・　被災地内のＤＰＡＴに関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） ・　被災地域における精神医療の提供、精神保健活動の支援、被災した医療機関や支援者への支援を行う。	県 厚生労働省

エ　国等へのＤＰＡＴ支援要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
県障害福祉課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外ＤＰＡＴの派遣を要請する。	厚生労働省

(4)　災害支援ナース関係

ア　災害支援ナースの派遣

実施主体	対　　策	協力依頼先
県医師・看護職員確保対策課	被災地域において看護支援の需要が増大する等、県が必要を判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省からの要請を受け、災害支援ナースの派遣を決定する。	新潟県看護協会

イ　災害支援ナースの派遣調整

実施主体	対　　策	協力依頼先
新潟県看護協会	県内医療機関に対して、災害支援ナースの派遣を要請し、派遣チームを調整する。	医療機関

ウ　被災地域における災害支援ナースの活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
災害支援ナース	被災地域の医療機関や市町村が設置する避難所等において看護活動を行う。	県 厚生労働省

エ　国等への災害支援ナース支援要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
県医師・看護	県は、他の都道府県又は厚生労働省	厚生労働省

職員確保対策課	に対し県外災害支援ナースの派遣を要請する。	

(5)　ＤＨＥＡＴ関係

ア　ＤＨＥＡＴの派遣調整

実施主体	対　　策	協力依頼先
県福祉保健総務課	ア　県内での相互支援だけでは保健医療活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、ＤＨＥＡＴの応援派遣に関する調整依頼を行う。 イ　ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。	厚生労働省 ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等

イ　ＤＨＥＡＴの活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
DHEAT構成員	医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。	

第 19 節　防疫及び保健衛生計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村、県民、地区食品衛生協会、県栄養士会、防疫薬品業界団体、新潟県ペストコントロール協会

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　震災時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

イ　県民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努める。

ウ　市町村は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。

エ　県は、市町村を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。

オ　県は、県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、ＤＨＥＡＴの応援派遣に関する調整を依頼する。

カ　県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、厚生労働省に対して、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請する。

(2) 要配慮者に対する配慮

県及び市町村は、避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

(3) 積雪期の対応

冬季間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市町村は、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期する。

２　被害状況等の把握

被災地市町村を通じる等の県の情報把握

(1) ライフラインの被害状況

(2) 避難所の設置及び収容状況

(3) 仮設トイレの設置及び損壊家屋の状況

(4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況

第３章第 23 節「トイレ対策計画」

(5) 食品及び食品関連施設の被害状況
(6) 特定給食施設等の被害状況

３　業務体系図

(1) 防疫及び保健衛生活動（ＤＨＥＡＴを除く）

- 被害状況等の把握
- 保健衛生対策
  - 巡回保健班による健康相談等の実施
  - 巡回健康相談・保健指導
  - 避難場所等の生活環境の整備
- 防疫対策
  - 防疫活動実施体制
  - 感染症発生予防対策
  - 健康調査・健康診断の実施
  - 感染症発生時の対策
  - 臨時予防接種の実施
- 食品衛生確保対策
  - 緊急食品の配給に対する食品衛生確保
  - 炊き出し施設の把握・食品衛生指導
  - 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導
  - 食品関連被災施設に対する監視指導
  - 食品衛生協会への要請
- 栄養指導対策
  - 炊き出しの栄養管理指導
  - 巡回栄養相談の実施
  - 要配慮者への栄養指導
  - 特定給食施設等への指導
- 広域応援の要請
  - 特定災害協定隣接県及び国への応援要請
- 資器材の緊急調達

※　各業務は必要に応じて共同で実施する。

(2) ＤＨＥＡＴ関係

災害発生
↓
国へＤＨＥＡＴ応援派遣に関する調整依頼
↓
国よりＤＨＥＡＴ応援派遣の調整結果
↓
ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等への応援要請
↓
ＤＨＥＡＴ構成員が防疫及び保健衛生活動の指揮調整業務を補助

４　業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	対策
県	ア　巡回保健班による健康相談等の実施 (ｱ)　地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 (ｲ)　市町村保健師の協力を得て、巡回計画作成 (ｳ)　福祉保健総務課：必要に応じて、他の健康福祉（環境）部からの応援態勢を確立 イ　避難行動要支援者の健康状態確認及び保健指導実施 (ｱ)　地域振興局健康福祉（環境）部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、管理栄養士、精神保健福祉相談員、歯科衛生士等追加） 被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 (ｲ)　ケースへの適切な処遇のため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等と連絡調整 ａ　災害時要援護者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導 ｂ　難病患者、精神障害者等に対する保健指導 ｃ　インフルエンザ等の感染症予防の保健指導 ｄ　有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導 ｅ　不安の除去等メンタルヘルスへの対応 ｆ　誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導 ウ　避難所等の生活環境の整備 (ｱ)　避難所、仮設住宅等における状況把握及び被災者への指導・助言 (ｲ)　市町村が実施する生活環境の整備への助言・協力
市町村	ア　被災者の避難状況把握及び県への報告 イ　避難所等の整備、健康相談等の実施 ウ　避難所等の生活環境整備 (ｱ)　食生活の状況（食中毒の予防等への対応） (ｲ)　衣類及び寝具の清潔の保持 (ｳ)　身体の清潔の保持 (ｴ)　室温、換気等の環境 (ｵ)　睡眠及び休養の確保 (ｶ)　居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔 (ｷ)　プライバシーの保護

第３章第 26 節「要配慮者の応急対策」
第３章第 20 節「心のケア対策計画」

(2) 防疫対策

実施主体	対　　策
県	ア　防疫活動実施体制 (ｱ)　災害規模に応じ、市町村の防疫活動を指導・支援 (ｲ)　地域振興局健康福祉（環境）部：必要に応じて、地域振興局健康福祉（環境）部に災害防疫対策本部設置 (ｳ)　被災状況に応じ、自衛隊に防疫活動の支援要請 イ　感染症発生予防対策の実施 市町村と協力し、感染症発生動向の把握、予防教育及び啓発活動を実施 ウ　健康調査及び健康診断の実施 (ｱ)　地域振興局健康福祉（環境）部：緊急度に応じ、計画的に実施（浸水地域住民、集団避難場所の避難者及び応急仮設住宅入居者を重点に実施） (ｲ)　地域振興局健康福祉（環境）部：健康調査の結果、必要な場合は検便等の健康診断実施 エ　感染症発生時の対策実施 (ｱ)　地域振興局健康福祉（環境）部：入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置。交通途絶等のため、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合、災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関へ収容 (ｲ)　地域振興局健康福祉（環境）部：濃厚接触者（感染症患者等と飲食を共にした者及び頻繁に接触した者）に対し、病気に対する知識、消毒方法等の保健指導を実施 オ　臨時予防接種の実施又は実施指示 感染症対策・薬務課：疾病のまん延予防上必要のあるとき、対象者又は期間を指定して、健康福祉（環境）部へ臨時予防接種の実施を指示。市町村が実施することを特に適当と認めるときは市町村長に指示
市町村	ア　防疫活動実施体制 迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。 イ　感染症発生予防対策の実施 (ｱ)　感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に実施 (ｲ)　飲み水、食物の注意、手洗い及びうがいの勧奨を指導 台所、便所及び家の周囲の清潔及び消毒方法を指導 (ｳ)　道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔を維持 なお、ごみの処理及びし尿の処理を重点に実施 (ｴ)　便所、台所等を中心に消毒を実施 (ｵ)　ねずみ族及び昆虫等の駆除（県が定めた地域内） ウ　感染症発生時の対策実施 台所、便所、排水口等の消毒実施 汚物及びし尿は消毒後に処理

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	対　　策
県（地域機関）	ア　緊急食品の配給に対する食品衛生確保 市町村及び食品調製施設に対し監視指導を実施 （市町村の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づくもの） イ　炊き出し施設の把握と食品衛生指導 市町村の協力を得て実施。特に仮設の炊き出し施設に対しては、食品衛生監視員が原料の調達、保管及び調理についての指導を実施 ウ　井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導 普段使用していない井戸水等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確認と滅菌を被災者に指導 エ　食品関連被災施設に対する監視指導 食品衛生監視員が営業施設の被災状況を確認し、食品の安全確保及び施設・設備の監視指導を実施 (ｱ)　冠水食品の廃棄の指導 (ｲ)　機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の廃棄の指導 (ｳ)　施設・設備等の洗浄消毒の指導 オ　食品衛生協会への要請 地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請。食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導実施
県（生活衛生課）	必要に応じて、地域機関間の応援体制を確立

(4) 栄養指導対策

実施主体	対　　策
県（地域機関）	ア　炊き出しの栄養管理指導 地域振興局健康福祉（環境）部は市町村設置の実施現場へ管理栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施 イ　巡回栄養相談 避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養状態の確認及び栄養・食生活相談を実施 ウ　要配慮者への栄養指導 乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養相談や特別用途食品の手配等に関する支援を実施 エ　特定給食施設等への指導 給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導 ※　ア～エについては、市町村栄養士等と連絡を図りながら実施する。
県（健康づくり支	災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施 被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会（ＪＤＡ－ＤＡ

援課）	T）へ支援要請

(5) 広域応援の要請

実施主体	対　　策
県	県内だけでは体制の確保ができない場合、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援の要請

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	対　　策
市町村	ア　防疫資器材等の備蓄及び調達について計画作成及び実施 イ　防疫資器材等の整備状況を健康福祉（環境）部に報告 ウ　緊急時、防疫資器材等の不足による確保要請（健康福祉（環境）部へ）
県	ア　県内の防疫資器材等の備蓄状況を市町村へ情報提供 イ　災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結 ウ　緊急時の防疫資器材等の調整 (ｱ)　健康福祉（環境）部：管内調整を実施。調整がつかない場合は、感染症対策・薬務課へ確保要請 (ｲ)　感染症対策・薬務課：防疫薬品業界団体へ協定に基づく供給要請

(7) ＤＨＥＡＴ関係

ア　ＤＨＥＡＴの派遣調整

実施主体	対　　策	協力依頼先
県（福祉保健総務課）	ア　県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、ＤＨＥＡＴの応援派遣に関する調整依頼を行う。 イ　ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。	厚生労働省 ＤＨＥＡＴの派遣が可能な県等

イ　ＤＨＥＡＴの活動

実施主体	対　　策	協力依頼先
DHEAT 構成員	防疫及び保健衛生活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。	

５　市町村地域防災計画で定める事項

- 防疫資器材等の備蓄及び確保計画
- 被災規模に応じた防疫活動組織体制

第 20 節　こころのケア対策計画

参考資料

【関係機関】国（厚生労働省、ＤＰＡＴ事務局)、県災害対策本部（保健医療教育部)、市町村、精神科病院、精神保健福祉関係機関・関係団体、報道機関

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 県民の責務

被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者である乳幼児・高齢者・障害者等に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

(ｲ) 報道機関の責務

a　不用意な取材活動による PTSD（心的外傷後ストレス障害）誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

b　こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

(ｳ) 精神科医療機関の責務

a　被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。

b　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

(ｴ) 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務

県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。

(ｵ) 市町村の責務

a　避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

b　必要に応じてこころのケア対策の支援を県に要請する。

(ｶ) 県の責務

a　国の「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」に基づき、県は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（以下「ＤＰＡＴ」という。）等の体制整備に努める。

b　被災地域において精神医療や精神保健活動への需要が増大する等、ＤＰＡＴの派遣が必要と判断した場合、日本ＤＰＡＴの派遣を要請する。

ｃ　必要に応じて、国及び他都道府県に対して、ＤＰＡＴの派遣を要請する。

ｄ　ＤＰＡＴを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

ｅ　被災住民に対するこころのケア対策を実施し、市町村を支援する。

イ　活動の調整

(ｱ) ＤＰＡＴ運営委員会

ＤＰＡＴに関する運営体制、活動の検証等について検討協議を行うため、ＤＰＡＴ運営委員会を開催する。

(ｲ) ＤＰＡＴ活動

県内に大規模災害等が発生し、ＤＰＡＴの派遣を要することが想定される場合は、県はＤＰＡＴの活動を統括するために、ＤＰＡＴ調整本部を設置する。ＤＰＡＴ調整本部はＤＰＡＴ統括者（精神科医師）が統括する。

必要に応じてＤＰＡＴ活動拠点本部を設置する。

本　部　名	設置場所	主な役割
ＤＰＡＴ調整本部	県災害対策本部	・　災害対策本部、災害医療本部、災害医療コーディネーター、ＤＭＡＴ調整本部、国等との連絡及び調整 ・　ＤＰＡＴ派遣の開始及び終結の決定、ＤＰＡＴの派遣要請・派遣先調整 ・　被災地域で活動するＤＰＡＴの指揮、調整、ロジスティクス ・　ＤＰＡＴ活動拠点本部の設置
ＤＰＡＴ活動拠点本部	活動のフェーズに応じ、適切な場所に設置	・　ＤＰＡＴ調整本部、ＤＭＡＴ活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整 ・　ＤＰＡＴ調整本部の指揮下で、参集したＤＰＡＴの統括

ウ　達成目標

(ｱ) 発災直後から情報収集に努め、発災から概ね 48 時間以内に活動できる日本ＤＰＡＴにおいて、本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等を行う。

(ｲ) 日本ＤＰＡＴの後に中長期に渡り活動するＤＰＡＴにおいて、本部機能の継続や、被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援者への専門的支援等を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県障害福祉課	厚生労働省	県外ＤＰＡＴの派遣要請
県障害福祉課	他の都道府県	県外ＤＰＡＴの派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
厚生労働省	県障害福祉課	県外ＤＰＡＴの派遣
他の都道府県	県障害福祉課	県外ＤＰＡＴの派遣

３　業務の体系

災害発生
↓
ＤＰＡＴの派遣
↓
ＤＰＡＴ本部の設置
↓
被災地域でのＤＰＡＴ活動
↓
国等へのＤＰＡＴ支援要請
国への支援要請
他県への支援要請

４　業務の内容

実施主体	対　　策	協力依頼先
県障害福祉課	・ＤＰＡＴ調整本部の設置 ・ＤＰＡＴの派遣要請・受入れ調整	厚生労働省、ＤＰＡＴ事務局、新潟ＤＰＡＴ、精神科医療機関
ＤＰＡＴ	・　ＤＰＡＴ調整本部、ＤＰＡＴ活動拠点本部において、ＤＰＡＴの指揮調整、情報収集、関係機関等との連絡調整等の本部活動を行う。 ・　ＥＭＩＳやＪ－ＳＰＥＥＤ、関係機関からの情報等を基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握する。 ・　活動内容の情報発信を行う。	県、被災地域内の災害拠点病院、災害拠点精神科病院、保健所等

	・　被災地での精神科医療の提供を行う。 ・　被災地での精神保健活動への専門的支援を行う。 ・　被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）を行う。 ・　被災者への専門的支援を行う。	

５　市町村地域防災計画で定める事項

・　こころのケアに関する窓口
・　こころのケア情報の伝達方法
・　こころのケア支援要請基準
・　こころの健康の把握方法
・　市町村職員のこころのケア対策

第 21 節　児童生徒等に対するこころのケア対策計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（保健医療教育部）、県教育委員会、市町村教育委員会、各教育事務所、学校、新潟県臨床心理士会

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 県の責務

ａ　災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。

ｂ　被災市町村の学校に対して臨床心理士を派遣し、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を実施する。

ｃ　地震の規模に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）を活用し、スクールカウンセラー等の派遣を要請するとともに、県外へカウンセラー派遣を要請する。

(ｲ) 市町村教育委員会の責務

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

(ｳ) 各教育事務所の責務

カウンセラー派遣にかかる安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内

(ｴ) 学校の責務

ａ　「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童生徒等への説明及び保護者への説明会を実施する。

ｂ　カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施

ｃ　教員による児童生徒等への早期カウンセリングの実施

イ　活動の調整

県教育委員会、市町村教育委員会

ウ　達成目標

(ｱ) 災害救助法適用市町村の学校すべてに対して、災害発生から１週間後をめどに「該当学校教員への説明会」を実施

(ｲ) 災害救助法適用市町村の学校すべてに対して、災害発生から２週間後をめどにカウンセラー派遣を開始

(2) 要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
学校	県教育委員会	カウンセラーによるこころのケアが必要な児童生徒等、実施児童生徒数及び個別相談票の報告
市町村教育委員会	県教育委員会	こころのケアに係る必要な情報
県教育委員会	県臨床心理士会	こころのケアに係る必要な情報

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	市町村教育委員会	カウンセリング実施日 説明会実施日
市町村教育委員会	学校	カウンセリング実施日 説明会実施日

３　業務の体系

派遣計画の作成と説明会資料作成
↓
説明会の実施
↓
こころの健康調査の実施とスクリーニング
↓
カウンセラー派遣

４　業務の内容

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	こころのケア説明会及びカウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会
市町村	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画送付及び実態把握	

５　市町村地域防災計画で定める事項

- こころのケアに関する窓口
- こころのケア情報の伝達方法
- こころのケアチームの派遣等支援要請基準
- こころの健康の把握方法
- 教職員のこころのケア対策

第 22 節　廃棄物の処理計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（保健医療教育部）、関東地方環境事務所、市町村、県民、新潟県環境整備事業協同組合、一般社団法人新潟県産業資源循環協会、一般社団法人新潟県浄化槽整備協会、一般社団法人新潟県解体工事業協会、公益財団法人新潟県環境保全事業団、自衛隊、警察本部

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 県民の責務

a　ごみ処理

(a)　避難所での生活ごみについて、市町村の指示する分別等のごみの排出に協力する。

(b)　家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、市町村の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。

(c)　ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等は行わない。

b　し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市町村の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

第 3 章第 23 節「トイレ対策計画」参照

(ｲ) 市町村の責務

a　ごみ処理

(a)　ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、復旧までの処理体制を整備する。電気･水･熱の供給設備を設置しているごみ処理施設では、それらの供給拠点としての活用を検討する。

(b)　避難者の衛生面での支障が生じないよう、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。

(c)　あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

(d)　ごみの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。

(e)　ごみの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。この際、排出時の分別について十分周知を行う。

(f)　ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。

(g)　仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。

(h)　大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルートの確保を行う。

(i)　ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

b　し尿処理

(a)　し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。

(b)　避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を整備する。

(c)　あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

(d)　し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

c　災害がれき処理

(a)　隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。

(b)　あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

(c)　災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。

(d)　災害がれきの処理方法を決定し、速やかに住民に周知する。

(e)　災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。

(f)　仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。

(g)　損壊家屋が多数に上る場合は、住民の混乱を避けるため、必要

に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。

(h)　災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

(ｳ) 県の責務

a　必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。

b　市町村の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。

c　県及び他市町村の職員の応援派遣等により市町村を支援する。

d　市町村が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。

e　市町村から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。

イ　活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村災害対策本部

ウ　達成目標

（ごみ収集）

(ｱ)　生活ごみ等の収集は、おおむね３日～４日以内に開始する。災害ごみの収集は、おおむね３日～４日以内に開始し、７日～10 日以内での収集完了に努める。

（し尿収集）

(ｲ)　し尿の収集は、おおむね 24 時間以内に開始する。

（災害がれきの収集）

(ｳ)　災害がれきの収集は、おおむね１か月以内に開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市町村は、避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等へのボランティアの派遣について、市町村災害ボランティアセンターとの調整を図る。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市町村	ごみ、し尿収集のニーズ
市町村	県	広域支援の必要性
県	協定先・団体	広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市町村	広域支援の情報
市町村	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報

3　業務の体系

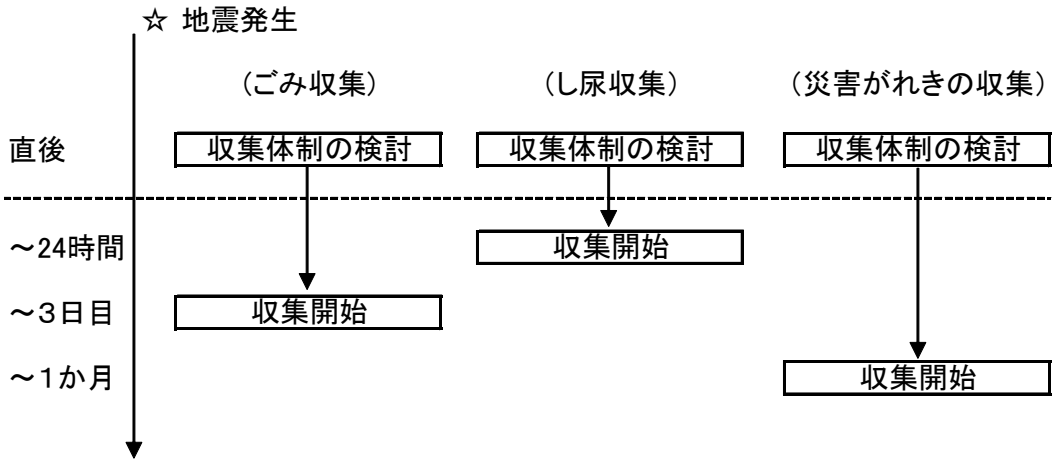

4　業務の内容

(1) ごみ処理の対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者	・市町村が行う避難所等のごみの分別及び排出に協力する。 ・各家庭においては、市町村の指示に従い、ごみの分別及び排出を行う。	市町村
市町村	・生活ごみ及び粗大ごみ処理の実行計画を策定する。 ・避難所のごみ収集体制を整備する。 ・家庭からのごみの分別、排出方法等について住民に周知する。 ・災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請する。 ・必要に応じ、仮置場の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確保する。 ・必要に応じ、ごみ収集のためボランティア派遣の調整を図る。	県災対本部 近隣市町村関係団体 新潟県災害ボランティア支援センター 市町村災害ボランティアセンター
県	・市町村からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。	

	・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
新潟県環境整備事業協同組合	・市町村及び県からの要請に基づき、現地での災害ごみの収集に協力する。	
(一社)新潟県産業資源循環協会	・市町村及び県からの要請に基づき、災害ごみの収集・処分に協力する。	
(公財)新潟県環境保全事業団	・県からの要請に基づき、災害ごみの処理に協力する。	

(2) し尿処理の対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者	・仮設トイレの維持管理に協力し、市町村のし尿収集に協力する。	市町村
市町村	・し尿処理の実行計画を策定する。 ・住民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 ・し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請する。	協定団体等 県
県	・市町村からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
新潟県環境整備事業協同組合	・市町村及び県からの要請に基づき、現地でのし尿収集に協力する。	
(一社)新潟県浄化槽整備協会	・市町村及び県からの要請に基づき、浄化槽の被害調査及び応急復旧に協力する。	

(3) 災害がれき処理の対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者	・市町村の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれきの処理に協力する。	市町村

市町村	・災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ県を通じて自衛隊に要請する。 ・災害がれきの発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。 ・住民に災害がれき処理の方法を周知する。 ・災害がれきの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、速やかに近隣市町村及び県に要請する。 ・必要に応じ、災害がれきの仮置場を設置し管理する。	県 協定団体等 自衛隊
県	・市町村からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、災害がれき処理対策を支援する。	協定団体等 環境省関東地方環境事務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
自衛隊	・県からの要請及び災害廃棄物の撤去等に係る連携対応間マニュアルに基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。	
(一社)新潟県産業資源循環協会	・市町村及び県からの要請に基づき、災害がれきの収集、処理に協力する。	
(一社)新潟県解体工事業協会	・市町村及び県からの要請に基づき、損壊家屋の解体に協力する。	
(公財)新潟県環境保全事業団	・県からの要請に基づき、災害がれきの処理に協力する。	

５　市町村地域防災計画で定める事項

- 廃棄物処理計画
- 災害時の廃棄物処理担当部門・責任者

第 23 節　トイレ対策計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（◎保健医療教育部、食料物資部）、市町村、企業・団体、公益社団法人新潟県トラック協会

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 県民・企業等の責務

地震発生から「最低３日間、推奨１週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

(ｲ) 市町村の責務

a　避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。（被災者への供給を行う。）

b　職員の配置･巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

c　自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

d　避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

第３章第９節「避難所運営計画」、第 38 節「給水・上水道施設応急対策」、第 39 節「下水道等応急対策」参照

(ｳ) 県の責務

市町村の把握したニーズや被災の状況に応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市町村を支援する。

第３章第 19 節「防疫及び保健衛生計画」参照

イ　活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村災害対策本部

ウ　達成目標

（トイレ利用の確保）

(ｱ) トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

地震後　～12 時間	・避難所公共トイレの使用 ・備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによるトイレ確保 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
〃　～１日目程度	・企業・団体から仮設トイレ等を調達（県内流通在庫）
〃 12 時間～２日目程度	・企業・団体から仮設トイレ等を調達（県外流通在庫）

〃　２日目程度～	・需要に応じてトイレ追加・再配置 ・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給

（トイレ用品の確保）

(ｲ) トイレットペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね 24 時間以内に行う。

（トイレ管理の実施）

(ｳ) トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね 24 時間以内に確立する。

第３章第 25 節「食料・生活必需品等供給計画」参照

(2) 要配慮者に対する配慮（市町村）

ア　避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備（概ね 24 時間以内）する。

イ　避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

ウ　要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(3) 快適な利用の確保

ア　市町村は､避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ　市町村は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

第３章第 22 節「廃棄物の処理計画」参照

ウ　市町村は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ　市町村は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。

オ　市町村は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

カ　市町村は、スフィア基準に沿って、災害発生当初は避難者約 50 人当たり１基、その後、避難が長期化する場合には約 20 人当たり１基、女性用と男性用トイレの比率は３：１、トイレの平均的な使用回数は１日５回として、トイレの個数を確保する。

キ　市町村は、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市町村	被災地ニーズ
市町村	県	集約された被災地ニーズ
県	企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市町村	供給予定情報
市町村	避難所、避難者	供給予定情報

3　業務の体系

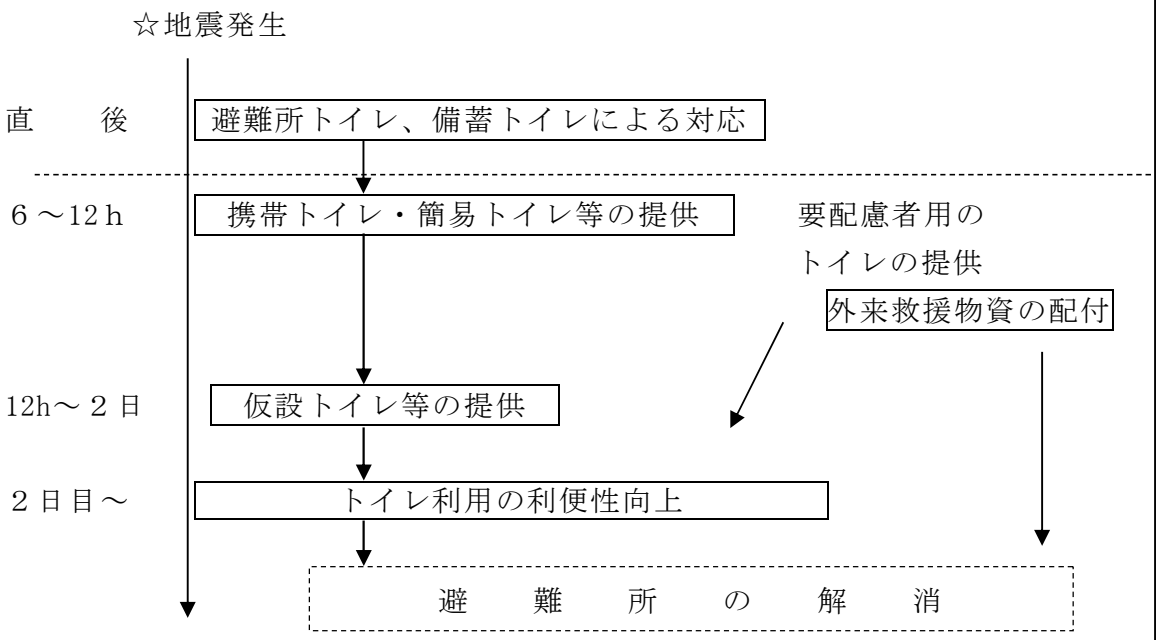

4　トイレの調達

(1) 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによる対応

実施主体	対　策	協力依頼先
市町村	・避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 ・避難者に対して、携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレの適切な利用方法を周知する。 ・避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。 ・市町村社会福祉協議会を通じて避難所運営	県災対本部 市町村社協

	等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。	
県	・市町村からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。	(公社)新潟県トラック協会
(公社)新潟県トラック協会	・県内の備蓄トイレを避難所等へ配送する。	

(2) 仮設トイレ（レンタル）等及びトイレ用品による対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。 ・企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 ・義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける） ・調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。	自治会長等 企業・団体等 県
県	・市町村からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 ・企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。	企業・団体 他都道府県
企業・団体等	・県から調達要請があったトイレ等を指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	

5　市町村地域防災計画で定める事項

- トイレ対策責任部門
- 避難所への職員配置
- 避難所のトイレの状況把握方法
- 避難所以外の公共トイレの状況把握方法
- 備蓄トイレの配置計画

第 24 節　入浴対策計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（被災者対策部）、市町村、自衛隊、新潟県生活衛生同業組合連合会（新潟県公衆浴場業生活衛生同業組合、新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合）

１　計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

ア　各主体の責務

(ｱ) 市町村の責務

a　被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請

b　入浴施設を有する他市町村への協力要請

c　県への支援要請

(ｲ) 県の責務

a　自衛隊に対する入浴支援要請

b　県内市町村及び隣接県への協力要請

c　新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請

イ　活動の調整

県災害対策本部（被災者対策部）、市町村災害対策本部

ウ　達成目標

入浴機会の確保は、地震の発生から３日を目安とする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　入浴施設までの交通手段の確保（市町村）

イ　要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保（市町村、県）

ウ　要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底（市町村、県）

エ 乳幼児に対する配慮

(ｱ)　沐浴に必要な物品の確保

(ｲ)　乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請

(ｳ)　乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

(3) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請の強化を図る。

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市町村	県	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、新潟県生活衛生同業組合連合会	入浴支援要請、施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市町村	入浴施設確保情報
市町村	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

3　業務の体系

☆地震発生

3 日目～

- 公衆浴場等の再開支援
- 新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請
- 仮設入浴施設の設置

4　業務の内容

(1) 公衆浴場等の再開支援

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・ 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い入浴環境を確保する。 ・ 要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。 ・ 避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。	新潟県生活衛生同業組合連合会（入浴施設管理者等）

(2) 新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・ 市町村内の新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行う。 ・ 当該市町村のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。	新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等
県	・ 市町村の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は、新潟県生活衛生同業組合連合会又は近隣県を通じて他県の旅館ホテル生活衛生同業組合等へ支援の要請を行う。	新潟県生活衛生同業組合連合会等

(3) 仮設入浴施設の設置

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・ 近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。	県災対本部
県	・ 市町村の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。	自衛隊
自衛隊	・ 県の要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。	

5　市町村地域防災計画で定める事項

・　市町村内の入浴施設の指定
・　浴場用水、ボイラー燃料等の供給計画
・　入浴施設までの交通手段の確保方法

第 25 節　食料・生活必需品等供給計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（食料物資部）、市町村、北陸農政局、関東経済産業局、北陸信越運輸局、自衛隊、日本赤十字社、市町村社会福祉協議会、公益社団法人新潟県トラック協会、新潟県倉庫協会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会、新潟県石油業協同組合

１　計画の方針

(1) 基本方針

地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な物資等の輸送・配付は、概ね地震発生 12 時間後からとする。

なお、交通の途絶等により地域が孤立した場合には、緊急輸送等により物資等が提供されるよう努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

ア　各主体の責務

(ｱ) 県民の責務

地震発生から「最低３日間、推奨１週間」分の食料及び生活必需品（以下「物資等」という。）は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

(ｲ) 市町村の責務

ａ　自ら物資等を用意できない被災者への供給を行う。

ｂ　職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

ｃ　必要に応じて、地域内輸送拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整える。

ｄ　自力で必要な物資等を確保できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。

ｅ　避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

ｆ　物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

(ｳ) 県の責務

ａ　必要に応じて、広域物資輸送拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整える。

ｂ　物資等の調達、県及び他市町村職員の応援派遣等により市町村を支援する。

ｃ　自力で必要な物資等を確保できない場合は、指定地方行政機関・協

定業者等に支援を要請する。

d　物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、市町村と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

(ｴ) 指定地方行政機関等の責務

a　物資輸送拠点が開設された場合、その運用に協力する。

b　物資等の調達・輸送について、県を支援する。

イ　活動調整

県災害対策本部（食料物資部)、市町村災害対策本部

ウ　達成目標

(ｱ) 食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として１日３回提供する。

地震～12 時間以内：県民による自己確保又は避難所等の保存食料
地震 12 時間後～　：おにぎり、パン等の簡単な調達食
地震 24 時間後～　：自衛隊等による配送食（温かいもの）
地震 72 時間後～　：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現地炊飯（炊き出し）

（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

(ｲ) 生活必需品

医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）及び衛生材料（ガーゼ、清浄綿、緊急手当て用品等)、乳児用粉ミルクと使い捨て哺乳瓶、おむつ（小人・成人用)、毛布、仮設トイレなどの供給は需要の把握からおおむね 12 時間以内に、その他一般的な物資の供給はおおむね 24 時間以内に行うことを目標とする。

(2) 要配慮者に対する配慮（市町村）

ア　高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（地震 24 時間後～）

イ　要配慮者用の生活必需品供給への配慮（地震 24 時間後～）

(3) 積雪期の対応

ア　市町村は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

イ　市町村は、防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等)、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市町村災対本部	被災地ニーズ
市町村災対本部	県災対本部	集約された被災地ニーズ
県災対本部	協定先企業、他県	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県災対本部	市町村災対本部	供給予定情報

市町村災対本部	避難所、避難者	供給予定情報

3　業務の体系

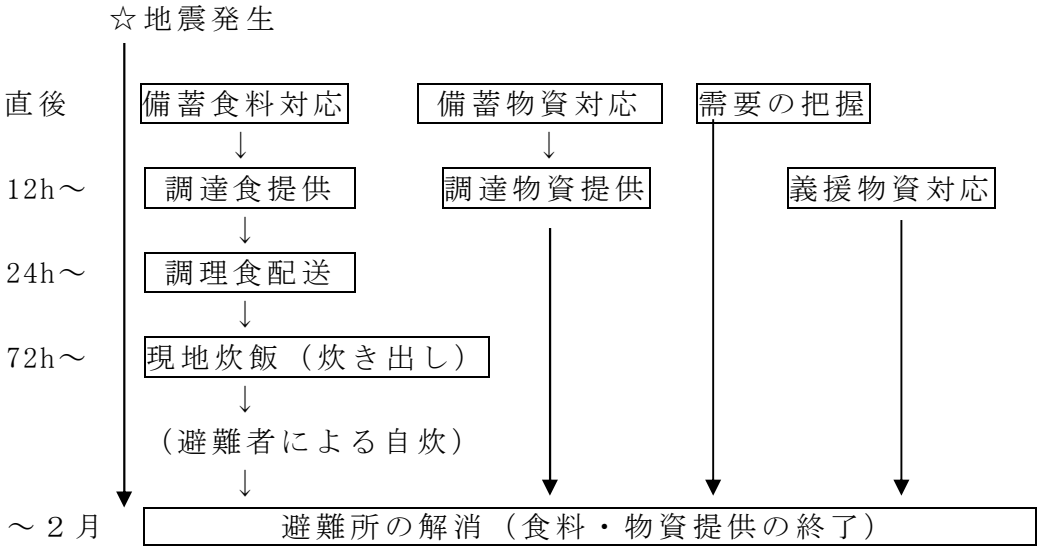

4　業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12h 程度）

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者 自主防災組織	・市町村の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市町村
市町村	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・必要に応じて、地域内輸送拠点を開設する。 ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。	県 日本赤十字社新潟県支部 市町村社協 ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ 自治会長等
県 日本赤十字社新潟県支部	・必要に応じて、広域物資輸送拠点を開設する。 ・市町村からの要請に基づき、不足する物資等を市町村・避難所等へ配送（以下「プル型支援」という。）する。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。（※） ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	(公社)新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会

(2) 調達食・物資等の提供（発災 12h～24h 程度）

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・避難者のニーズ把握	自治会長等

	・避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。 ・協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。 ・調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。	協定業者等 県
県	・市町村の要請により、プル型支援を行う。 ・市町村の行政機能が低下している場合は、プッシュ型支援を開始する。(※) ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	協定事業者 他の都道府県
協定先企業・団体等	・県から調達要請があった物資等を指定された市町村又は避難所へ配送する。	

(3) 調理食配送による提供（発災 24h 程度～72h 程度）

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・避難者のニーズを把握し、必要食数を県災対本部に報告する。 ・日本赤十字社・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 ・避難所内外の被災者への給食方法を調整する。	県 ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ
県	・市町村からのニーズ把握 ・自衛隊に給食支援を要請する。 ・炊飯部隊駐留場所を確保する。	自衛隊
自衛隊	・給食支援（調理及び配送）を行う。	

(4) 現地炊飯による提供（発災 72ｈ以降）

実施主体	対　　策	協力要請先
市町村	・自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 ・自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保し、食材を供給する。 ・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。	県 ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ
県	・市町村の希望を取りまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。	自衛隊
自衛隊	・県からの要請に基づき現地での給食支援（調理）を行う。	

(5) 被災者による自炊（発災２週間以降）

実施主体	対　　策	協力依頼先

避難者	・市町村の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。	市町村
市町村	・被災者の自炊の希望を取りまとめ、県に報告する。 ・調理器具の貸付け及び食材、燃料等の提供を行う。	県

(6) 物資等の供給及び運送の要請等

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。	県
県	・市町村からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。 ・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、国又は指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	国 指定地方行政機関等 運送事業者
指定地方行政機関等	・県からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び	運送事業者

	期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	
運送事業者	・物資の調達、輸送の代行において、県又は指定地方行政機関等を支援する。	県 指定地方行政機関等

(7) 義援物資の配布

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・市町村受入物資を配布する。 ・被災地ニーズを逐次把握する。	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ 自治会長等 新潟県倉庫協会
県	・義援物資の送付先市町村を紹介する。 ・物資が過剰とならないよう、市町村が把握した被災地ニーズを県ホームページや報道機関等を通じて情報を発信する。 ・県トラック協会に輸送を依頼する。	報道機関 (公社)新潟県トラック協会

(8) 燃料の調達・供給

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村 重要施設（病院等）	・災害対応や住民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。	県
県	・市町村や重要施設から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油業協同組合に対し、優先的に燃料の供給を要請する。 ・被災状況の程度に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。 ・燃料類の供給見通しについて県民に広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼びかける。 ・市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。	新潟県石油業協同組合 政府災害対策本部

5　市町村地域防災計画で定める事項

- 食料・物資の供給責任部門
- 避難所等への職員の配置
- 避難所以外の避難者の状況把握方法

・　備蓄物資の配置計画

第 26 節　要配慮者の応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（保健医療教育部）、病院局、警察本部、市町村、防災関係機関、社会福祉施設等

１　計画の方針

(1)　基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、県、市町村等の行政と日ごろ、避難行動要支援者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)との協働のもと支援を行う。

県水防計画

災害弱者関連施設に係る土砂災害危険区域図

ア　各主体の責務

(ｱ) 県の責務

県は、市町村等からの情報収集やその地域内における福祉的支援を行うための総合調整に努め、必要に応じて関係職員、ＤＷＡＴ等を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するとともに、国や防災関係機関と協働して、市町村、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。

災害の規模等必要に応じて、厚生労働省に対し、他の都道府県のＤＷＡＴの派遣の調整を依頼する。

また、外国人に対して情報提供等の支援を行うほか、市町村が行う視聴覚障害者等への情報提供を支援する。

(ｲ) 市町村の責務

市町村は、災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。

避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支

援等関係者に提供する。

避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障害者等に対して、特性に配慮した適切な情報提供や避難施設の整備等の支援を行う。

(ｳ) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市町村、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保の協力に努める。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、第3章第29節「学校における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(ｴ) 企業の責務

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導、安否確認を迅速に行う。

(ｵ) 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)の責務

a　国際交流協会

県及び市町村の国際交流協会は、県及び市町村の要請に基づき、多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保及び県内外関係団体への協力要請を行う。

b　外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、市町村に報告する。

(ｶ) 地域住民、自治会、自主防災組織等の責務

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市町村、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で特に、要配慮者の安全確保に努める。

(ｷ) 避難行動要支援者及び同居家族等の責務

避難行動要支援者及び同居家族等は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

イ　活動の調整

県災害対策本部、市町村災害対策本部

ウ　達成目標

（避難誘導対策）

避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。

（避難所※の設置・運営）※　以下「避難所」には福祉避難所を含む。

避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。

避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院により避難させる。

（生活の場の確保）

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

（保健・福祉対策）

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

（外国人支援）

・外国人の被災・避難状況を確認する。

・多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談の実施等を行う。

(2) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

２　情報の流れ

(1)　被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者 民生委員、自治会、介護保険事業者、福祉関係者等	市町村	要配慮者の安否や保健・福祉等のニーズ
市町村	県、他市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	要配慮者の集約された各種ニーズ、職員、ＤＷＡＴ等応援要請
県	国、都道府県、市町村、介護保険事業者、社会福祉施設、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会等	要配慮者への各種サービス要請、職員派遣要請、ＤＷＡＴ派遣要請

(2)　被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市町村	サービス、派遣予定等の情報
市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	避難所、避難者等	サービス、派遣予定等の情報

3　業務の体系

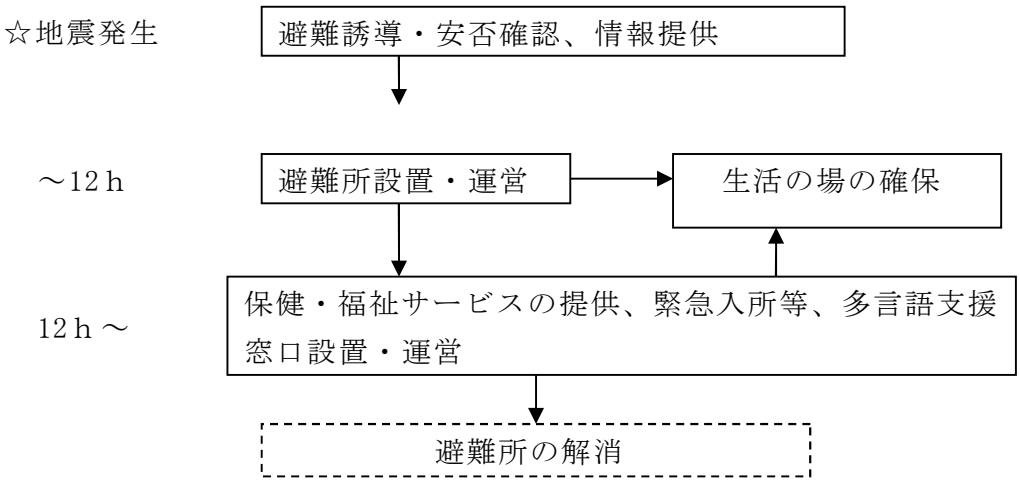

4　業務の内容

(1)　避難誘導対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・避難情報に関するガイドラインに基づき高齢者等避難を伝達	自治会、民生委員等
市町村	・避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送	県警察、消防本部、介護保険事業者、自治会等
市町村	・避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保	介護保険事業者、自治会、NPO・ボランティア等
市町村	・社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者、消防本部、社会福祉施設等

(2)　生活の場の確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・公的宿泊施設での一時収容	公的宿泊施設等
市町村、県	・公営住宅等の確保	他市町村・都道府県等
県	・旅館及びホテルの確保	県旅館ホテル生活衛生同業組合

市町村、県	・応急仮設住宅の確保	国、建設業者、(公社)新潟県宅地建物取引業協会

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対　策	協力依頼先
市町村	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保	県、保健関係団体、他市町村・都道府県等
市町村	・避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉の確保	県、福祉関係団体、他市町村・都道府県等
介護保険事業者、社会福祉施設等	・避難所、応急仮設住宅等での治療及び介護の必要な要配慮者の緊急入所	県、市町村等

(4) 情報提供

実施主体	対　策	協力依頼先
県、市町村	・要配慮者への的確な情報提供	報道機関、NPO・ボランティア等

(5) 外国人支援

実施主体	対　策	協力依頼先
県、市町村	・外国人の被災・避難状況の確認	外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
県、市町村	・多言語支援窓口の設置及び情報提供、相談等の実施	国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
国際交流協会等	・通訳・翻訳ボランティア等の確保	県内外の国際交流団体

5　市町村地域防災計画で定める事項

- 避難指示等の判断・伝達
- 避難行動要支援者の個別避難計画
- 避難所及び福祉避難所の設置・運営
- 福祉・保健対策

・　視聴覚障害者への情報提供方法
・　多言語支援窓口の設置・運営　等

第 27 節　建物の応急危険度判定計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（生活再建支援部）、市町村、北陸地方整備局、全国被災建築物応急危険度判定協議会、公益社団法人新潟県建築士会、応急危険度判定士

１　計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「協議会」という）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

ア　各主体の責務

(ｱ) 県民・企業等の責務

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用に当たっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

(ｲ) 市町村の責務

a　地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の要否を決定する。

b　実施本部を設置し、判定を実施する。

c　自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。

d　判定結果の集計を行い県に報告する。

e　応急危険度判定の目的の周知徹底を図る（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の地震保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する）。

f　判定結果に対する相談窓口を設置する。

(ｳ) 県の責務

a　市町村（実施本部）の支援要請により、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市町村が実施する判定活動を支援する。

b　被害が大規模で、他の都道府県の応援が必要であると判断したときは、広域支援本部となるブロック幹事都道府県（以下、「ブロック幹事県」という）に応援を要請する。

c　判定活動に必要な情報収集を行い、被災市町村に情報提供する。

d　民間判定士の災害補償制度の手続を行う。

e　判定結果の集計、整理及び記録作成を行う。

(ｴ) 国土交通省及び北陸地方整備局の責務

広域支援本部長の支援要請により、他の都道府県の支援本部及び建築関係団体に応援の協力を求め、判定活動の支援調整を行う。

(ｵ) 建築士会等の建築関係団体の責務

判定士への情報連絡及び判定士の確保に協力する。

(ｶ) 応急危険度判定士の責務

a　地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。

b　判定士への情報連絡に協力する。

c　実施本部及び支援本部の要請により、応急危険度判定業務を行う。

イ　活動調整

県（支援本部）、市町村（実施本部）、ブロック幹事県（広域支援本部）、国土交通省（全国支援本部）、（公社）新潟県建築士会、応急危険度判定士

ウ　達成目標

a　応急危険度判定は概ね次の計画を目安とする。判定活動の開始は地震発生の翌日からとし、概ね１０日間を目安に判定活動を終了する。

地震後１日	県内判定士による判定活動の開始
〃　３日	県外判定士による判定活動の開始
〃　１０日	判定活動の終了
〃　１０日～	判定結果に対する相談業務への移行

(2) 要配慮者に対する配慮策（市町村）

ア　応急危険度判定の目的の周知徹底（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の地震保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明）

イ　判定結果に対する相談窓口を設置する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
判定士	市町村（実施本部）	建築物の被災状況
市町村（実施本部）	県（支援本部）	判定実施の要否、実施計画 判定支援要請の有無及び内容
県（支援本部）	ﾌﾞﾛｯｸ幹事県（広域支援本部）	広域支援要請の有無及び内容 判定拠点までの交通事情等
ﾌﾞﾛｯｸ幹事県（広域支援本部）	国土交通省（全国支援本部）	判定応援要請及び他の都道府県との支援調整要請の有無及び内容
県（支援本部）	建築関係団体	確保が必要な判定士の数 判定拠点までの交通事情等
県（支援本部）	市町村（被災地以外）	判定士派遣等の要請の内容 判定拠点までの交通事情等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市町村 （実施本部）	住民	判定実施状況等の広報
県 （支援本部）	市町村 （実施本部）	支援予定情報 被災地及び周辺の被害状況等

3 業務の体系

☆地震発生

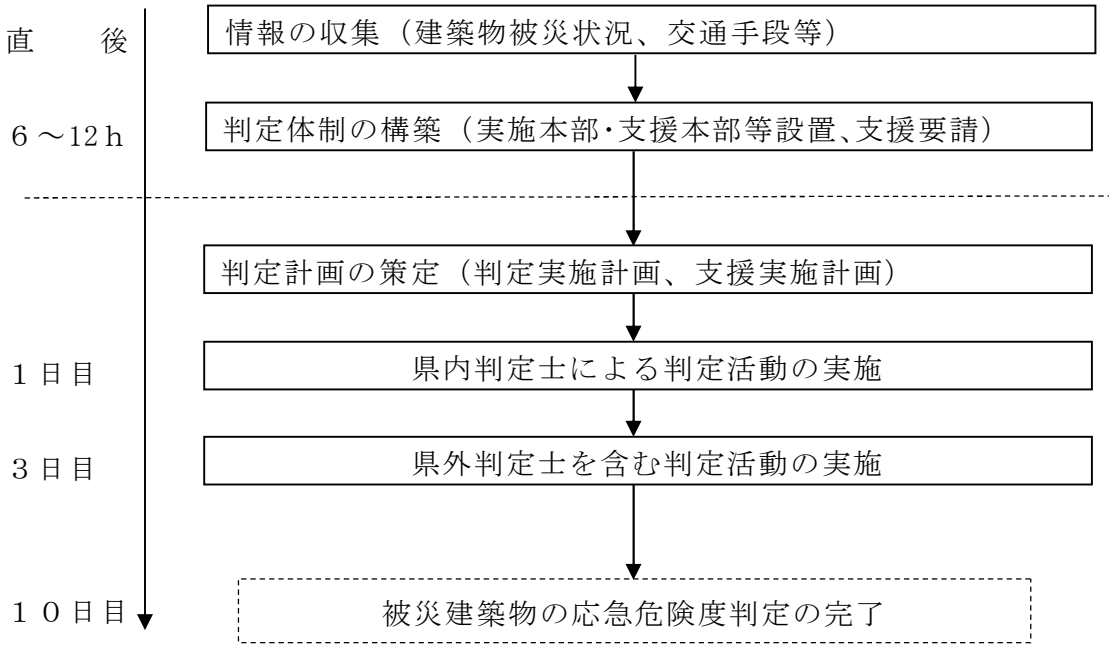

4 業務の内容

(1)情報の収集

実施主体	対 策	協力依頼先
判定士	・建築物等の被害状況を市町村に連絡	
市町村 （実施本部）	・建築物等の被害状況を調査、情報収集のうえ把握する。 ・得られた情報から、建築物被害の予測を行う。	建築関係団体 県
県 （支援本部）	・被害状況及び交通状況等の情報を収集する。 ・被災市町村への情報提供を行う。	県災害対策本部
国土交通省 （全国支援本部）	・被害状況及び交通状況等の情報を収集する。 ・県への情報提供を行う。	

(2) 判定体制の構築

実施主体	対策	協力依頼先
市町村 （実施本部）	・実施本部、判定拠点を設置する。 ・判定コーディネーターを配置する。 ・県に支援要請を行う。	県
県 （支援本部）	・支援本部を設置する。 ・(公社)新潟県建築士会等の建築関係団体の協力により判定士を確保する。 ・その他の市町村に協力を要請する。 ・ブロック幹事県に広域支援を要請する。	(公社)新潟県建築士会 市町村（被災地以外） 国土交通省 ブロック幹事県
国土交通省 （全国支援本部）	・全国支援本部を設置する。 ・建築関係団体に協力を要請する。	建築関係団体

(3) 判定計画の作成

実施主体	対策	協力依頼先
市町村 （実施本部）	・判定実施の要否を決定する。 ・判定実施計画を作成する。 ・地元判定士を参集する。 ・住民への周知及び広報を行う。	
県 （支援本部）	・支援実施計画を作成する。 ・応援判定士の派遣の調整を行う。 ・判定資機材等を調達する。 ・輸送方法を確保する。	
国土交通省 （全国支援本部）	・他の都道府県の支援本部との応援判定士の派遣に係る支援調整を行う。	

(4) 判定・支援の実施

実施主体	対策	協力依頼先
市町村 （実施本部）	・判定士の受入れを行う。 ・判定資機材を判定士に供給する。 ・判定士を実施地区に誘導する。 ・判定結果を県に報告する。	
県 （支援本部）	・応援判定士を実施本部に派遣する。 ・判定資機材を実施本部に提供する。 ・判定結果のとりまとめを行う。 ・民間判定士補償制度の手続を行う。	
国土交通省 （全国支援本部）	・応援判定士の派遣に係る支援調整を行う。	
判定士	・判定拠点への移動手段、食料、宿泊先等を確保する。 ・判定業務を行う。	

５　市町村地域防災計画で定める事項

- 地震発生時の被災建築物の情報収集
- 判定実施要否の決定
- 実施本部及び判定拠点の設置
- 判定実施計画の策定
- 県への支援要請
- 資機材の備蓄

判定実施体制 （詳細は「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」参照）

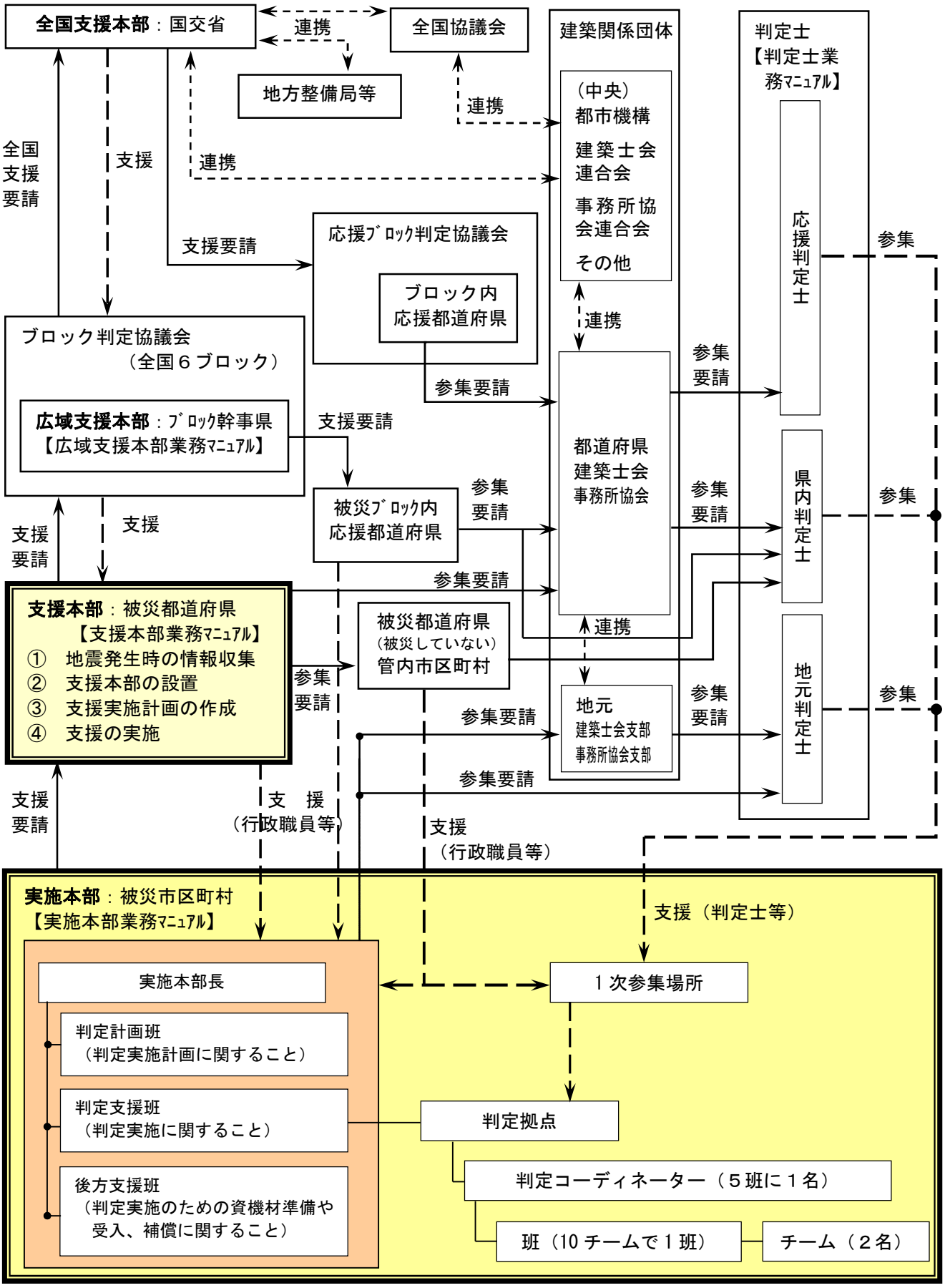

第28節　宅地等の応急危険度判定計画

参考資料

【関係機関】国土交通省、県災害対策本部（生活再建支援部）、市町村、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国・新潟県）、独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）、公益社団法人全国宅地擁壁技術協会北陸支部（以下「宅地擁壁技術協会」という。）

1　計画の方針

基本方針

市町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震、降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止し、又は軽減し、もって住民の安全の確保を図る。

新潟県被災宅地危険度判定実施要綱

ア　各主体の責務

被災宅地危険度判定実施要綱

(ｱ) 市町村の責務

a　市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

b　市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

c　市町村長は、被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を知事に要請する。

d　市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

e　市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

被災宅地危険度判定実施要綱

(ｲ) 県の責務

a　県は、市町村の協力を得て宅地判定士の養成に努め、講習会等を通じながら育成及び啓発を行う。

災害時における応援業務に関する協定

b　知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び宅地擁壁技術協会に協力を要請する等、支援措置を講じる。

c　被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

d　知事は、市町村長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。

e　知事は、国土交通省又は他の都道府県から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。

被災宅地危険度判定実施要綱

(ｳ) 国土交通省の責務

a　国土交通省は、県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、併せて都道府県及び都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。

b　国土交通省は、県から危険度判定の実施について支援の要請を受けたときは、危険度判定を支援するとともに、都市再生機構等に対して協力を要請する。

新潟県被災宅地危険度判定実施要綱

(ｴ) 宅地判定士の責務

a　宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

b　宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

災害時における応援業務に関する協定

(ｵ) 宅地擁壁技術協会の責務

知事からの要請があった場合は、宅地判定士の派遣等に協力する。

イ　活動調整

県災害対策本部、市町村災害対策本部、国土交通省、都市再生機構等、宅地擁壁技術協会

ウ　達成目標

（実施の決定）

a　市町村長は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね24時間以内に決定する。

b　知事は、被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、概ね24時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

（対象区域及び宅地の決定）

a　市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね72時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

（実施体制の調整）

a　市町村長は、危険度判定の実施に際し、概ね72時間以内に宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。

b　知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、概ね72時間以内に支援措置を講じる。

（危険度判定の実施）

a　市町村長は、実施体制の調整後速やかに宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

2　情報の流れ

（1）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
宅地管理者（地権者）	市町村	宅地の被災情報
市町村	県	宅地の被災情報 支援要請の有無
県	国土交通省	宅地の被災情報 支援調整要請の有無
県	宅地擁壁技術協会	支援要請の有無

（2）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
宅地判定士	宅地管理者（地権者）	被災宅地の危険度判定結果
宅地判定士	第三者（通行人など）	被災宅地の危険度判定結果
宅地判定士	市町村	被災宅地の危険度判定結果

3　業務の体系

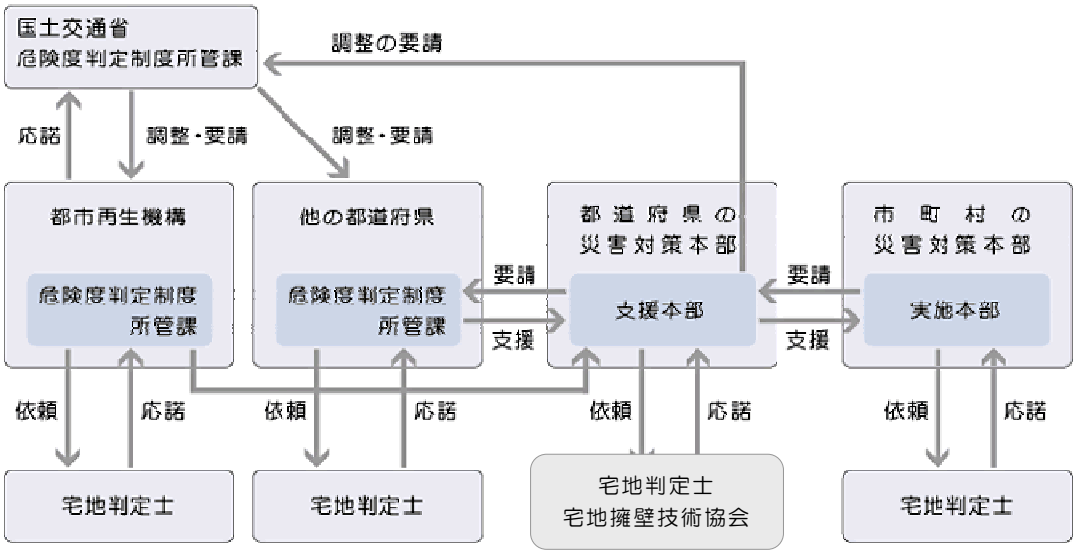

【県が市町村支援等を行うことが困難な場合】

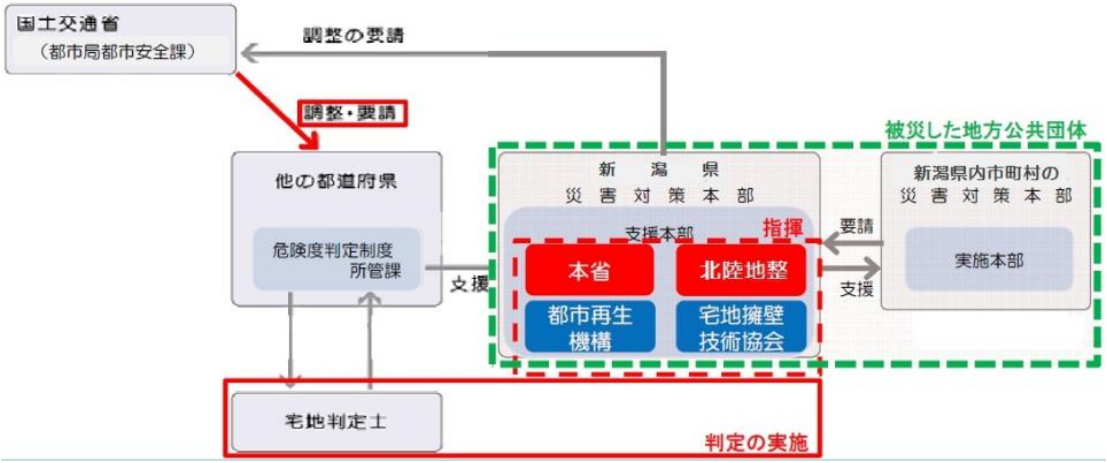

4　業務の内容

実施主体	対　　策	協力依頼先	
宅地判定士	・危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。		新潟県被災宅地危険度判定実施要綱
被災市町村	・大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。 ・危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。 ・被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施等のための支援を知事に要請する ・宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。 ・二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。 ・必要に応じ、判定結果に対する相談窓口を設置する。	 県 宅地判定士 宅地判定士 県	新潟県被災宅地危険度判定実施要綱
県	・市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び宅地擁壁技術協会に協力を要請する等、支援措置を講じる。 ・被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。 ・市町村長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。 ・国土交通省又は他の都道府県から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。	宅地判定士 宅地擁壁技術協会 宅地判定士 国土交通省 他の都道府県 宅地判定士	新潟県被災宅地危険度判定実施要綱 災害時における応援業務に関する協定

国土交通省	・県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、併せて都道府県及び都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。 ・県から危険度判定の実施について支援の要請を受けたときは、危険度判定を支援するとともに、都市再生機構等に対して協力を要請する。	他の都道府県 都市再生機構 等

被災宅地危険度判定実施要綱

新潟県被災宅地危険度判定実施要綱

５　市町村地域防災計画で定める事項

- 危険度判定の円滑な実施のための体制の整備
- 危険度判定の実施に関する事項
- 危険度判定制度の住民への周知

第 29 節　学校における応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村、学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、大学）

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 学校の責務

あらかじめ定めていた学校の危機管理マニュアルに従い、児童、生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

また、指定避難所の学校又は臨時に避難所となった学校にあっては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあっても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。

被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

(ｲ) 市町村の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

(ｳ) 県の責務

各学校や市町村の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

イ　活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村災害対策本部、市町村教育委員会、県教育委員会

ウ　達成目標

中越大震災クラスの地震に際しても、地震後概ね２週間以内に全学校で教育活動を再開する。

(2) 積雪期の対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等に際し、より一層慎重に行う。

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
私立学校、高等専門学校、大学	県	被害状況、臨時休業等
市町村立学校	市町村教育委員会	被害状況、臨時休業等
市町村教育委員会	県教育事務所 → 県教育委員会	集約された被害状況、臨時休業等
県立学校	県教育委員会	被害状況、臨時休業等

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	私立学校、高等専門学校、大学	指導、助言等
県教育委員会	県立学校	指導、助言等
県教育委員会 → 県教育事務所	市町村教育委員会	指導、助言等
市町村教育委員会	市町村立学校	指導、助言等
市町村	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等
県	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等

注）緊急を要する場合や、市町村教育委員会、県教育事務所等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、県教育委員会から直接市町村教育委員会や市町村立学校、又は、市町村立学校から直接県教育事務所や県教育委員会に連絡するものとする。

3　学校における業務の体系

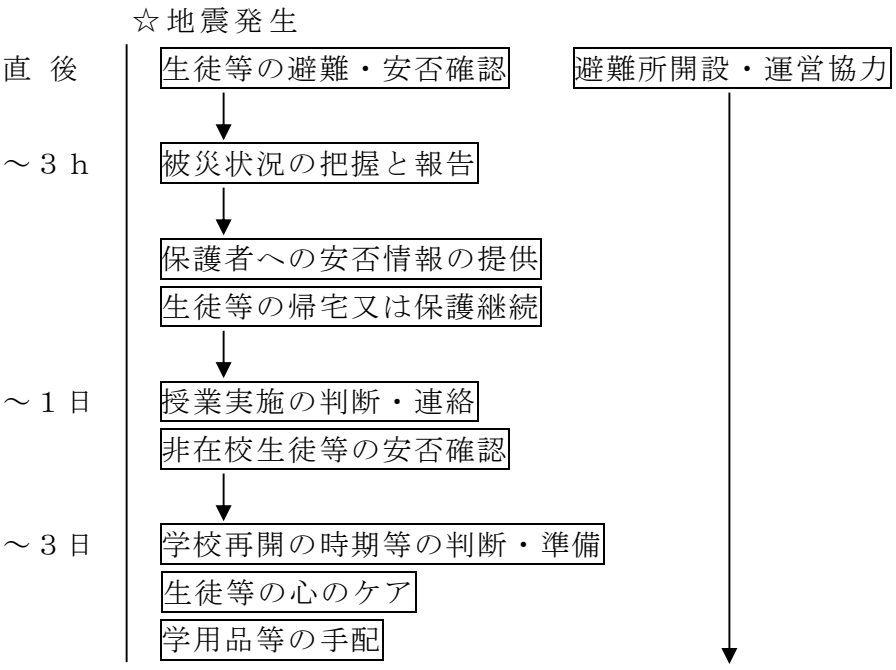

４　学校における業務の内容

(1) 生徒等の安全確保のための措置

ア　生徒等の避難・安否確認

(ｱ)　生徒等が在校している場合

a　生徒等の掌握・避難

直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいた者が適切に対応する。）。

b　避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(ｲ) 登下校時間帯の場合

a　生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記(ｱ)と同様に対応する。

b　生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聞き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入ってこなかった生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ｳ) 夜間・休日等の場合

a　教職員の参集

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b　生徒等の安否確認

地震により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ　被災状況の把握と報告

学校は、次に掲げるところにより、生徒等の避難の状況、生徒等及び教職員の安否並びに学校施設の被災状況をあらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第１報を行い、その後詳細が判明するに従って、第２報以下

を行う。

・公立学校

学校の所在する地域で震度４以上の地震が観測された場合に、人的・物的被害の有無に関わらず必ず報告する。

・私立学校

人的・物的被害が生じた場合に、直ちに報告する。

ウ　保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

エ　生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下におく。

オ　授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否か判断する。

決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに県に報告する。

カ　非在校生徒等の安否確認

地震でかなりの被害が発生した場合において、地震発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(2) 教育活動の再開に向けた措置

ア　学校再開時期等の判断・準備

校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ　生徒等の心のケア

臨時休業が続く場合は、教職員が分担して生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。

ウ　学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を損失して

就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市町村立学校にあっては、市町村教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に、その他の学校にあっては学校設置者に報告する。

(3) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、市町村長から指示又は依頼があったとき若しくは近隣住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア　教職員の基本的役割

行政職員が出勤困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ｱ) 校長

施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(ｲ) 副校長・教頭

校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ｳ) 主幹教諭・教諭

校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

(ｴ) 養護教諭

学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

(ｵ) 栄養教諭・学校栄養職員等

学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(ｶ) 事務職員等

行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ　校舎等を避難所として使用するときの注意

(ｱ) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

(ｲ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは、普通教室も開放する。

(ｳ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(ｴ) 障害者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市町村に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

５　市町村の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

市町村立学校の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を市町村立学校に伝達する。

また、学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について、市町村の広報媒体や地域ＦＭ放送などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア　学校施設の危険度判定のため、専門家を派遣又は斡旋する。

イ　必要に応じて、教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する等により、支援する。

ウ　避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

６　県の業務内容

(1) 情報の集約・広報

学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、住民等への広報に努める。

(2) 学校や市町村への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア　県立学校施設の危険度判定を行う。

イ　必要に応じて、広報等で保護者に生徒等の心のケアについての情報を提供して教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する。

ウ　必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開や心のケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

エ　国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校及び市町村に斡旋する。

７　市町村地域防災計画に定める事項

・　生徒等の安全確保について
・　学校への災害情報の伝達及び学校の被災状況の集約・伝達・広報等
・　学校が避難所となった場合、避難所の開設・運営に学校の教職員が協力すべき事項等

第 30 節　文化財応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　文化財所有者及び管理責任者（以下、「文化財所有者等」という）は、地震により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市町村等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。

イ　文化財所有者等は市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。

ウ　市町村は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。

エ　県は、市町村や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握に努めるととともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア　建造物

文化財所有者等は、余震・降雪等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び市町村はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ　美術工芸品及び有形文化財

文化財所有者等は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ　史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者等は可能な限り被害状況の把握に努め、余震・降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び市町村はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

２　県民・地域等の役割

(1) 県民の役割

文化財に被害が見られた場合には、文化財所有者等又は関係機関等へ可

能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、文化財所有者等と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者等

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市町村等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

3 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ 市町村指定等文化財

市町村を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市町村を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

4 市町村の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

各市町村内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、文化財所有者等に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市町村指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて文化財所有者等からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて文化財所有者等からの相談や協力

要請に応じる。

(3) 市町村地域防災計画に定める事項

- 各市町村内に所在する文化財の被害状況把握
- 被災文化財所有者等に対する協力と支援体制の確認
- 被災文化財の応急的な修理・修復に係る指導と支援

第 31 節　障害物の処理計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（統括調整部、◎生活基盤対策部）、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、市町村、東日本高速道路株式会社、応援協定先企業団体等

１　計画の方針

(1) 基本方針

地震及び津波により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市町村庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点とを連絡する輸送路等を確保する。

ア　各主体の責務

(ｱ) 県の責務

a　県災害対策本部生活基盤対策部は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾・漁港施設等の公共管理施設について、各関係機関から情報を収集する。

b　燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。

c　被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

(ｲ) 道路管理者等の責務（国、県、市町村及び東日本高速道路㈱）

a　道路管理者等は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告するとともに、障害物を除去する。特に、道路啓開計画の対象路線（以下「啓開計画路線」という。）については、最優先に実施する。

b　あらかじめ締結してある民間団体等との災害時の応援協定などにより、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。

c　緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。

法第 64 条第２項

d　緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市町村の協力を得て排除する。

(ｳ) 河川、港湾及び漁港管理者等の責務（国、県、市町村）

a　河川管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部生活基盤対策部に情報を報告するとともに、可能な限り障害物を除去する。

b　第九管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を県災害対策本部生活基盤対策部に通報し、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(ｴ) 市町村の責務

a　災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物ついて主体となり除去する。

b　災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

イ　活動の調整

県災害対策本部生活基盤対策部は、被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、国の関係出先機関、自衛隊及び市町村と連絡体制を強化する。

ウ　達成目標

輸送路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

輸送路等の障害物情報収集	地震発生から 3 時間以内
啓開計画路線の障害物の除去	地震発生から 24 時間～72 時間以内
その他の輸送路等の障害物の除去	地震発生から 24 時間以内

(2) 積雪期の対応

積雪期における災害時の輸送路を確保するため、県災害対策本部生活基盤対策部は、国等の関係機関とともに、道路管理者等があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し、その実施に当たるものとする。

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
市町村	県（施設管理者）	被災地における障害物の情報
県（施設管理者）	県災害対策本部	被災地における障害物の情報

その他の施設管理者	県災害対策本部	被災地における障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市町村	障害物除去に関する情報
県災害対策本部	施設管理者	障害物除去に関する情報

3　業務の体系（地震発生からの達成目標の目安）

被災地における障害物の情報収集（3 時間以内）

↓

障害物処理計画の策定

↓

啓開計画路線の障害物の除去（24 時間～72 時間以内）

↓

その他の輸送路等の障害物の除去（24 時間以内）

4　業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・障害物除去を必要とする道路、河川、港湾、漁港等の公共管理施設の情報を収集する。 ・建物関係障害物の情報を収集する。	
道路管理者等	・管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。	
河川、港湾及び漁港管理者	・管理区域の航路等の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。	
市町村	・管理区域の道路上等の障害物の状況の把握に努め、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。	
第九管区海上保安本部	・海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を県災害対策本部生活基盤対策部に通報する。	

(2) 啓開計画路線の障害物の除去、その他の輸送路等の障害物の除去

実施主体	対　　策	協力依頼先

県	・被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のための、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物除去の実施を依頼する。 ・被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。	輸送路等の施設管理者
道路管理者等	・管理区域の道路の障害物を除去する。 ・特に、あらかじめ定められた啓開計画路線については、最優先に実施する。 ・あらかじめ民間団体等との間に災害時の応援協定を結んでおくなど、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。	応援協定先企業団体等
河川、港湾及び漁港管理者	・管理区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、可能な限り障害物を除去する。	
第九管区海上保安本部	・海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。	
市町村	・災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。 ・災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空	

	家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。	
応援協定先企業団体等	・県からの応援協定に基づく要請により、輸送路等の障害物を除去する。	

５　市町村地域防災計画で定める事項

市町村は、災害時の障害物の集積場所（仮置場、最終処分地）など、建物関係障害物の除去について「市町村地域防災計画」にあらかじめ定めておくものとする。

第 32 節　遺体等の捜索・処理・埋葬計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村、日本赤十字社、一般社団法人新潟県医師会、一般社団法人新潟県歯科医師会、公益社団法人新潟県トラック協会、警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊、新潟県葬祭業協同組合及び一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下、葬祭関係団体という。）

1　計画の方針

(1) 基本方針

大規模な地震では、建造物の倒壊、火災、津波等により、多くの死者を出すことがある。市町村は関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

ア　各主体の責務

(ｱ) 市町村

市町村は、遺体等の捜索、処理、埋葬等一連の業務を行うに当たり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止するものとする。

(ｲ) 県

県内の被害状況の把握を行うとともに、市町村と関係機関との連絡・調整を行う。

(ｳ) 警察本部、第九管区海上保安本部及び自衛隊等関係機関

県・市町村等が迅速に業務が推進できるよう支援するものとする。

イ　活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村災害対策本部

ウ　業務内容

遺体等の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の捜索	防災関係機関と協力した捜索活動
遺体の収容	遺体を車両又はヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(2) 関係者に対する配慮

一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災市町村	県	・捜索状況の報告 ・自衛隊への応援要請依頼 ・搬送車両不足分の手配依頼 ・柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・死亡者多数の場合における火葬許可手続の簡略化依頼 ・火葬場の被災状況の報告 ・広域火葬の応援要請 ・近隣市町村への応援要請
県	市町村（火葬場設置者）	・広域火葬の協力要請 ・火葬場の割振りの通知
県	要請先	・自衛隊への応援要請（市町村の要請による） ・（公社）新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請（市町村の要請による） ・葬祭関係団体に対する柩、ドライアイス等の協力要請（市町村の要請による） ・県内市町村等への応援要請（市町村の要請による） ・市町村の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び（一社）新潟県医師会へ要請

3　業務の体系

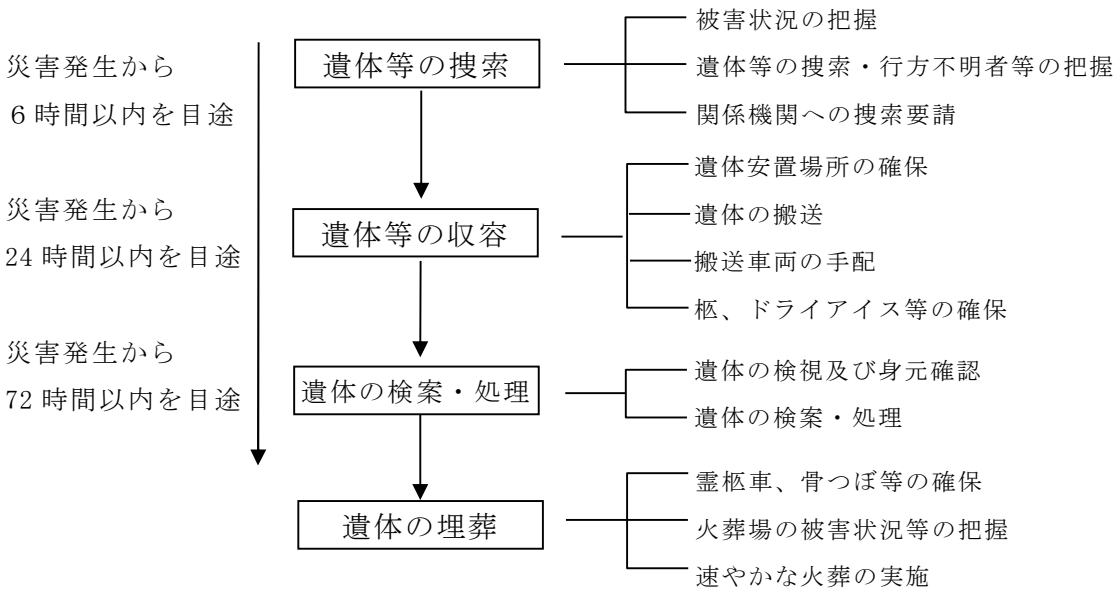

4　業務の内容

(1) 遺体等の捜索

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の捜索を行うものとする。 ・県に捜索状況を報告するとともに、市町村からの依頼により自衛隊等関係機関と協力して遺体等の捜索を行うものとする。	警察本部 第九管区海上保安本部 自衛隊等関係機関
県	・県内の被害状況の把握を行うとともに、市町村からの依頼により自衛隊に応援要請を行うものとする。	自衛隊
警察本部 第九管区海上保安本部 自衛隊等関係機関	・遺体等の捜索を市町村と協力して行う。 ・警察本部は行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。	市町村

(2) 遺体の収容

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置場所(寺院、学校敷地等)を確保し、関係機関に連絡するものとする。 ・搬送車両が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請するものとする。 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努めるものとする。	寺院、学校等
県	・市町村から搬送車両の手配要請があった場合、(公社)新潟県トラック協会に協定に基づき要請する。 ・市町村から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。	(公社)新潟県トラック協会 葬祭関係団体
警察本部 第九管区海上保安本部 自衛隊等関係機関	・遺体の搬送を行うものとする。	
(公社)新潟県トラック協会	・搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行うものとする。	
葬祭関係団体	・協定に基づき、柩、ドライアイス等の確保をするものとする。	

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・日本赤十字社新潟県支部及び(一社)新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保するものとする。 ・所轄警察署及び関係機関に連絡し、遺	日本赤十字社新潟県支部 (一社)新潟県医師会等 警察署

	体の身元確認を行うものとする。	（一社）新潟県歯科医師会等
県	・市町村の行う遺体の検案・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び（一社）新潟県医師会に協定に基づき要請する。	日本赤十字社新潟県支部 （一社）新潟県医師会
警察本部 第九管区海上保安本部	・収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。 ・身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。	
日本赤十字社新潟県支部 （一社）新潟県医師会	・死因その他の医学的検査を行う。 ・検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。	

(4) 遺体の埋葬

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・搬送車両が不足する場合は、（公社）新潟県トラック協会に手配するよう県に要請するものとする。 ・骨つぼ等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請するものとする。 ・死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議するものとする。	厚生労働省
火葬場	・災害時の火葬体制を確立しておくものとする。 ・被災状況等を県及び関係市町村に報告するとともに、速やかに火葬を行うものとする。	
県	・市町村から搬送車両の手配要請があった場合は、（公社）新潟県トラック協会に協定に基づき協力を要請する。	（公社）新潟県トラック協会 葬祭関係団体

	・市町村から骨つぼ等の手配要請があった場合は、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。 ・市町村又は火葬場設置者から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。	
（公社）新潟県トラック協会	・搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行うものとする。	
葬祭関係団体	・協定に基づき骨つぼ等を確保するものとする。	

５　身元不明遺体の取扱い

(1) 身元不明遺体については、市町村が所轄警察署その他関係機関に連絡し、調査に当たるものとする。

(2) 警察本部は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。

(3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱うものとする。

６　広域応援体制の整備

(1) 市町村は、自ら遺体の捜索、処理又は埋葬の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。

(2) 県は、市町村から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておくものとする。

ア　県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市町村から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制

イ　近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市町村から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制

ウ　厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

７　市町村地域防災計画で定める事項

- 災害対策本部の体制・任務分担
- 安置場所の確保及び関係機関との協力
- 災害時における各種要請手続
- 各種報告要領

第 33 節　愛玩動物の保護対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村、環境省、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会、ペット災害支援協議会

1　計画の方針

(1) 基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し､飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

ア　各主体の責務

(ｱ) 飼い主の責務

a　災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

b　一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

(ｲ) 県の責務

a　ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。

b　動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。

c　危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

d　各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。

e　避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

f　避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

g　必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。

(ｳ) 市町村の責務

a　ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提

供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。

b　避難所を設置するに当たり、愛玩動物を同行した避難者を適切に受け入れるとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

c　避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の把握に努め、県と協働し「動物救済本部」に対し、情報提供及び活動を支援する。

(ｴ) 公益社団法人新潟県獣医師会の責務

a　県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

b　緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市町村からの要請に備える。

(ｵ) 一般社団法人新潟県動物愛護協会の責務

a　県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

b　必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

(ｶ) 動物救済本部の責務

a　ペットフード等支援物資の提供

避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市町村の災害対策本部に物資を提供する。

b　動物の保護

県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。

c　相談窓口の開設

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

d　動物の一時預かり

被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。

e　飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。

f　仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

g　被災動物の健康管理支援

被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

h　ボランティア及び募金の受付・調整・運営

募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。

イ　活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村災害対策本部

ウ　達成目標

被災者が安心して安全に避難できるようにするため、ペット同行避難を受け入れる避難所を開設し、飼い主が自らの責任の下、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

被災者が、応急仮設住宅に入居する際にも、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市町村災対本部	ペット同行避難者の状況 被災者ニーズ
市町村災対本部	県・動物救済本部	集約された被災者ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県・動物救済本部	市町村災対本部	ペット関連の支援内容
市町村災対本部	避難所、避難者	ペット関連の支援内容

３　業務の体系

組織図

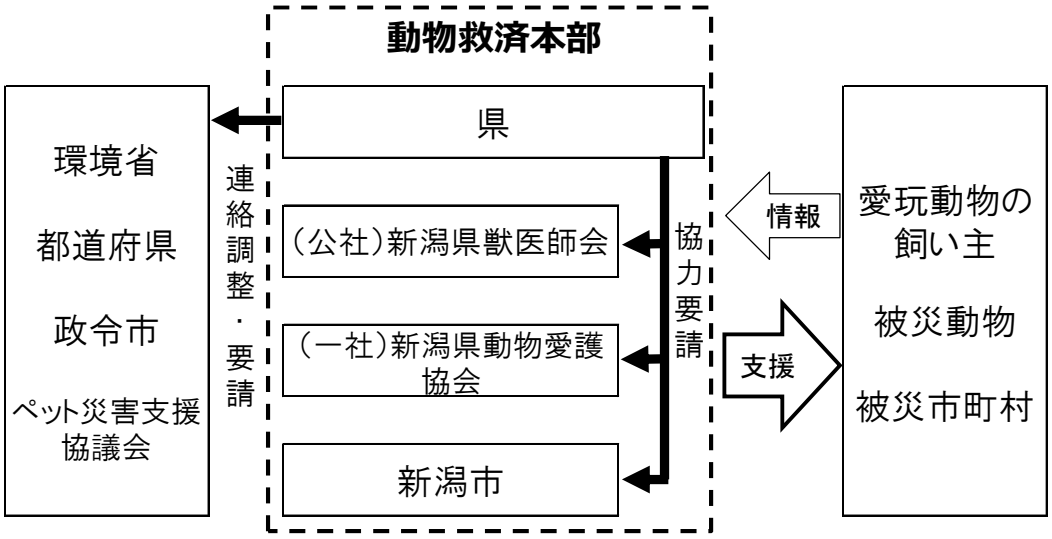

	市町村	県・動物救済本部
☆地震発生		
～１日	動物同行避難所設置	危険動物の飼育状況確認
		負傷動物等の保護
～３日	避難所ニーズの把握	相談窓口の開設
		動物救済本部の設置
～７日		避難所での動物飼育支援、物資提供
		ペットの一時預かり
～２月	仮設住宅の設置	仮設住宅での動物飼育支援

4　業務の内容

動物同行避難者や被災したペットへの対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者（ペットの飼い主）	・自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 ・避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。	市町村
市町村	・動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 ・避難所でのペットの状況等について県及び動物救済本部に情報提供する。 ・避難者に動物飼育関連物資を配布する。 ・住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 ・仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。	県 動物救済本部
県	・動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 ・危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。 ・負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。 ・動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。	県獣医師会 県動物愛護協会 環境省 ペット災害支援協議会

	・環境省や他の自治体及びペット災害支援協議会等との連絡調整及び支援要請を行う。	
新潟県獣医師会	・県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 ・避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。	
新潟県動物愛護協会	・県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 ・被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。	
動物救済本部	・被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 ・被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市町村の災害対策本部に提供する。 ・県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ・被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や迷子動物の一時預かりを行う。 ・被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。 ・被災動物の健康管理支援を行う。 ・仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う ・ボランティアの受付、調整を行う。	

５　市町村地域防災計画で定める事項

- 愛玩動物対応窓口
- 動物同行可能避難所の指定
- 動物同行避難訓練の実施

第34節　災害時の放送

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（統括調整部）、市町村、県内放送機関

1　計画の方針

(1) 放送機関の対応

県内各放送機関は、地震又は津波に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。

地震発生直後の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

(2) 緊急放送の要請

県又は市町村は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する際の方法及び手続は、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

市町村が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

ア　緊急放送を要請できる内容

津波の襲来、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけとする。

イ　全県波放送局の連絡先

局名	情報受信責任者	備考
日本放送協会	コンテンツセンター長	
㈱新潟放送	報道担当部長	
㈱ＮＳＴ新潟総合テレビ	報道制作部長	
㈱テレビ新潟放送網	報道部長	
㈱新潟テレビ21	報道ｸﾞﾙｰﾌﾟ長	
㈱エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長	

(3) その他緊急を要する情報の提供

市町村が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、法に基づく避難指示の発令及び解除並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

(4) コミュニティ放送局等への情報提供

コミュニティ放送、ケーブルテレビなどの放送事業者（以下「コミュニティ放送局等」という。）が所在する市町村は、事前の協定等に基づき、当該コミュニティ放送局等に、災害に関する情報を逐次提供する。

コミュニティ放送局等への情報提供の手続、手段等については、市町村地域防災計画で定める。

２　各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）

○ＮＨＫ新潟放送局

１　災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、緊急地震速報、津波注意報、津波警報等を放送する。

２　緊急警報放送

緊急警報放送は次の場合に限り実施する。

(1) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたことを放送する場合

(2) 気象業務法第13条第1項の規定による、津波警報が発せられたことを放送する場合

(3) 法第57条の規定により求められた放送を行う場合

ただし(3)については、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。新潟県との協定（災害時における放送要請に関する協定）による放送要請についても、同様の判断で放送する。

３　高齢者等避難、避難指示

原則として速報するが、住民の避難が既に終了した中で新たな避難情報が出された場合や明らかに時間的余裕がある場合等は、この限りでない。

４　災害関連番組の編成

地震の規模、震度、被害の状況等に応じ災害関連番組を編成する。

○ＢＳＮ新潟放送

１　災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、情報の通知を受け、内容を的確に放送する。当社は緊急警報放送の任を負っているので、次の場合、ラジオ・テレビ緊急警報放送を実施する。

(1) 大規模地震対策特別措置法第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたとき。

(2) 気象業務法第13条第1項の規定による津波警報が発せられたとき。

(3) 法第57条の規定により県知事から放送要請があったとき。

ただし（3）については、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、そのつど自主的に決定し、放送するものとする。新潟県との協定（災害時にお

ける放送要請に関する協定）による放送要請についても同様の判断で放送する。

２　災害特別番組の放送

被害が大きく、平常番組の内容を変更すべきと判断した場合は、特別番組の編成行い、災害情報番組を放送する。

なお、全社的な震度６クラス対応の「非常事態対策ハンドブック」を平成８年４月に制定し、数回の改定を経て、東日本大震災発生後の平成 24 年６月に改定した。

○ＮＳＴ新潟総合テレビ

非常災害が発生した場合は「非常災害マニュアル」により次の放送を行う。

１　緊急災害放送（速報）

地震…新潟県内は震度１以上、新潟県外は震度３以上を速報する。

津波…全国の津波注意報、津波警報、大津波警報を速報する。

気象警報…新潟県内に気象特別警報・警報が発表された時点で速報する。

２　災害番組編成

速報に引き続き、災害情報の県民への継続的な伝達が必要とされた場合は、災害関連特別番組を編成する。

○ＴｅＮＹテレビ新潟放送網

１　災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申し合わせにより、連絡を受けた情報を的確に放送する。

２　災害特別番組の編成

災害による被害が大きく、または災害の発生が予想される場合には、必要と判断した時点で、通常番組を中断し、被害状況や対策、今後の予測等を伝える特別番組を編成する。

○ＵＸ新潟テレビ２１

緊急災害報道体制は、災害の規模に応じて速やかに以下の通りに放送する。

１　通常番組内でのスーパー（字幕）速報対応

(1) 県内で震度に関わらず地震を観測した時

(2) 日本海沿岸に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時（解除も含む）

(3) 気象警報が発令された時（解除も含む）

(4) ニュース担当デスクが速報を必要と判断した時

２　通常番組を中断し、災害特別番組対応

被害の拡大が想定され、県民に的確な情報を伝える必要があると判断される場合は、「ＵＸ緊急報道対応基準」により、通常番組を中断し、災害特別番組を編成する。

○エフエムラジオ新潟

当社「非常災害対策要領」に基き、非常事態の規模及び県民への影響度により、「非常事態Ａ」又は「非常事態Ｂ」の放送を行う。

１　緊急速報

(1) 災害対策基本法に基づく放送要請があり、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。

(2) 県及び市町村から高齢者等避難、避難指示の発令とその解除など、住民の避難に関する情報を得て、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。

(3) その他、人命救助、災害に関連する情報（地震、風水害、気象、交通、生活情報等）、住民の避難誘導などの情報を得て、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。

２　災害特別番組の編成

当社「非常災害対策要領」及び「災害放送マニュアル」に基づき、必要と判断した場合、平常番組を休止して事態に即応した番組編成を行う。

例）地震の場合、県内震度５強以上・新潟市及び近郊震度５弱以上で、状況に応じて通常番組を休止し、特別番組に移行する。

３　防災協定を締結した市町村の場合

当社と「災害時緊急放送に関する協定」を締結している市町村とは、当該市町村からの協力要請に基づき、より緊密な協力を行い、高齢者等避難、避難指示の発令とその解除及び関連する情報などについて、可能な限り速やかに放送する。

第 35 節　公衆通信の確保

参考資料

【関係機関】電気通信事業者、県災害対策本部（生活基盤対策部）、市町村、自衛隊

１　計画の方針

地震災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、県、市町村及び関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

２　公衆通信施設（NTT東日本／NTTドコモ）応急対策フロー図

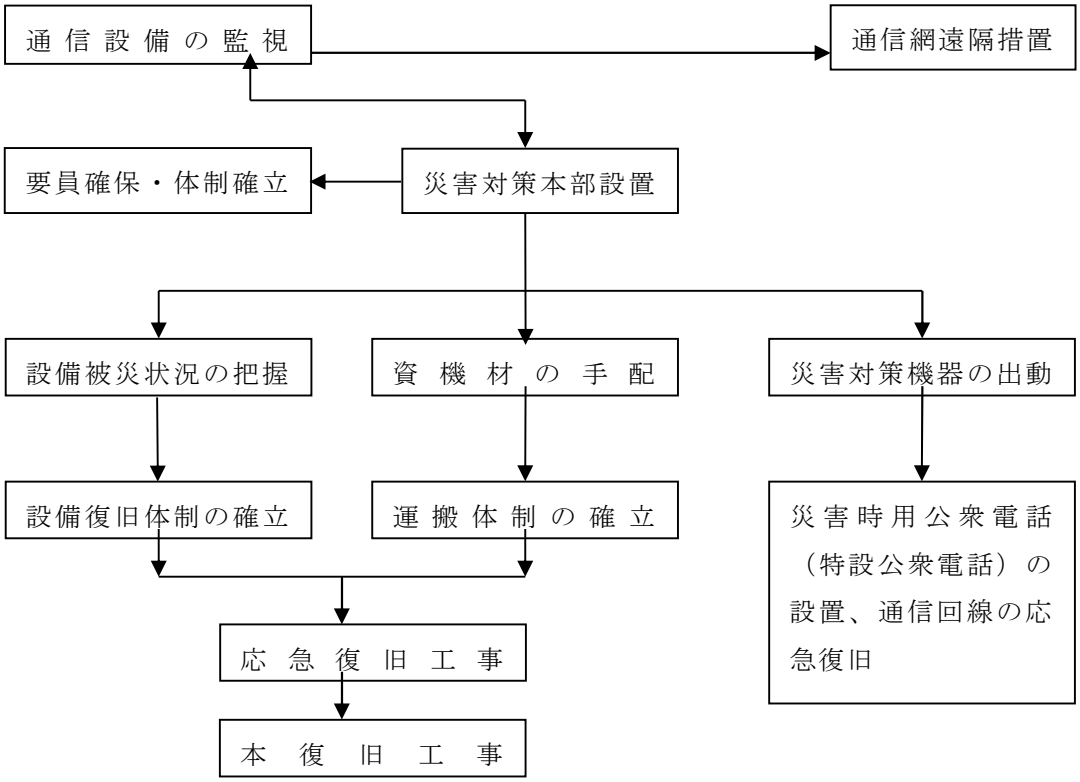

３　応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

地震災害の発生又は発生するおそれのある場合は、ＮＴＴ東日本新潟支店及びＮＴＴドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア　情報連絡室

イ　支援本部

ウ　地震災害警戒本部
エ　災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
イ　ＮＴＴグループ会社等関連会社による応援
ウ　工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

ア　被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。
イ　被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へリコプターの要請を行い空輸する。

ア　衛星携帯電話
イ　可搬型移動無線機
ウ　移動基地局車
エ　移動電源車及び可搬電源装置
オ　応急復旧ケーブル
カ　ポータブル衛星車
キ　その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言サービスの提供

震度６弱以上の地震発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、災害用伝言ダイヤル１７１、災害用伝言板ｗｅｂ１７１、災害用伝言板サービスの利用を可能とする。

４　復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第２順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

５　利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車又はインターネット（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示灯）により地域の住民及び関係機関に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

(1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況、見通し
(2) 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
(3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
(4) 住民に対して協力を要請する事項
(5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
(6) その他必要な事項

６　広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、ＮＴＴ東日本本社災害対策室及びＮＴＴドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確

保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

ＮＴＴ東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ持株会社災害対策本部及び各支店災害対策室へ要請する。

第 36 節　電力供給応急対策

参考資料

【関係機関】電力発電事業者（東北電力株式会社)、電力送配電事業者（東北電力ネットワーク株式会社)、県災害対策本部（統括調整部、生活基盤対策部)、市町村、東北経済産業局、関東東北産業保安監督部東北支部

１　計画の方針

電力供給機関は災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速・的確な復旧を実施するものとする。

２　電力供給施設応急対策フロー図

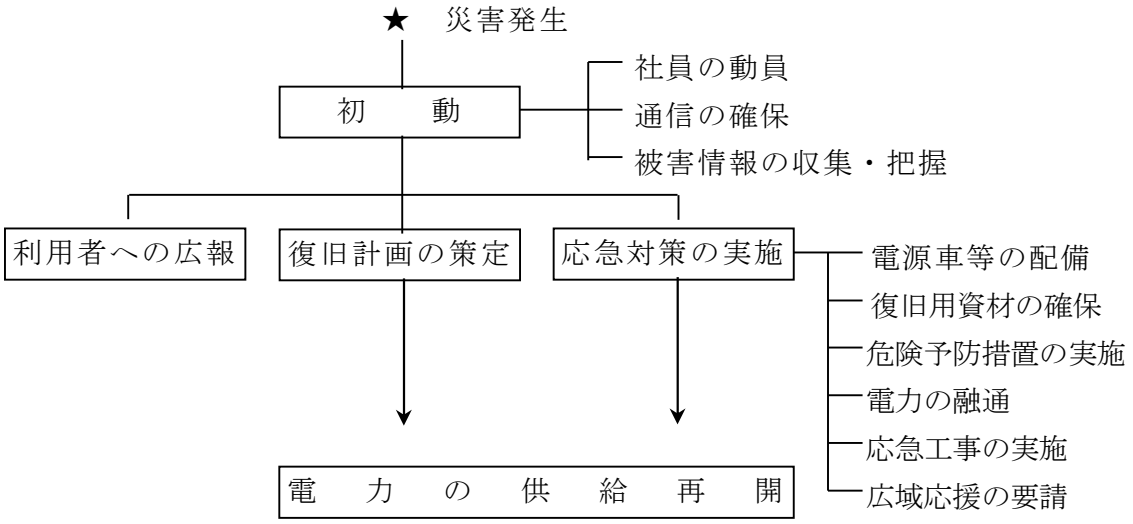

３　復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

東北電力及び東北電力ネットワークは、地震が発生した時は非常災害対策本部を設置する。本部には設備、業務毎に編成された班をおいて災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区　　分	非常事態の情勢
警 戒 体 制	非常災害の発生が予想され,災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第１非常体制	新潟県および東北６県で非常災害の発生がまさに予想され,復旧体制を整えるべきと判断した場合，または非常災害が発生し，必要と認めた場合

第２非常体制	新潟県および東北６県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され，復旧体制を整えるべきと判断した場合，または大規模な非常災害が発生し，早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

(2) 動員体制

対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。ただし、当該店所管内で震度６弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第２非常体制に入るものとし、対策要員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合、東北電力及び東北電力ネットワークは必要に応じリエゾンを県に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

４　応急対策

(1) 電源車等の配備

ア　県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

イ　県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

(2) 復旧資材の確保

ア　店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ　災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ　災害時において復旧資材置き場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市町村、県、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運営推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(5) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

５　復旧計画

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には国、県及び各市町村の災害対策本部と連係し復旧計画を策定するものとする。

６　利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、ＣＡＴＶ局及びコミュニティＦＭ局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供し広報活動の協力を得るものとする。

７　広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、各電力会社で締結している「各社間の協定」等により実施する。

また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第37節　ガスの安全、供給対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（生活基盤対策部）、関東東北産業保安監督部、関東経済産業局、都市ガス事業者、ＬＰガス充てん事業者、ＬＰガス販売事業者、一般社団法人新潟県ＬＰガス協会、市町村、県民

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 県民は、ガス栓を閉止する等の地震発生時にとるべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。

(ｲ) 市町村は、二次災害防止のための広報を行う。

(ｳ) 県は、ＬＰガス充てん事業者及びＬＰガス販売事業者（以下「ＬＰガス事業者」という。）に対して安全確保の徹底を指導する。

また、二次災害防止のための広報を行う。

(ｴ) 都市ガス事業者、ＬＰガス充てん事業者及びＬＰガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、次の事項を行う。

- ガス供給設備の安全点検
- 二次災害防止のための広報
- 被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。
- 都市ガス事業者は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行う。
- ＬＰガス事業者は、地震発生後、速やかに消費先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。
- ＬＰガス事業者は、市町村の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。
- ＬＰガス事業者は、流出・埋没した容器の安全な回収を行う。

イ　達成目標

(ｱ) 都市ガス事業者

地震発生後	ガス供給設備等の被害状況の把握
↓	供給停止判断・措置
↓	二次災害防止措置
↓	県への報告
↓	消費先の安全確認、供給再開開始
供給停止後　概ね14日	供給再開完了　（注）

（注）　大規模な被害が生じた場合を除く。

(ｲ) ＬＰガス事業者

地震後　１時間	充てん所及び販売施設等の被害状況の把握
地震後　３時間	二次災害防止措置
地震後　２日	消費先の緊急点検完了
地震後　３日	充てん所及び販売施設等の復旧（注１）
	消費先安全確認完了（注２）

注１　大規模な被害が生じた場合を除く。

注２　安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　ガス事業者は、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検をあわせて行う。

イ　避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(3) 積雪地域での対応

県民は、積雪期の地震発生に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、ＬＰガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者、消防、警察	ガス事業者	供給支障等状況、ガス漏れ・事故等発生状況
ガス事業者	県、市町村、消防、警察	ガス漏れ・事故等発生状況（軽微なガス漏れを除く。）
ガス事業者	県、市町村	供給等支障状況及び停止状況、復旧状況及び見込情報
ガス事業者	報道機関	二次災害防止に関する注意事項、供給状況
ガス事業者	復旧支援団体等	復旧支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
ガス事業者 県、市町村	被災者	二次災害発生防止情報、供給支障等状況、復旧状況及び見込情報
県	ガス事業者	安全確保の指導
復旧支援団体等	ガス事業者	復旧支援予定情報

3　業務の体系

(1)　都市ガス事業者

	［設備点検、復旧作業］	［二次災害防止措置］	［広報］
地震発生	供給設備の緊急点検	導管等の漏えい修理	二次災害防止措置
	供給停止判断	供給停止	供給停止状況等
	県への報告		
	消費先の安全確認、供給再開		復旧状況等
発生後概ね 14 日	供給再開完了		

(2) ＬＰガス事業者

	［設備点検、復旧作業］	［二次災害防止措置］	［広報］
地震後	充てん所及び販売施	消費先設備の修理	
１時間	設等の点検		
	消費先ガス設備の点検		
	県への報告		
３時間			二次災害防止措置
２日	消費先の緊急点検完了		
３日	充てん所及び販売施設等の復旧完了		
	消費先の安全確認完了		

4　業務の内容

実施主体	対策	協力依頼先
県民	・地震発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏えい時は換気及び火気に留意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 ・避難時に避難行動要支援者の誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の安全措置の実施状況を確認する。	消防、警察
	・ガス漏れ、供給支障等の情報をガス事業者に通知する。	ガス事業者

ガス事業者	・二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、 県、市町村
	・ガス供給設備の安全点検を行う。 ・消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。 ・復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。また、必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。	復旧支援団体等
市町村	・二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、 県
県	・ＬＰガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。 ・ＬＰガス事業者に対して、被害状況の調査を行う。	ガス事業者団体等
	・二次災害防止のための広報を行う。	報道機関 市町村

５　市町村防災計画で定める事項

次に掲げる事項について定めるとともに担当部署を明確にする。

- 二次災害防止のための広報の方法
- 地震時の安全措置の普及啓発の方法

第 38 節　給水・上水道施設応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（◎保健医療教育部、生活基盤対策部）、市町村、水道事業者（水道用水供給事業者を含む）、公益社団法人日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会、新潟県水道工事業協同組合連合会、自衛隊

１　計画の方針

(1) 基本方針

震災時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

第３章第７節「広報計画」

県民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、県民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、市町村の個別の被害状況等については、市町村で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。

ア　各主体の責務

(ｱ) 水道事業者の責務

水道施設による給水機能を速やかに回復させ、上下水道一体となって機能を維持するために必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

(ｲ) 市町村の責務

市町村は水道事業者と連絡をとり、市町村全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。

(ｳ) 県の責務

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、被災市町村が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

(ｴ) 県民の責務

被害状況によっては、地震発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね３日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

イ　達成目標（応急給水目標水量）

地震発生から３日以内は１人１日３ﾘｯﾄﾙ、１週間以内に 20～30 ﾘｯﾄﾙ、２週間以内に 30～40 ﾘｯﾄﾙの給水量を確保し、概ね１ヶ月以内に各戸１給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

地震発生からの日数	目標水量	用途
地震発生～３日目まで	１人１日３ﾘｯﾄﾙ	生命維持に必要な飲料水
１週間以内	１人１日 20～30 ﾘｯﾄﾙ	炊事、洗面等の最低生活水量
２週間以内	１人１日 30～40 ﾘｯﾄﾙ	生活用水の確保
概ね１ヶ月以内	各戸１給水栓	

(2) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

(3) 積雪期及び地域性を踏まえた対応

ア　積雪期

積雪期においては、応急対策が困難となるおそれがあるため、必要に応じて国へ自衛隊等の派遣を要請する。

イ　中山間地及び離島

(ｱ) 中山間地ではその地盤条件や周辺の地形条件によって、孤立集落が発生したり、地域全体に大きな被害が生じるおそれがあるため、他のライフライン部局等と協議し、効率的な応急対策を図る。

(ｲ) 中山間地及び離島については、応急対策が困難となることが予想されるため、必要に応じて国へ自衛隊等の派遣を要請する。

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市町村 水道事業者	県 関係機関	自発的に県及び関係機関へ逐次、報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。 ①　被災直後 ・水道施設の被害、断減水の状況 ・市町村全域の被害状況（水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等） ・応援部隊の要請 ②　応急復旧開始後 ・応急対策の実施状況（応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等） ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報
県	関係機関	・全般的な水道施設等の被災状況 ・応援部隊の派遣要請 ・全般的な復旧状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市町村 水道事業者	・広域的な被害情報 ・応援要請に関する助言 ・飲料水の衛生確保対策 ・支援制度に関する情報
市町村 水道事業者	県民	・断減水の影響範囲 ・応急給水及び応急復旧の実施方法 ・飲料水の衛生確保対策 ・応急復旧の見通し

3　業務の体系（業務スケジュール）

☆地震発生

<table>
<tr><th></th><th>（供給水量）</th><th colspan="2">（業務スケジュール）</th></tr>
<tr><td>直後
～3h
～6h
～12h</td><td rowspan="2">3 ﾘｯﾄﾙ／日
生命維持</td><td colspan="2">○被害状況の把握
○住民への広報、報道機関への対応
○緊急措置（二次災害の防止）
○応急対策の方針決定
・被害状況の見積もり、応援要請の必要性判断
・応急給水、応急復旧の方針</td></tr>
<tr><td>◆応急給水活動
第 1 段階
・拠点給水
・運搬給水
・保存水</td><td>◆応急復旧活動
第 1 段階
・主要施設の復旧
・通水作業
・医療機関等への応急復旧</td></tr>
<tr><td>3 日</td><td>20～30 ﾘｯﾄﾙ
最低生活
水量</td><td>第 2 段階
・仮設給水栓の設置
・拠点給水
・運搬給水</td><td>第 2 段階
・仮設給水栓の設置
・主要配水管の応急復旧
・通水作業</td></tr>
<tr><td>1 週間</td><td>30～40 ﾘｯﾄﾙ
生活水量
の確保</td><td>第 3 段階
・仮設給水栓の増設
・緊急用井戸等の使用
（生活用水）</td><td>第 3 段階
・仮設給水栓の増設
・配水、給水管の応急復旧
・通水作業</td></tr>
<tr><td>2 週間</td><td>各戸 1
給水栓</td><td colspan="2">第 4 段階　各戸 1 給水栓の設置
応急復旧の完了</td></tr>
<tr><td>1 ヶ月</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

注）避難指示等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

4　業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
市町村 水道事業者	市町村は水道事業者と連絡をとり、居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。 ・テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認 ・職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録 ・他のライフライン担当部局等から情報収集	水道工事業者
県	・必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 ・必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼	（公社）日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会等

(2) 住民への広報や報道機関への対応

実施主体	対策	協力依頼先
市町村 水道事業者	市町村は水道事業者と連絡をとり、被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）について住民に広報・周知するとともに報道機関へ対応する。	報道機関
県	全般的な被害状況等の情報や飲料水の衛生確保対策について、県民に広報するとともに報道機関へ対応する。	報道機関

(3) 緊急措置

実施主体	対策	協力依頼先
市町村 水道事業者	①　二次災害の防止措置 ・水道施設において火災が発生した場合の速やかな消火活動 ・配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保	

	・消防部局へ情報提供し、消火活動へ配慮 ・消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置 ・上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置 ②　被害発生地区の分離	
県	二次災害の防止措置 ・有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請 ・緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市町村を通じて県民に周知・指導	市町村、水道事業者、（公社）日本水道協会新潟県支部

(4) 応急対策の方針決定

あらかじめ定めたマニュアルに基づき、市町村は水道事業者と協議して速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報・周知することにより、不安の解消に努める。

また、県は被害が甚大な市町村に対する応援部隊の派遣について、関係機関との調整を図る。

実施主体	対策	協力依頼先
市町村 水道事業者	①　被害状況の見積もり ・主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 ②　応援要請の必要性判断 ・動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。	（公社）日本水道協会新潟県支部、水道工事業者
県	被害が甚大な市町村に対し、応急対策計画の立案及び技術支援ができるように応援の要請について配慮する。	（公社）日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会

第3章第54節「災害救助法による救助」

(5) 応急給水活動

実施主体	対策	協力依頼先
市町村 水道事業者	・被害状況に応じて地区別に給水方法を選定する。 ・病院、避難場所、社会福祉施設等の優先順位を明確にする。 ・衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。	
県	・緊急用井戸等の使用について、必要に応じて職員等を派遣し、衛生確保の実施について指導する。 ・必要に応じて水道法第 40 条に基づく水道用水の緊急応援命令を発動する。	

(6) 応急復旧活動

実施主体	対策	協力依頼先
市町村 水道事業者	・取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。 ・病院、避難場所、社会福祉施設等を優先的に通水させるなど優先順位を明確にする。 ・他のライフライン担当部局等（道路、下水道、ガス等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。 ・積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。	各ライフライン事業者
県	異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン担当部局等と協議する。	各ライフライン事業者

５　市町村地域防災計画で定める事項

- 関係機関との連絡体制
- 応急対策計画（応急給水活動、応急復旧活動等）
- 住民への広報に関する事項

第 39 節　下水道等施設応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（生活基盤対策部）、市町村、県民、企業、事業所、学校、地方共同法人日本下水道事業団、一般社団法人地域環境資源センター、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、一般社団法人新潟県下水道維持改築協会、公益財団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部

１　計画の方針

第３章第 23 節「トイレ対策計画」参照

(1) 基本方針

ア　県民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震により、下水道等（下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水等）の処理場、ポンプ場及び管渠等が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力する。

下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

地震発生から、３日間（推奨１週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ　市町村は、被災時に、直ちに被災調査及び復旧工事に着手する。

被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、県に報告し、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急処置を講ずる。流域関連公共下水道においては流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。

下水道等施設が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

ウ　県は、市町村の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。

流域下水道施設の被害状況を把握するとともに、必要な応急処置を講ずる。

被災により流域下水道が使用不能になった場合は、速やかに関係市町村へ連絡し、市町村から下水道利用不能地域の情報を住民に周知することができるようにする。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供できるようにする。

エ　下水道等施設復旧はおおむね次の計画を目安にする。

地震後～３日目程度	・ 住民への情報提供、使用制限の広報 ・ 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃３日目程度～１週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃１週間程度～１ヶ月程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃１ヶ月～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

オ　県及び市町村は、被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧事業の早期完成を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市町村は、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ　県及び市町村は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被害を受けないようにする。

(3) 積雪地域での対応

ア　県及び市町村は、積雪期における下水道等施設の被災状況の調査及び応急処置を講ずるため、除雪等必要な対応を行う。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市町村	被災地ニーズ
市町村	県	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等
県	（協定先）企業・団体、他県、国、他市町村	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市町村	支援情報、流域下水道の被害情報
市町村	避難所、避難者	復旧予定、供給予定情報

3　業務の体系

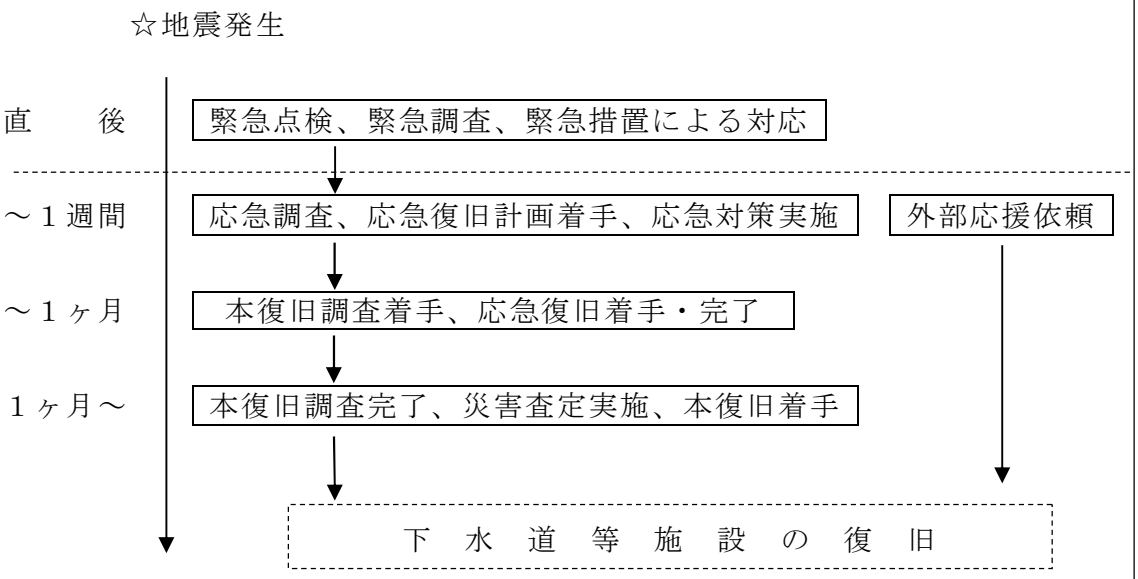

4　業務の内容

(1) 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
被災者	・マンホール、路面状況又は処理場の異状が確認できた場合に自治会長・市町村へ報告する。	市町村
市町村	・下水道等施設、市町村管理施設の緊急点検及び緊急調査の実施並びに県への報告 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域下水道関連公共下水道の緊急点検及び緊急調査の実施並びに流域下水道施設管理者の県への連絡及び調整	県 地方共同法人日本下水道事業団 （一社）地域環境資源センター 協定事業者等
県	・流域下水道施設の緊急点検及び緊急調査の実施 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域関連公共下水道管理者の市町村への連絡及び調整 ・市町村の被害状況の把握 ・被災状況の国への報告・連絡調整	国 市町村 地方共同法人日本下水道事業団 (公社)日本下水道管路管理業協会 (一社)新潟県下水道維持改築協会
地方共同法人日本下水道事業団	・県及び市町村からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	

（一社）地域環境資源センター	・県及び市町村からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	
（公社）日本下水道管路管理業協会	・県及び市町村からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	
（一社）新潟県下水道維持改築協会	・県及び市町村からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	

(2) 応急復旧による対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、下水道等施設利用を再開する。 ・仮設用資材調達に努める。 ・地域住民等に応急復旧状況等を周知する。 ・県に応急復旧状況等を連絡する。 ・避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。	県 協定市町村 地方共同法人日本下水道事業団 （一社）地域環境資源センター 協定事業者等
県	・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、流域下水道施設利用を再開する。 ・仮設用資材調達に努める。 ・地域住民等に市町村を通じて応急復旧状況等を周知する。 ・市町村の応急復旧状況等を把握する。 ・避難所等に連結する流域下水道施設を優先的に復旧する。	市町村 地方共同法人日本下水道事業団 (公社)日本下水道管路管理業協会 (一社)新潟県下水道維持改築協会 （公社）全国上下水道コンサルタント協会中部支部 協定事業者等
地方共同法人日本下水道事業団	・県及び市町村からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(一社)地域環境資源センター	・県及び市町村からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	

(公社)日本下水道管路管理業協会	・県及び市町村からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(一社)新潟県下水道維持改築協会	・県及び市町村からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部	・県及び市町村からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	

(3) 外部応援依頼による対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・県に支援、応援を依頼する。 ・協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 ・応援者の受入体制をつくる。	県 協定市町村 協定事業者等
県	・協定他県、協定政令市、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 ・応援者の受入体制をつくる。	協定他県 協定政令市 協定事業者等

(4) 本復旧による対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。 ・災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 ・本復旧計画に基づき、下水道等施設の本復旧を実施する。 ・地域住民等に本復旧状況等を周知する。 ・避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。	県 協定市町村 地方共同法人日本下水道事業団 （一社）地域環境資源センター
県	・災害復旧が速やかに行えるよう、市町村、国と連絡調整を行う。 ・災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 ・本復旧計画に基づき、流域下水道施設	市町村 地方共同法人日本下水道事業団 (公社)日本下水道管路管理業協会

	の本復旧を実施する。 ・地域住民等に市町村を通じて本復旧状況等を周知する。 ・避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	(一社)新潟県下水道維持改築協会 (公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部
地方共同法人日本下水道事業団	・県及び市町村からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(一社)地域環境資源センター	・県及び市町村からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(公社)日本下水道管路管理業協会	・県及び市町村からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(一社)新潟県下水道維持改築協会	・県及び市町村からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部	・県及び市町村からの要請に基づき、本復旧に協力する。	

５　市町村地域防災計画で定める事項

- 応援者を含めた災害時の復旧体制
- 情報収集・伝達の主体と役割分担及び連絡体制
- 緊急時の仮設資器材等の確保、備蓄物資等の配置計画等
- 協定市町村、協定事業者等

第40節　工業用水道施設応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（生活基盤対策部）、市町村等（小千谷市、胎内市、上越市、新潟工業用水組合）

1　計画の方針

工業用水道の給水先には、社会・経済に不可欠な石油化学、石油精製、鉄鋼、金属等の産業のほか、市民生活に直接結びついているライフラインの電力等も含まれている。これらの産業の生産中断は、地域経済のみならず直接市民生活にも多大な影響をもたらす。

復旧に当たっては、被害状況を把握して二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水確保に向けて、順次施設を復旧することとする。

2　業務の内容

(1) 活動体制の確立

地震発生後直ちに、あらかじめ定めた基準等により職員を動員するとともに、必要に応じて災害対策組織等を設置して、活動体制を確立する。

(2) 被害状況の把握

地震発生後速やかに、パトロールの実施等により情報収集を行い、施設の運転状況及び被害状況を的確に把握する。

(3) 応急措置

被害状況の把握により、応急措置が必要と判断される場合は、直ちに給水停止等の適切な措置を講じ、被害の拡大防止を最優先に図る。

(4) 利用者等への連絡

ア　受水企業への連絡

施設が被災した場合、受水企業に被害の種類、程度、復旧見込み、送水継続の可否等を速やかに連絡する。

イ　一般住民への広報

一般住民にも被害が及ぶことが予想される時は、広報車等により付近住民に周知し、二次災害の防止に努める。

(5) 復旧対策

復旧は、本復旧を原則とするが、本復旧に長時間を要する場合は、急を要するものから仮復旧を行う。

埋設管路等は道路に電気、ガス又は上水道関係と一緒に配管されている場合が多いため、復旧計画の策定に当たり、これらの機関と調整を図りながら決定する。

3　事業者間の相互協力

各事業者は、それぞれの応急対策を第一に行う必要があるが、可能な範囲で他の事業者と情報交換を行い、甚大な被害が発生したことにより他からの支援を求める事業者がある時は、相互に協力して早期復旧に努める。

第 41 節　危険物等施設応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（◎統括調整部、保健医療教育部）、警察本部、消防機関、市町村、第九管区海上保安本部、関東東北産業保安監督部、北陸地方整備局、危険物等取扱事業者

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　事業者等の責務

地震による被害を最小限にくい止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

イ　消防機関等の責務

地震による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等と協力して被害の拡大防止を図る。

ウ　市町村の責務

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。

エ　県の責務

地震による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市町村に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

オ　達成目標

地震による被害を最小限にくい止め、危険物施設、火薬類取扱施設、高圧ガス施設、毒物劇物取扱施設、有害物質取扱施設、放射性物質使用施設等の損傷による二次災害を防止する。

(2) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

ア　危険物施設

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	消防機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
消防機関	県 市町村 県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等
県	防災関係機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等

イ　火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	県 消防機関 市町村 県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等
県	防災関係機関 ・関東東北産業保安監督部 ・北陸地方整備局等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等

(2) 被災地へ

ア　危険物施設

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	消防機関 市町村	・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等 ・災害広報及び避難誘導の要請
消防機関	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

イ　火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市町村 災害発生事業所	・災害広報及び避難誘導の要請 ・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等
消防機関	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

３　業務の体系

(1) 事業所における業務の体系

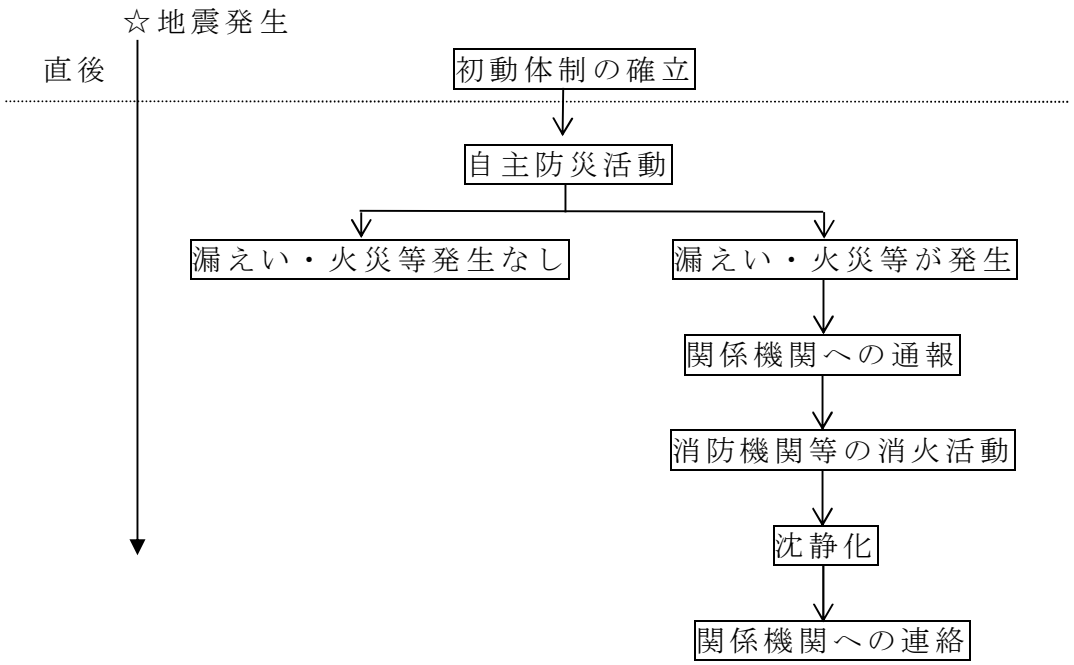

(2) 県・市町村等における業務の体系

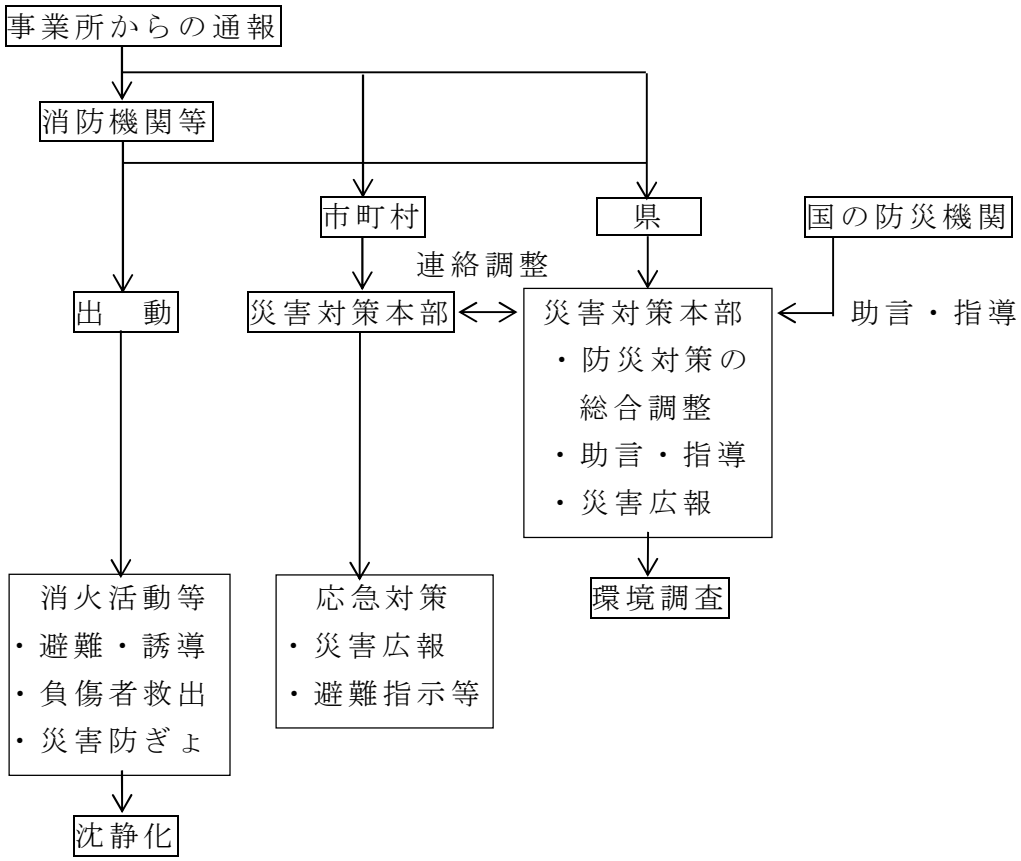

4　業務の内容

(1) 地震発生時の共通の応急対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
事業所	① 地震発生時には直ちに応急点検を実施する。 ② 地震により被害を受けた場合は、消防、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。 ③ 地震により被害を受けた場合は、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。 ④ 危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。 ⑤ 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。	消防機関、県警察、隣接事業所
県	・消防機関等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市町村に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。	
市町村	・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。	
消防機関	・事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防ぎょ活動を実施する。	

(2) 地震発生時の個別対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
火薬類取扱事業所	・災害により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する等安全な措置を講ずる。	
高圧ガス取扱事業所	・高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。	
有害物質取扱事業所	・有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出及び地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、県等への通報、周辺住民への避難指示及び被害状況調査を行う。	
放射性物質使用施設等の管理者	・放射線被害を受けた者または受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。 ・放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。	
県	・知事が許可した危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	

	・毒物劇物貯蔵施設等について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設等の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。 ・有害物質取扱施設等について、人の健康の保護及び生活環境を保全することに支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
消防機関	危険物施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
高圧ガス関係協会	高圧ガス取扱事業所等の被害情報収集、整理及び防災機関、高圧ガス取扱事業所等からの応援要請に対応する。	

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対策	協力依頼先
県民	危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市町村又は消防機関、県警察、海上保安機関等の関係機関に通報連絡する。	
事業所	関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。	
消防機関	災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。	
第九管区海上保安本部	危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、避難勧告等を行う。	
市町村	・付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講ずる。 ・飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。対象とな	

	る飲料水が市町村所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。	
国及び県	・飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者等に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。 ・有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から環境調査を実施する。	

(4) 住民等に対する広報対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
事業所	・地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。	
市町村及び消防機関	・災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車及び防災行政無線等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	
県	・関係機関と連絡を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	
第九管区海上保安本部	・危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶等に対し危険が及ぶおそれがある場合は、巡視船艇等により火気使用の禁止、船舶交通の制限又は禁止等を周知する。	県 市町村 消防機関 事業所

5　市町村地域防災計画で定める事項

- 災害情報の収集・報告
- 災害広報
- 避難指示等

第42節　道路・橋梁・トンネル等の応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（生活基盤対策部）、警察本部、北陸地方整備局、自衛隊、市町村、消防機関、東日本高速道路株式会社、企業・事業所

1　計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路管理者等は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
道路パトロール	道路管理者等	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影響など
地域の民間団体等	道路管理者等	
道路管理者等注）（地域）	同左（対策本部）	

注）漁港管理者を除く

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
道路管理者等(対策本部)	同左注）（地域）	道路管理者等間の連絡情報等
道路管理者等	関係機関	被災状況、復旧見込み
道路管理者等	地域住民	道路情報

注）漁港管理者を除く

3　業務の体系

震度4以上の地震発生

■　被災状況の把握

↓

■　通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

↓

■　施設の緊急点検

↓

■　道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

4　業務の内容

(1) 被災状況の把握

道路管理者等は関係機関と連携して被害情報の収集に努めるほか、各管理者の定めに応じて道路パトロールを実施し、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等はもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。

特に啓開計画路線の状況は、最優先に情報収集する。

(2) 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

ア　通行規制等の緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察及び関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道　路機能の確保に努める。

イ　道路情報の周知

（公財）日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(3) 施設の緊急点検

橋梁やトンネル等の主要な構造物及び異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。

(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

ア　道路啓開

(ｱ)　道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする啓開計画路線を優先する。

(ｲ)　関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。

(ｳ)　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者等としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

(ｴ)　道路啓開は災害発生後の救援、救護活動のため一刻も早く緊急通行車両が道路を通れるようにすることが目的であるため、必要最低限の道路幅を確保する。

(ｵ)　道路啓開について、道路管理者等と県警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ　応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。

ウ　道路情報の周知

（公財）日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(5) 道路占用施設（道路法以外の道路を含む）

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者等に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。

また、道路管理者等は必要に応じて協力、支援等を行う。

５　市町村地域防災計画に定める事項

市町村は国や県、他の市町村との連絡体制を確立し、災害時の道路情報を共有する体制を整備する。

第 43 節　港湾・漁港施設の応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（生活基盤対策部）、消防機関、警察本部、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、市町村、一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人新潟県測量設計業協会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部、一般社団法人新潟県地質調査業協会、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北陸支部、新潟県鋼構造協会、一般社団法人新潟県公園緑地建設業協会（前記の各協会は、以下「各協会」という。）、一般財団法人新潟県建設技術センター（以下「建設技術センター」という。）

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 県民・企業等の責務

地震発生後、港湾・漁港施設の被災を発見したときは、遅滞なく県、市町村、消防機関又は警察機関へ通報する。

(ｲ) 市町村の責務

地震発生後、県民・企業等から港湾・漁港施設の被災の通報を受けたとき又はパトロール等により港湾・漁港施設の被災を発見したときは、県へ通報する。

(ｳ) 県の責務

県が管理する港湾・漁港施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と協力し迅速、的確な応急対策を実施する。

(ｴ) その他の防災関係機関の責務

北陸地方整備局は被災により港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。

「港湾法」第55条の３の３

イ　活動調整

県災害対策本部（生活基盤対策部）、北陸地方整備局港湾空港部、第九管区海上保安本部

ウ　達成目標

速やかに被災概要調査を行い、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(2) 積雪期の対応

ア　県は、積雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県民、消防、県警察	市町村、県	被災施設の情報
市町村	県	被災施設の情報
県	北陸地方整備局、各協会等	応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市町村、消防、県警察	応急対策情報、復旧進捗情報
県、市町村	県民、消防、県警察	応急対策情報、復旧進捗情報

3　業務の体系

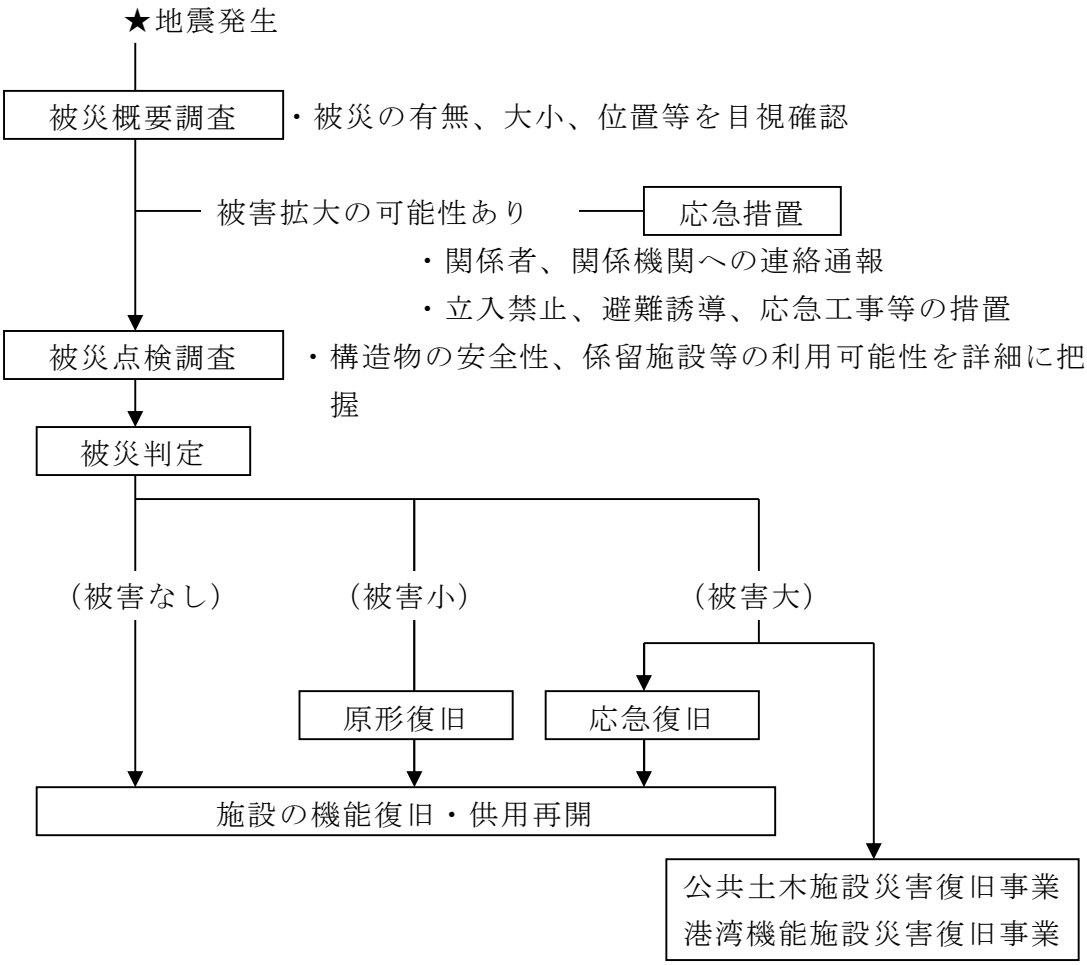

４　業務の内容

(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び県民の安全確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・施設等の被災により県民に被害が及ぶおそれがある場合は、県民に避難指示及び避難誘導を実施する。	
県	・被災状況の把握及び施設の緊急点検 震度４以上の地震が発生した場合、関係機関と連携して被害情報の収集に努めるほか、二次被害の危険性が低下した後、各管理者の定めに応じてパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する。（ただし、震度４未満であっても、局地的な地震で施設の被災が見込まれる場合を含む。）	各協会 建設技術センター

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	ア　人的被害発生防止のための対策の実施 パトロール及び緊急点検で、施設の異状や被災が確認された場合、被災箇所については、波浪等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するべく、立入禁止措置を講じる。 イ　応急措置の実施 被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。 ウ　被災箇所の巡視等危険防止のための監視 被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。	各協会 建設技術センター

(3) 障害物の処理

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部及び北陸地方整備局に報告するとともに、障害物除去等を実施する。	各協会 建設技術センター

(4) 応急復旧

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。	各協会 建設技術センター

(5) 施設利用者及び住民に対する広報

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民及び関係市町村へ周知する。 ・被災した施設の緊急措置、応急復旧状況及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺住民及び関係市町村に周知する。	市町村

5　市町村地域防災計画で定める事項

避難、救助その他浸水被害を防止するために必要な警戒避難態勢に関する事項

第 44 節　空港の応急対策

参考資料

【関係機関】新潟空港事務所、県災害対策本部（食料物資部、◎生活基盤対策部）、企業・事業所、市町村、日本赤十字社、公益社団法人新潟県トラック協会、自衛隊

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ)　空港管理者の責務

a　地震災害の発生時には、人員及び緊急物資等の輸送など、各種の応急対策活動を支えるとともに、輸送施設として重要な役割を担う空港機能の確保が極めて重要であることから、各施設の被害状況の把握及び機能確保のための応急復旧措置を迅速かつ的確に行う。

b　特に緊急物資等については輸送機能の維持及び確保に必要な措置を行う。

(ｲ)　企業の責務

空港ターミナル施設の被害状況を把握し、利用者の安全を確保するため安全な場所への誘導や負傷者の救助活動等を行うとともに、周辺地域の被害状況や航空機の運航状況等について情報提供を行う。

イ　活動の調整

県災害対策本部（統括調整部、食料物資部、生活基盤対策部）、
市町村対策本部

ウ　達成目標

被災状況を確認し、被害があった場合、3 日以内に応急復旧を実施し、滑走路等を使用して、順次運用を開始する。

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
空港事務所	県災害対策本部	被災状況、応急復旧状況、運航状況

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	空港事務所	緊急活動の受入の可否

３　業務の体系

業務１　被災状況の確認（被災なし）　→

被災状況の確認（被災あり）→応急復旧等の措置→

業務２　救急・救命ヘリ等による緊急活動の受入開始→

本格復旧への移行→

業務３　平常時運航　→　平常時運航

４　業務の内容

(1) 業務１

実施主体	対　策	協力依頼先
国土交通省（新潟空港）	災害情報の収集と空港施設の被害状況を把握し、被害を受けた施設がある場合は、施設の機能回復のための応急復旧を行う。空港施設の利用者の安全確保と情報提供を行う。	
県（佐渡空港）		（社）新潟県建設業協会佐渡支部

(2) 業務２

実施主体	対　策	協力依頼先
国土交通省（新潟空港）	救命・救急活動など緊急活動の受入れと平常時運航に向けた本格復旧への移行	
県（佐渡空港）		（社）新潟県建設業協会佐渡支部

５　市町村地域防災計画で定める事項

- 緊急活動に関する窓口
- 緊急ヘリポート施設の指定

第 45 節　鉄道事業者の応急対策

参考資料

【関係機関】ＪＲ東日本、ＪＲ西日本、ＪＲ貨物、北越急行㈱、えちごトキめき鉄道㈱、県災害対策本部（生活基盤対策部）、北陸信越運輸局

１　計画の方針

基本方針

ＪＲ東日本、ＪＲ西日本、ＪＲ貨物、北越急行㈱及びえちごトキめき鉄道㈱（以下「各鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。

２　業務の体系

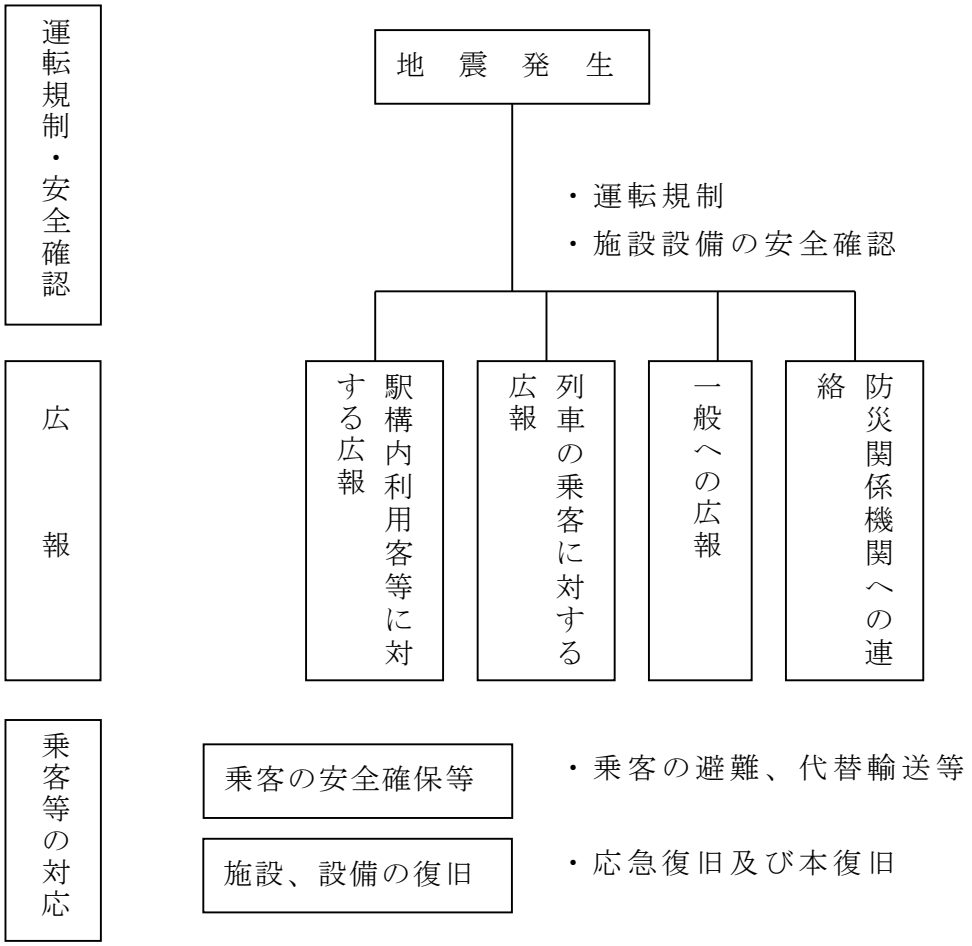

3　業務の内容

(1) 地震時の運転基準及び運転規制区間

地震発生時及び津波警報等発表時には、その強度等により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア　地震時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定める。

規制区間Ⅰ（落石区間）	規制区間Ⅱ（一般区間）	
25ｶﾞﾙ未満	3ｶｲﾝ以上 ～ 6ｶｲﾝ未満 40ｶﾞﾙ未満	所定運転
3ｶｲﾝ以上 ～ 6ｶｲﾝ未満 25ｶﾞﾙ以上～40ｶﾞﾙ未満	6ｶｲﾝ以上 ～ 12ｶｲﾝ未満 40ｶﾞﾙ以上～80ｶﾞﾙ未満	注意運転
6ｶｲﾝ以上 40ｶﾞﾙ以上	12ｶｲﾝ以上 80ｶﾞﾙ以上	運転中止

（上越・北陸新幹線については、18 カイン以上で列車の運転を見合わせる。）

※使用基準単位(カイン、ガル)は各鉄道事業者による。

イ　津波警報等発表時の取扱い

津波注意報発表	要注意区間の情報収集
津波警報発表	運転中止
大津波警報発表	運転中止

(2) 旅客等に対する広報

ア　駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

(ｱ) 災害の規模
(ｲ) 被害範囲
(ｳ) 被害の状況
(ｴ) 不通線区
(ｵ) 開通の見込み等

イ　列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に

努める。
(ｱ) 停車地点と理由
(ｲ) 災害の規模
(ｳ) 被害の状況
(ｴ) 運転再開の見込み
(ｵ) 避難の有無・方法等

ウ　駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

ア　駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等を整備する。

イ　災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ　災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア　折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ　迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア　建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ　技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ　災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等

迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

エ　道路や河川等の災害復旧工事との連携

被災鉄軌道の早期復旧のため，鉄軌道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

なお、各鉄道事業者は、必要に応じ広域的な応援態勢が的確に機能するよう、北陸信越運輸局に調整を求める。

(6) 住民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（有線放送設備、同時通報無線設備、ＣＡＴＶ局、コミュニティーＦＭ局）がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

(7) 県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに県へ報告する。

４　市町村地域防災計画で定める事項

市町村は地域防災計画において、公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について定めておくものとする。

〔情報収集・伝達先〕

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	FAX
ＪＲ東日本新潟支社	企画総務部経営戦略ユニット	025-248-5104	025-248-5165 鉄道事業部指令・サービス品質改革ユニット（輸送指令）	時間内025-248-5112 時間外025-248-5166
ＪＲ西日本金沢支社	北陸広域鉄道部(糸魚川)	025-552-0336	（金沢支社輸送指令） 076-253-5261	時間内025-552-0336 時間外076-253-5262
北越急行㈱	経営管理課	025-770-2820	（六日町運輸指令区） 025-770-2822	時間内025-770-2825 時間外025-770-2830
えちごトキめき鉄道㈱	総務企画部	025-546-5520	（指令所） 080-7770-8856	時間内025-543-8020 時間外025-543-7850

JR貨物新潟支店	新潟支店	025-248-5151	(貨物指令室) 025-247-0522	時間内025-248-5152 時間外025-247-0516
県関係課		勤務時間内	勤務時間外	FAX
新潟県交通政策局	交通政策課	025-285-5511 内線3591、3466	025-280-5109	025-284-5042
新潟県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線6437、6438	025-285-5511 警備員経由	025-282-1640
新潟県警察本部警備部	警備第二課	025-285-0110 内線5770、5772	025-285-0110 内線2070、2071	昼　025-284-8939 夜　025-281-3915
北陸信越運輸局	総務部安全防災・危機管理調整課	025-285-9000	025-285-9000	025-285-9170

第46節　治山・砂防施設等の応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（生活基盤対策部）、関東森林管理局、北陸農政局、北陸地方整備局、警察本部、特定非営利活動法人新潟県砂防ボランティア協会、新潟県治山防災ヘルパー、新潟県治山ボランティアセンター、北陸地方防災エキスパート、一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部、一般社団法人新潟県測量設計業協会、一般社団法人新潟県地質調査業協会

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　県民の責務

災害対策基本法第54条

治山・砂防施設の被災、また、土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。

イ　市町村の責務

災害対策基本法第51条
災害対策基本法第60条第1項

住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ　県の責務

災害対策基本法第70条第1項

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市町村及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

エ　達成目標

速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市町村は、土砂災害等により、要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ　県は、必要な情報を伝達するなど、市町村の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(3) 積雪地域での対応

ア　市町村は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ　県は、必要な情報を伝達するなど、市町村の警戒避難体制の整備に関し支援する。

2　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県民、警察	市町村	被害情報、危険箇所等の情報
市町村	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県・市町村	企業等	調査・応急対策工事指示
県	国	被害情報 危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県・国	市町村	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
市町村	県民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等

3　業務の体系

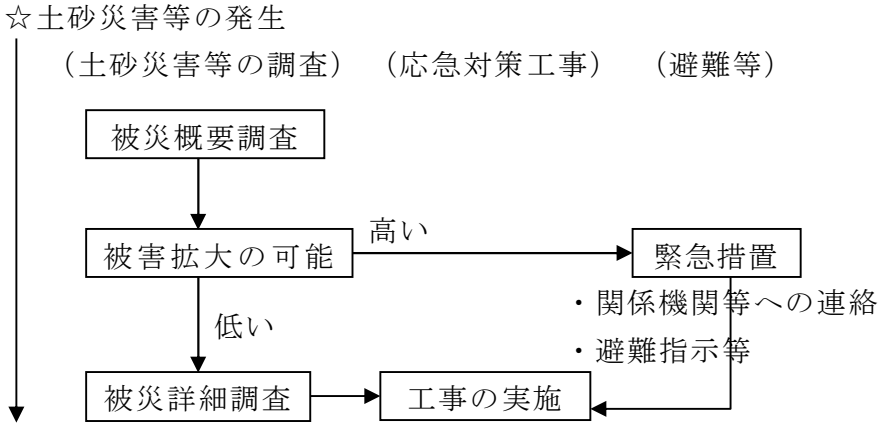

4　業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	対　　策	協力依頼先
国 県 市町村	・土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 ・被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。 ・被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。 ・重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第 26 条及び第 27 条に基づく緊急調査を実施する。	新潟県治山ボランティアセンター 新潟県治山防災ヘルパー 新潟県砂防ボランティア協会 北陸地方防災ｴｷｽﾊﾟｰﾄ (一社)新潟県建設業協会 (一社)建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾂ協会北陸支部 (一社)新潟県測量設計業協会 (一社)新潟県地質調査業協会
国 県	・被災概要調査結果及び状況の推移を当該市町村を含めた関係住民等に連絡する。 ・緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第 29 条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市町村に通知する。	
市町村	・土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。	

災害対策基本法第 62 条第 1 項

災害対策基本法第 51 条

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
国 県 市町村	・ 被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 ・ ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知・観測機器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。	(一社)新潟県建設業協会 (一社)建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾂ協会北陸支部 (一社)新潟県地質調査業協会

(3) 避難指示等の発令

実施主体	対　　策	協力依頼先
国 県	・迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市町村へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。	
市町村	・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難指示及び避難誘導等を実施する。 ・異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	

5　市町村地域防災計画で定める事項

災害対策基本法第62条第1項

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項
- 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項
- 避難指示等の発令基準、対象区域に関する事項
- 避難場所の開設、運営に関する事項
- 要配慮者への支援に関する事項（要配慮者利用施設への情報伝達方法含む）
- 防災意識の向上（防災訓練等）に関する事項

第 47 節　河川・海岸施設の応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（生活基盤対策部）、消防機関、警察本部、北陸地方整備局、一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部、一般社団法人新潟県測量設計業協会、一般社団法人新潟県地質調査業協会、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会北陸支部、新潟県鋼構造協会（以下「各協会」という）、一般財団法人新潟県建設技術センター（以下「建設技術センター」という）、特定非営利活動法人にいがた地域創造センター（以下、「地域創造センター」という。）

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　県民の責務

法第 54 条

河川・海岸施設の被災を確認した時は、遅滞なく県、市町村、消防機関及び県警察へ連絡する。

イ　市町村の責務

法第 51 条、第 53 条第 1 項

住民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認した時は、県へ連絡する。

法第 60 条第 1 項
水防法第 9 条

また、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ　県・国の責務

法第 70 条第 1 項
河川法第 2 条

県・国は、地震による河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

エ　達成目標

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から２４時間以内に応急工事に着手する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される施設の応急対策に当たっては、利用に配慮した対応を行う。

(3) 積雪地域での対応

ア　県は、積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

イ　県は、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、消防防災

ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
住民、県警察、消防	市町村	施設被災の通報
市町村	県	詳細な施設被災情報
県	協定先機関	被災点検、応急対策調査及び応急工事指示
	国	点検実施状況、津波情報、点検結果（被災状況）、緊急復旧情報

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市町村、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告
市町村	住民、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告 避難指示等の発令

３　業務の体系役割

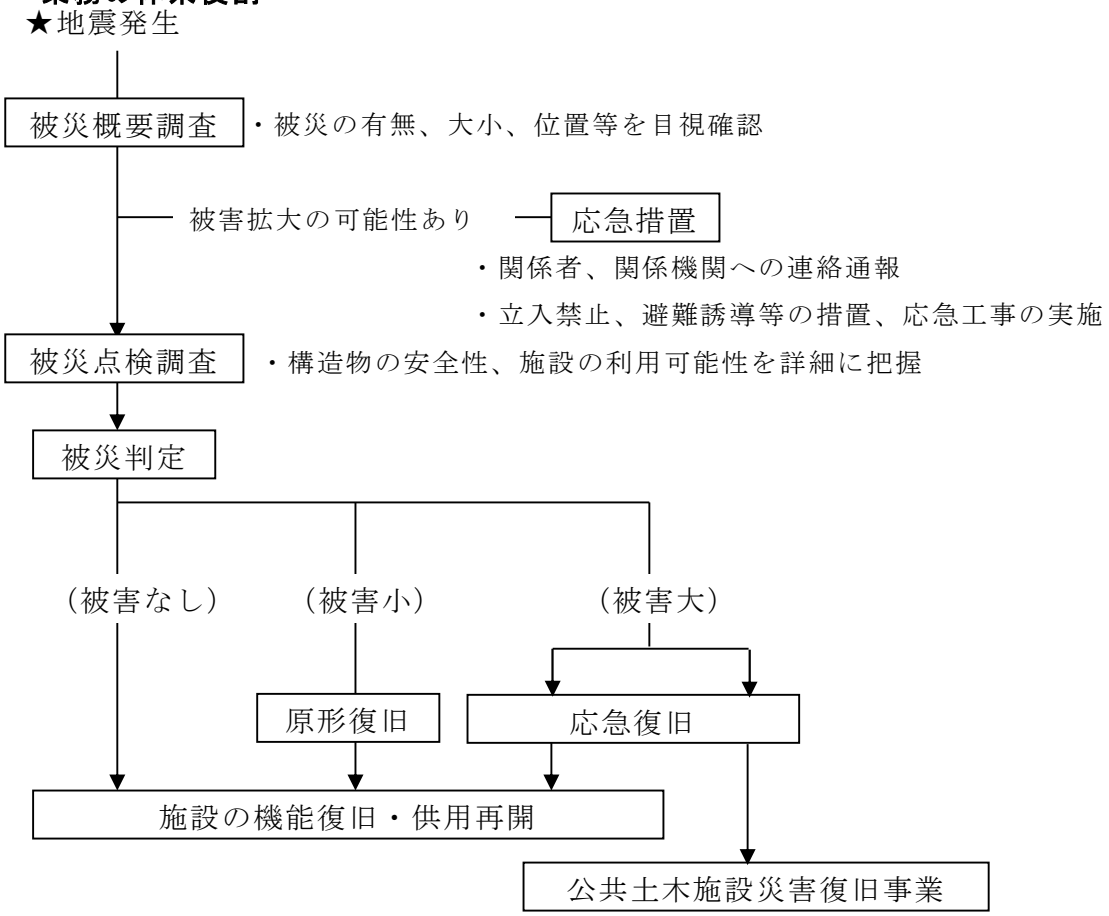

４　業務の内容

(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。	
県、北陸地方整備局	・被災状況の把握及び施設の緊急点検 震度４以上の地震が発生した場合、関係機関と連携して被害情報の収集に努めるほか、二次被害の危険性が低下した後、各管理者の定めに応じてパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設（箇所）の緊急点検を実施する。 ・点検及び巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施する。 ・危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を実施する。 ・施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに市町村、消防機関、県警察等へ通報する。	各協会 建設技術センター 地域創造センター

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対　　策	協力依頼先
県、北陸地方整備局	・パトロール及び緊急点検で、施設の異状や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。 ・河川管理施設及び許可工作物 ア　堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置 堤防等河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷については、震災後の出水で破堤等重大な被害につながるおそれがあるため、適切な応急措置を実施する。	各協会 建設技術センター 地域創造センター
県、北陸地方整備局	イ　低標高地域での浸水対策 低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。 ウ　浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策 浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立入禁止等の必要な措置を実施する。 エ　許可工作物の損傷等に関する指導及び助言 許可工作物の損傷の復旧等については、震災を受けた地域の早急な復旧・復興を期するため、施設占用者に適切な指導及び助言を行う。 頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、施設管理者	各協会 建設技術センター 地域創造センター

実施主体	対　　策	協力依頼先
県、北陸地方整備局	は、速やかに応急的処置を講ずるとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の発生防止に努める。 オ　油や危険物の流出等の事故対策 地震により発生した危険物や油の流出等の事故については、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染拡大を防止するための対策を実施する。 カ　その他河川管理に関する事項の調整 震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため、応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。	各協会 建設技術センター 地域創造センター
県、北陸地方整備局	・ダム施設 ア　貯水位制限等の対策 地震後の点検等により異状が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。 イ　止水処理等の応急措置 地震後の点検により異状が認められた場合は、その程度に応じた対策を実施するとともに臨機に止水処理等の応急措置を講じる。 ウ　関係機関への通知と一般住民への周知 地震後の点検によりダム施設に漏水若しくは変形又はダムの挙動異状が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、各ダムの操作規則に基づき、関係機関への通知及び一般住	各協会

実施主体	対　　策	協力依頼先
	民への周知を行う。 エ　その他ダム施設の管理に関する事項 関係機関や利水者間の調整等ダムの最小限の機能維持のための調整を行うものとする。	
県、北陸地方整備局	・海岸保全施設 ア　事故等人的被害の発生防止のための対策の実施 被災箇所については、地震後の津波、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため、立入禁止措置を講じる。	各協会 建設技術センター 地域創造センター
県、北陸地方整備局	イ　海岸保全施設の応急措置 海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講じる。 ウ　被災箇所の巡視等危険防止のための監視 地震により被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。 エ　その他海岸保全施設の管理に関する事項調整 海岸保全施設においては、津波、波浪等を原因とした海難事故や漂流物等の処理に関する問題が予想されるため、県は海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。	各協会 建設技術センター 地域創造センター

(3) 応急復旧

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法によ	

	り、応急復旧工事を実施する。	
県、北陸地方整備局	・各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	各協会

(4) 住民に対する広報等

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村 市町村	・各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、住民へ逐次連絡する。 ・地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、県民、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。 ・被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難指示等を発令する。	
県、北陸地方整備局	・地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各施設の管理者は、施設被害の規模と状況の推移を関係市町村や県警察、消防機関等へ逐次連絡する。 ・各施設の管理者は、被災箇所の応急工事の状況についても関係市町村や県警察、消防機関等へ逐次連絡する。	

5　市町村地域防災計画で定める事項

- 被災箇所及び応急工事実施箇所に関する情報の掲載
- 地震による河川及び海岸災害に関する情報の収集及び伝達方法
- 避難、救助その他浸水被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

第 48 節　農地・農業用施設等の応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（生活基盤対策部）、北陸農政局、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、施設管理者、農業者、新潟県土地改良事業団体連合会

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 県の責務

地震発生直後の地震情報の収集・連絡に当たるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市町村を支援する。

(ｲ) 市町村の責務

地震発生直後の地震情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(ｳ) 土地改良区・施設管理者等の責務

地震発生直後の地震情報の収集・連絡に当たるとともに、市町村等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ　活動調整

県災害対策本部、市町村災害対策本部

ウ　達成目標

(ｱ) 農業用ダム・ため池の点検及び報告については、以下のとおりとする。

ａ　高さ１５ｍ以上の農業用ダム

対象地震	次のいずれかに該当するもの ・ダムの基礎地盤又は堤体底部に設置した地震計の、地震動の最大加速度が 25gal 以上 ・対象ダム周辺の観測震度が４以上
目視による速報	目視による外観点検（１時間以内に報告）
一次点検	目視による外観点検（３時間以内に報告）
二次点検	詳細な外観点検と計測点検（２４時間以内に報告）
報告方法	管理者はあらかじめ定められた連絡体制に基づき報告

ｂ　防災重点農業用ため池等

対象ため池	・防災重点農業用ため池 ・高さ 15m 以上の農業用貯水施設のうち、近代的技術基準に基づき設置された施設であって、土地改良法に定める管理規程が定められているもの
点検ため池	震度４の場合は、高さ 15m 以上の対象ため池 震度５弱以上の場合は、全ての対象ため池
緊急点検	目視による外観点検（24 時間以内に報告）
報告方法	市町村は原則としてため池防災支援システムにより報告

(ｲ) 頭首工、排水機場、地すべり防止施設その他施設の点検及び報告については、以下のとおりとする。

頭首工及び排水機場、地すべり防止施設その他事業実施中の工事現場で、被災により付近住民等に危険を及ぼす可能性のあるものは、震度５弱以上になった場合に緊急点検を行い､24 時間以内に報告を行う。

(ｳ) 緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、速やかに二次災害防止措置を講ずる。また、緊急的に機能回復を行う必要のある農地・農業用施設等においては、速やかに応急復旧を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮策（市町村）

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
土地改良区 施設管理者等	市町村	被害情報、危険箇所等の情報
市町村	県	被害情報、避難情報等 危険箇所等の情報
県	北陸農政局	被害情報、危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市町村	県管理施設の被害情報
市町村	土地改良区 施設管理者等	緊急資材等調達・輸送情報 応急工事の実施予定等

3　業務の体系

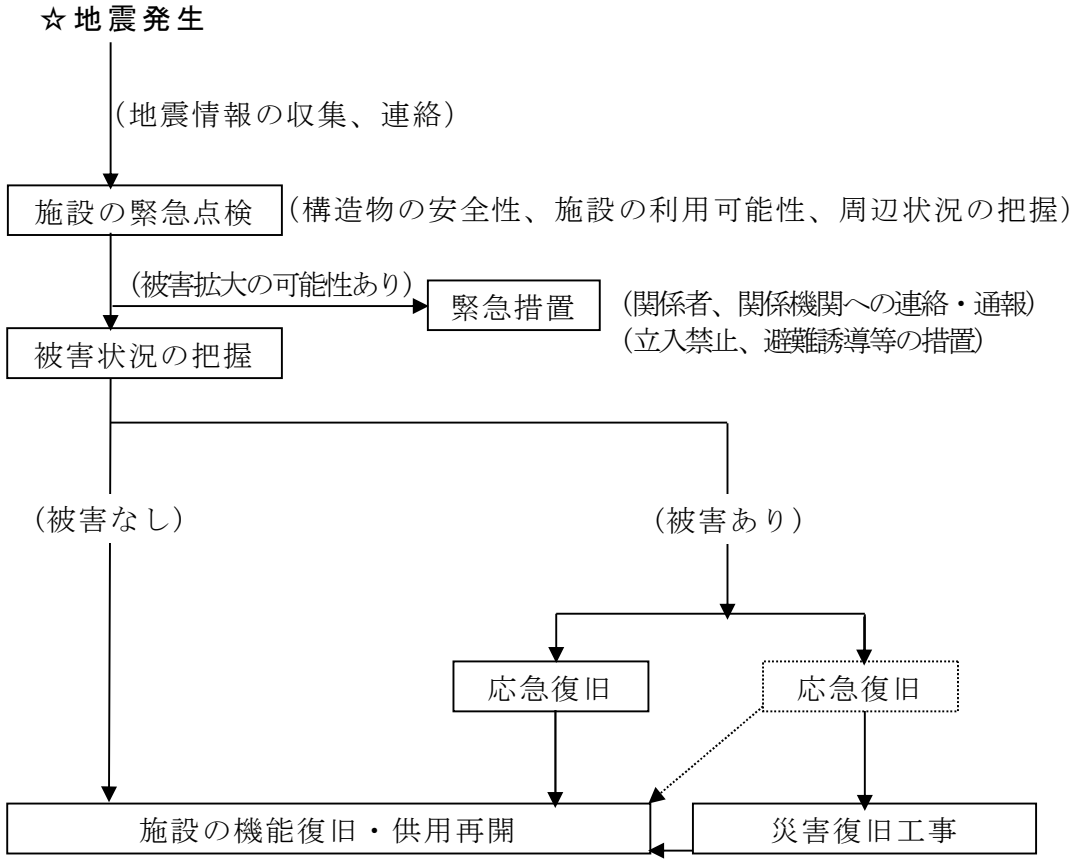

4　業務の内容

(1) 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
県 市町村	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。	北陸農政局 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。	県 市町村 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	北陸農政局 市町村 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
市町村	・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 ・二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。	県 市町村 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 ・不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	北陸農政局 市町村 他関係機関 建設業協会等
市町村	・締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	・締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県 市町村 他関係機関 建設業協会等

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	・避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。	県 市町村 他関係機関 建設業協会等

５　市町村地域防災計画で定める事項

- 被災情報の収集及び連絡方法
- パトロール要員の配置及び巡回監視体制
- 避難誘導等の措置基準
- 震災時緊急点検必要施設、危険箇所等の指定

第49節　農林水産業応急対策

【関係機関】県災害対策本部（生活基盤対策部）、市町村、第九管区海上保安本部、農業協同組合・新潟県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県農業共済組合、森林組合・新潟県森林組合連合会、木材組合・新潟県木材組合連合会、漁業協同組合・新潟県漁業協同組合連合会・新潟県内水面漁業協同組合連合会

1　計画の方針

(1) 基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 農林水産業生産者及び農林水産業用施設の所有者・管理者

a　地震に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等に努める。

b　施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに災害発生時に応急措置を施すことができるよう平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。

c　被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市町村、関係団体等へ速やかに連絡する。

(ｲ) 関係団体の責務

a　農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市町村等が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導及び経営指導を行う。

b　新潟県農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、市町村と県に情報提供するとともに、二次災害の発生防止等について必要な応急措置を講ずる。

c　新潟県農業協同組合中央会

(a) 農業協同組合及び農業協同組合連合会等の協力を得ながら、県域の農業被害を把握するとともに、農業協同組合等を通じ農作物及び農業用施設の被害状況に応じた二次被害の応急措置を講ずる。

(b) 農協系統で取りまとめた農業被害情報を、速やかに県へ報告する。

d　全国農業協同組合連合会新潟県本部

県からの要請により農業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

e　森林組合・木材組合

(a) 市町村、県地域振興局等と相互に協力して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下「林業等関係施設」という。）の被害状況を把握し、県地域振興局へ報告する。

(b) 市町村、県地域振興局等と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

f　新潟県森林組合連合会・新潟県木材組合連合会

県からの要請により林業・木材産業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

g　漁業協同組合

水産物及び水産施設の被害状況を市町村と相互に協力し、把握する。

h　新潟県漁業協同組合連合会・新潟県内水面漁業協同組合連合会

県からの要請により水産被害の二次災害防止や応急対策のための措置を講ずる。

(ｳ) 市町村

a　関係団体の協力を得ながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、県地域振興局等に報告する。

b　被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。

c　県、関係団体等の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

(ｴ) 県

a　地域振興局等は、市町村からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。

b　地域振興局等は、必要に応じ市町村及び関係団体へ連絡要員を派遣するとともに必要に応じ二次災害防止等の助言を行う。

c　県は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

d　被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

イ　活動調整

県災害対策本部（生活基盤対策部）

ウ　達成目標

a　24 時間以内に緊急被害状況調査を取りまとめる。

b　被害状況により、３日以内に二次災害を防止するための指導及び指示を行う。

c　被害状況により、１週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団

体に協力を要請する。

(2) 積雪期の対応

市町村は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
生産者･関係団体	市町村	被害状況、被災者ニーズ
市町村	地域振興局	被害状況、被災者ニーズ
地域振興局	県災害対策本部	集約された被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	地域振興局	応急対策等の内容
地域振興局	市町村	具体的な指導

3 業務の体系

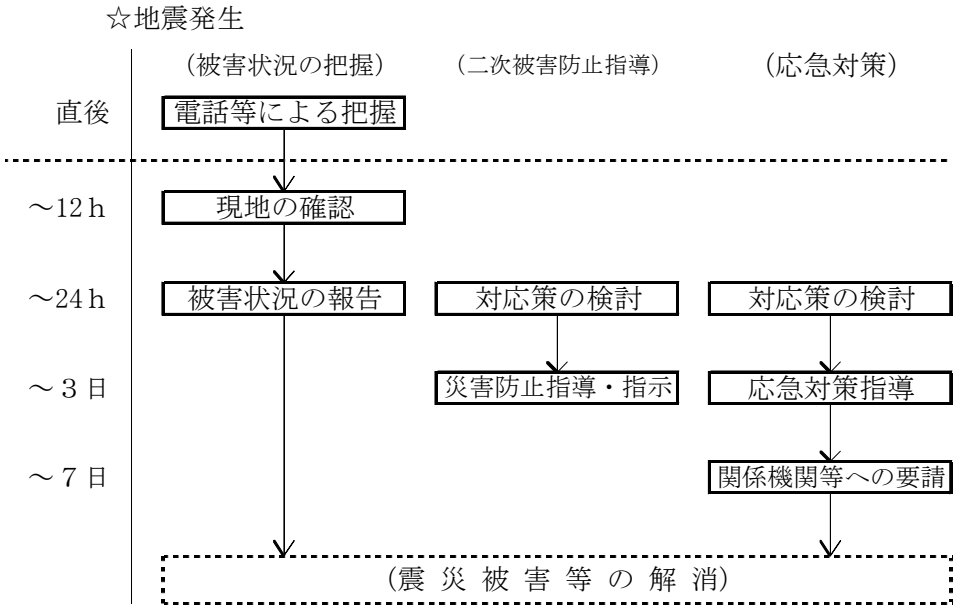

4　業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握(雪害時にあっては併せて降雪及び積雪の状況も把握)し、地域振興局農林水産振興部(以下「地域振興局」という。)に報告する。	農業協同組合、農業共済組合等
県（地域振興局）	市町村からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。	市町村
県	県は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域並びに面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。	

イ　二次災害防止指導

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行うものとする。 1　余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置 2　農業用燃料の漏出防止措置 3　農薬の漏出防止措置	農業協同組合、農業共済組合等

ウ　応急対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村・県(地域振興局)	農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するものとする。 1　農作物の病害虫発生予防のための措置 2　病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給 3　応急対策用農業用資機材の円滑な供給	農業協同組合、農業共済組合等

	4　農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 5　種苗の供給体制の確保 6　農業用施設の応急工事等の措置	
県	被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。	全農県本部等

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対　　策	協力依頼先
農業協同組合、農業共済組合	・市町村等と連絡をとりながら、家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。	
市町村	・家畜飼養者の被害状況を調査し、県に報告する。	農業協同組合、農業共済組合
県	・市町村等の協力を得ながら、被災地域の振興局及び家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。（困難な場合は、他地域から支援）	市町村、全農県本部、県酪農業協同組合連合会、農業共済組合、(公社)新潟県畜産協会、(公社)新潟県獣医師会

イ　二次災害防止対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
農業協同組合、農業共済組合	・市町村からの指示及び依頼を受け、二次災害防止対策に協力する。	
市町村	・家畜飼養者、農業協同組合等に下記の二次災害防止対策を指示する。 1　畜舎の二次倒壊防止措置 2　停電発生農場への電源供給 3　生存家畜の救出 4　家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による住民への危害防止措置	農業協同組合、農業共済組合
県	・二次災害防止及び応急対策の調整をする。 1　二次災害防止対策への協力 2　関係機関及び団体への協力要請	市町村、全農県本部、県酪農業協同組合連合会、農業共済組

		合、(公社)新潟県畜産協会、(公社)新潟県獣医師会

ウ　応急対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・県と連絡をとりながら、下記の応急対策を実施及び協力する。	
県	・市町村の協力を得ながら、下記の応急対策を講じる。 1　死亡・廃用家畜の処理 ・死亡家畜の受入れ体制確保 ・死亡家畜の埋却許可 ・傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 ・家畜廃用認定 ・家畜緊急輸送 2　家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置 ・家畜飼養者に対する衛生指導 ・被災家畜の健康診断及び畜舎消毒 ・家畜伝染病予防接種体制の確保 3　動物用医薬品及び飼料等の供給 ・動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請 ・家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請	新潟県化製興業(株) 福祉保健部、新潟市 県食肉衛生検査センター、新潟市 農業共済組合 県家畜商協同組合 農業協同組合、農業共済組合、(公社)新潟県畜産協会、(公社)新潟県獣医師会 県動物薬品器材協会、(公社)新潟県獣医師会 全農県本部、県酪農業協同組合連合会、(公社)新潟県獣医師会

(3) 林産物及び林産施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対　　策	協力依頼先
生産者等	・市町村及び関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。 ・近隣の生産者等は県が協力依頼した関係団体と協力し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。	関係団体
関係団体	・市町村、県地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 ・市町村、県地域振興局等と連絡をとりながら、情報を収集する。	市町村、県地域振興局
市町村	・県地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 ・関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集する。	関係団体、県地域振興局
県地域振興局	・県災害対策本部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ連絡する。 ・市町村及び関係団体と連絡をとりながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。	市町村、関係団体
県	・各地域振興局から報告のあった被害状況及び必要な緊急措置を取りまとめる。 ・必要に応じ、さらに被害情報を収集するとともに、連絡要員を派遣する。	市町村、関係団体

イ　二次災害防止

実施主体	対　　策	協力依頼先
生産者等	・市町村からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市町村、関係団体
関係団体	・市町村からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市町村、県地域振興局
市町村	・緊急に必要があるときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。 1　倒木等の除去 2　林業等関係施設の倒壊防止措置 3　燃料、ガス等漏出防止措置	県地域振興局等

県地域振興局	・市町村に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。	
県	・県地域機関等へ二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給を行う。	

ウ　応急対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
生産者、関係団体	・林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講ずる。	県地域振興局 関係機関
関係団体、市町村、県地域振興局	・相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 1　林地に亀裂又は地すべりが生じている場合は、シートで覆う等の拡大防止措置 2　病害虫発生予防措置 3　病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給 4　応急対策用資機材の円滑な供給 5　林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導	
県	・必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。	関係機関

(4) 水産物及び水産施設

ア　被害状況の把握

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・水産物及び水産施設の被害状況を把握する。 ・被害状況を県に報告する（佐渡市は地域振興局に報告する）。	漁業協同組合等
県地域振興局（佐渡）	・佐渡市からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況を取りまとめ、県農林水産部に報告する。	漁業協同組合
県	・市町村からの報告を受け、応急対策の総合的調整を行う。 ・被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。	

イ　二次災害防止

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村	・流出した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。 ・船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置並びに関係機関への協力要請を行う。 ・養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。	第九管区海上保安本部
	・水産用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、漁業協同組合等、水産用施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。 1　余震等による施設の倒壊防止策 2　燃料・餌料等の漏出防止措置 3　水産用医薬品等の漏出防止策	漁業協同組合
県	・油拡散防止措置等に対して協力要請を受けたときは、関係機関と連絡をとりながら、必要な措置を講ずる。	第九管区海上保安本部、漁業協同組合連合会

ウ　応急対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
市町村及び県	・船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕を行う。 ・漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供を行う。 ・冷凍・冷蔵水産物の受入先の確保及び移送について、必要な措置を行う。 ・応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。 ・養殖水産物移送に必要な措置を行う。	漁業協同組合連合会
県	・施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、市町村又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。	

５　市町村地域防災計画で定める事項

- 被害対応に関する担当
- 被害状況の把握方法と連絡体制
- 関係機関との連絡・協力方法
- 想定される二次災害に対する緊急措置
- 応急資機材の供給・確保計画

第 50 節　商工業応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（生活再建支援部）、関東経済産業局、市町村、
商工団体、企業・事業所

１　計画の方針

(1)　基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、リスクマネジメントの実施に努め、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

第２章第 36 節「事業所等の事業継続」

(ｲ) 商工団体の責務

ａ　会員・組合員等の被災状況を把握する。

ｂ　商工会・商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

ｃ　行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

(ｳ) 市町村の責務

ａ　企業・事業所の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被害状況を把握する。

ｂ　被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

ｃ　行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

(ｴ) 県の責務

ａ　中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

ｂ　商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。

ｃ　市町村を通じ中小企業の直接被害件数及び被害額を把握する。

ｄ　被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。

ｅ　必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。

ｆ　被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。

ｇ　報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※　ｅ～ｇは被災状況により対応

イ　達成目標

(ｱ) 県は災害発生後２４時間以内に被災地の主な商工業の被害概要を把握する。

(ｲ) 県は被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発

生後７日以内に関係機関の協力を得ながら現地相談窓口を設置する。

(ｳ) 県は災害発生後７日（特に被害が大きい場合は１５日）以内に市町村を通じて中小企業の直接被害額を把握し、国に報告する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
商工会・商工会議所等商工団体	県	被害状況
地場産地企業・産地組合	県	被害状況
商店街組合、大規模小売店、共同店舗	県	被害状況
工業団地等進出企業	県	被害状況
観光施設	県	被害状況
市町村	県	被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	市町村・商工団体	被災状況、現地相談窓口の設置、支援策
市町村	企業・事業所	現地相談窓口の設置、支援策
商工団体	企業・事業所	現地相談窓口の設置、支援策

３　業務の体系

☆地震発生

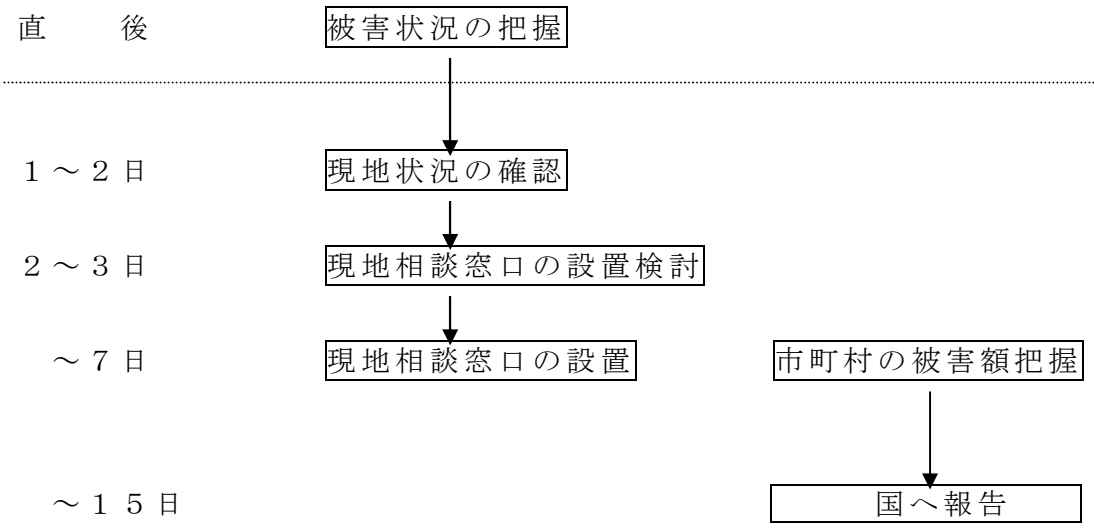

4　業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	・ 県産業労働部及び観光局各課は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。 ・ 技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。 ・ 被災地市町村に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。 ・ 国に被害状況を報告する。	企業・事業所 商工団体 市町村
市町村	管内の商工業の被災状況を調査し、県に報告する。	企業・事業所 商工団体

(2) 関係機関への協力・支援要請

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。	金融機関 機械メーカー 輸送業者 商工団体等

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。	(公財)にいがた産業創造機構 市町村 商工会・商工会議所 新潟県信用保証協会 政府系金融機関

(4) 風評被害対策

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	被災地域及び被災状況について適切な情報を提供する。	報道機関、旅行代理店等

5　市町村地域防災計画で定める事項

- 商工観光業等の被害状況の調査方法
- 被災中小企業者現地相談窓口の設置方法

第51節　応急住宅対策

【関係機関】県災害対策本部（生活再建支援部）、市町村、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会新潟県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、新潟木材組合連合会、新潟県森林組合連合会、その他建設業関係団体

1　計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

ア　県の責務

応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。

県から委任を受け市町村が実施する応急修理の事務を補助する。

県営住宅の空家を仮住宅として提供する。

民間賃貸住宅の物件情報を提供する。

イ　市町村の責務

被災した住宅及び宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

市町村営住宅の空家を仮住宅として提供する。

ウ　達成目標

応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

(2) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅(福祉仮設住宅)やサポート施設の建設など、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(3) 積雪地域における配慮

応急仮設住宅の設置に当たっては、冬期間の積雪や寒さ対策、結露の抑制などに努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
被災者	市町村	住宅の被害状況 応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望 公営住宅等の入居希望
市町村	県	住宅の被災戸数 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 応急修理希望世帯数等

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市町村	応急仮設住宅の供与決定 応急修理事務の委任
市町村	被災者	応急仮設住宅の入居申込み手続 応急修理の申込み手続
県	被災者	応急仮設住宅の設置状況及び応急修理制度の概要 公営住宅等の空家情報

3 業務の流れ

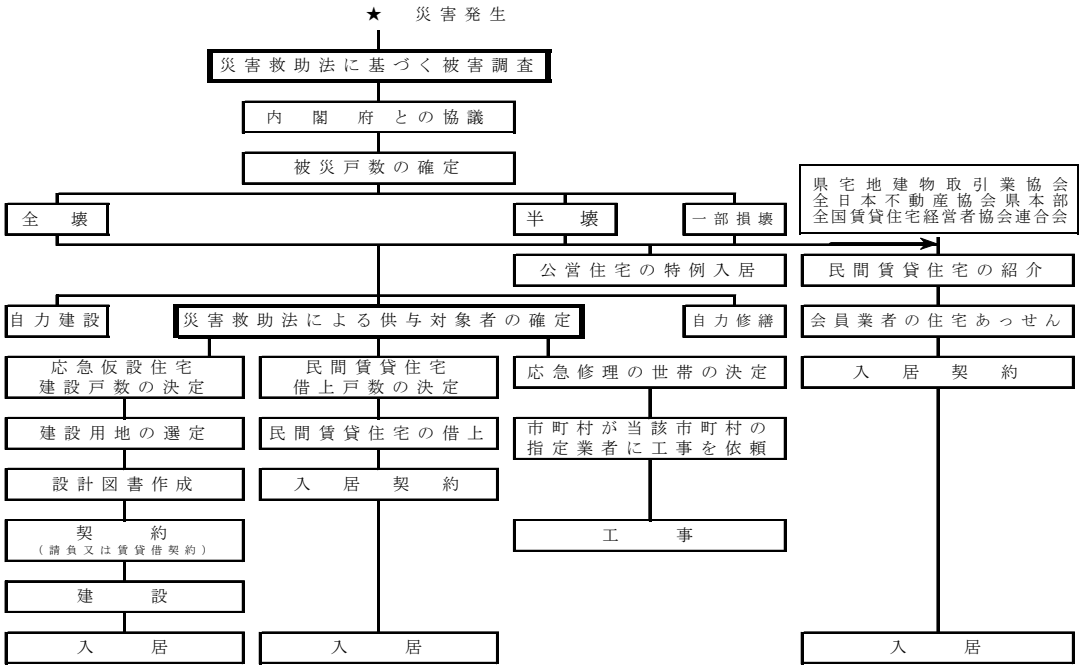

４　業務の内容

(1) 被災住宅調査

実施主体	対　　応	協力依頼先
県	災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。 ア　市町村調査に基づく被災戸数（災害発生から１週間以内を目途に確定） イ　市町村の住宅に関する要望事項 ウ　市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定 エ　応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項 オ　その他住宅の応急対策実施上の必要事項	市町村
市町村	災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。（災害発生から１週間以内を目途） ア　住宅及び宅地の被害状況 イ　被災地における住民の動向 ウ　応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望	県

(2) 応急仮設住宅の供与

実施主体	対　　応	協力依頼先
県	１　建設による供与 (1) 建設の方針 ア　建設用地の選定 建設場所については、市町村があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便施設、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。 イ　建物の規模及び費用 (ｱ) １戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。	市町村 (一社)プレハブ建築協会 (一社)新潟県建設業協会 (一社)全国木造建設事業協会 その他建設業関係団体

県	(ｲ) 建設資材の県外調達又は離島等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。 ウ　建設の時期 災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。 ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。 応急仮設住宅の供与は、災害発生から２か月以内を目途とする。 エ　二次災害への配慮 応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 (2) 応急仮設住宅の建設方法 ア　知事は協定を締結した建設業関係団体等のあっせんを受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。 ただし、状況に応じ知事は、市町村長に建設を委任することができる。 イ　市町村長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。 (3) 協力要請 県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。 (4) 入居者の選定及び管理の委任 応急仮設住宅の設置完了後、知事は速やかに市町村長と委託協定を結び、入居者の募集、選定及び管理を委任する。	
市町村	(1) 建設候補地の選定 ア　市町村は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。 建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。 イ　建設時に支障が出ないよう、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。 (2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。	

	ア　入居要件 　応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 (ｱ) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (ｲ) 居住する住家がない者 (ｳ) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ　入居者の選定 　応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ　管理 　県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性やこども・若者をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 エ　供与の期間 　入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則２年以内とする。	
県	２　民間賃貸住宅借上げによる供与 　被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。 　ただし、状況に応じ知事は、市町村長に借上げを委任することができる。 　入居要件・供与期間は、建設型に準じる。	市町村 (公社)新潟県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会新潟県本部 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会

(3) 被災住宅の応急修理の実施

実施主体	対　　応	協力依頼先
市町村	(1) 応急修理の対象者 ア　以下の全ての要件を満たす世帯 (ｱ) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。 (ｲ) 半壊、大規模半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと。	

	(ｳ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 (ｴ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。 ※ 応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害の発生の日から原則６か月） イ　所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし） 災害のため住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、県又は市町村において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。 (2) 応急修理の範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施する。 (3) 応急修理の費用 応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 (4) 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として３か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内）に完了する。 ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長する。 (5) 応急修理の手続 別紙「応急修理事務手続き」を参照 (6) 制度の広報 広報誌、ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。	

(4) 公営住宅の特例使用

実施主体	対　　応	協力依頼先
県 市町村	ア　県及び市町村は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する(行政財産の目的外使用許可による。)。 イ　対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市町村営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。 ウ　県は、災害発生から３日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。	都道府県 近隣市町村

(5)　民間賃貸住宅の紹介・あっせん

実施主体	対　　応	協力依頼先
県	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき協力要請を行う。	(公社)新潟県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会新潟県本部 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会
(公社)新潟県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会新潟県本部	県の要請を受け、会員の宅地建物取引業者に対し、被災者への媒介を行うよう協力を求める。	(公社)新潟県宅地建物取引業協会会員 (公社)全日本不動産協会会員
(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	県の要請を受け、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供を行う。	

(6)　住宅建設資材のあっせん

実施主体	対　　応	協力依頼先
県	新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。	新潟木材組合連合会 新潟県森林組合連合会 木材輸入商社・卸 隣接県

5　市町村地域防災計画で定める事項

・　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定担当窓口
・　応急仮設住宅の建設予定地

住宅の応急修理の手続き及び流れ

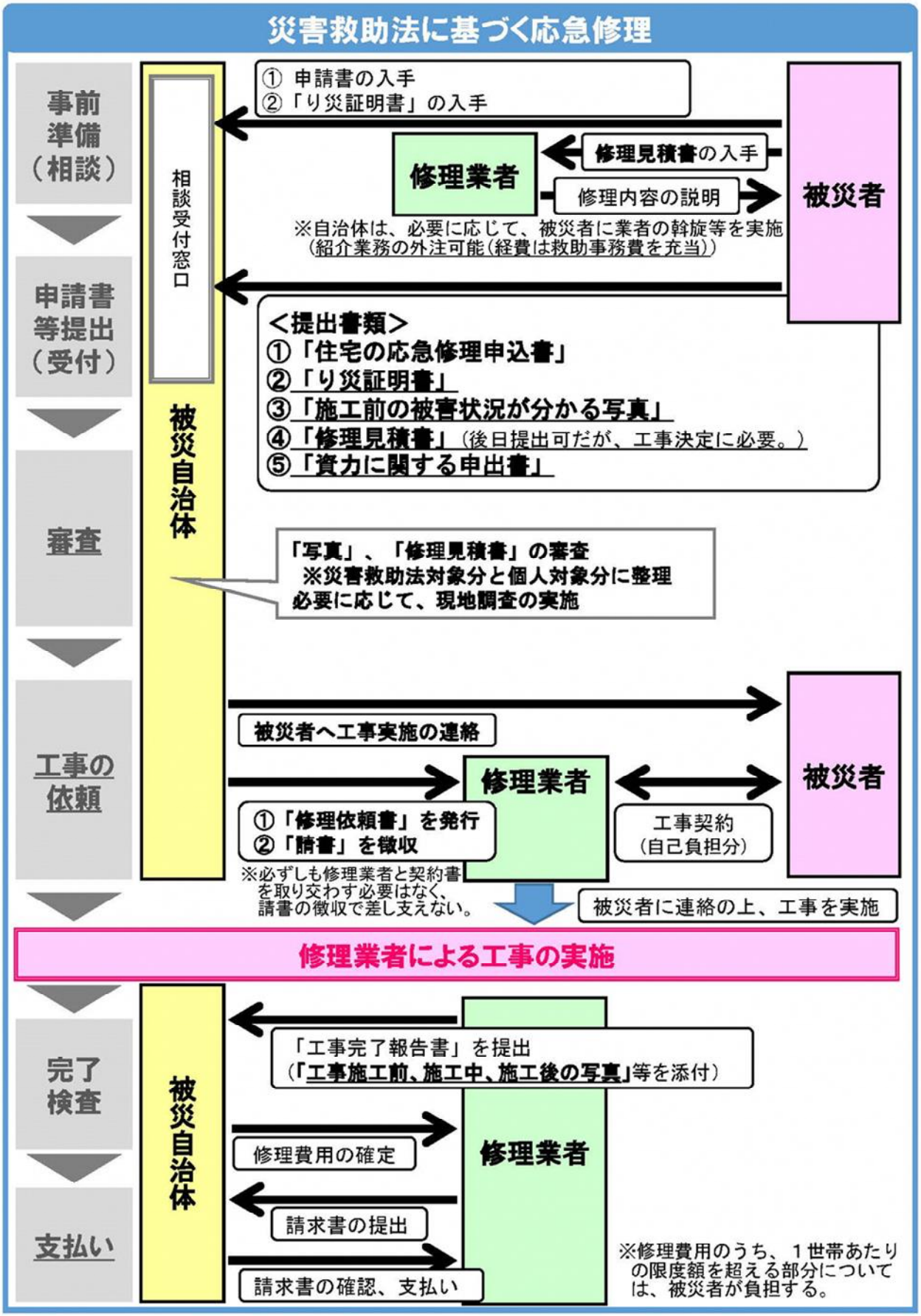

第52節　ボランティアの受入れ計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（被災者対策部）、新潟県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社、新潟県共同募金会、県内ＮＰＯ、公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会、市町村、新潟県災害ボランティア調整会議

1　計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）及び市町村災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

第2章第34節「ボランティアの受け入れ体制の整備」参照

また、災害ボランティアセンターと県支援センターで活動調整を行う。

ア　県支援センター

災害が発生し、ボランティア活動の必要があるとき、県と新潟県社会福祉協議会が協議し、県支援センターを、新潟ユニゾンプラザに設置する。

(ｱ) 県支援センターの責務

災害ボランティア活動に係る情報の受発信及び災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営支援などを行う。

(ｲ) 県の責務

a　県支援センターを支援し、市町村災害対策本部との情報共有を図る。

b　県外の行政機関、県内外の支援団体などと、災害ボランティアセンター等の支援体制について調整を行う。

(ｳ) 新潟県社会福祉協議会の責務

a　県支援センターの運営を統括する。

b　県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などと、災害ボランティアセンター等の支援体制について調整を行う。

イ　災害ボランティアセンター

災害が発生し、ボランティア活動の必要があるとき、市町村と市町村社会福祉協議会が協議し、災害ボランティアセンターを設置する。

(ｱ) 災害ボランティアセンターの責務

a　被災地や被災者のボランティアニーズの把握を行う。

b　上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。

c　ボランティアの受入れを行う。

d　ボランティア活動を支援する救援物資の確保及び仕分けを行う。

e　その他、ボランティアニーズに基づいた活動を行う。

(ｲ) 市町村の責務

a　災害ボランティアセンターを支援し、県災害対策本部との情報共有を図る。

b　市町村災害対策本部は、災害ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等の様々なボランティア団体等と、被災者のニーズや支援活動の情報を共有する場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(ｳ) 市町村社会福祉協議会の責務

a　災害ボランティアセンターを運営する。

b　災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行い、県内外の支援団体などと、災害ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

2　業務の体系

☆災害発生	
24時間以内	・県、市町村、新潟県社会福祉協議会、 市町村社会福祉協議会等が、被災状況の把握
２日目～	・災害ボランティアセンターの設置 ・県支援センターの設置
３日目～	・ボランティア受入れ体制の検討、準備
受入れ体制完了後	・ボランティアの募集 ・ボランティアの受入れ

3　業務の内容

(1) 県支援センターの運営

実施主体	対　　応	協力依頼先
新潟県社会福祉協議会	・センター運営に係る総括及び資金管理	全国社会福祉協議会、被災地以外の市町村社会福祉協議会
県	・センター運営に係る支援 ・センター運営に係る資機材の提供	国や他県などの行政機関
新潟県災害ボランティア調整会議	・センター運営に係る協力	構成団体

(2)災害ボランティアセンターの運営

実施主体	対　　応	協力依頼先
市町村社会福祉協議会	・災害ボランティアセンター運営に係る統括及び資金管理	被災地以外の県内外の市町村社会福祉協議会
市町村	・災害ボランティアセンター運営に係る支援	県内外の市町村等の行政機関
県支援センター	・災害ボランティアセンター運営に係る広域調整や、資機材調達の支援	国や他県などの行政機関
新潟県災害ボランティア調整会議	・災害ボランティアセンター運営に係る協力	構成団体の市町村支部など

4　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所	災害ボランティアセンター	ボランティアニーズ
災害ボランティアセンター	県支援センター、市町村災害対策本部	集約された被災地におけるボランティアニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
県支援センター、市町村災害対策本部	県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	〃
県災害対策本部	協定先企業・団体	ボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
協定先企業・団体	県災害対策本部	支援・協力予定情報
県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	県支援センター、市町村災害対策本部	支援・協力予定情報
県支援センター、市町村災害対策本部	災害ボランティアセンター	支援・協力予定情報
災害ボランティアセンター	避難所、被災者	支援・協力予定情報

第53節　義援金の受入れ・配分計画

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（生活再建支援部）、日本赤十字社、新潟県共同募金会、新潟県社会福祉協議会、報道機関、市町村

1　義援金の配分

大規模な地震災害による被災者に対し、県内外から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

2　義援金の受入れ・配分フロー図

義援金受入れの周知	受入口座の設定・周知
↓	
義援金の受入れ及び保管	現金領収及び金融機関口座での受入れ
↓	
義援金の配分	配分委員会の開催及び義援金の配分

3　義援金受入れの周知

県は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

ア　振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ　受入窓口

4　義援金の受入れ及び保管

県は、次により義援金を受け入れる。

(1) 受入窓口

ア　一般からの義援金の受入窓口は、出納局（管理課）とする。

イ　国又は地方公共団体等からの見舞金の受入窓口は、防災局（防災企画課）とする。

(2) 現金の受入れ

ア　一般から現金領収した義援金は、寄託者等へ現金領収書を発行し、歳入歳出外現金の「災害見舞金」として受け入れる。

イ　国又は地方公共団体等からの見舞金は、「災害救助事業特別会計」で受け入れる。

(3) 義援金の管理

ア　一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

イ　国又は地方公共団体等からの見舞金は、「災害救助事業特別会計」の歳入として管理する。

５　義援金の配分

(1) 義援金配分委員会の設置

県災害対策本部（生活再建支援部）は、県災害対策本部、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会等の義援金受入団体に寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

(2) 義援金配分委員の選任

配分委員会の委員は、日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会、新潟県社会福祉協議会、報道機関及び被災市町村等の中から選任する。

(3) 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第 54 節　義援物資対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（食料物資部）、市町村、ＮＰＯ、企業・事業所、報道機関

１　計画の方針

(1) 基本方針

全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が必要としているものの情報の的確な発信や民間業者との連携などにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

ア　各主体の責務

(ｱ) 市町村の責務

ａ 避難所の配置職員等により、物資のニーズを逐次把握するとともに、物資の適切な集積拠点を確保する。

ｂ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。

ｃ ＮＰＯ等と協力し、必要物資を迅速に被災地へ届ける。

(ｲ) 県の責務

ａ 市町村の物資のニーズ等を集約し、被災地ニーズに合った物資支援が可能となるよう努める。

ｂ 県ホームページ、報道機関等を通じて、発災６時間後には、被災地ニーズに関する情報を全国へ発信する。

イ　活動の調整

県災害対策本部(食料物資部)

市町村災害対策本部

ウ　達成目標

(ｱ) 被災地ニーズに沿った物資が、迅速に現地へ配送されること。

(ｲ) 義援物資が被災地に与える影響について、被災地外の人々に実情を正しく理解してもらうこと。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所、NPO、ﾎﾞﾗﾝﾃｲｱ	市町村	被災地ニーズ
市町村	県	集約された被災地ニーズ 物資取扱方針
県	物資提供者	物資取扱方針

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
物資提供者	県	物資提供の申出
県	市町村	供給予定情報
市町村	被災者、避難所、NPO、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ	供給情報

3 業務の体系

☆地震発生

	(提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)	
直後 ～6 時間後	物資取扱方針に基づく電話、ﾒｰﾙ、FAX 対応	物資取扱方針	被災地ﾆｰｽﾞ	交通情報
1 日目以降	物資取扱方針に基づく電話対応	物資取扱方針、被災地ﾆｰｽﾞ、交通情報	被災地ﾆｰｽﾞ	交通情報
災害対策本部縮小時期	電話対応（申出のお礼、受入停止の説明）	義援物資受入の停止宣言	被災地ﾆｰｽﾞ	

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
県災害対策本部	・最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握 ・配送等にかかる道路・交通情報の把握	市町村、提供申出者、県災害対策本部（生活基盤対策部）、NPO、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ

(2) 情報発信

実施主体	対 策	協力依頼先
県災害対策本部	物資取扱方針 ・ 被災地ニーズ ・ 被災地状況 等 をいち早く、県ホームページや報道機関等を通じて情報発信する。	報道機関

(3) 義援物資提供の受付対応

実施主体	対　　策	協力依頼先
県災害対策本部	被災地が必要としているもの、必要量、送付場所及び送付方法を的確に知らせる。	提供申出者

(4) 義援物資の配布

実施主体	対　　策	協力依頼先
県災害対策本部	・被災地ニーズを踏まえ、配布先の調整等を行う。 ・トラック協会へ輸送を依頼する。	
市町村災害対策本部	・市町村へ送付された義援物資を受け入れる。 ・避難者の物資需要を把握する。 ・避難者に物資を配布する。	
トラック協会	・県からの要請に基づき物資を輸送する。	

５　市町村地域防災計画で定める事項

- 義援物資に関する窓口
- 県への避難所情報の伝達方法

第 55 節　災害救助法による救助

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（統括調整部）、市町村、日本赤十字社

１　計画の方針

(1) 基本方針

災害救助法（以下、この節においては「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合、県は速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

ア　各主体の責務

(ｱ) 県の責務

県は政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を被災市町村へ派遣する。

(ｲ) 市町村の責務

市町村は、県が救助の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

(ｳ) 日本赤十字社

日本赤十字社は、県及び市町村が実施する救助に協力する。

イ　活動の調整

県災害対策本部、市町村災害対策本部

ウ　達成目標

法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

(2) 積雪期の対応

ア　法の適用

県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

イ　要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記１「豪雪対応における要配慮者の状況把握」及び別記２「雪処理担い手確保スキーム」により支援を行う。

(3) 広域避難への配慮

県は被災状況により、県内他市町村や県外へ避難者が生じる場合、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

２　情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者	市町村	被害情報、被災者のニーズ
市町村	県	被害情報、法適用の要請
県	国	被害情報、法適用相談等

(2) 被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
国	県	法適用に際しての技術的助言
県	市町村	法適用決定、救助事務の委任
市町村	被災者	法適用決定

３　業務の体系（フロー図）

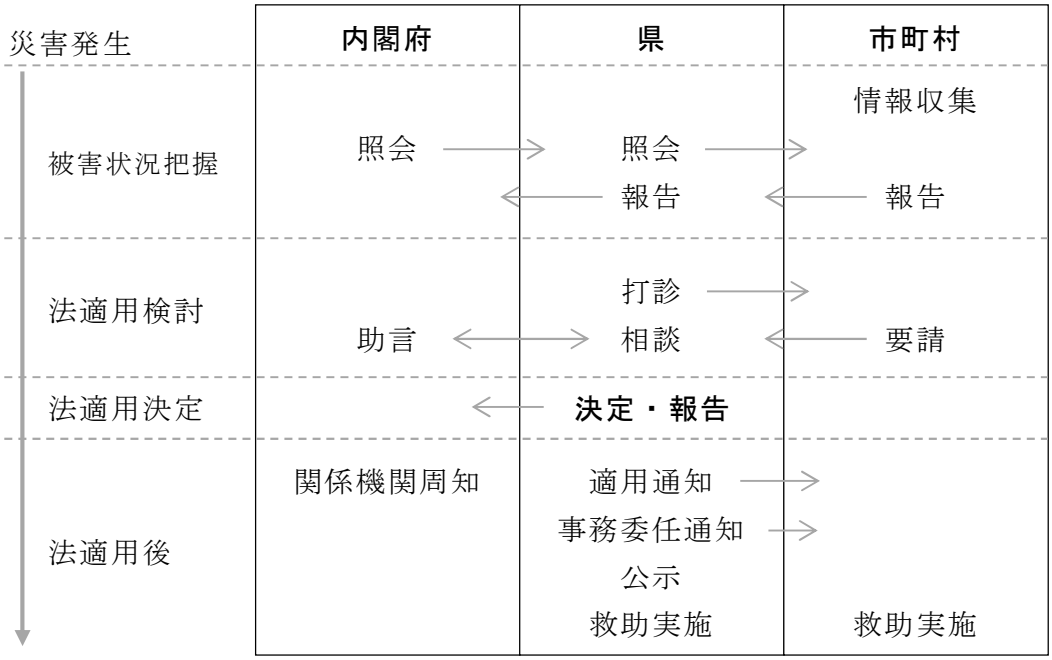

４　災害救助法の適用

(1) 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第２条第９項第１号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。(法第１条)

(2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。(法第 13 条第１項、県法施行細則第 17 条)

(3) 市町村長は、上記(2)により市町村長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。(法第 13 条第２項、県法施行細則第 17 条)

(4) 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つこと

ができない時は、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。（県法施行細則第３条）

５　災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア　適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ　同一災害によることを原則とする。

例外として

(ｱ)　同時点又は相接近して異なる原因による災害

(ｲ)　時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ　市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア　住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じ、災害救助法施行令別表第１の世帯数以上であるとき。

イ　県下の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数がアの２分の１以上であるとき。

ウ　県下の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

６　災害救助法が適用されない場合の救助

知事は、法が適用されない災害に際して、市町村長が応急救助を行う場合は、新潟県災害救助条例（以下「条例」という。）に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

(1) 法が適用されない場合の救助については、原則として市町村長が実施するものとし、救助内容をあらかじめ法による救助に準じて、市町村地域防災計画及び市町村災害救助条例に定める。

(2) 市町村長は、被害の程度が条例に定める適用基準に該当し、条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。

(3) 条例適用基準

ア　当該市町村内の人口に応じて、条例第２条に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合

イ　知事が特に必要と認めた場合

（別記１）

豪雪対応における要配慮者の状況把握

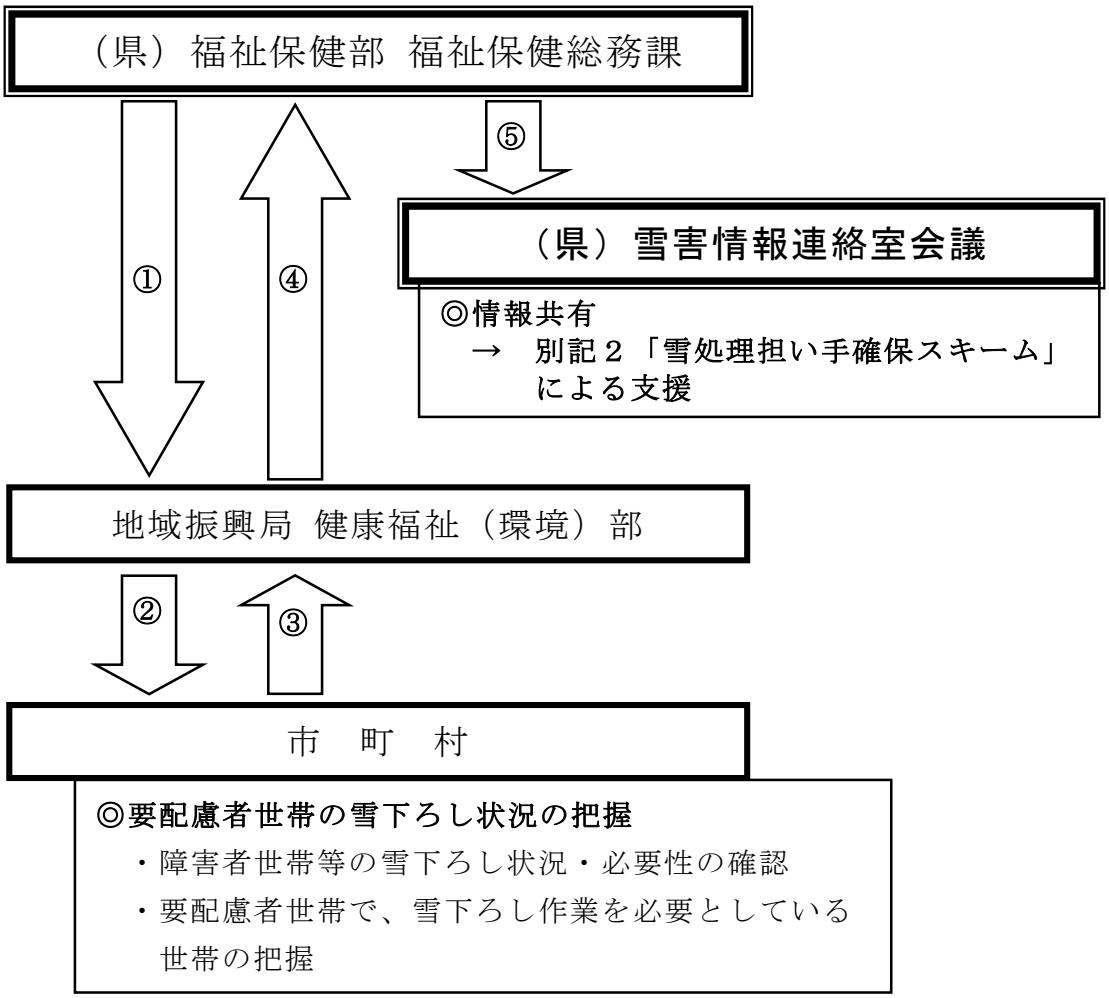

①、②：要配慮者世帯の雪処理対応状況を照会

③、④：支援の必要性の報告

（いつ、何人の人手が必要か）

⑤　　：県「雪害情報連絡室会議」へ報告

↓

別記２「雪処理担い手確保スキーム」による支援を実施

別記２　「雪処理担い手確保スキーム」

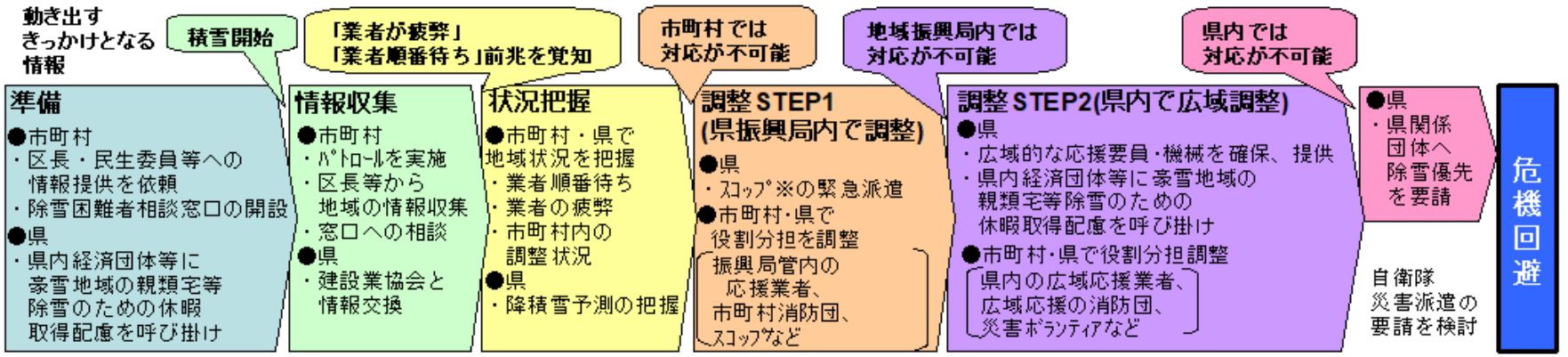

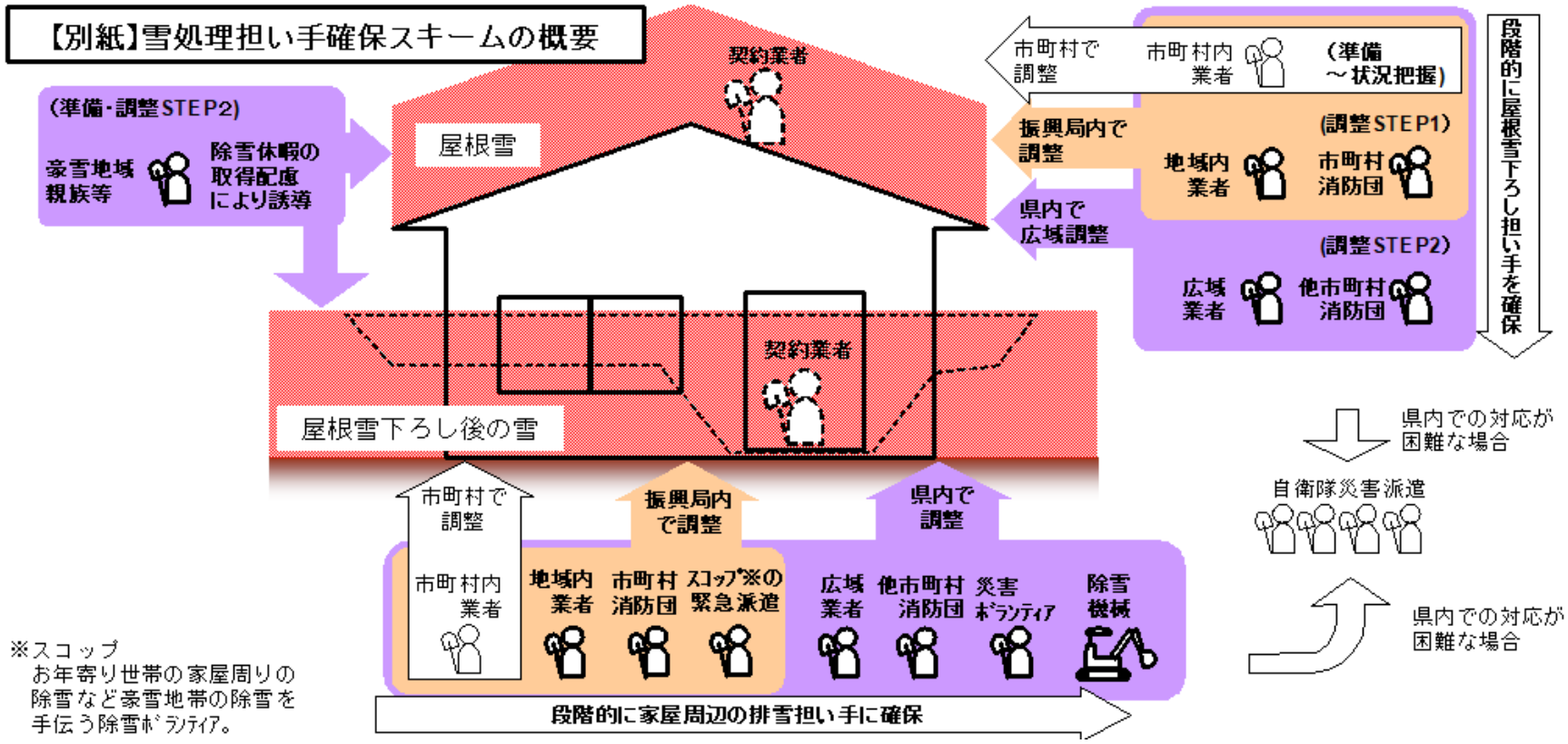

※スコップ
お年寄り世帯の家屋周りの除雪など豪雪地帯の除雪を手伝う除雪ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ。

第 ４ 章　災害復旧・復興計画

第１節　　民生安定化対策

１　計画の方針

国、県、市町村及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

２　計画の体系

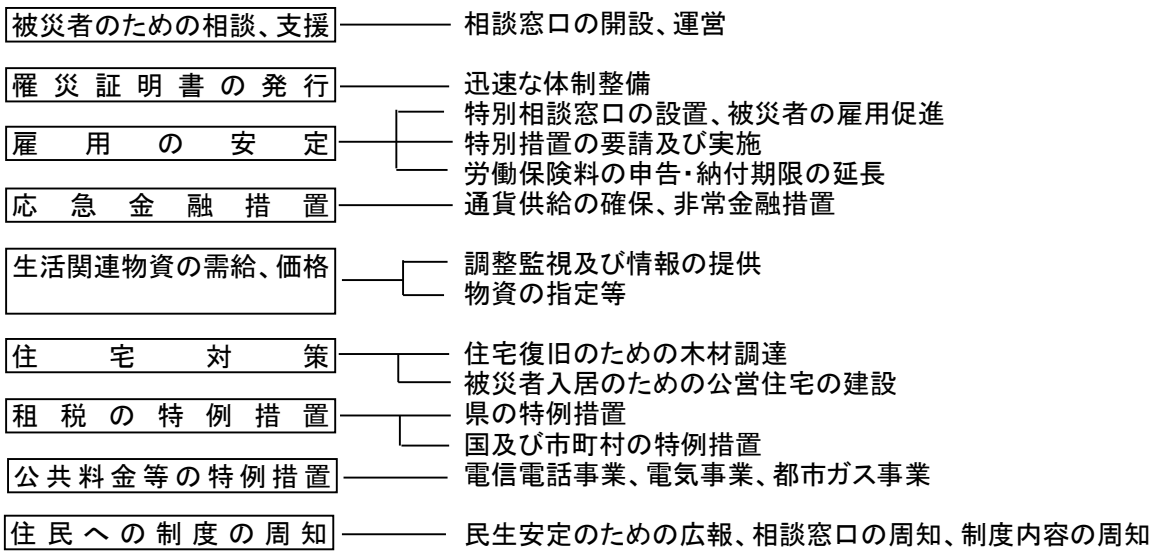

３　被災者のための相談、支援

国、県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 相談窓口の開設

県及び市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び市町村役場などにできる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2) 相談窓口の運営

県及び市町村は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

県及び市町村は、被災者台帳の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア　県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生

した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ　市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ　国、県及び市町村は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ　市町村は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市町村の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。

オ　国〔総務省〕は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

国、県及び市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

４　罹災証明書の発行

市町村は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

県は、市町村の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、共通の調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

５　雇用の安定

(1)　特別相談窓口等の設置

被災地域を管轄する公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア　被災者のための特別相談窓口の設置

イ　公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ　近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

(2)　被災者の雇用促進

被災地を管轄する公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

同時に、被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配意し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3)　特例措置の要請及び実施

ア　雇用保険失業給付の特例支給

(ｱ)　証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

(ｲ)　激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）第２５条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ　雇用調整助成金の特例適用の要請

労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業２／３、中小企業３／４）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ｱ)　被災地域の事業主が労働者を休業させる場合
(ｲ)　被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合
(ｳ)　被災地域の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

ウ　労働保険料の申告・納付期限の延長

労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

６　応急金融対策

(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア　通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

イ　現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

ウ　通貨および金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア　決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する

イ　資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行新潟支店は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

ア　被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げ

る措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(ｱ) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(ｲ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(ｳ) 電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

(ｴ) 損傷日本銀行券および貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。

(ｵ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

イ　被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社等に対し、次に掲げるなどの金融上の措置を可及的速やかに要請する。

(ｱ) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。

(ｲ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。

(ｳ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。

(5) 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、(3) および (4) に定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

7　生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

(1)　調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

(2)　物資の指定等

ア　県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、県民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ　県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

8　住宅対策

(1)　住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

(2)　被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、県及び市町村は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災市町村及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅整備計画書を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3)　国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市町村を通じ、公務員宿舎の空き室について無償で貸付けを行う。

また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。

９　地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県、市町村等は、それらの制度の普及促進に努める。

10　租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1)　県の特例措置

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し地方税法又は新潟県県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア　期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ｱ)　災害が県の全部又は広範囲の地域にわたる場合、知事は適用地域及び延長期日（４月を限度とする。）を指定する。

(ｲ)　その他の場合、納税者等の申請により、税目により４月又は１月を限度として延長する。

イ　徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して２年を超えない範囲内で延長する。

ウ　滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ　減免等

被災した納税者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

(ｱ)　個人事業税

事業用資産又は住宅若しくは家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じて減免する。

(ｲ)　不動産取得税

災害により家屋が滅失若しくは損壊し、その代わりの家屋を取得した場合又は家屋を取得した直後に滅失若しくは損壊し、納期限が未到来の場合、当該家屋の取得について一定割合を減免する。

(ｳ)　自動車税（種別割）

納期限前に災害により自動車が一定割合以上の損害を受けた場合、年税額の２分の１の額を減免する。

(ｴ)　自動車税（環境性能割）

a　自動車の取得日より１か月以内に災害により当該自動車が滅失又は損壊して使用に耐えなくなった場合、既に納めた税額を還付する。

b　災害を受けた自動車（a の適用を受けたものを除く。）の代わりのものを災害を受けた日から６か月以内に取得した場合、一定額を減免する。

(ｵ)　軽油引取税

a　災害により特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取

ることができなくなった場合、又は災害により徴収した軽油引取税額を失った場合、当該税額が納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

b　災害により納税者が納付できないと認められる場合、その被害の状況に応じて減免する。

(ｶ)　狩猟税

納期限前に災害により住宅又は家財について一定割合以上の損害を受けた場合、税額の一定割合を減免する。

(2)　国及び市町村の特例措置

国及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長又は国税若しくは地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

11　その他公共料金の特例措置

(1) 郵便業務

ア　被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付

支店長が決定する。

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

日本郵便(株)信越支社長が決定する。

ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ｱ)　日本郵便(株)信越支社長が決定する。

(ｲ)　被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は中央共同募金会にあてた小包又は現金書留に限る。

(ｳ)　郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

(2) 電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる事がある。

ア　避難指示等により実際に電話サービス等受けられない契約者の基本料金の減免

避難指示の日から同解除の日までの期間（１か月未満は日割り計算）とする。

イ　被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話等移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

各電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施および内容を判断する。

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし､特例措置の実施にあたっては経済産業大臣の認可が必要。

(以下は過去の例)

ア　電気料金の支払期限の延伸

イ　不使用月の電気料金の免除

ウ　建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る）

エ　家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ　被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除

カ　被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。

ア　被災者のガス料金の納期の延伸

イ　被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除(関東経済産業局長の認可が必要)

ウ　不使用月のガス料金（基本料金）の免除

12　住民への制度の周知

県、市町村及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

(1)　報道機関との協力による、放送、新聞広報等
(2)　広報車、広報紙、チラシ等
(3)　防災行政無線（戸別受信機を含む）、コミュニティ放送、有線放送、ケーブルテレビ等
(4)　被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

第２節　　融資・貸付その他資金等による支援計画

１　計画の方針

災害により被害を受けた県民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

２　融資・貸付その他資金等の概要

区分	資　金　名　等	主な対象者	窓　口	担当課
支給	(1)　災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市町村	防災企画課
	(2)　災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市町村	防災企画課
	(3)　被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	(公財)都道府県センター	防災企画課
貸付	(4)　災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市町村	防災企画課
	(5)　生活福祉資金 ア　福祉費（災害臨時経費） イ　福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	市町村社会福祉協議会 （民生委員）	福祉保健総務課
	(6)　母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	地域振興局健康福祉（環境）部	こども家庭課 地域振興局健康福祉(環境)部
	(7)　住宅金融支援機構資金（災害復興住宅）	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関	建築住宅課
	(8)　新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市町村 金融機関	
	(9)　天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	経営普及課 林政課
	(10)　日本政策金融公庫資金（農林水産事業）	被害農林漁業者	日本政策金融公庫 受託金融機関	水産課 地域振興局農林（水産）振興部・農業振興部 津川地区振興事務所
	(11)　中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市町村 金融機関 県信用保証協会	地域産業振興課

３　資金名等

(1)　災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。（令和７年 12 月１日現在）

種別	対象となる災害（自然災害）	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額（支給の制限）	問い合わせ窓口
災害弔慰金	１　１つの市町村において５世帯以上の住家が滅失した災害 ２　新潟県内において５世帯以上の住居の滅失した市町村が３以上ある場合の災害 ３　新潟県内において災害救助法第２条に規定する救助が行われた災害 ４　災害救助法第２条に規定する救助が行われた市町村を含む県が２以上ある災害 （以上、平成 25 年内閣府告示第２３０号による） ５　新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が１以上ある場合の災害	１　実施主体 市町村 （市町村条例による） ２　経費負担 ①対象災害区分が１～４の場合 国１／２ 県１／４ 市町村 １／４ （災害弔慰金の支給等に関する法律） ②対象災害区分が５の場合 県１／２ 市町村 １／２ （新潟県災害弔慰金等に関する要綱）	死亡者の 配偶者 〃　子 〃　父母 〃　孫 〃　祖父母 〃　兄弟姉妹（※） ※兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。	死亡者１人につき主たる生計維持者の場合 ５００万円 それ以外の場合 ２５０万円 支給の制限 １　当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 ２　災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和４８年政令第３７４号）第２条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 ３　災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	市町村担当窓口

(2) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（令和７年 12 月１日現在）

種別	対象となる災害（自然災害）	事業主体根拠法令等	支給対象者	支給限度額（支給の制限）	問い合わせ窓口
災害障害見舞金	１　１つの市町村において５世帯以上の住家が滅失した災害 ２　新潟県内において５世帯以上の住居の滅失した市町村が３以上ある場合の災害 ３　新潟県内において災害救助法第２条に規定する救助が行われた災害 ４　災害救助法第２条に規定する救助が行われた市町村を含む県が２以上ある災害 （以上、平成 25 年内閣府告示第２３０号による）	１　実施主体 市町村 （市町村条例による） ２　経費負担 国１／２ 県１／４ 市町村 １／４ （災害弔慰金の支給等に関する法律）	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者	障害者１人につき主たる生計維持者の場合 ２５０万円 それ以外の場合 １２５万円 支給の制限 １　当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 ２　災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和４８年政令第３７４号)第２条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 ３　災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合	市町村担当窓口

(3)　被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

（令和７年 12 月１日現在）

種別	対象となる災害 （自然災害）	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支援額	問い合わせ窓口
被災者生活再建支援金	1　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村に係る自然災害 2　１０世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村に係る自然災害 3　１００世帯以上の住宅全壊被害が　発生した都道府県に係る自然災害 4　１又は２の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）に係る自然災害 5　１～３の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）に係る自然災害 6　１もしくは２の市町村を含む都道府県又は３の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る） ※　４～６の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く５年間の特例措置）	1　事業主体 都道府県（※） ※支援金の支給に関する事務は、（公財）都道府県センターへ委託している。 2　経費負担 国１／２ 県１／２ 【被災者生活再建支援法（平成 10 年５月 22 日法律第 66 号)】	1　住宅が「全壊」した世帯 2　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） 5　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）	別表のとおり	（公財）都道府県センター

（別表）

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

○住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	１００万	１００万	１００万	５０万	－

○住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	２００万 （１００万）	１００万 （５０万）	５０万 （２５万）

※ 支給額下段は、中規模半壊の場合の額
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００（又は１００）万円

(4)　災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。　（令和７年 12 月１日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
災害援護資金の貸付	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 １人　220 万円 ２人　430 万円 ３人　620 万円 ４人　730 万円 ５人以上　730 万円に世帯人員が１人増すごとに 30 万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円とする。	１　災害弔慰金の支給等に関する法律 ２　実施主体市町村 （条例） ３　経費負担 国２／３ 県１／３ ４　対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 １　世帯主の１か月以上の負傷 150 万円 ２　家財等の損害 ア　家財の１／３以上の損害 150 万円 イ　住居の半壊 170 万円 ウ　住居の全壊 250 万円 エ　住居全体の滅失又は流失 350 万円 ３　１と２が重複した場合 ア　１と２のアの重複 250 万円 イ　１と２のイの重複 270 万円 ウ　１と２のウの重複 350 万円 ４　次のいずれかに該当する事由の１つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア　２のイの場合 250 万円 イ　２のウの場合 350 万円 ウ　３のイの場合 350 万円	１　据置期間 ３年（特別の事情がある場合は５年） ２　償還期間 １０年 （据置期間を含む） ３　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 ４　貸付利率 年３％以内で市町村が条例で定める率（据置期間中は無利子） ５　延滞利息 年５％	市町村担当窓口

(5)　生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時には「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（令和７年 12 月１日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア　生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））	・低所得世帯 （生活保護基準額の概ね 1.7 倍以内） ・高齢者世帯 （日常生活において介護が必要な 65 歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね 2.5 倍以内） ・障害者世帯 （障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	１「生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年７月 28 日厚生労働省発社援 0728 第９号)」 ２　実施主体等 (1)　実施主体 県社会福祉協議会 (2)　窓口 市町村社会福祉協議会 （民生委員）	貸付限度 １世帯 150 万円 以内	１　据置期間 貸付の日から６ヶ月以内 ２　償還期間　７年以内 ３　貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後 1.5% ４　保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 ５　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 ６　申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。
イ　生活福祉資金（福祉費（住宅改修等経費））	・低所得世帯 （生活保護基準額の概ね 1.7 倍以内） ・高齢者世帯 （日常生活において介護が必要な 65 歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね 2.5 倍以内） ・障害者世帯 （障害者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があって、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な経費	１「生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年７月 28 日厚生労働省発社援 0728 第９号)」 ２　実施主体等 (1)　実施主体 県社会福祉協議会 (2)　窓口 市町村社会福祉協議会 （民生委員）	貸付限度 250 万円 以内	１　据置期間 貸付の日から６ヵ月以内 ２　償還期間　７年以内 ３　貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後 1.5% ４　保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 ５　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 ６　申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと。

(6)　母子父子寡婦福祉資金貸付　　（令和７年 12 月１日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）	１　母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 ２　被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	１　母子父子寡婦福祉法施行令第７条、第３１条の５及び第３６条 ２　法施行令通知	貸付限度 ２００万円	１　災害救助法の適用を要しない ２　据置期間　　６か月 ３　償還期間　　７年以内 ４　利率（年利） 無利子又は 1.0％（連帯保証人の有無による）

＊その他（特例措置）

No.	項　目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
１	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第１９条、第３１条の７、第３８条、附則第７条及び附則第８条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1)　猶予期間　　１年以内（１年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる） (2)　添付書類　　市町村長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
２	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第１７条、第３１条の７及び第３８条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1)　添付書類　　市町村長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
３	母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第８条、第３１条の６及び第３７条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から１年以内に貸付けられる場合には、２年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1)　事業開始資金 15,000 円以上 30,000 円未満　６か月 30,000 円以上　　１年 (2)　事業継続資金・住宅資金 15,000 円以上 30,000 円未満　６か月 30,000 円以上 45,000 円未満　１年 45,000 円以上　　１年６か月	災害救助法の適用を要しない。
４	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子父子寡婦福祉法第３２条第３項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

(7)　住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

県及び市町村は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。　（令和７年 12 月１日現在）

貸　付　対　象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等 (1)　建設 罹災住宅の被害　「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合　5,500 万円 土地取得しない場合　4,500 万円	償還期間　35 年以内 据置期間　３年間（その分償還期間延長） 利率　1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(2)　住宅購入 罹災住宅の被害　「半壊」以上	購入資金 （土地取得資金含む） 5,500 万円	償還期間　35 年以内 据置期間　３年間（その分償還期間延長） 利率　1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）
(3)　補修 罹災住宅の被害　「り災証明書」交付	補修資金（移転資金、整地資金含む） 2,500 万円	償還期間　35 年以内 据置期間　１年間 利率　1.2%（団体信用生命保険に加入しない場合）

(8)新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

［利子補給］

事業主体　市町村

利子補給期間　５年間

補助対象　被災者が借入れた貸付残高に対して、市町村が交付する利子補給金（補給率が１％を超える場合は１％が限度）

補助率　1/2

［貸付金］

貸付対象

住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上を受けてもなおかつ資金が不足する者

貸付限度額

建設、購入　800 万円（50 万円以上 10 万円単位）

補修　400 万円（50 万円以上 10 万円単位）

貸付利率

〔当初 10 年〕住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス１％
〔11 年目以降〕住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(9)天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

（令和７年 12 月１日現在）

資金の種　類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間（措置なし）
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等農林漁業経営に必要な運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200 万円 激甚災害の場合は 250 万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	３～６年以内 激甚災害の場合は４～７年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合 2,500 万円 連合会 5,000 万円 激甚災害の場合は 組合 5,000 万円 連合会 7,500 万円	6.5%以内	３年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(10)　日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。

（令和７年 11 月 19 日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち措置期間
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.25～2.10%	25 年以内	10 年以内
		災害のため必要とする長期運転資金				
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.25～2.10%	25 年以内	10 年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、５割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.25～2.10%	20 年以内	3 年以内
		〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設等の復旧 (2) 被災果樹の改植又は補植	(1)農業を営む者 (2)農協・同連合会 （(1)への転貸に限定）	1.25～2.10%	(1)15 年以内 (2)25 年以内	(1)3 年以内 (2)10 年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	1.25～2.10%	15 年以内	5 年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、５割法人、林業振興法人	1.25～2.10%	20 年以内（林業経営改善計画に基づくもの 25 年以内）	3 年以内（林業経営改善計画にもとづくもの７年以内）
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、５割法人・団体、林業振興法人	1.25～2.10%	20 年以内	3 年以内
		〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧	林業を営む者	1.25～2.10%	15 年以内	3 年以内

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、５割法人、漁業を営む者	1.25～2.10%	20年以内	3年以内
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、５割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者			
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。)、５割法人・団体、漁業振興法人	1.25～2.10%	20年以内	３年以内
		〈主務大臣指定施設〉 漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	1.25～2.10%	15年以内	3年以内
農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	1.25～1.95%	15年以内	3年以内

(申込方法)　農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。
(貸付限度)　原則として８割で、額は各資金によって異なる。
(注) この他、新潟県農林水産業振興資金の融資や一般農林漁業関係資金（農業近代化資金等）について、運用の範囲内で被害農林漁業者等に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金等、農業改良資金）については、被害農林漁業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(11)中小企業融資等

ア　融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(ｱ) 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は､既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。

(ｲ)　関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。

(ｳ)　金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。

(ｴ)　中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。

(ｵ)　信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ　災害関連融資制度等

(ｱ)　融資制度　　（令和７年 12 月１日現在）

機関名	区分	融　資　条　件　等	申込窓口
県地域産業振興課	セ―フティネット資金（経営支援枠）自然災害要件	１　資金使途　運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。） ２　対象企業　県内で１年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。 ３　融資限度　　3,000 万円（別枠） ４　融資利率　融資期間３年以内　　年 1.30％ 融資期限３年超５年以内　年 1.50％ 融資期限５年超７年以内　年 1.70％ ５　融資期間　７年以内（うち据置期間２年以内） ６　担　　保　｝金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 ７　保 証 人　｝ ８　信用保証　新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JA バンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、魚沼農協、佐渡農協、えちご上越農協、みなみ魚沼農協
市町村	地方産業育成資金	１　資金使途　運転資金・設備資金 ２　対象企業　中小企業者（市町村長の定めるところによる） ３　融資限度　1,000 万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は 1,000 万円を超えることも可） ４　融資利率　保証付き（責任共有対象外）1.85％ 保証付き（責任共有対象）　2.05％ 保証なし　　2.35％ ５　融資期間　運転資金５年以内（うち据置期間６ヶ月以内） 設備資金７年以内（うち据置期間６ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可） ６　担　　保　｝金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 ７　保 証 人　｝ ８　信用保証　市町村長の定めるところによる。	市町村商工担当課
日本政策金融公庫「国民生活事業」	災害貸付	１　資金使途　設備資金、運転資金 ２　対象企業　災害により被害を受けた中小企業者 ３　融資限度　それぞれの融資限度額に１災害につき 3,000 万円を加えた額 ４　融資利率　それぞれの融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。） ５　融資期間　それぞれの融資制度の期間以内 ６　担　　保　｝公庫の定めるところによる ７　保 証 人　｝	日本政策金融公庫(国民生活事業)新潟、三条、長岡、高田各支店

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
日本政策金融公庫「中小企業事業」	災害復旧貸付	1　資金使途　災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2　対象企業　公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3　融資限度　直接貸付　別枠１億 5,000 万円 代理貸付　上記限度の範囲内で別枠 7,500 万円 4　融資利率　基準利率　（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。） 5　融資期間　運転 10 年以内　設備 15 年以内 （うち据置期間２年以内） 6　担　保 7　保証人 公庫の定めるところによる	日本政策金融公庫 (中小企業事業) 新潟支店及び代理店
商工組合中央金庫	災害復旧資金	1　資金使途　既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期） 2　対象企業　異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者 3　融資限度　金庫所定の限度内 4　融資利率　金庫所定の金利 5　融資期間　運転資金 10 年以内（うち据置期間３年以内） 設備資金 20 年以内（うち据置期間３年以内） 6　担　保 7　保証人 8　信用保証 金庫の定めるところによる	商工組合中央金庫 新潟支店及び長岡支店

(ｲ)　保証制度

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1　保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者、小規模企業者、組合（市町村長の証明を要する。） 2　保証限度額 個人・法人　　２億 8,000 万円 組合　　４億 8,000 万円 3　保証料率 年 0.80％	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店
新潟県信用保証協会	セーフティネット保証（４号要件）	1　保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者（市町村長の証明を要する。） 2　保証限度額 個人・法人　　２億 8,000 万円 組合　　４億 8,000 万円 3　保証料率 年 0.80％	

４　制度の住民への広報

県及び市町村は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施するものとする。

(1) 相談窓口の周知

県及び市町村の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、報道機関の協力により、新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知するものとする。

(2) 制度内容の周知

県及び市町村の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

ア　県災害対策本部が実施するもの

(ｱ)　広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成及び配布

(ｲ)　新聞紙面による周知

(ｳ)　被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

イ　市町村災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成及び配布

（県等の支援制度及び市町村個別制度の周知）

ウ　金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

(3) 地域メディアの活用

被災地域に有線放送設備、同時通報無線設備、ＣＡＴＶ局及びコミュニティーＦＭ局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る

第３節　　公共施設等災害復旧対策

１　計画の方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するため的確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。また、高度の技術又は機械力を要する工事等について、必要に応じ国に権限代行制度による支援を要請する。

２　計画の体系

被害状況調査及び集計	被害状況調査、被害報告、集計
復旧の基本方向の決定	災害復旧の基本方向の決定
災害査定の促進	災害復旧計画書作成、災害査定の促進
激甚災害指定の促進	激甚災害指定のための調査、報告
災害復旧事業に係る助成及び財政援助	助成・財政援助の内容及び担当窓口
住民及び関係団体等に対する情報提供	情報提供の分担及び方法

３　被害状況調査及び集計

(1)　被害状況調査

災害により被害が発生した場合、その施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し市町村又は所管部局（又は地域機関）にその状況を速やかに報告する。

(2)　被害状況の集計

被害報告を受けた所管部局は集計結果を速やかに国（関係省庁）及び県災害対策本部（危機対策課）に集計結果を報告する。

(3)　被害状況総合集計

県災害対策本部（危機対策課）は県全体の集計を行い、国（消防庁）に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。

(4)　災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
(1)　公共土木施設災害復旧事業 （公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）	河川	国土交通省	土木部河川管理課防災係 （地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所）
	海岸	国土交通省	土木部河川管理課防災係 交通政策局港湾整備課建設防災係 （地域振興局地域整備部、港湾事務所）
		農林水産省	農林水産部漁港課計画建設係
	砂防設備	国土交通省	土木部砂防課砂防係 （地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所、妙高砂防事務所）
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部治山課技術管理・災害班 （地域振興局農林（水産）振興部、津川地区振興事務所）
	地すべり防止施設	国土交通省	土木部砂防課地すべり係 （地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所、妙高砂防事務所）
		農林水産省	農林水産部治山課技術管理・災害班 （地域振興局農林（水産）振興部、津川地区振興事務所）
		農林水産省	農地部農地建設課防災係 （地域振興局農林（水産）振興部・農業振興部、新発田地域振興局農村整備部）
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	土木部砂防課地すべり係 （地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所、妙高砂防事務所）
	道路	国土交通省	土木部道路管理課維持管理係 （地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所）
	港湾	国土交通省	交通政策局港湾整備課建設防災係 （地域振興局地域整備部、港湾事務所）
	漁港	農林水産省	農林水産部漁港課計画建設係
	下水道	国土交通省	土木部都市局下水道課 （流域下水道事務所）
	公園	国土交通省	土木部都市局都市整備課 （地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所）
（上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金）	水道施設	国土交通省	福祉保健部生活衛生課営業・水道係

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
(2)　農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	農地部農地建設課防災係 （地域振興局農林（水産）振興部・農業振興部、新発田地域振興局農村整備部）
	林業用施設	農林水産省	農林水産部林政課林道係 （地域振興局農林（水産）振興部、津川地区振興事務所）
	漁業用施設	農林水産省	農林水産部水産課資源対策係 （佐渡地域：佐渡地域振興局農林水産振興部）
	共同利用施設 （農業用共同利用施設）	農林水産省	農林水産部農業総務課団体指導検査室指導第１係 （地域振興局農林（水産）振興部・農業振興部）
	（林業用共同利用施設）		農林水産部林政課計画調整係 （地域振興局農林（水産）振興部・津川地区振興事務所）
	（漁業用共同利用施設）		農林水産部水産課資源対策係 （佐渡地域：佐渡地域振興局農林水産振興部）
(3)　文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法)	公立学校施設	文部科学省	教育庁財務課財務管理係・助成係
(激甚法)	公立社会教育施設	文部科学省	教育庁生涯学習推進課生涯学習推進係
(激甚法)	私立学校施設	文部科学省	総務管理部大学・私学振興課支援班（私学担当）
(予算措置)	文化財	文部科学省	観光文化スポーツ部文化課文化財係
(4)　厚生施設等災害復旧事業 (社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金)	社会福祉施設等	厚生労働省	福祉保健部福祉保健総務課保護係 （地域振興局健康福祉(環境)部） 福祉保健部高齢福祉保健課介護サービス係 （地域振興局健康福祉(環境)部） 福祉保健部障害福祉課自立支援係 （地域振興局健康福祉(環境)部） 福祉保健部こども家庭課家庭福祉係 （地域振興局健康福祉(環境)部）
(医療施設等災害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	福祉保健部地域医療政策課医療企画班 （地域振興局健康福祉(環境)部）
(児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金)	児童福祉施設等	こども家庭庁	福祉保健部障害福祉課自立支援係 福祉保健部こども家庭課こども政策室・保育支援係・児童福祉係

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
（保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金） （廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱）	感染症指定医療機関 廃棄物処理施設	厚生労働省 環境省	福祉保健部感染症対策・薬務課感染症対策班 （地域振興局健康福祉(環境)部） 環境局資源循環推進課資源循環企画係 （地域振興局健康福祉環境部）
(5)　都市災害復旧事業（都市施設等）、堆積土砂排除事業 （都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）	街路、都市排水施設等（都市排水施設、公園等の施設） 市街地の堆積土砂	国土交通省	土木部都市局都市整備課市街地整備係 （地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所）
(6)　公営住宅等災害復旧事業 （公営住宅法）	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省	土木部都市局建築住宅課住宅整備係 （地域振興局地域整備部、津川地区振興事務所）
(7)　その他の災害復旧事業 ①　空港 （空港法） ②　工業用水道 （予算措置） ③　中小企業 （激甚法）	 空港施設 工業用水道施設 中小企業共同施設	 国土交通省 経済産業省 経済産業省	 交通政策局空港課空港企画整備担当 佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎 企業局施設課土木施設・電機施設班 （新潟工業用水道事業所、上越利水事務所） 産業労働部地域産業振興課小規模企業支援班
(8)　災害復旧に係る市町村に対する財政支援措置 ①　特別交付税に係る業務 ②　普通交付税に係る業務 ③　地方債に係る業務		 総務省 総務省 総務省	総務部 市町村課財政班（財政担当） 市町村課財政班（財政担当） 市町村課財政班（理財担当）

4　復旧の基本方向の決定

県は、被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者及び市町村の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定めるものとする。施設管理者はこの基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定するものとする。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

５　災害査定の促進

(1)　災害査定

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、国と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

(2)　事務手続

災害復旧事業の事務手続は、それぞれの法令、要綱等に基づき進めるものとし、その概要は次のとおりである。

【災害復旧事業事務手続き】

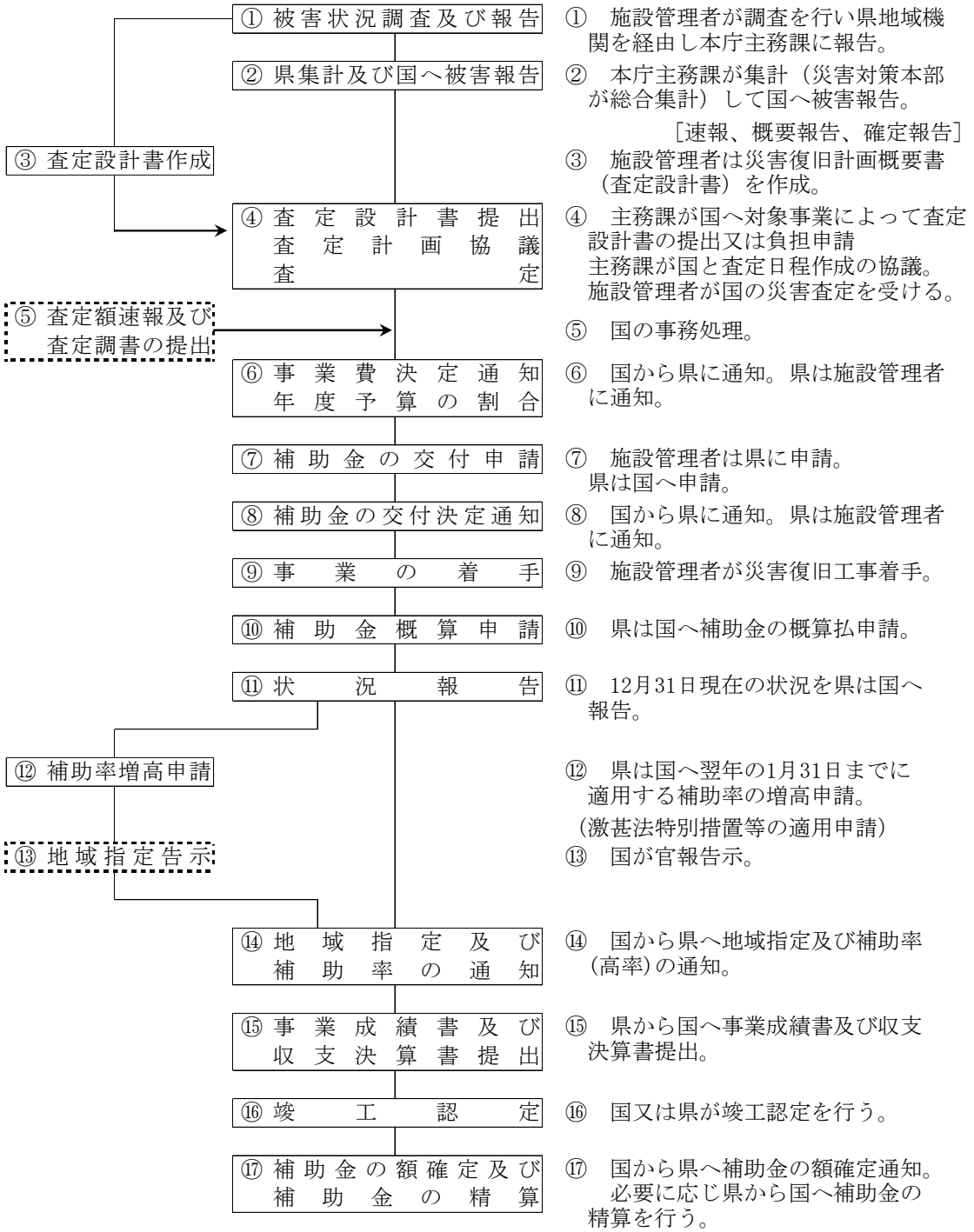

（注：電気・ガス・上下水道・通信等の各関係施設については「第３章　災害応急対策」による）

６　激甚災害指定の促進

県は、著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、この節においては「法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

(1) 知事は、市町村の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせる。

(2) 市町村は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(3) 関係部局は、法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(4) 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指　定　基　準
法第２章（３条～４条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.5％ Ｂ基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.2％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1)　都道府県分の査定見込額＞当該都道府県標準税収入×25％ 又は (2)　都道府県内市町村分の査定見込額 ＞都道府県内市町村の標準税収入額×5％
法第５条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5％ Ｂ基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1)　都道府県内査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4％ 又は (2)　都道府県内査定見込額＞10億円
法第６条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次のいずれかに該当する災害 (1)　法第５条の措置が適用される場合 又は (2)　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5％で法第８条の措置が適用される場合 （ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が５千万円以下の場合は除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3)　漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5％ 又は (4)　漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5％で法第８条の措置が適用される場合 （ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が５千万円以下の場合を除く。）

適用すべき措置	指　定　基　準
法第８条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 Ａ基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5％ Ｂ基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15％ かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上 １つの都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県内の農業者×3％
法第 10 条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	法第２条第１項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積（１週間以上）３０ha 以上の区域 排除される湛水量３０万㎥以上 最大湛水時の湛水面積の５０％以上が土地改良区等の地域であること
法第 11 条の２ 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5％ （樹木に係るもの）　（木材生産部門） Ｂ基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5％ （樹木に係るもの）　（木材生産部門） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1)　都道府県林業被害見込額＞当該都道府県生産林業所得推定額×60％ (2)　都道府県内林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1％
法第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 附則（平成 25 年６月 21 日法律第 57 号）第９条 旧設備資金貸付事業及び旧設備貸与事業の災害関係特例	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2％ Ｂ基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06％ かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上 １つの都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2％ 又は　＞　１，４００億円
法第 16 条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第 17 条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第 19 条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例	法第２章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外

適用すべき措置	指　定　基　準
法第 22 条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 被災地全域滅失住宅戸数≧4,000 戸 Ｂ基準 次の１、２のいずれかに該当する災害 １　被災地全域滅失住宅戸数≧2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)　１市町村の区域内の滅失住宅戸数≧200 戸 (2)　１市町村の区域内の滅失住宅戸数≧10% ２　被災地全域滅失住宅戸数≧1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)　１市町村の区域内の滅失住宅戸数≧400 戸 (2)　１市町村の区域内の滅失住宅戸数≧20%
法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第２章の措置が適用される場合適用 ２　農地農業用施設等小災害に係る措置については法第５条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のつど、被害の実情に応じて個別に考慮される。

(5) 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指　定　基　準
法第２章(第３条～４条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 ①イ）査定事業費＞当該市町村の標準税収入×50% （ただし、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外） ロ）当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する査定事業費が 2 億 5 千万円を超える市町村 査定事業費＞当該市町村の標準税収入×20% ハ）当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億以下の市町村 査定事業費＞当該市町村の標準税収入×20% +（当該市町村の標準税収入-50 億円）×60% ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね１億円未満である場合を除く。 ②査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することが見込まれる災害（ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く）
法第５条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置 法第６条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% （ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額＞農業被害額 かつ、漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額の 10%

適用すべき措置	指　　定　　基　　準
	（ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 ②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害（ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く）。
法第 11 条の 2 森林災害復旧事業に対する補助	林業被害見込額＞当該市町村の生産林業所得推定額×150% （ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05%未満の場合は除く） かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、おおむね 300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）のおおむね 25%を超える場合。
法第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 附則（平成 25 年６月 21 日法律第 57 号）第９条 旧設備資金貸付事業及び旧設備貸与事業の災害関係特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外） に該当する市町村が１以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。
法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	法第２章又は第５条の措置が適用される場合適用

７　災害復旧事業に係る助成及び財政援助

(1)　災害復旧事業に係る助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、県は国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

(2)　災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

地方財政措置制度の概要

(2)-1　普通交付税

ア　繰上交付【交付時期の特例（交付税法第 16 条第２項）（普通交付税に関する省令第 54 条）】

$\frac{\text{公共施設被害額}\times 0.8}{\text{被災市町村の基準財政需要額}}$		繰上交付 （次期交付額の合算額の割合）
市町村	10～50%	30%
	50～70%	50%
	70%　超	70%
県	20～50%	10%

	50～70%	15%
	70%　超	25%

【注】(ｱ)　上記基準に該当しない場合でも、災害救助法適用の場合は、最低の交付率を適用
(ｲ)　公共施設被害額とは、県内被災市町村のうち繰上交付を要する市町村の当該災害による公共施設被害額の合算額
(ｳ)　被災市町村の基準財政需要額とは、県内被災市町村のうち繰上交付を要する市町村の当該年度の基準財政需要額の合算額（未決定の間は前年度額に全国平均伸び率（交付団体分）を乗じた額）
(ｴ)　通常の交付時期（①４月②６月③９月④１１月）

災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入
(ｱ)　補助災害復旧事業債---------- 元利償還金の 95.0%
(ｲ)　単独災害復旧事業債---------- 〃 47.5～85.5%
(ｳ)　かんまん災害復旧事業債-------- 〃 57.0%

(2)-2 特別交付税

ア　災害に係る主な配分項目【特別交付税に関する省令】

区　分	算定基礎・数値	算入率
①　現年災（災害復旧）	国庫補助負担金を伴う災害復旧事業費・災害対策事業費及び国の行う災害復旧事業費の合算額	2.0%
②　現年災（応急対応）	被災世帯数、全壊・半壊家屋戸数、浸水家屋戸数、農作物被害面積、死者・行方不明者数、障害者数	措置単価
③　現年災（その他）	現年災（災害復旧）×0.5＋現年災（応急対応）×0.2	－
④　大火災	焼失住宅の世帯数	措置単価
⑤　公共施設火災	市町村有の施設の火災の焼失面積（小・中・高等学校、大学、庁舎、その他）	措置単価
⑥　渇水対策	渇水対策に係る一般財源所要額	措置率
⑦　災害応援	被災した地方団体の要請等により行った災害応援経費	措置率
⑧　干害・冷害・ひょう害等	農作物被害額	措置単価
⑨　営農資金利子補給	天災融資法に基づく、被災農林漁業者等に対する利子補給、損失補償に要する市町村負担額	80%
⑩　災害特例債	災害対策基本法第 102 条第 1 項に規定する地方債（歳入欠かん債等）の元利償還金	57%
⑪　連年災	連年災害を受けた団体	措置率
⑫　公営企業災害復旧	次の事業の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金の補てんのため一般会計から当該特別会計に繰り入れた額 ア　病院、上水道、下水道、簡易水道事業 イ　激甚災害被災市町村のガス、上水道（アを除く）、軌道、自動車運送事業	50%

(2)-3 地方債制度

ア　激甚災害以外

区　分	対　象　事　業	充当率等	備考
1)補助災害復旧事業債及び直轄災害復旧事業	①　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条に基づく災害復旧事業 ②　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第３条に基づく災害復	(1)公共土木等地方負担額の 現年分 100% 過年分　90%	普通交付税 元利償還金の 95%

区　分	対　象　事　業	充当率等	備考
	旧事業 ③　公立学校施設災害復旧費国庫負担法第３条に基づく災害復旧事業 ④　公営住宅法第８条第３項に基づく災害復旧事業 ⑤　国庫補助の対象となる都市施設に係る災害復旧事業 ⑥　その他 ※　補助事業の災害関連事業に対する起債は、公共事業等債で措置（充当率 90%）	(2)農地・農林漁業施設 地方負担額の 現年分 90% 過年分 80%	
2）一般単独災害復旧事業債	公共施設及び公用施設に係る災害復旧事業のうち補助・直轄災害復旧事業債の対象とならなかったもので、その他の災害復旧事業債の対象となったものを除いたもの並びに単独の災害関連事業で次に掲げる事業 ①　補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業 ②　災害復旧について国庫補助制度はあるが、補助災害復旧事業債の対象としない施設（保育所、養護老人ﾎｰﾑ等社会福祉施設、公民館・図書館等社会教育施設） ③　災害復旧について国庫補助制度がない施設の災害復旧事業（庁舎・各種試験場等の公用施設等） ④　災害応急復旧工事 ⑤　災害関連工事 ⑥　維持上又は公益上、特に必要と認められる河川、港湾、漁港の埋塞に係るしゅんせつ工事 ⑦　維持上又は公益上、特に必要と認められる天然の海岸、河岸の決壊に係る災害復旧工事 ⑧　災害復旧事業に伴って施設の移転建て替えをやむを得ない理由により行う場合における旧施設の解体撤去工事及び移転先の用地取得事業（被災前面積が上限） ※　対象外 ・農地（ただし、激特法第５条の措置が適用されたもののうち、１箇所の工事費が 40 万円以上のものは対象） ・維持工事費、著しい維持管理の不備が原因、施工粗漏、申請漏れ工事、設計不備 ・災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの ・小災害債の対象となるもの ※　災害応急復旧工事は特別の事情がある場合に限り採択されるものであること。	(1)公共土木施設等 対象事業費の 100% (2)農地・農林漁業施設 対象事業費の 65%	普通交付税 元利償還金の 47.5～85.5%

区　分	対　象　事　業	充当率等	備考
3)公営企業等災害復旧事業債	地方債計画上の公営企業債に係る災害復旧事業 ※　災害復旧について補助制度があるものは、補助査定で災害が認定されたものに限る。	対象事業費の 100%	特別交付税元利償還金補填のための一般会計繰出金の 50.0%（上水道、下水道、簡易水道、病院、ガス、軌道事業、自動車運送事業）
4)火災復旧事業債	被災原因が火災である公共施設及び公用施設の災害復旧事業 施設の原型復旧に要する経費（応急復旧費及び備品購入費を含む） ※　地震や大規模事故等の災害並びに放火等災害に準ずる原因に基づく火災については、一般単独災害復旧事業債の対象となる。	対象事業費の 100%	

イ　激甚災害【災害による特例債】

区　分	対　象　団　体	起　債　対　象	充当率	留意事項・交付税措置
1)歳入欠かん債	Ａ又はＢのいずれかの団体 Ａ【災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号】 公共土木施設、公立学校施設及び農地農業用施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が標準税収入額を超える団体 Ｂ【災害対策基本法第 102 条第 1 項第 2 号】 激甚災害の指定を受け災害救助法第 23 条第 1 項又は第 2 項に規定する救助が行われた市町村で、救助費用として県が支弁した額が当該市町村の標準税収入額の 1%相当額を超える団体	議会議決、条例、規則により減免された次のもの（災害のための減免で生じた財政収入の不足分） ①　地方税法第 4 条第 2 項及び第 3 項又は第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定による普通税 ②　使用料（公営企業に係るものを除く）及び手数料 ③　分担金、負担金	対象減収額の 100%	(1)起債の１件限度 県・指定都市 10,000 千円 人口 30 万人以上の市 5,000 千円 人口 10 万人以上の市 3,000 千円 人口 5 万人以上の市 1,500 千円 その他の市町村 800 千円 （災害対策債と合算で適用）
2)災害対策債		国庫補助負担金の交付を受けて行う次の対策に要する経費(災害救助予防対策費等に係る地方単独額を措置。 従って単独事業、継ぎ足し単独事業は対象外) ①水防対策	地方負担額の 100%	(2)交付税措置 ①歳入欠かん債 普通交付税 元利償還金の 47.5～85.5% ②災害対策債 特別交付税 元利償還金の 57%

区　分			対　象　団　体	起　債　対　象		充当率	留意事項・交付税措置
				②災害救助対策 ③伝染病予防対策 ④病虫害駆除対策 ⑤農作物種子対策 ⑥たん水排除対策 ⑦災害廃棄物処理対策 ⑧その他これらに類する対策			
3)小災害債	①公共土木等小災害債	a 公共土木施設災害債	【激甚災害に対処するための特例法第24条第1項】 公共土木施設、公立学校施設及び農地農業用施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が当該団体の標準税収入額を超える団体で、公共土木施設小災害債と次の公立学校施設小災害債の合計額が1件限度を超える地方公共団体	激甚地としての特定地方公共団体であって公共土木施設小災害債が1件限度を超える地方公共団体	国庫負担法の対象施設・事業で1ヶ所の工事費が300千円以上600千円未満（県・指定都市は800千円以上1200千円未満）	対象事業費の100%	(1)起債団体は激甚特別法による総務大臣告示団体 ・公共土木等 施行令　43　② ・農地等 施行令　44　② ・被害甚大地 施行令　45　② (2)起債の1件限度 県・指定都市 8,000千円 人口30万人以上の市 4,000千円 人口10万人以上の市 2,500千円 人口5万人以上の市 1,500千円 その他の市町村 800千円 県8,000千円 (3)交付税措置 普通交付税 元利償還金の ・公共土木等
		b 公立学校施設小災害債		激甚地として特定地方公共団体であって公立学校施設小災害債が1件限度を超える地方公共団体	1学校毎の工事費が100千円を超えるもの		

区　分		対　象　団　体	起　債　対　象	充当率	留意事項・交付税措置
	②農地等小災害債	【激甚災害に対処するための特別法第24条第2項】 農地、農業用施設、林道の激甚補助災害復旧事業費及び同小災害復旧事業費の合計額が8,000千円を超える市町村であって、農地・農業用施設、林道小災害債の合計額が１件限度を超える市町村	暫定法の対象施設・事業で１ヶ所の工事費が130千円以上400千円未満のもの	対象事業費の ・農地 一般被災地50% 被害激甚地74% ・農業用施設 一般被災地65% 被害激甚地80% ・林道 一般被災地65% 被害激甚地80%	66.5～95.0% ・農地等 100%

８　住民及び関係団体等に対する情報提供

県及び市町村は、住民及び関係団体に対し、掲示板、広報誌、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部（統括調整部）から、個別分野の情報は関係部局からも提供する。

９　暴力団排除の推進

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第４節　　災害復興対策

１　計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県及び市町村は、住民、民間事業者及び施設管理者等と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに県、市町村及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急に実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

本節では、都市部における復興対策の手順を例に取り記述する。町村部においても、本節を参考に、地域の自然・社会条件を踏まえ、住民参加による復興計画の策定及び復興事業の実施を図る。計画の策定に当たっては、広く住民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

２　都市復興対策の手順

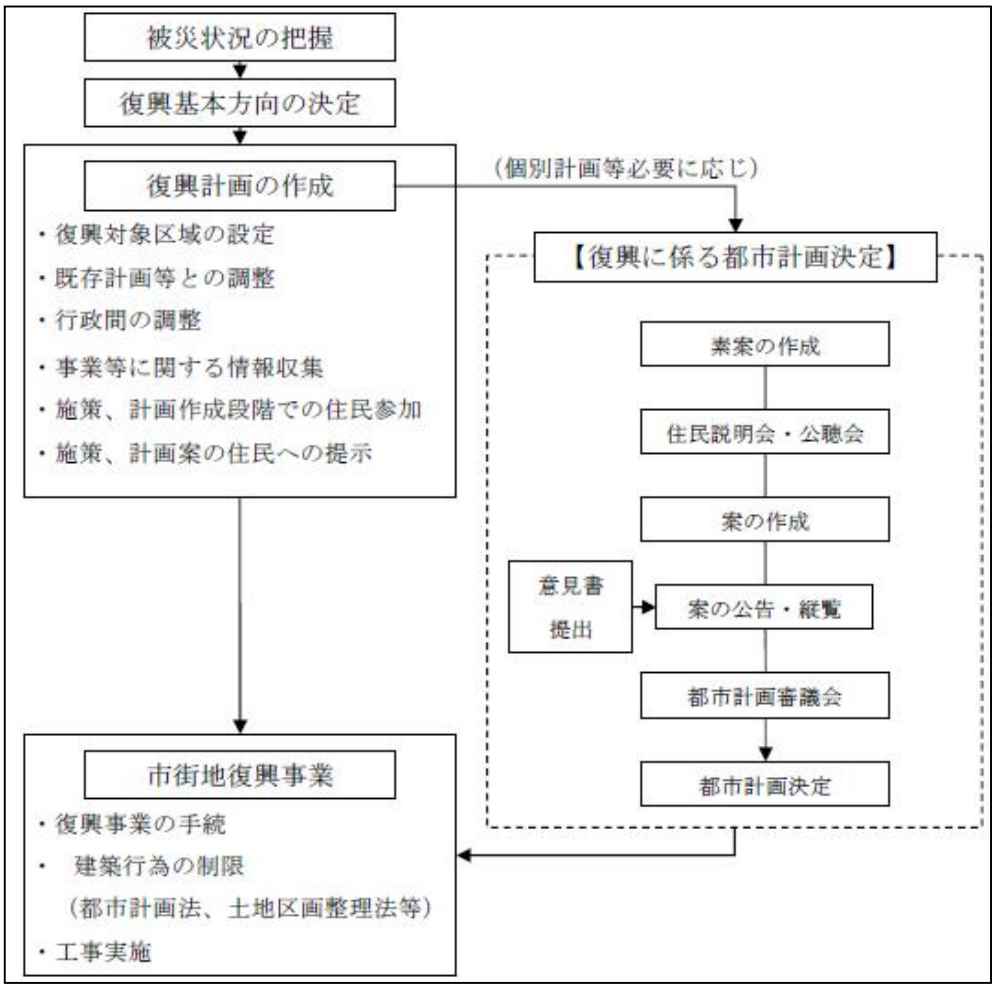

３　復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1)　組織・体制の整備

ア　被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、県及び市町村は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

イ　復興対策の円滑な実施をきすため、県及び市町村は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。

ウ　復興対策の遂行に当たり、県及び市町村は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

(2)　復興基本方向の決定

県及び市町村は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、県及び市町村が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3)　復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、県及び市町村は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

県及び市町村は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県及び市町村間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

復興計画作成に当たり、県及び市町村は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

(4)　機動的、弾力的推進手法の検討

県及び市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

４　防災まちづくり

県及び市町村は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

県及び市町村は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

県及び市町村は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

県及び市町村は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等にも配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

県及び市町村は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

県及び市町村は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

県及び市町村は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報等を、住民に対して提供する。

県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

県及び市町村は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

新潟県地域防災計画　震災対策編
（令和８年３月修正）
編集発行　新 潟 県 防 災 会 議
（事務局　新潟県防災局防災企画課）
〒950－8570　新潟市中央区新光町４番地１
電話：025(282)1605（直通）